



平成21年 第5回定例会

会 議 録

(平成21年9月4日～10月2日)

枕 崎 市 議 会

平成 21 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 29日間(9月4日～10月2日)

2 会期日程

月 日(曜)	区 分		時 間	内 容
9月 4日(金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号 - 第21号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算及び決算特別委員会の設置 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第22号、第23号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告(日程第24号、第25号) 14 散 会
9月 5日(土)	休 会			
9月 6日(日)	休 会			
9月 7日(月)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会
9月 8日(火)	本会議		前 9:30 後 3:35	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会
9月 9日(水)	休 会	委員会	前 9:38 後 2:00	1 総務委員会 1 文教厚生委員会
9月10日(木)	休 会	委員会	前 9:28	1 予算及び決算特別委員会(補正)
9月11日(金)	休 会	委員会	前 9:28	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月12日(土)	休 会			

9月13日(日)	休 会			
9月14日(月)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月15日(火)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月16日(水)	休 会	委員会	前 9:29 後 1:10 後 1:57	1 予算及び決算特別委員会(決算) 1 産業建設委員会 1 文教厚生委員会
9月17日(木)	休 会			
9月18日(金)	休 会	委員会	前 8:57 前 9:28	1 議会運営委員会 1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月19日(土)	休 会			
9月20日(日)	休 会			
9月21日(月)	休 会			
9月22日(火)	休 会			
9月23日(水)	休 会			
9月24日(木)	休 会			
9月25日(金)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号、第2号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第3号 - 第8号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 散 会
9月26日(土)	休 会			
9月27日(日)	休 会			
9月28日(月)	休 会			
9月29日(火)	休 会	委員会	後 1:29	1 議会運営委員会

9月30日(水)	休 会			
10月 1日(木)	休 会			
10月 2日(金)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号、第2号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第3号 - 第10号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第11号 - 第12号) 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 継続調査申し出について 12 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成21年9月4日)

平成21年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

平成21年9月4日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	5 2	平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予算及び決算特別委
5	5 3	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
6	5 4	平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	5 5	平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	5 6	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
9	5 7	平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
10	5 8	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務
11	5 9	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	6 0	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文厚
13	認1	平成20年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	予算及び決算特別委
14	認2	平成20年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
15	認3	平成20年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算	〃
16	認4	平成20年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
17	認5	平成20年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃

18	認6	平成20年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
19	認7	平成20年度枕崎市立病院事業決算	予算及び決算特別委
20	認8	平成20年度枕崎市水道事業決算	〃
21	陳3	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情	文 厚
22	61	公平委員会委員の選任について	
23	62	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
24	報3	健全化判断比率について	
25	報4	資金不足比率について	

本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	畠野宏之	議員	2番	牧信利	議員
3番	板敷作廣	議員	4番	茅野勲	議員
5番	村上ミ工	議員	6番	今門求	議員
7番	原村且元	議員	8番	板敷重信	議員
9番	上釜いほ	議員	10番	米倉輝子	議員
11番	沖園強	議員	12番	豊留榮子	議員
13番	中原重信	議員	14番	佐藤公建	議員
15番	園田武夫	議員	16番	新屋敷幸隆	議員
17番	立石幸徳	議員	18番	依積田義信	議員

1 本日の書記次のとおり

籠原均	事務局長	依積田光昭	書記
橋之口寛	書記	平田寿一	書記
田代勝義	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口嘉昭	市長	中村秀雄	副市長
久木田敏	総務課長	山口英雄	企画調整課長
南田敏朗	水産商工課長	西之原修	市民生活課長
今給黎力	財政課長	白澤芳輝	福祉事務所長
松野下祥一	建設課長	真茅学	農政課長
今給黎和男	健康課長	永留秀一	税務課長
迫野豪	水道課長	茶屋盛忠	下水道課長
中村責郎	農委事務局長兼農振係長	園田勝美	市立病院事務長
依積田清文	財政課参事兼財産管理係長	依積田寿博	市民生活課参事兼環境整備係長
揚村芳江	健康課参事	山口英夫	教育長
畠中道夫	教育委員会総務課長	外俊則	学校教育課長
三島洋台	生涯学習課長	天達章吾	文化課長
春田浩志	保健体育課長	今給黎龍浪	給食センター所長
田野尻武志	監査委員	佐藤祐司	監査委員事務局長
四元幸一	選管事務局長	園田敏雄	会計管理者兼会計課長
東中川徹	行政係長	橋口和洋	行政係主査
中山俊吾	行政係主事		

午前9時30分 開会

畠野宏之議長 平成21年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員18人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、7番原村且元議員、12番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月2日までの29日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成21年度5月分、6月分及び7月分の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成21年第4回定例会以降の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第21号までの18件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例3件、人事案件2件、決算8件及び報告事項2件の計21件であります。このうち人事案件及び報告事項を除く17件について説明を申し上げます。

まず、議案第52号平成21年度枕崎市一般会計補正予算(第3号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,550万円を追加し、予算総額を102億1,780万円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業の追加及び臨時財政対策債の決定によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国の1次補正関連事業として、子育て応援特別手当交付事業、森林整備加速化・林業再生事業、森林環境保全整備事業、学校情報通信技術環境整備事業など、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、低公害車購入事業、市道整備事業、防火水槽設置事業、学校情報通信技術環境整備事業など、そのほか財政調整基金積立金、福祉関係国県支出金等精算返納、水道事業会計出資金及び花渡川改修に係る土地取得費などをお願いしてあ

ります。その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第53号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,419万1,000円を追加し、予算総額を36億3,551万9,000円にしようとするものです。

補正の主なものは、制度改正による出産育児一時金48万円、高額療養費特別支給金20万円及び平成20年度確定による療養給付費等交付金精算返納金2,351万1,000円の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金139万3,000円、繰入金16万円及び繰越金2,263万8,000円の増で措置いたしました。

次に、議案第54号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ273万7,000円を追加し、予算総額を2億9,023万6,000円にしようとするものです。

補正の主なものは、平成20年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金は保険料滞納繰越分139万9,000円、償還金は国庫支出金返納金5万7,000円及び一般会計繰入金128万1,000円の増額であります。

以上の財源として繰越金273万7,000円の増で措置いたしました。

次に、議案第55号平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,047万3,000円を追加し、予算総額を21億4,634万8,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等精算返納金及び一般会計繰入金精算返納金であります。

以上の財源として、繰越金1億3,047万3,000円の増で措置しました。

次に、議案第56号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動等による給与費の減額をするとともに、新型インフルエンザ防護具購入による材料費、旧病棟耐震診断業務委託料並びに非常勤医師の報償費及び旅費交通費の増額に伴い、医業費用を674万8,000円追加しようとするものです。

また、新型インフルエンザ対策の人工呼吸器を購入するため資本的支出を210万円追加し、収入額が支出額に対して不足する1,841万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第57号平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出を110万4,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出において収入で一般会計出資金を2,000万円増額し、企業債を2,000万円減額するとともに、支出を110万4,000円増額し、収入額が支出額に対し不足する3億1,532万円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第58号枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、雇用保険法等の一部を改正する法律の制定により、船員保険の被保険者が労働者災害補償保険法の適用に統合されること等に伴い、所要の条文整理をしようとするものです。

次の議案第59号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防法の一部改正に伴い、所要の条文整理をしようとするものです。

次に、議案第60号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額を増額しようとするものです。

なお、認定事項第1号平成20年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成20年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成20年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成20年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成20年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成20年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第7号平成20年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第8号平成20年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

なお、これらのうち認定事項第7号平成20年度枕崎市立病院事業決算及び認定事項第8号平成20年度枕崎市水道事業決算については、それぞれ利益剰余金処分計算書案もあわせて提出してございます。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

17番立石幸徳議員 私は、ただいま提案されました議案につきまして、質疑をいたしたいと思えます。

議案第56号市立病院事業会計の補正予算の中に新型インフルエンザ関連の補正が計上されていますので、本市の新型インフルエンザの感染状況等実態につきましてお尋ねいたします。先月末29日ですか、県内で初めて全国では6番目という新型インフルエンザの死者が本市から出まして、市民も驚いているわけでありまして、そこで、本市の新型インフルエンザの感染状況、実態はどうなっているのか。最初にお答えいただきたいと思えます。

中村秀雄副市長 インフルエンザの状況でありますけれども、これは後もって全員協議会で市長の方から詳しく説明する予定であります。現在の状況ということでございますから、現時点で私どもが確認できたところでは、これまでに幼児15名、児童生徒11名、保護者1名の合計27名の方が感染しております。この方々はいずれも軽症で、治癒や快方に向かっているということでございます。

17番立石幸徳議員 6月議会での当局説明は、新型インフルエンザ策定行動計画書に基づきまして、市の方で警戒本部あるいは対策本部を設置し、感染予防あるいは防止、拡大対策、住民への広報を迅速にするようになっているんですね。副市長の方から説明された実態、こういったもの住民への広報は、なされているわけなんですかね。

今給黎和男健康課長 住民への広報活動等についての御質問ですが、先ほどありましたように8月26日に感染者が発生したとなりましたので、26日から防災無線等通じまして感染予防の注意喚起を行っているところであります。そしてまた、9月の市報の中に感染予防のための新型インフルエンザ予防等のための10カ条という注意喚起のパフレット等を配付していく予定にしております。

17番立石幸徳議員 死んだ方の場合も報道によりますと感染経路不明という形で報道されていますよね。それと保育所関係の臨時閉鎖といいましょうか、こういったものもなされていると後もって教えてもらっているわけなんですけど、このインフルエンザ関係の広報というものは後もって、のんびりとやるようなものじゃないんじゃないかと私は思うんですよ。

まず、市民がそういった実態を知らないとどうやって防止策を講ずるか。そういうものが対応に困るわけですね。今度の死者の報道の場合も市民も本当にびっくり仰天したんじゃないでしょうか。この死者の場合の感染経路、いまだに不明なのか。それと保育所関係の臨時閉鎖についてもきちとした形で広報がなされていると当局ではそういった形で考えているのかどうか。最後にお尋ねしておきます。

中村秀雄副市長 インフルエンザの対策につきましては、加世田保健所あるいは市の医師会等と連携をとりながら対策を講じているところであります。御指摘のように、それぞれ市民に報道することがいいのか悪いのか、なかなか判断しかねるところであります。と言いますのは、現状として私たちが把握している部分をそのまま住民に知らせることが、先ほど健康課長が申し上げましたように手洗いとかそういったことの広報はしておりますけれども、現状についてはそこまで詳しく説明することが果たしていいことなのかどうか、私たちとしては判断に迷うところと。

御指摘のありました保育園の休園につきましても県の担当者等とも連携して、市として休園を要請したところということでございます。後もって先ほど言いましたように、全員協議会で詳しく市長の方から説明を申し上げたいと思います。

瀬戸口嘉昭市長 今、副市長の方から申し上げましたが、私の方からも申し上げますが、いろいろ検討いたしました。私はもう直ちにインフルエンザの発生を聞いたときに、市民にとにかく予防について、うがいとか手洗いとか健康管理について広報するようにと申して、すぐ始めたわけであります。それは御理解いただきたいと思います。

ただ、大変行政として苦慮したと言いますことは、もう既に市内の業者等の風評被害が出ているという苦情もまたあります。ですから、その辺の関連というのが大変難しく、きょうは後で私の方から現在までつかなだことを申し上げたいと考えておりますから、御理解いただきたい。

それと同時に、5月ごろ最初に世界的なインフルエンザが国内でも発生した時点での国、県、保健所等の取り扱いとその後、今回の新型インフルエンザの実態がいわゆる菌の強さとかそういう実態がわかってから、7月ごろから後の対応というものが随分違ってきておまして、前みたいに一つ一つその報告をもらって我々にも知らせてもらう、あるいは市がとらえて保健所に報告するという、今そういうシステムになっておりませんことをまた御理解いただきたいと思います。

2番牧信利議員 一般会計の補正予算の関係と条例でお尋ねいたします。今回、電子黒板の導入というものが出されております。これはどういう形で各学校に配置されるのか。導入に当たってどのような検討がなされたのか。その活用というのは、具体的にはどのようにして行われようとしているのか。購入台数を含めて各校への配置状況もお尋ねしたいと思います。

それから議案第60号ですが、国保条例の一部改正が出ております。出産育児一時金の額の増額となっておりますが、平成21年10月1日から23年3月31日までの間に出産したときに支給すると、こういうふうになっております。この期間の限定は、なぜ行われるのか。

それと今回の対象となる件数は何件か。それから国保会計の方の財源を見ますと、一般会計からの繰り入れというの財源的には示されておりますので、国と市の負担割合というのはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

畠中道夫教委総務課長 学校情報通信技術環境整備事業の中の電子黒板の導入について御説明いたします。学校における児童の情報活用能力の育成を図るための事業でございます。従来の黒板から電子情報ボード、手元のパソコンの画面がそのまま拡大されて黒板上に映し出される装置でございます。国の方がデジタル化推進の一環として進めているものでございまして、小・中学校各校に1台ずつ配置することをお願いしてございます。

また、その活用法につきましては、学校教育課とも連携して進めながら効率よくどの学校でも成果が上がるように今後も詰めていきますし、そのように検討を進めているところでございます。

外俊則学校教育課長 電子黒板の活用についてのお尋ねなんですが、電子黒板自身が普通の黒

板と違いまして電子ペンというのがありますので、その電子ペンを活用しますと直接文字を記入して、それを画面に映るということができますので非常に効率もいいですし、子供たちが書き込んだものがそのまま画面に出るということで、子供たちの興味・関心・意欲を高めるのに非常に効果的ではないかなと思います。

それから教科書を使ったソフトもございまして、直接、教科書の材料を画面に映して一緒になって、子供たちと授業を進めることができます。例えば、普通の黒板でしたら、黒板に字を書く間に子供たちに背を向けることもあるでしょうけれども、この電子黒板でしたら子供たちの目を見ながら、実際、子供たちと一緒に授業を進めることができるという展開がございまして。

具体的には、平成23年度から小学校に英語活動が導入されるわけですが、実際、文科省が作り出したその奨励するためのプログラムが入ったソフト関係も、その電子黒板活用というのを前提に進んでいるということですので、ぜひ、それらのことを学校でも使わせていただきたいと思っております。御提案申し上げます。

今給黎和男健康課長 出産育児一時金の額の改定の関係で、期間が1年半と限られているのはということですが、これは国の補正予算関係、子育て支援関係の一環として今回なされているもので、1年半の時限の期限がついているものとなっております。はっきりしたことは申し上げられませんが、今、議員がおっしゃったように期限がという話が一応ありますので、厚生労働省としても今後、検討していくというような話にはなっているみたいですが、はっきりしていません。

それから対象人員ということですが、今年度分として12名の、今、半年過ぎていきますので私どもの計画では年間24名の出産者がいるという形で計画しておりますので、12名というような形になっております。それと、財源内訳の関係ですが、これは国庫補助金が6分の3、一般会計の繰入金金が6分の2、国保会計分が6分の1となっております。

2番牧信利議員 この電子黒板ですが、各校1台ということですね。学校にわずか1台でまともな活用ができるんでしょうかね。今、黒板は多いところは前と後ろと2つあるでしょ。学校に1台あって、活用して教育的効果を上げるというのが実際上可能なかどうかですよ。簡単に、教室に持っていけるようなものなんでしょうかね。これは1台当たりの費用は、本体、ソフト含めて幾らかかるんですか。この点を教えてください。

それから、これを使いこなすというのは、もう先生方は勉強されていらっしゃるんですか。電子黒板の使い方とかいう研修等はやられているのかどうか、これをお尋ねします。

畠中道夫教委総務課長 電子黒板ですが、この情報化の推進ということで、従来なら文科省の補助金2分の1ということでございまして高額な備品でございまして、今回、経済対策分の2分の1分を充当できるということで、何とか学校教育課とも協議をして、まず1台ずつ各学校に導入して効率よく回りたいということで導入いたしました。決して、1台で満足できるものではありませんが、まず導入して各学校で積極的に活用してもらいたいと考えております。

また、先ほどの予算でお願いしまして取りつけ中ですが、アンテナと配線工事をして各学校にデジタル化ということで、プラズマテレビ42型を導入することになっておりますが、即映るといふことであれば、その視聴覚室等の配線があるところに電子黒板を設置しまして、そこで大多数で使うということをおまづ前提に考えております。

それから予算にお願いしておりますのは、本体デジタルテレビとタッチボード一体型の方で、1台75万円ほどをお願いしております。

外俊則学校教育課長 先生方の方の活用の状況ということだと思いますが、実際、私どもが事業を展開していた時期に比べますと非常に進んでいるような気がいたします。実際、授業参観等に行きますと先生方が自分で準備されたんだと思いますが、小さいものですが、電子ボードに類するものを使って、子供たちに例えば漢字とか英語とかいう、例えば漢字で車とあればタッ

ちすると車の絵の形が変わるとか、非常にそういう視覚的なものを活用するというところに興味を持って取り組んでいらっしゃる状況があると思います。

もちろん台数として、まだ少ないという御指摘もありましたけれども、頻繁に使える度数があればいいと思いますけれども、まず導入していただきまして、あの50型を超える大きな画面でするので授業以外にも、例えばビデオの活用であるとか、プロジェクターの画面のかわりにもなるということでしたので、すばらしい画面で子供たちにいろんなものを見せるということも非常に効果的じゃないかなと思いますので、活用の方もこれからも進めてまいりたいと思います。

2 番牧信利議員 だから、各教室に1台ずつあれば日常的に活用というのがあるのでしょうか、学級数が多いところは教科を限定するかしないと。1年に1度か2度その電子黒板を使った授業がありましたというのでは、本当の教育的な効果として活用できるのかどうかというのを心配するわけですね。

インターネットを見てもと機械を売り込んで、操作のやり方を教えている人がブログで出していました、私たち商売上からいくと大変喜ばしいことだが、教育上、本当にこれが効果があるのかと。2年もすると、もうそんな黒板があるというのは先生方も忘れてしまうような事態も生まれるんじゃないかと専門家が書いておりました。

ですから、そういうふうにならないように1台というのは本当に学級数の多い学校では役に立つのかなと。ある意味では具体的には活用計画というのは、教育委員会としては各学校に対してどういう提起をして計画づくりをしようとしているんですか。最後にお尋ねしておきます。

外俊則学校教育課長 活用についての御質問だと思いますが、各学校でそれぞれ新学習指導要領の移行措置に入っています。ことし、来年とまた再来年から小学校が新しい学習指導要領で始まるわけですがけれども、情報に関するモラルも含めて非常に徹底した部分での子供たちの指導も含めまして、こういう情報機器を使うもしくはこの電子黒板等を使って我々の時代では考えられなかったように、子供たちのその学習範囲を広げるということに対して、どんどん先取りできるものは先取りして行って、子供たちにとって先にするようなそういう教育を進めていきたいと思えます。

具体的には、子供たち自身が定着させるためには教師自身がどういうふうな活用をするかというのは大きな課題であると思います。ですので、確かに学校に1台というのは数が少ないんですけども、逆に言えば、それがもしなかったときの学校の状況と今のときの状況を比べたときに、子供たちに対する影響は大きいのではないかと思います。

ですので、これからも学校訪問等でいろんな形で先生方と話をして行って活用についても進めていきますけども、情報教育の中でもそれから各教科の中でも年間指導計画というのをつくっていきますので、ぜひその辺についても活用の方向を具体化するよう、これからも指導してまいりたいと思います。

11番沖園強議員 議案第56号枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）並びに認定事項第7号の市立病院の20年度決算について、若干お伺いしておきます。

今回の補正では、先ほど市長の方からも説明があったんですが、人事異動に伴う影響額を給与費で1,900万と。経費を1,900万減額して、先ほどの説明では非常勤医師の報酬等も含まれるということでしたが、2,500万の補正内容となっているようですが、給与明細書で見ると6月補正で職員19人が21人になったと。そして今回、また19人に減っていると。それを見たときに、級別職員数から見ると医療職1の医師ですよね、常勤医師が1名しかいないという状況かなと見受けられますが、これは28歳の医師が月額32万3,400円の給与額で院長すなわち管理者と医師を兼務しているという極めて異常な状況かなと思うわけですね。そこで、先ほど非常勤医師の話も出たんですけど、その医師の勤務状況そしてまた基準看護についての不安を感じてならないんですが、どのようになっているのか、まずお伺いしておきます。

園田勝美市立病院事務長 ただいまの御質問ですけれども、医師につきましては今回の給与費明細の中で医師1名という形でしてございますが、これは7月1日現在の表として出しております。このほかに管理者としては院長が別に特別職ということでの条例で定めました給料を支給いたしております。しかしながら、8月になりましてからこの常勤医師1名が異動になったということで、今回の補正で減額したところでございます。実態といたしましては、8月1日現在で、管理者として院長が1名おります。それと非常勤の医師が7名ということで、現在診療を行っているところでございます。

11番沖園強議員 非常勤の医師がこういった勤務実態にあるのか我々わからないですが、その非常勤医師の勤務実態というのがこういったローテで勤務されているのか、お示しいただきたい。それと4月から公営企業法の全部適用ということで、今回の補正で市立病院職員の給料表が行政職給料表から医療職給料表への移行がなされている給与明細書なんですよね。この医療職給料表への移行によって、職員1人当たりの平均給与月額が減っている明細書になっていると。例えば、6月議会における議案書では、ことしの1月の医療技術職員の平均年齢42歳11カ月の平均給与月額は39万だったです。そうすると今回、移行した部分では43歳2カ月の平均給与月額は37万に下がっていると。そういった内容の明細書になっていると思います。

3月議会での全適移行の当局説明では、職員の労使関係は管理者である院長との労使交渉になると。現在の職員の身分の保証、現給保障ですか、がなされるというような説明だったかと思うんですよね。その現給保証についての労使合意というのは、どのようになっているのか。

また、市立病院改革有識者会議の提言では、全適移行が最善の策であると。そして、公立病院の特性を生かした安定的な経営のためには一般会計からの繰り入れを行うべきであろうというような提言の内容だったかと思うんです。そういった提言を受けて、市当局は23年度までに一般会計の繰り入れ、そういったものの方向性を示すというようなことでございましたが、認定事項7号20年度決算説明書に添付されている公立病院改革プランではまだそれが示されていないと、23年度も、という状況かと思うんですが、有識者会議の提言で言われている所定の繰入額、そういったものはどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

園田勝美市立病院事務長 まず、最初の非常勤医師の勤務実態でございますけれども、月曜日に朝から非常勤の医師がまいりまして、月曜日の当直をいたしまして火曜日の朝帰ります。火曜日の午前中につきましては、別の医師がまいりまして午後から大学の方から1名また非常勤の医師がまいります。そして、その医師は当直をいたしまして水曜日の午前中まで勤務をいたします。

さらに水曜日の午後からは、火曜日の午前中にまいりました非常勤医師が午後だけの勤務をするということでございます。それと木曜日につきましては、朝から夕方までの日勤をしているということでございます。それと金曜日の夜から当直の医師がまいりまして翌日の朝まで当直をいたしますけれども、月に2回は土曜日の日勤を日直するという形でしてございます。さらに、それ以外に日直・当直を勤務する医師をお願いしてあるということでございます。さらに、固定的には7名でございますけれども、変則的に大学の方から派遣していただいたりしている医師を含めまして7名ということでございます。

それと2点目の現給保障の関係でございますけれども、この給与費明細につきましては給与費ということでいきますので、給料以外の手当とかいろいろな支給状況によって若干かわってまいります。したがって、給料で申し上げますと3月31日以前に病院職員として勤務いたしました職員につきましては、全員現給の保障をするということで労使合意をしております。

それと繰入金金の改革プランとの関係でございますけれども、改革プランの中では21年度以降の交付税算定がだいぶかわってくるということでございましたけれども、20年度までの交付税算定方式をそのまま採用いたしまして、21年度、22年度、23年度につきましては収益的収入としての計上、さらに資本的支出としての計上というのを改革プランの収支計画の中に入れてござ

います。

それで認定事項第7号の部分につきましては、参考資料の33ページの方に収支状況のみを出してございますけれども、この中の医業外収益の中の他会計負担金ということで3条予算に係る元利償還金等に関する数字をそのまま計上してございます。

11番沖園強議員 ただいまの説明では、確かに収益的収入の中で他会計負担金として1,100万程度ですかね、この改革プランの中では。計上してあるんですけど、繰出基準等におきます所定額というのは幾らかということになっていくかと思うんですが、それをお示ししていただきたいと思います。

それと現在まで一般会計が担ってきたといえますか、病院職員の退職金等を一般会計が担ってきたと。そういった一般会計と企業会計とのバランスといえますか、経営状況によつての繰入状況というものも今までなされてこなかったという点はあるんですけど、先ほど申しました職員の処遇そのものは現給保障はなされているものの今度の給料表の切りかえ移行によつて、処遇は若干悪くなったといえますか、減ったんじゃないかと思うんですが、資金計画等で資金収支の21年度は20年度に比べて若干悪くなっているというふうな状況の中で、今後の市立病院の健全経営上、その所定の繰り入れというものは早急に見直すべき、また解決すべき問題じゃないかと思うんですが私はこう思うんですけど。

そこで1点だけ伺いしておきますが、今まで病院の改築・改良等を行つてきて企業債等を発行してきておるわけですね。20年度の決算書の企業債の明細書によると約3億程度は残っているということなんですけど、財政法上からいった場合に公営企業の企業債について、後年度交付税措置として繰入金としてあるんじゃないかというような認識なんですけど、企業債に対する繰出基準というのはどうなっているんですか。

園田勝美市立病院事務長 まず、改革プランに対します計上額でございますけれども、病院事業に対する繰出基準というものについては、大きく分けまして14項目ございます。ただその中で、枕崎市立病院に該当するものというのが建設改良費に要する経費、これの中に元利償還金に対する交付税措置もございます。

さらに、救急医療の確保に関する経費さらに経営基盤強化等に対する経費ということで、例えば改革プランの策定に要する経費などというものが20年度には含まれていたものでございます。それで、この基準をもとにいたしまして当面21年度以降の改正というものについての詳細は不明であるということで、20年度の交付税算定方法に基づきまして繰り出し基準をそのまま試算して改革プランの中に計上してございます。

したがって、21年度の改革プランの収益的収入の方に見込んでございますのは、企業債利息に関する部分と救急医療の確保に要する経費ということで2,695万4,000円、資本金収入の方につきましては元金償還分ということで961万4,000円ということで策定いたします時点で、基準として見込まれておりました部分については、100%改革プランの中に計上しているということでございます。

さらに、交付税措置の関係なんですけれども、企業債につきましては20年度までは元利償還金の2分の1相当額ということでございましたので、それで算定される額を計上したと。21年度以降については、基準財政需要額の算定方法が若干かわったということは聞いておりますけれども、詳細については私どもの方ではまだ把握いたしておりません。

今給黎力財政課長 一般会計から病院への繰り入れの関係ですが、これまで双方の財政状況を見極めながら繰り入れについて協議をしてきておりますが、今後、交付税の需要額算入の見直しあるいは有識者会議の提言それから公立病院改革プランガイドライン等を踏まえまして、今後さらに協議、検討をさせていただきたいと考えております。

それから、市立病院企業債に対する交付税措置に係る繰り出し基準額でございますけれども、

15年度以降で見ても約1億6,200万程度見込んでいるところでございます。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算及び決算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算及び決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

畠野宏之議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算及び決算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名とし、予算及び決算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算及び決算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時33分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算及び決算特別委員会の委員の選任については、佐藤公建議員、豊留榮子議員、板敷重信議員、板敷作廣議員、園田武夫議員、茅野勲議員、米倉輝子議員、村上ミエ議員、牧信利議員、原村且元議員、沖園強議員、立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第22号及び第23号の2件を一括議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 ただいま上程されました議案第61号及び議案第62号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第61号公平委員会委員の選任について申し上げます。

公平委員会委員山崎公広氏が平成21年8月10日をもって同委員を辞職したことに伴い、その後任として、櫻井敬子氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の議案第62号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員白澤英幸氏の任期が平成21年10月23日をもって満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

畠野宏之議長 ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、それぞれ無記名投票で行います。

まず、日程第22号公平委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

畠野宏之議長 ただいまの表決権を有する議員は、17人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は、投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

畠野宏之議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

畠野宏之議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

畠野宏之議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

畠野宏之議長 これから開票を行います。

開票立会人に、8番板敷重信議員、9番上釜いほ議員、10番米倉輝子議員を指名いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

畠野宏之議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票。これは、先ほどの議員数に符号いたしております。

そのうち賛成17票、反対0票。以上のとおり全員賛成であります。

よって、議案第61号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第23号固定資産評価審査委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

畠野宏之議長 ただいまの表決権を有する議員は、17人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は、投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

畠野宏之議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

畠野宏之議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

畠野宏之議長 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

畠野宏之議長 これから開票を行います。
開票立会人に、11番沖園強議員、12番豊留榮子議員、13番中原重信議員を指名いたします。
立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

畠野宏之議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数17票。これは、先ほどの議員数に符号いたしております。
そのうち賛成17票、反対0票。以上のとおり全員賛成であります。
よって、議案第62号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第24号及び第25号について、市長に報告を求めます。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 報告事項2件について説明を申し上げます。

まず、報告事項第3号健全化判断比率につきましては、平成20年度における健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

次の報告事項第4号資金不足比率につきましては、平成20年度における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

畠野宏之議長 これから質疑を行います。
報告事項ですので、基本的な部分についてのみ簡潔に願います。
ただいまの報告事項2件に対し、質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
本日は、これをもって散会いたします。

午前10時52分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成21年9月7日)

平成 2 1 年枕崎市議会第 5 回定例会

議事日程（第 2 号）

平成 2 1 年 9 月 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

日 程 番 号	件 名
1	一 般 質 問 豊 留 榮 子 議 員 (20 ページ ~ 25 ページ) 村 上 ミ エ 議 員 (25 ページ ~ 29 ページ) 牧 信 利 議 員 (29 ページ ~ 38 ページ) 依 積 田 義 信 議 員 (38 ページ ~ 46 ページ) 原 村 且 元 議 員 (46 ページ ~ 56 ページ)

本日付議された事件は議事日程（第 2 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	畠野宏之	議員	2番	牧信利	議員
3番	板敷作廣	議員	4番	茅野勲	議員
5番	村上ミ工	議員	6番	今門求	議員
7番	原村且元	議員	8番	板敷重信	議員
9番	上釜いほ	議員	10番	米倉輝子	議員
11番	沖園強	議員	12番	豊留榮子	議員
13番	中原重信	議員	14番	佐藤公建	議員
15番	園田武夫	議員	16番	新屋敷幸隆	議員
17番	立石幸徳	議員	18番	依積田義信	議員

1 本日の書記次のとおり

籠原均	事務局長	依積田光昭	書記
橋之口寛	書記	平田寿一	書記
田代勝義	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口嘉昭	市長	中村秀雄	副市長
久木田敏	総務課長	山口英雄	企画調整課長
南田敏朗	水産商工課長	西之原修	市民生活課長
今給黎力	財政課長	白澤芳輝	福祉事務所長
松野下祥一	建設課長	真茅学	農政課長
今給黎和男	健康課長	永留秀一	税務課長
迫野豪	水道課長	茶屋盛忠	下水道課長
中村責郎	農委事務局長兼農振係長	園田勝美	市立病院事務長
依積田清文	財政課参事兼財産管理係長	揚村芳江	健康課参事
山口英夫	教育長	畠中道夫	教育委員会総務課長
外俊則	学校教育課長	三島洋台	生涯学習課長
天達章吾	文化課長	春田浩志	保健体育課長
今給黎龍浪	給食センター所長	田野尻武志	監査委員
佐藤祐司	監査委員事務局長	四元幸一	選管事務局長
園田敏雄	会計管理者兼会計課長	東中川徹	行政係長

午前9時30分 開議

島野宏之議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番村上ミエ議員、3番牧信利議員、4番依積田義信議員、5番原村且元議員、6番上釜いほ議員、7番立石幸徳議員、8番新屋敷幸隆議員、9番中原重信議員、10番米倉輝子議員の順に行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

12番豊留榮子議員 皆さん、おはようございます。真夏の総選挙は、日本の戦後の歴史でかつて経験したことのないような政治の大転換を迎えました。10年続いた自公政権が敗れ、政権交代を望む国民の多くが民主党に圧倒的勝利をもたらしました。この民主党への風が嵐のごとく吹き荒れる中、日本共産党は現職の9議席を維持することができました。御支援をいただいた皆様に感謝いたします。建設的野党として是々非々の立場で今後とも頑張ってまいります。

歴史的な動きといえば、アメリカのオバマ大統領が4月にプラハで行った演説で、核兵器のない世界を国の目標にすると宣言したことから、核廃絶への国際的な動きが今、高まってきています。我が集落での、板敷公民館ですが、2010年に開かれる核不拡散条約再検討会議に向けて核兵器のない世界をという署名に公民館で取り組みました。

これは東京では、町内会で回覧板を回して署名を集めている話も聞きましたが、鹿児島ではまだ聞いたことがありませんでした。ところが、9月5日の赤旗新聞1面に宮崎県の都城で、市長や市議会議長が呼びかけ人となってこの署名に取り組んでいるという記事がありました。鹿児島でも、枕崎の公民館を皮切りに「核兵器のない世界を」の署名に取り組む自治体や公民館が広がっていくことを願っています。被爆国日本として、世界の国のどこよりもこの署名を積み上げて再検討会議が開かれるニューヨークに届けたいものです。

それでは、日本共産党議員団の一員として、一般質問をしてみたいです。まず、今、猛威を振っている新型インフルエンザについてですが、厚労省は対応策を考える上での参考値として新型インフルエンザの流行シナリオを8月28日に公表しました。シナリオでは通常の季節性インフルエンザの2倍程度に当たる国民全体の20%、約2,500万人が発症すると推定。ピーク時には1日当たり約76万人が発症し、4万6,400人が入院すると推計しました。軽傷やほとんど症状が出ない感染者も含めると、国民の半数が感染する可能性も示しています。

枕崎でも児童のインフルエンザ感染が確認されたり、休園の保育園があるなどにわかに世間が騒がしくなってきた矢先、突然60代女性がインフルエンザに感染して亡くなられたと報道されてびっくりしました。市長から説明も受けたところですが、感染経路などまだはっきりしていませんから、持病のあられる方は不安を感じていることと思います。このような状況をどのように分析して本市における今後のインフルエンザ対策を行っていくのか、まずお尋ねします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 おはようございます。お答え申し上げます。今、ございましたとおり厚生労働省は国民の2割が発症するのではないかと予想のもとにピーク時には全国で4万6,000人が入院するなどの予想を立てているようであります。

先ごろ、その今、申し上げました厚生労働省の発表した推計を用いまして、枕崎市にそのまま当てはめて推計を行ってみますと、人口の約20%であります約5,000人が罹患し、そして入院率を1.5%といたしますと75人が入院と想定され、罹患患者のうち1.05%に当たる約8人が重症化してインフルエンザ脳症や呼吸器装着などになるのではないかと予想されております。今後のことにつきましては、課長からお答え申し上げます。

今給黎和男健康課長 今回のインフルエンザに対しての枕崎市の今後の対応ということですが、先日の全員協議会で御説明申し上げましたとおり、これは予防という方法しか現実的になかなか難しいところがありますので、今後、新型インフルエンザ予防のための10カ条等のことを広く市民に広報して、予防策等について考えていただいて、少しでも感染予防の拡大を防ぐように対処してまいりたいと考えております。

12番豊留榮子議員 このインフルエンザ感染については6月議会でも質問いたしましたが、このように急激に強い感染力を持って広がっていることに本当に驚いているところですが、国立感染症研究所は4日、全国約5,000カ所の定点医療機関から報告された最新1週間、この8月24日から30日の間ですけれどもインフルエンザ患者が1万2,007人で8週連続増加していることを明らかにしました。集団感染は、最新1週間に報告された数が全国で1,330件、前週の1.5倍になっていると言います。

先ほど課長も言われましたが、その予防対策についてなんですけれども、流行の広がりや症状についての正確な情報や提供、そして相談体制の強化、入院の受入体制を緊急にとることが必要ではないかと思うんですが、その具体的な対応と体制についてお尋ねいたします。

今給黎和男健康課長 ただいまありましたように感染が広がってまいりますと、入院のベッドとか薬剤の備蓄とかの部分がありますけれども、鹿児島県におきましても県内の医療機関に対して約1,400床のベッドを確保するよう医師会等に協力要請をしている部分もあります。

また、抗インフルエンザ薬の備蓄等につきましては、飲み薬のタミフルが鹿児島県内で14万6,000人分あり、3年以内には18万人分までふやす計画ということになっておりますので、枕崎市の方でも医師会等の協議、協力要請等を行いながら対処してまいりたいと考えております。

12番豊留榮子議員 今、市民の方々は本当に予防が大事だということを重々わかっていると思うんです。手洗いやうがいなど予防対策をとっておりますけれども、このマスクについてはいまだに品不足ということなんです。ある方は、病院の面会に行きますと名前を記帳してマスク着用ということで、また持ち合わせのない人は病院で用意されたマスクを購入して病室に入るんだそうなんです。そのときに余分に買い求めていく人もいるというような話も聞きました。

また、持病を持つ人は家族から必要以外の外出はしないよう厳重に言われているという人もおられました。この枕崎でも感染が拡大されているという認識のもとに、このような市民の不安を取り除くのも行政のやるべき仕事だと思います。これを具体的にどのような取り組みをされているのか、お尋ねします。

今給黎和男健康課長 先ほどから申し上げておりますが、そういう住民の不安等に対しましては、5月にも予防対策のチラシ等も配布してありますし、また今月、市報の中でも先ほど申し上げました新型インフルエンザ予防等のための10カ条というチラシ等も全戸配布する予定にしております。あと、公共施設等におきましては消毒スプレー等の設置とかもやっておりますので、とにかく住民の方々に自分の予防対策を徹底していただくようお願いしていくことになります。

12番豊留榮子議員 次に、学校での対策についてですけれども、今、新学期が始まりました。子供たちへの感染・拡大が大変心配されています。学校での感染予防対策が本当に重要になってきていると思いますが、どのような対策がとられているのか、お尋ねいたします。

山口英夫教育長 学校における感染防止対策についてであります。教育委員会では5月26日に新型インフルエンザへの対応を定め、児童生徒や教職員の健康状況を確実に把握するとともに、手洗いうがいやせきエチケット等を励行することや必要に応じてマスクを着用すること。また、不要な外出を控えることなどを継続して指導してきております。

また、8月中旬から全国的な流行が見られたことから2学期が始まる前に、各学校に対してすべての児童生徒の健康状況を確認し、熱やせきなどの症状がある場合は登校を控えさせるなど感染拡大防止に向けた取り組みをしてきております。今後も8月21日付で県から出された新型イ

ンフルエンザの予防等のための10カ条をもとに感染防止に努めてまいります。

12番豊留榮子議員 新学期が始まってほんと学校は大変かと思えますけど、その学級閉鎖ですとか学校閉鎖の決定基準はどのようになっているのでしょうか。また今現在、学級閉鎖など行っている学校があるのかどうか、お尋ねします。

春田浩志保健体育課長 学級閉鎖や学校閉鎖等の基準についてでございますが、これまでは本県におきましては明確な基準はございませんでしたけれども、8月27日に県が基準を示したところでございます。これをもとに本市におきましても同様の基準を設けるとともに、教育委員会の対応を見直したところでございます。

具体的には、学級閉鎖では同じ学級で2人以上が7日以内にインフルエンザと診断された場合、3日から7日の閉鎖をするというものでございます。学校閉鎖におきましては、複数の学年において学年閉鎖の措置がとられた場合、同じく3日から7日の閉鎖を行うというものでございます。しかしながらこの基準は、あくまで目安でございますので、地域の感染状況などの情報をもとに学校長はもちろん、学校や保健所等と協議し、最終的に教育委員会が判断していくこととしております。なお、2学期が始まりまして市内におきましては9校ございますが、まだ1校も学級閉鎖等の措置をとっている学校はございません。

12番豊留榮子議員 今、各地でワクチンの備蓄がおくれているようですけれども、この枕崎市でのワクチンの接種はどのように対応されるのでしょうか、お尋ねします。

今給黎和男健康課長 枕崎市のワクチンの接種の関係でございますが、現在、厚生労働省がワクチンの優先順位等を検討している状態です。9月中旬に方針を決定する計画になっております。先日、国の方で新型インフルエンザの接種についてのアンケートというか意見募集も今週やっております。その中では、ワクチンの接種の優先順位とか、対象人員とか等もある程度考えてやって意見を出してもらおうような形になっておりますが、ちなみにその優先順位等につきましては、まず最優先が医療従事者、妊婦の方、持病がある方、1歳以上の就学前の方、1歳未満の乳幼児の親、そのあと学生、生徒、それに高齢者というような順序でなっております。

そのような厚労省の方も意見を募っている状態でありまして、具体的には本市でのワクチンの接種につきましては、国の方針が決定し次第、その指針に基づいて接種していくということになるかと思っております。

12番豊留榮子議員 猛威を振るっているこのインフルエンザが、市民の間では本当に心配されていることなんですけど、これ以上広がらないように予防などを心がけていきたいと思うところです。

次に、子供の医療費についてお尋ねいたします。日本の少子化は世界に類を見ない速さで進み、深刻な状況が続いています。理由はいろいろと考えられますが、若い子育て世代の方々の収入がふえない。そして、仕事が不安定なことや非正規雇用の増加などで一層、経済的な負担が重くのしかかってきています。子供の病気の多くは突発的に発生して、子育て中の若いお母さんやお父さんにとって子供にかかる医療費は突然発生して家計の大きな負担となっております。子供の医療費について心配なく安心して医者にかかれる環境をつくることは、子育て支援の重要な施策です。

今、全国的に義務教育終了、中学校卒業までですが、医療費無料化が進められているところです。近隣でも南さつま市が6歳未満まで、南九州市が9歳未満までと無料化の年齢を拡大する自治体が広がっています。本市の平成20年度決算によりますと、医療費の無料化助成人数が、乳幼児ですね、助成人数975名、助成件数が5,286件、助成額が2,179万7,877円となっております。これは小学校入学までの子供の医療費を無料にする場合、対象となる子供の数と市の負担額がどのようになるのか、お尋ねいたします。

白澤芳輝福祉事務所長 平成20年度の決算状況からしますと、対象者で就学前の子供たちが124名ふえまして件数で855件、金額で185万8,000円、延べでいきますと件数的に6,141件、助

成金額は約2,810万円となるものと見込んでおります。

12番豊留榮子議員 その20年度の3歳未満の医療費ですが、県と市の負担額、その負担割合がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

白澤芳輝福祉事務所長 鹿児島県の平成20年度乳幼児医療費助成事業補助金のうち医療費分につきましては、727万1,973円が補助金として交付されておりますが、県の補助金は1月から12月分の医療費が対象となることから市の決算とは若干ずれが生じることになります。平成20年度県の補助金の対象となりました医療費につきましては、対象額が2,419万9,934円でございます。そのうち先ほど申しました県の補助金が727万1,973円で、市の助成金額は1,692万9,961円となっております。市の単独分が965万7,988円となったところでございます。

12番豊留榮子議員 そうしますと、小学校入学前までの子供さんの医療費を無料にするとしたら幾ら必要と試算されていますか、お尋ねします。

白澤芳輝福祉事務所長 無料化の拡大に伴います影響額は、約630万円と見込んでいますけども無料化に伴いまして受診件数が増大する傾向にありますことから、実際の費用額は630万円を上回るものと考えております。

12番豊留榮子議員 その小学校入学前までの医療費を無料にするのに630万円ほどで実施できるということなんですけれども、市長は就任以来、3歳未満児の医療費の無料化、そして小・中学校への扇風機の設置、通学路灯の設置など積極的な取り組みをされてきました。さらに進めて、小学校入学前までの子供の医療費の無料化を実現して、子育てで頑張っているお父さんお母さんたちの期待にこたえていただきたいと考えておりますが、市長の考えをお聞かせください。

瀬戸口嘉昭市長 乳幼児の医療費の県の助成制度は、医療診療が6歳未満、歯科診療は4歳未満の乳幼児の医療費につきまして、保険診療にかかる自己負担金が月額3,000円を超える場合にその超える額を助成する制度でございます。県では22年1月から対象年齢を医科・歯科ともに小学校就学前までに引き上げることとして、あわせて所得制限を導入することといたしました。

本市でも県と同様に、平成22年1月診療分から小学校就学前までの児童を助成対象としたいと考えております。現在、市の単独事業として行っている3歳未満児の無料化は、3歳以上の子供の自己負担額を県と違わせて2,000円と県以上の措置をとっていることから、直ちに無料化の拡充までは考えておりません。ただ、少子化がこのように急激に進む中で、子育て支援は重要な課題と考えておまして、今後、市の財政状況等を見ながら判断してまいりたいと考えているところであります。

12番豊留榮子議員 何といっても子供の病気は学校に上がるまでが心配なんですね。このインフルエンザもそうですけれども早期発見、早期治療で大病を引き起こす前に安心して病院に連れて行けることが大事なんです。これが無料になるとやたらと病院通いがふえるんじゃないかと心配もされたりするようですけれども、実際にはそんなことはありません。働いていたりすると子供を病院に連れて行くのにも仕事を休まなくてはならない。少々のことでは病院に行ったりはしませんとお母さんたちは言ってらっしゃいます。ぜひ、この小学校入学前までの子供の医療費無料化を早期に実施していただくようお願いしておきます。

次に、県は小学校入学前までの子供を来年1月から個人負担の3,000円分を超える分について助成するということなんですけれども、これには所得制限があります。薩摩川内市長は6月議会で、所得制限には反対だと答弁しています。県に対して所得制限の導入をしないように要請すべきだと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 今のお話は、先週ございました市長会の中でも県への要望事項として上げてございます。所得制限があることについて、県へそういうことがないようにという要望を市長会として上げてあります。

12番豊留榮子議員 ぜひ、引き続き頑張ってくださいと思います。

次に、交通安全対策についてお尋ねいたします。瀬戸公園付近の道路の改良についてのお尋ねです。これは国道226号からカラオケボックスや健康ジムのある農道瀬戸線を行くと県道の枕崎知覧線に行き当たります。そして瀬戸公園の横に出てくる道なんですけれどもT字路になります。左側はカーブで右側は公園の植え込みや公衆便所が視界を妨げて見通しを大変悪くしています。ここにカーブミラーを取りつけるか瀬戸公園の改修が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

真茅学農政課長 御指摘の交差点につきましては、ほかからも要望が来ており、現場を確認しましたが、どのようにしたらよいか関係機関にも相談しながら検討してまいりたいと思っております。

12番豊留榮子議員 課長も現場を見ていただいたかと思っておりますけれども、市の判断としてはどうでしょうか。カーブミラーが必要なのか、改修するにはちょっと大がかりになりますけれども、とりあえずできることといたらどうでしょうか。

真茅学農政課長 議員が御指摘のとおり、右側の方に植え込みがございます。その植え込みの剪定とか、カーブミラーとなりますと県道でございますので県との協議とか、また警察署等にも相談しながらどういう対応をとったらいのかということを検討してまいりたいと思っております。

瀬戸口嘉昭市長 前の議会でも議論があったところでございますが、ここは前カーブミラーも設置されていたということでございまして、県とも協議をさせます。ただ、この公衆トイレを含めた道路の改修につきましては、先ほど振興局との会、あるいは私どもの広域市町村圏の協議会の中でも県の部長・次長さん、課長さんに対して直接、強く必要性を要望してございます。

12番豊留榮子議員 ここは大型車も通りますけど大型車は高いですから、さほど見通しが悪いとは感じないかと思っておりますが、通勤で利用される方が大変ふえてらっしゃるんですね。早急に対策をお願いしたいと思います。

県道枕崎知覧線ですけれども、木原地区は完成に近づいていますけれども、その先の工事はどのようになっているのでしょうか。また、木原方面からは途中で歩道がなくなり、おまけに瀬戸公園まで歩いている人を見かけたりするとひやっとしたりします。この瀬戸公園付近からの改良工事が必要かと考えますけれども改良の促進をお願いいたします。

松野下祥一建設課長 21年6月議会でも答弁しましたが、川辺地区総合期成会を通じ県に対して、枕崎知覧線を早急に工事へ着手するよう強く要望しているところであります。

12番豊留榮子議員 次に、大塚南町のハウス通りの交差点ですけれども、ここは見通しが悪くて大変危険を感じると言われます。ここにミラーの設置が必要かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

松野下祥一建設課長 現場は、市道塩屋大塚線と市道大塚滝ノ上線の交差点箇所であり、現場を確認しましたところ御指摘のように見通しが悪く危険であると思われれます。今後、花卉団地内ということで、地元公民館及び警察等と協議し対応してまいりたいと思っております。

12番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

次に、立神本町の郵便局通りの側溝のふたの取り付けなんですけれども、これが今、どのような状況にあるのか、お尋ねします。

松野下祥一建設課長 現場は市道大塚馬追橋線ではありますが、9月に蓋板設置の発注を行い、年内には完成する予定であります。

12番豊留榮子議員 これも引き続き、よろしく願いしておきます。

次に、市営墓地の墓参道の整備についてなんですけれども、市営犬牟田墓地枕崎共同斎場に隣接する駐車場ですけれども、若葉町方向からは入り口が狭くて、大回りするために桜の木の根元をタイヤが踏みつけて痛めています。さらに入り口にはくぼみができていて、タイヤを傷つける心配があるということです。入り口を広げる改善と駐車場の舗装が必要だと考えますがいかがでしょうか。

西之原修市民生活課長 御指摘の箇所につきましては、南薩地区衛生管理組合が枕崎市から貸付地として借りている土地であります。現状といたしましては市営墓地に墓参りする方の駐車場として利用されております。市道部にガードレール、駐車場側に敷地排水の側溝が設置されており、若葉町方向からの入り口を拡幅するためにはガードレールの一部撤去と側溝の盖板設置及び市道との段差すりつけ等の工事が必要となるため、今後、工事費等も含めて改善について検討してまいりたいと思います。また、駐車場の路面整備につきましては、利用の実態からくぼみ等の整地は現在も行っているところですが、そこについては今後、検討してまいりたいと思います。

12番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

もう1点ですが、犬牟田墓地の中央通りの路面整備、それと山際の草が茂っているようなでこぼこを解消して電動車でも通れるように舗装してほしいという声があります。できるでしょうか。

西之原修市民生活課長 市営犬牟田墓地の中央にある墓参道につきましては、今年度路面が著しく荒れた箇所を整備いたしました。今後、利用者の通行に支障をきたすような箇所については改修等を行ってまいりたいと思います。また、御指摘の山際の墓参道につきましては、路面の整地を行い利用者が通行できるように対処してまいりたいと思います。舗装につきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

12番豊留榮子議員 何といっても高齢化が進んでいるところです。墓参に行かれる方が安全にお参りできるように、これからもよろしく願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

畠野宏之議長 ここで10分間、休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時16分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、村上ミエ議員。

[村上ミエ議員 登壇]

5番村上ミエ議員 おはようございます。長かった衆議院選挙も終わりました。政権移行となり、国民が政策に注視していることと思います。私もその行方が気になります。そんな中、本市も昨日、市制施行60周年記念式典が滞りなく行われました。中学生の作文・論文発表はすばらしかったです。

式典後の記念アトラクション「60番目のまくら貝」これもまたすばらしかったです。枕崎市制施行60周年にふさわしい「60番目のまくら貝」でした。私たちに感動と元気を与えてくれました。どんな苦難が来ようともたくましく生きる枕崎市民の姿を描き上げていました。このアトラクションに携わった方々に感謝と敬意を表します。

この節目の年に当たり、毎日の行事に市長としても頑張っていることと思います。本市も来年は市長選挙がありますが、市長は出馬について、どのように考えているのでしょうか。お尋ねします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 これまで市民の皆様方の御協力をいただきながら、全力を挙げて行財政集中改革プランの実施に取り組み、計画以上の成果を上げることができました。

また、瀬戸桜公園を初め、駅前観光案内所や河川、道路などの整備など多くの事業も実施できましたし、今ございました昨日の市制施行記念のアトラクションなど枕崎の元気もいただけるようになったと思っております。

しかしながら、さらなる行財政改革や学校給食センターの建設、三島航路の枕崎港までの延伸など、多くの残された課題も多ございます。市民の皆様方の御支援がいただけるならば、引き続き市政を担当させていただきたいという思いであります。

5番村上ミエ議員 わかりました。次の質問に入る前に一言申し述べます。行財政改革の中で、地方債つまり借金が近年4年間で18億3,000万円少なくなったことは喜ばしいことだと思います。国の借金がふえる中で市長は、本市の借金削減に努めたことは高く評価されることであり、これも市長初め関係者、市民が一致団結のもとになし得たことだと思います。

このような1期目の実績がありますが、2期目の目標として市長は特に何に力を入れていくとお考えでしょうか。枕崎を売り出す目玉対策を何か考えているのでしょうか。2期目に向けての抱負をお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 一言で言えないほどいろんなことを考えているわけですが、本市は今後10年間の都市づくりを進めるために第5次枕崎市総合振興計画を策定しております。その中で、将来の都市像として「人と物が豊かに交流し、共同で築く活力創造都市」というふうに設定いたしまして、食・健康・交流を中心とした4つの基本目標を掲げております。

そこで、本市は水産物や農産物の多様な食資源を持ち、食産業の集積の高いポテンシャルを有していることは御承知のとおりでございます。今日までこれらの豊かな食資源を活用した新商品の研究開発や市民協働による食の健康の祭典の開催などのほか、最近ではぶえん鰹や本場の本物かつおぶしの商標登録、いわゆるブランド化に向けた取り組みなど、あらゆる分野における取り組みを行ってきております。

このような状況のもとで、今後も計画推進の基本的な姿勢であります地域の樹立や地域産業の市場競争力の強化、あるいは交流人口の増加を図っていかなければならないと考えておりますが、本市産業は食品産業の高付加価値化、あるいは観光振興へのつこ入れといった課題もまだまだ抱えているところでございます。

平成23年3月には九州新幹線の全線開通がなされることから、多くの観光客の入り込みが予想されております。そのことから魅力ある食材や食品開発はもちろんのこと、高規格道路南薩縦貫道など交通網の早期整備を図ることが重要だと考えております。

いずれにいたしましても、本市最大の地域産業資源であります食資源を活用した多様な産業群を育成していくことが本市のまちづくりの最大のテーマでございます。地域活性化策の戦略だと考えております。このためにも今後の取り組みといたしましては当面、行財政改革をさらに進め財政健全化を図りながら、市民の福祉向上のために全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

5番村上ミエ議員 わかりました。現在、枕崎・三島航路が実証運航されています。私もことし、三島に3回行ってまいりました。硫黄島での交流では、枕崎で食の祭典が行われていることが話題になりました。8月の枕崎の港祭りには、三島の島々から大勢の方々が枕崎に来てくださいました。前夜祭にも参加してくださいました。その折、枕崎の手づくり料理で三島の方々を歓迎する機会があり、私も参加させていただきました。このとき、黒島の民宿経営者もおられて、ニガゴリ料理やカボチャが焼きに特に興味を示し、料理法を聞かれる場面もありました。

また先日は、黒島のトレッキングに5人で参加しました。片泊のいちご川民宿では珍しい魚、夏野菜、海藻料理での交流がありました。大里では、地元のミカンを使ったシフォンケーキを売り出している女性グループと食の交流ができました。三島も食の情報発信に努めており、大名竹やイセエビなど地元産物の売り出しに力を入れています。

三島の方々との交流の中で行政関係者、各種団体から、三島・枕崎の食の交流会が実現できるようにと声をいただいております。三島と枕崎の食の交流は、まさに市長が目指している市民協働、食、健康、交流に匹敵する事業ではないでしょうか。この枕崎・三島の食の交流をしてほしいのです。ぜひ、強力な推進を念頭に検討し、取り組んでいただきたいと思います。

また、食の交流だけでなく心の交流もありました。私は黒島に行くとき、さつま白波の焼酎を片手に持って行きました。大里で男性だけの盆踊りの練習があるとのことで、見物に行き、初日

の練習日だったのででしょうか、宮司さんがおられ神事のお神酒に白波焼酎をあげてくださり、白波焼酎の発祥地白沢津の話に花が咲き、昔を語りほろりと涙することでした。黒島には、ふるさとの歴史を語り継ぐ語り部もおられ、ふるさとを大切に、自然を大事にしているところです。

黒島の方々には、枕崎の船が難破して助けてくださった経緯もあり、この方々とさらに交流が深まることは喜ばしいことだと思います。まさに人と人との心の交流ではないかと思います。市長の2期目に向け、枕崎・三島航路実現に市民一丸となって取り組むべき事業だと思います。市長の強力な推進を期待しております。

次の質問に入らせていただきます。観光案内所が建設中ですが、人材採用はどのような方法で行うのか。ふるさと雇用再生特別基金事業など県の施策がある今、まちの活性化のためにもこの事業を活用したらどうでしょうか。お伺いいたします。

南田敏朗水産商工課長 駅構内や駅前などに設置している他市の観光案内所は、観光協会や観光コンベンション協会が自治体から業務委託費や運営費補助金を受けて管理運営しているところがほとんどでありまして、人員は案内所の規模によって異なっておりまして、1名から数名が配置されているようでございます。

現在、建設中の枕崎駅前観光案内所は、ことし12月中旬ごろには完成する予定でございます。運営方法等の基本方針を早急に決める必要がございます。本市といたしましても、他市と同様に観光協会に管理運営をお願いできないか検討しているところでございますので、観光案内所の人の配置につきましては、観光協会と関係団体との管理運営方法等に関する協議の中で、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業臨時特例事業の導入を含めて早急に検討するとともに、先ほどからございますおもてなしのあり方など接遇についても検討してまいりまして、枕崎の観光情報発信の拠点としてふさわしい管理運営方法を模索しながら管理体制を整えてまいります。

5番村上ミエ議員 今、検討中とのことですが、特産物の販売箇所は設けるのか。また自販機の設置をするのか。自販機については、母子寡婦福祉会からの要望で母子寡婦福祉会の活動資金確保のために、ぜひ協力してほしいとの要望がありましたが、いかがでしょうか。

南田敏朗水産商工課長 枕崎の特産品の販売箇所や販売方法、販売する物品の種類や自動販売機の設置等につきましては、今後、検討してまいります。

5番村上ミエ議員 次の質問に入ります。グリーンツーリズムで修学旅行生を本市でも受け入れているが、不慮の事故対策はできているのか。また受け入れ農家への指導は行っているのでしょうか。

真茅学農政課長 近年、中学生や高校生の修学旅行で農山漁村に民泊しての体験学習が行われるようになり、年々ふえている状況にあります。特に、枕崎市、南九州市、南さつま市、日置市の南薩摩地域は人気があり、4市を訪れる学生の数もふえており、平成20年度約2,500名の実績であったものが、平成21年度は約5,000名、平成22年度は7,000名から8,000名の受け入れが見込まれるところであります。

このようなことから、これらの動きに対応するために枕崎市、南九州市、南さつま市、日置市の4市にグリーンツーリズム協議会を設置し、これらの協議会と4市並びにNPO法人で南薩摩地域グリーンツーリズム推進協議会を平成20年12月24日に設立し、南薩摩地域への受け入れの推進を図っているところであります。

本年、枕崎市では300名を超える受け入れが見込まれるところですが、受入家庭の増が課題となつてきているところです。このような中で、受け入れた修学旅行生に不慮の事故等が発生した場合の対応であります。受入窓口となっているNPO法人がファームステイ保険に加入しており、受入農家に賠償責任等が発生した場合は、この保険で対応できるようになっております。

また、事故を未然に防止するために受入家庭への指導につきましては、安全対策や食品衛生、

救急訓練などの研修会を開いておりますが、今後もこれらの研修会を開催してまいりたいと思います。

5番村上ミエ議員 ファームステイ保険が掛けられているということを聞きまして、ほっとしているところです。受入農家が安心してこの事業に参加できるよう取り組んでほしいものです。

次に、枕崎市クリーン堆肥センター帯の消臭対策の取り組み状況はどこまで進んでいるのか、また、他の畜舎特に仁田浦、水尻地区への対応はどうなっているのか、お尋ねいたします。

真茅学農政課長 まず、枕崎市クリーン堆肥センター帯の消臭対策の取り組みでございますけれども、堆肥センターでは脱臭施設のほか有用微生物群を利用して、消臭対策に取り組んでいるところです。また周辺には、養豚業者3戸と養鶏業者1戸がありますが、それぞれ有用微生物群を利用し飼養管理に最善を尽くしながら、悪臭防止を行っているところであります。今後、さらなる対策の強化を図るために、畜産環境問題を取り扱う専門の機関へ公害防止にかかわる研修会の実施や改善方策について指導等もお願いしてまいりたいと思います。

また、近隣の畜産施設ということで、特に仁田浦、水尻地区でございますけれども仁田浦地区における畜産業にあっても他の地区と同様に、悪臭防止やふん尿処理が円滑に適切に行われるよう飼養管理の徹底と微生物等を利用し、公害防止に努めている状況にあります。今後、市といたしましても、関係機関と連携して飼養管理指導や公害防止指導に引き続き努めてまいりたいと思います。

5番村上ミエ議員 白沢地区の住民は、風の向きによってすごくこのにおいに悩まされているところです。引き続き、取り組んでください。

この前、産業建設委員会所管事務調査で枕崎水産加工業協同組合の低利用資源高度活用化施設の調査の折、係の方がEM有用微生物について実験試行中で成果がよかったら、全組合員に普及しますという力強い声をかけられました。

EMの先進地である高知県の佐賀町、宇佐町へ調査に行つてまいりました。佐賀町は、カツオ1本釣り日本一の名で売り出している町で、下水道工事はしておりません。においに悩まされて、町長みずからEMの先進地に出向いて調査し、最初は行政が中心となり試行錯誤しながら、今では市民協働で環境にEMを活用しています。においもなく私も実際、川まで行って確かめたんですけど、水がきれいで貝が住みついていました。

また、土佐市宇佐町では5～6年前からかつおぶしの工場のカツオ解凍槽でEM培養液を使って、消臭と清掃に活用しています。カツオ製品に異常はなく工場もきれいになり助かっているとのことでした。高知県のこの2つの町に調査に来てよかったと思うことでした。私も安心して、枕崎でEMの普及はできると確信してまいりました。このような例からも、我が枕崎のかつおぶし加工場でも取り組めるのではないのでしょうか。ぜひ、消臭対策に活用してほしいと思っておりますが、水産商工課長いかがでしょうか。

南田敏朗水産商工課長 水産加工業者の汚水処理対策につきましては、6月議会でも答弁したところでございますけれども、加工組合と協力しながら啓発に努めているところでございます。下水道区域内の未接続業者に対しましては、下水道課並びに水産加工業協同組合から接続要請を行いますとともに、下水道区域外の加工場につきましては、必要に応じて関係機関と協力して対策を講じているところでございます。

なお加工組合では、加工排水処理に有用な有用微生物群を活用するため、今現在、理事会が中心となって活性液やだんごをつくりまして、組合員へ紹介するとともに希望する加工場へ試験的に配布するというところで、利用を促しているところでございまして、悪臭対策や河川や海の汚染防止の意識高揚に努めているところでございます。

5番村上ミエ議員 この前、佐賀町、宇佐町の2つの町もEM百倍利器を2台ずつ購入し、活性液を市民に有料で販売しておりました。行政の協力を得ながら佐賀町では、漁協の女性部が中

心になり消臭活動に取り組んでいます。

土佐市宇佐町では、各自治体が中心となり町全体で取り組んでおり、ここでは船を係留しているロープの油汚れもなくなり喜んでいきます。有用微生物は生き物ですから、適材適量を守ることが大事だと知りましたが、市民生活課での有用微生物の活用の進捗状況は、どの辺まで進んでいるのでしょうか。

西之原修市民生活課長 EM菌の活用については、市民協働で行う河川環境浄化プロジェクト事業により、小・中学校と連携したEMだんごづくりと河川への投入や各事業所、市民グループによる活性液の放流などの活動を行っています。

また、市でも庁内各課や教育委員会及び消防署でも毎日大量に活性液をつくり、定期的に河川へ投入し浄化に取り組んでいます。20年度のEM活性液の放流実績は、10カ所の5万7,395リットルとなっています。また、市内の養豚業等においても6事業所でEM菌を利用しており、そのほか各種の有用微生物についても20数カ所の事業所において数多く活用されています。

EM菌の効果が高まる適正な配合の方法については、各事業所において研究されていると伺っております。

5番村上ミエ議員 前向きに取り組んでくれてありがたいと思います。なお一層、住みよいまちづくりのため取り組んで行っていただきたいです。これで質問を終わります。

畠野宏之議長 ここで10分間、休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午後1時10分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

2番牧信利議員 私は、日本共産党市議団の一員として質問を行います。8月30日投票の総選挙は、国民の暮らしや平和を壊してきた自民・公明政権が、国民の厳しい審判を受け歴史的な大敗を喫し、自公政権は退場することになりました。民主党が300議席を獲得し、自民党は300議席から119議席、公明党は31議席から21議席へと与党は激減しました。

我が党は、有権者国民が下したこの審判は、日本の政治に至って大きな前向き的一步として歓迎するものであります。我が党は、民主党中心の新しい政権に対しては、よいことには協力、悪いことにはきっぱり反対、問題点はただす。この建設的野党として後期高齢者医療制度の廃止、高齢者・子供の医療費無料化、高校授業料無償化などの実現を目指すとともに、消費税増税、アメリカとの自由貿易協定締結、憲法改悪などの暮らしや農業破壊に反対し、憲法9条を守り平和を脅かす動きには断固反対をし、どんな問題でも国民の利益に立って積極的に働きかけ、現実政治を前に動かすために奮闘するものであります。

今回の総選挙結果、新しい政権誕生、こういう事態に対して市長はどのように受けとめておられるのか、まずお尋ねいたします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 御承知のとおり、最近の少子高齢化の急速な進展や地方分権化への対応、あるいは長引く経済雇用の低迷、国と地方を通じた危機的な財政状況など地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変動している中で、これらの建て直しを図るためには新政権に寄せる期待は非常に大きなものがございます。

そこで将来にわたって住民の期待にこたえていくためには、国と地方の関係あるいは自治体の関係を明確にしながら、基礎的自治体として自治体みずからがこれまで以上に行財政基盤や行政サービスのあり方を見直していかなければならないと考えております。新政権は、いまだ発足をしていないので判断はできませんが、今後、新政権の具体的な政策にしっかりと目を向け注視し

ながら情報収集に努め、市民の立場に立って国へ物申すべきところは市長会等を通して物申し、安全で安心な暮らしや主要経済の活性化など住民福祉のさらなる向上のために、市政運営に全力を挙げて努力してまいりたいと考えております。

2 番牧信利議員 地方自治体にとっては、今、最大の問題は地方財源の確保ということが一番大きな課題になっているわけであります。今回、政権を担う民主党は、マニフェストで地域自主財源を大幅にふやすとこういうことを掲げています。地方にとっては絶好のチャンスであります。こういう政権構想、政策を具体的に実現させるかどうか。これは一方ではやはり地方からの声を新しい政権に向けてどんどん上げていく。このことが重要だと思えます。このマニフェストに掲げられた地域自主財源の大幅な増加、これは政権公約ですから当然実施させなければなりません。

そういう点では、こういう具体的な政策の実現のために市長としては、どのような取り組みをしようと考えておられるのか、お尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 これまでも国の政策にきちんと注目し対応しながら努めてきたわけでございますし、これから発動される具体的な政策をきちんととらえて適切な対応をしてみたいと考えております。

2 番牧信利議員 この地域自主財源の大幅な増加。この政策は公約ですからね。遠慮することはない。だから、それを実際どう具体化させるかというのが、今後の政権を持っている民主党のどの課題でもありますが、地方にとってはこの公約をきちんと実行してくださいと。そういうのを明確に示していくことが必要だと思えますので、この点では市長会等でも十分御検討いただいて、そういうものについても来年度予算に向けて早速取り組むということが必要でありますので、この点、再度確認いたしておきます。

瀬戸口嘉昭市長 今、申されましたように、地方を重視し地方の財源をふやしていくということについては、全く私どもの願うところでありまして、そのマニフェスト、いわゆる公約が実行されるように私どもは強く要望してまいります。

2 番牧信利議員 次に、市長の退職金の問題についてお尋ねいたします。市長退職金は4年間で1,441万円です。市民の中には4年間で1,441万円は高過ぎるんじゃないか。こういう声が上がっております。市長自身は4年間で1,441万円という退職金について、どのように受けとめておられるのか、まずお尋ねします。

瀬戸口嘉昭市長 このことは、さきの議会でも御質問があり、お答え申し上げましたとおりでございます。国や地方自治体の財政がひっ迫した中で長期的な財政の問題で範を示すという意味から、退職金にも同様のさまざまな御意見があることは承知しております。市長は、1年365日昼夜を問わず常時その職に従事しなければならず、退職金はその職責に対する功労の性格を有しているものであると考えております。

2 番牧信利議員 今、官僚の天下りが問題になっていますが、わたりをしてそのたびに退職金をもらうというのが国民の強い批判を受けているわけですね。市長も4年ごとに退職金をもらうということになります。再選されますとまた、次の4年後には1,441万円。合わせますと2,900万円ぐらいになる。3期しますとね、3倍になるわけですから。これはやはり市民の感情から見てそぐわないんじゃないかと思うんですね。市長の職務が激務であれば、給料でそれはきちっとみればいいわけですね。

だから、そういうふうな考え方をかえて世間から見ても4年間、市役所の職員は40年働いたとか、そういうことで退職金をもらうわけですが、市長は4年ごとに退職金をもらう。こういう制度のあり方自体がやはり問題に今なってきているわけですね。そういう点で、これは市長がこの際廃止をして、こういう退職金制度のあり方そのものにやはり一石を投げると。そういう仕事をするならば、やはり枕崎の市長は大したもんだと。こういう高い評価を世間の人から受けるだろうと思うんですが、廃止する考えはありませんか。

瀬戸口嘉昭市長 天下りの話と選挙の洗礼を受ける市長の話はごっちゃにはできないと思っております。私、一代だけの問題ではございませんので、県内及び類似都市の状況を総合的に勘案しながら、慎重に判断すべきことだと考えておまして、現在、廃止する考えはございません。

2番牧信利議員 慎重に検討しながら廃止する考えはないというんだから、廃止する考えのない人が検討するはずはない。しかし、もう全国見ましても廃止をしようという市長さんも出ています。ところが議会が反対して廃止できない。そんな市長さんも出ているわけですね。だから、やっぱり最初の質問に市長答えていらっしやらないんですが、4年間で1,441万円の退職金、これは高いと思いますか、安いと思いますか。これは妥当なものだと考えているものですか。

瀬戸口嘉昭市長 市長として、高い安いということは言いたくございませんが、毎年本市は特別職報酬等審議会も開いて、その答申もいただいているところでありますが、いわゆる退職金ではなく、その3役の給料額は条例本則がふさわしいものであって、不足給料額は政治的な判断が加味されたとしてもその職に対する対価として低く、一般職員との責務の違いを反映したものではありませんということ。

また、そのことを次のときでは検証したいというような強い意見もございますし、また現状を不足額で支給される給料総額と退職手当額を加えた額を任期中の支給総体枠として、その枠の中で給料面と本則額で支給し、残額を退職金と支給する方法等の検討も1つの方法だというような意見も出されている。そういうようなことが出されておりますので、私としてはこのことも含めて考えるという慎重な判断といったわけでございます。現在、廃止する気持ちはございません。

2番牧信利議員 高いのか安いのかも、適当なのかも答えられないと。これじゃ1,441万円ですから、なんとなく市長をしたらもらえるもんだという感覚で市長自身がいらっしやるんじゃないかと思いたくなるような答弁なんですね。これは安いですよと言えば、私はもっと働いているからもっともらっていいですよと言えばそれでまた話になるんですが、どうもそういう答えがきちっと返ってこない。それで最後にしておきますが、1,441万円の退職金を半分ぐらいに減らす。こういう考えはありませんか。

瀬戸口嘉昭市長 何度もお答えいたしましたように、現在、それを考えることは考えておりません。

2番牧信利議員 市民は、大変な不況の中で大変な苦勞をしている。退職金をもらうどころか、給料は下げられてその日暮らしもできないような状況も生まれてきているわけですから、そういうとき市の責任者として、市民の困難を見たときにみずからの退職金はこれはもうやめると、廃止するというのをやることこそがやはり上に立つ人の考えではないか、態度ではないかと思えますので、これは申し添えておきます。

次に、医療の問題で幾つかお尋ねします。国民健康保険証の交付の問題はこれまでもお尋ねしてきておりますが、資格証明書発行世帯の数、その中での子供の数は幾らなのか。そして、資格証明書発行世帯の子供に対する保険証の交付件数は何件なのか。これを教えてください。

今給黎和男健康課長 8月末現在、資格証明書は15世帯に交付しておりますが、その中には15歳未満の子供さんはいらっしやいません。

2番牧信利議員 しかし、保険証の未交付世帯というのには何世帯あって、その世帯の子供の数、そして交付されている保険証の件数を教えてください。

今給黎和男健康課長 短期保険証の交付世帯で保険証を取りに来られていない世帯が87世帯ありますが、その中には15歳未満の方がいらっしやいます。失礼しました。15歳未満の子供のいる世帯が8世帯18人です。

2番牧信利議員 未交付世帯の中には子供はいるというわけですね。そうすると保険証のない子供が病気をした場合、どのような対応をしておられるのか。その実態を教えてください。

今給黎和男健康課長 保険証のない方、要するに短期保険証で先ほど申しましたけれども、保

険証を取りに来られてない方のところの子供さんが病気になった場合であります、この場合は、税務課で納税相談等を行っていただければ期限付きの保険証をお出しすることになりますので、医療としてはちゃんと受けられる状態になっております。そのような取り扱いをしております。

なお、資格証明書の発行世帯において私どものところには、15歳未満のお子さんがある世帯はございませんが、こういう世帯についてもことしの4月1日より15歳未満の子供さんがいた場合にはその方に限り、6カ月の期限付きの保険証を出すように国からの通達、法令が改正されております。

2番牧信利議員 今、新型インフルエンザの感染が問題になっているわけですが、この保険証のない人たちに対して新型インフルエンザ対策として、保険証を交付するという手立てはとらないんですか。

今給黎和男健康課長 先ほどから申し上げておりますが、保険証の未交付世帯の方等が、今、インフルエンザ等に感染した場合に、病院で治療を受ける場合においては平成21年5月18日付で、厚生労働省から新型インフルエンザにかかる発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてという通知が出ております。

その中で資格証明書、これは期限付きの証明書等も含まれていると私どもは考えておりますが、そういう被保険者が新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、受診前に市役所に納税相談に訪れることは感染拡大を防止する観点から避ける必要があり、これは保険税を納付することができない特別な事情として認められると判断できることから、医療機関等は被保険者が資格証明書を提示した場合でも、通常の保険証とみなして取り扱うように指示されております。本市国保としても適正に対応してまいりたいと考えております。

2番牧信利議員 資格証明書発行世帯の場合、インフルエンザで医療機関に行った場合、その資格証明書に何らかの行政の証明書とかいうものがつくもんですか。

今給黎和男健康課長 ただいま申し上げております資格証明書自体に保険証の番号とかは全部入っておりますので、現実的な話になりますと医療機関側から保険者、市役所の方にこういう方が来られてこうですがというような問い合わせ等が出てくるのが通常ですので、その場合は私どもも事情をお聞きしまして、それで受診させてくださいというような対応になっていくものと考えております。

2番牧信利議員 これは堺市の問題ですが、いわゆる資格証明書、それが一々やり取りしなくても医療機関が新型インフルエンザというふうな対応をする場合に、スムーズに処理ができるような対応をやっている町もあるんですね。だから、一々問い合わせをする人が何とかというふうな手間暇かからなくてやれるという状況をしている自治体があるわけですよ。そういう資格証明書世帯の場合、仮にインフルエンザの治療を受けた場合、それらの医療請求というのはどんなふうに対応されるんですか。

今給黎和男健康課長 先ほども申し上げましたとおり、ほかの団体では自動的に資格証明書で受診できるというような取り扱いをされているところがあるという表現がありましたけれども、私どもの方としては、先ほど申し上げましたとおり医療機関からの確認ということが現実的にほとんどありますので、その場合には先ほども申し上げましたように事情を聞いて、その方のお名前とかもある程度確認させていただいて、通常の保険請求でやってくださいということになると思います。

2番牧信利議員 それでは、次に移ります。医療費の無料化についてお尋ねいたします。75歳以上の高齢者医療費無料化、市長の見解をお尋ねしたいと思います。体の具合が悪いのにお金がなくて病院に行けない。今、高齢者は自公政治のもとで深刻な事態に置かれています。医療費の窓口負担が外来入院とも3割、これは現役世代ですが、ということは世界でもないと言われております。高齢者をこのように差別する状況。さらに、世界にこれまた例のない後期高齢者医療制

度の導入。こういうものが今、高齢者に対して本当に厳しい生活を押しつけているわけでありませぬ。

日本でも健康保険本人は、1983年までは70歳以上の高齢者が無料でした。これを有料化して今日のようなひどい状態に持ってきたのは、まさに歴代の自民政権であります。我が党は今回の総選挙政策で、75歳以上の高齢者医療費の無料化、これを掲げて取り組んでいます。市長は、高齢者医療費無料化について、どのように考えておられるのか、まずお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 この高齢者医療制度といいますと国の制度の問題でございまして、現在、国の方で75歳を過ぎても引き続き現役の制度に加入できるよう年齢区分の見直し、あるいは保険料が過大とならないよう公費負担の拡大、あるいは所得者への保険料の軽減、患者の負担の軽減措置継続などの検討をしている段階でございまして、市として国の動向を見守るしかないと考えております。

ただ、今、手元にございます新政権のマニフェスト政策各論によりますと21番目に後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守るというようなことがうたわれておりまして、今後、国のそういう動向を見守るといことが今の段階であろうと思っています。

2番牧信利議員 今、国の動向を見守るといことですが、見守るんじゃなくて働きかける。これが今、必要になってきていると思うんですね。全国でもこの声が広がってきていますし、現実に無料化を実施している自治体もあるわけですよ。そういう自治体では医療費自体が大幅に減少しているという報告がなされているわけでありませぬ。我が党が掲げているこの75歳以上の高齢者の医療費無料化、小学校入学前までの子供の医療費の無料化、これに必要な財源は1兆3,000億円と試算しているわけでありませぬ。

民主党は、高速道路の通行料を無料にすると。そのために1兆3,000億円の税金をつぎ込むといことを掲げているわけですよ。高速道路の無料化を喜ぶ人もいるでしょうが、金をどちらに優先的に使うかといことを考えますと当然、これは医療・福祉が優先される、今の時代は。そういうことを考えますと、この無料化をする金を医療費の無料化の方に回せば実現できると財源的にも。こういう希望が、明確に示されてきているわけですよ。

だから、新しい政権が抱えているこのような高速道路の通行料無料化をやめさせれば、お金はそこがどこに使うかの問題ですから、それを医療費の無料化に回すと。こうなると国民の健康を守る上でも、暮らしを守る上でも大きな力を発揮すると。こういう点で政権の動向を見るんじゃなくて、具体的な道理に立った要求を政府に向けて、やはり持ち込んでいく。これが地方自治体の仕事ではないか。このように考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 鹿児島県の場合におきましては、御承知のように45の全市町村で広域連合をつくりまして、この医療制度を今、つくっているわけございまして、その中におります一つとして、やはりこれはそういう1人だけが云々という話ですべきではないと考えております。

2番牧信利議員 広域連合がつくっているのはいいですよ。しかし、だれがだれのために政治が行われるのかといのがやはり物差しにならなければ、政治がゆがんでいくわけでしょう。後期高齢者医療制度はもう破綻しているわけですから、年齢で医療を差別する、負担を重くする、こういうような後期高齢者医療制度といのは1日も早くこれは廃止するといのが、これは国民の声ですよ。現に参議院では、その廃止法案が可決をされたわけですよ。

しかも、その参議院で賛成した民主党を中心とした政権ができるという状況の中では、これは後期高齢者医療制度の廃止は必ず実現させなければならない責任が政府自体にはあると、新政権にあるといことですから、そういう状況があるのにもかかわらず、その組合をつくっているから、広域連合をつくっているから、そういうことは言えませぬといことは、県民に市民に対する責任を全うしているといは言えませぬ。

国の言いなりになって物事を進めてきた結果ですから、その過ちは過ちで認めて新しい方向に

足を進める。これが今度の総選挙の結果、地方自治体の首長が取り組むべき課題ではないかと考えるんですが、いかがですか。

瀬戸口嘉昭市長 首長としては、それぞれいろいろあるかと思いますが、今、新しい政権が発足しようとして、新しい考え方が出ようとしている段階でございます。私としては、国の動向を見守ってまいるといふことであります。

2 番牧信利議員 後期高齢者医療制度を廃止するということに反対はしませんか。どうですか。

瀬戸口嘉昭市長 広域医療制度を廃止することに反対賛成ということではありませんで、新しい政権のその制度ができれば首長としては、それに従っていくしかないと思っています。

2 番牧信利議員 やはり、枕崎の市民の代表者として仕事をされるわけですから、みずからの政治信念と理念を明確にさせていただきたいと思いますが、これはまあ国任せと、こういうことだけは確認をしておきますが、悪い政府ができると悪いのも仕方がない。よい政府ができるとよいことだからやりましょうと。こんな柱のない市政ではいけないんじゃないですか。何のために市長になったのかというのは、もう選挙は来年ですが、市民に訴えるときですよ、ほらほら上が言うとおりにゃがねとか、我が考えはいけんなどとかよとか言われぬように、やっぱい市長はしっかいとしておく必要があると私は思います。

次に、介護問題に移ります。厚生労働省はことし4月1日から実施した新しい要介護認定基準について、さらに10月1日から新しいものに見直しをするということを決めたと報道されております。4月1日からの見直しがなぜ行われたのか。このことについて、我が党の小池晃参議院議員は、4月21日の参議院厚生労働委員会で追及をしております。

これは、厚生労働省の内部文書が明らかになって、そのねらいが明確にされてきたからです。つまり要介護認定制度を変更して、軽度者、いわゆる軽い要介護の人たちをふやす。これがねらっていたというのが内部文書で明らかになったわけでありまして。

そこにはどういうことを書いてあるか。利用者負担を2割にする。支給限度額を引き下げるなどの給付費の削減。そのための内容がとじられているということでありました。舛添厚生労働大臣は、2,200億円を含めた政府全体の方針として社会保障を切り詰めていこうという議論の中で、役人がシュミレーションしたと答弁していますが、社会保障切り捨て路線が背景にあるということは認めました。

市長にまず、最初にお尋ねしたいのは、この問題も議会で取り上げてきましたが、要介護認定基準が4月1日から見直しが行われたのは、市長自身はなぜだと考えておられるのか、まずお尋ねします。

瀬戸口嘉昭市長 本年4月13日に開催されました第1回の要介護認定の見直しにかかる検証・検討会議での舛添大臣のあいさつにもございますが、新しい認定基準で要介護制度が下がることによりサービスが減らされるのではないかと。今までのサービスが受けられなくなるのではないかとという声が強くなったのだということだと考えております。

2 番牧信利議員 サービスはもともと切り下げてきたわけですから、枕崎でも基金が積み立てられるほどサービスの費用を削って積み立ててきたわけですよ。だから、基準見直し以前からサービスの切り捨てというのは行われてきているわけですよ。それをなお、ことしの4月1日から基準見直しをしたわけですよ。それは今さっき述べましたように、厚生労働省の内部文書で明らかのように軽い認定者をふやすと。そういうものであるということもはっきりしているわけです。2,200億円の社会保障費削減。そこが大もとだというのは、厚生労働大臣自身も答弁をしているわけです。

つまり、4月からの新しい認定制度というのは、まさに介護サービス切り捨てということで行われてきたというのは、これまでの経過で明らかになっているわけですね。そこでお尋ねしたいんですが、4月、5月と新しい認定基準で審査が行われているわけですが、これは厚生労働省の

検討委員会で提出された資料が既にホームページ上で明らかになっていますが、2008年4月と5月と比べて新制度導入後の2009年4月、5月の認定では、1次判定で非該当とされた人が前年の3.4%から7.5%にふえています。

要支援1ですが、16.4%から18.3%に2ポイント近くふえております。それから要介護1、これは34%から31.4%へ2.6ポイントの減。要介護2、13.7%から12.7%へ1ポイント減。要介護3、これは12.8%から10.2%へ2.6ポイント減。要するに、こういう形で減少していますね。そうすると要介護4とか5については、これは0.1ポイント以下の増減で要介護4は10.5から11.2、0.7ポイントの増です。要介護5は9.2%から8.5%、0.7ポイントの減、こうなっています。

こういう調査が既に全国的にやられているわけですが、枕崎の場合は、ことし4月、5月の要介護度認定の結果というのはどのようになっているのか、お尋ねします。

白澤芳輝福祉事務所長 新しい認定基準によります1次判定結果によりますと、全体で更新申請の方につきましては349名の方が更新申請されておりまして、その中で要支援の方56名、要支援2が41名、要介護69名、要介護度2、65名、要介護度3、39名、要介護度4、39名、要介護度5、25名、非該当15名となっておりますけれども、これを2次判定及び本人の希望を反映させた最終結果で見ますと、前回認定から介護度が重くなった方は95名、前回認定から介護度が軽くなった方が55名、前回認定から介護度が変わらなかった方は199名となっております。

2番牧信利議員 厚生労働省が実際に検討会を、これはもうスタートしてすぐですよ、検討会を発足させて調査するというのを発表したのは。そして今度10月1日からまた新たにやると言うわけですね。このスタートした直後から経過措置をとらなければいけないという制度自体が大問題ですよ。制度としての役割を果たしていない。それを国民の批判があって10月1日から新たな認定制度にしようとするわけですが、これによる枕崎市民に対しては、具体的にはどのような影響が予測されるんですかね。

白澤芳輝福祉事務所長 今回の見直しにつきましては、認定現場からの質問とか要望、御批判が数多く寄せられた項目を中心として修正が加えられたものであり、現場の声が反映されたものであると踏まえておりますので、そういう中で4月1日から施行されている部分の認定基準については軽い方にいく傾向があるんじゃないかということで、そこを全国的な中でばらつきがないようにということで今回、見直しがされているわけですから、適正な認定が行われていくものだと考えております。

2番牧信利議員 既に発表されている10月1日からの新しい基準、これについても現場、それからそういう専門家の方々からも、これではやはり本当の必要なサービスは受けられないという声が出ているわけです。我が党は、この新しい介護認定制度を廃止して、すべての人に必要なサービスが提供できる制度にすべきだという主張を国会でもやっていますし、今度の選挙戦の中でも国民の皆さんに訴えてきております。

やはり、必要なサービスが受けられない。こういう状況が10月1日以降も起こり得るというのを現場の人たち、担当者そして専門家は見ているわけですね。こういう状況に対して市長は、こういう新介護認定制度は廃止しなさいと。まず、元に戻してそこからやはり必要なサービスが保障される制度をつくっていくと。そういう方向に取り組むべきだということを政府に対して要求すべきだと私は考えるんですが、市長の見解をお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 要介護認定は、全国一律の基準に基づき、公正かつ適切に行われることが重要であると考えております。見る人によってばらつきがあるようでは困るための措置だと思っています。新基準は、本年10月1日から施行されることとなりますが、今回の見直しは認定現場からの質問や要望が多く寄せられた項目を中心として修正が行われたものであって、現場の声が反映されたものと受けとめております。

また、今回の見直しで不具合が生じた場合は、厚生労働省で検証・検討が行われるものと思います。今のところ、そういうことしか言えないと思います。

2 番牧信利議員 やっぱり市民の置かれている状況を具体的につかむということが必要だと思うんですね。だからそういう点をしないと上が言うたらそれに従う。この新しい認定制度というのは、もうスタートしたときから破綻しているわけですから、経過措置をつくらなければいけなかったわけでしょう。そういう状況の制度に相変わらず、なぜ、しがみついて10月1日から手直しをしてまたスタートしていくのかというのは、あくまでもサービスを抑制するというのが基本にあるからなんですよ。それは実際サービスを受ける側から見れば必要なものが受けられないということとつながっていきます。

特別養護老人ホームが足りない。そういうものは施設をふやせばできるのにふやさないわけでしょう。現在のそういう施設の範囲の中でどうやりくりするかということで、市民がどんな苦労をしているか。施設を出て中間施設に入る。次は、病院に入る。自分の家に帰ってもだれも介護する人がいない、そういう人はどうするんですか。こういう、言うならば渡り鳥のような生活を年とってから、体が不自由になってからしなければならぬ。そんな政治がまともだと思いますか。市長どうですか。

瀬戸口嘉昭市長 理想的には今、おっしゃられるとおりであろうかと思いますが、やはり国のいろんな全体の調整というよりも、全体を見た場合のいろんな基準等もないとまた混乱のもとになるかと思えます。事実、私も介護の母を抱えております。ですから個人的には、さまざまな思いがございます。しかしながら公の者として、やはり改善していってもらっていい制度にしていくと。このことしかないと考えています。

2 番牧信利議員 国もいろいろあるだろうって、あるんですよ、国は。2,200億をずっと削ってきたんですよ、毎年。軍事費、アメリカには思いやり予算をつぎ込んできているわけでしょう。グアムには3兆円、米軍基地強化のために国民の税金を使って外国の土地に基地をつくってやるという、世界にもないような税金の使い方をやっていますよ。そこに目を向けなさいよ、市長。

国の事情を心配するんじゃなくて、国の税金の使い方が間違っているから今、国民がこんなひどい目にあっているわけです。そこに目を向けないと解決の道は見つかりませんよ。どうですか市長。大企業にまけてやる税金はもうけにおいて、きちんと税金を払ってもらう。軍事費は削るものは削ってもらう。こういう立場でお金をつくって、もう少し国民の方に福祉や暮らしにお金を回してください。そう言って国に要求する考えはありませんか。

瀬戸口嘉昭市長 国も含めて総体的なやらなければならないことがあると思っております。ただ、もちろん福祉へ多くのお金が回るようにと、そういうことを今後は、強く言っていかなければならないとは考えております。

2 番牧信利議員 せっかく政権が変わったんですから、変わった政権が悪い方に行くのか、国民のために役立つ仕事をするのか、これはまさに国民の運動にかかっているんですよ。放っておけばわかりませんよ、これは。民主党は財界頼みであり、アメリカ頼みですから、大もとは。そこから出ようとはしない。

ですから、それを歯どめをかけて国民の方に顔を向かせる。国民のための進んだ政策を実行させる。これはやはり市長を含めて我々が頑張らないと前に進まないんですよ。その点はぜひ、市長も考えて国に対して言うべきことは言う。だれの立場で言うかと。国の顔色を見てもの考えるんじゃなくて市民の生活の実態から物事を言うと。そういう立場に立って、これから取り組んでいただきたいと思えます。

次に、交通安全対策についてお尋ねします。市道通山大堀線と市道通山湯穴線交差点、これは国道270号のガードの下の部分ですが見通しが悪いと。こういうことで住民の皆さんから何とかできないのかという声も出ておりますが、当局も現場を検討されたと思えますが、その点の改善

の方向をお聞かせください。

2番目に市道大堀牧園線と市道木場札尾線の交差点、牧園集落からの出口の交差点ですが、広域農道との関係。この部分についても道路の構造等で非常に危険な状況にあるということであります。

3番目は、市道大堀大塚線と市道大堀牧園線、これは自動車学校沿いの道路との交差点です。ここも見通しが悪い。特に最近、高齢者のドライバーがふえてまして、以前の小さなカーブミラーでは確認が難しいと。もっと大きいのかえてほしいというような声も聞かれておりますので、この点についての改善方向をお聞かせいただきたいというふうに思います。

松野下祥一建設課長 1番目の市道通山大堀線と市道通山湯穴線の交差点の見通しですが、この場所は一応、標準型の直径60センチメートルのミラーが設置してあります。現地調査の結果、運転手から見ると通行車両はミラーに映っており支障はないと思われま。

2番目の市道大堀牧園線と市道木場札尾線交差点の見通しですが、この場所につきましては、不規則な交差点のため点滅式信号機により規制を行っている箇所であります。既設のミラーにより交差点手前で確認を行い、その先は前進して目視で安全確認を行っている状況であり、現在のところこの目視による確認方法が一番最善であると思われま。

3番目の市道大堀大塚線と市道大堀牧園線の交差点の見通しですが、当該交差点は点滅信号機もありミラーも3カ所設置されております。現地調査の結果、運転手から見ると車両はミラーに映っており支障はないと思われま。

2番牧信利議員 お尋ねしますが、どうして住民の皆さんはいけんかしてくれと言うのか。そのあたりは、当局はどう判断するんですか。

久木田敏総務課長 ただいま3線のことのお話がありましたが、そのほかにもこれまでにいろんな交差点について御意見を伺っております。市民の方にとっては確かに交差点そのものの通行に対して、支障があると感じるころはそうでしょうけれども、全体どこを見ましても交通ルールというのが総体的に必要であると。ですので、交通ルールの啓発そのものを含めまして警察と連携しながら、今後は取り組んでいきたいということで考えております。1つ1つの交差点、その見通しにつきましては、当然、改良しなければならないところ、信号機をつけなければならないところもありましようけれども、そこら辺は警察とも検討してまいりたいと思いま。

2番牧信利議員 事故が起きたときに、警察はよく言うわけですよ。ルールを守らんかったからだと。そうすれば解決方法は見えてきませんよ。実際に、そこで日常生活している人たちが苦勞しているわけだから。その苦勞をどう改善するかという立場から問題点をどう変えていくのかという発想の転換をしないと。お役所の判断で、物差しで住民の声を図ると私は、事故がやはり起こっていくと思いまるので、指摘をしておいま。

それから市営墓地の墓参道の関係ですが、市営墓地階段の手すりを1カ所つけていただいて大変ありがたいと喜ばれているわけですが、ほかにもまだいっぱいあるんですが、これについての計画をお聞かせください。

西之原修市民生活課長 市営墓地の階段の片側については、高齢者等の墓地利用者の安全対策として手すりを設置しているところですよ。今後は、市営墓地全体の階段や通路において勾配が急な箇所やのり面箇所等の危険な箇所の安全面を考慮しながら、設置について検討してまいりたいと思いま。

2番牧信利議員 犬牟田墓地の北側墓参道の整備です。これは以前もお尋ねしました。地区道だというふうでなかなか進まないんですが、道幅は広いですし、これは市道に編入して市の責任で整備をするということにならないのかどうか、この点をお尋ねしま。

西之原修市民生活課長 市道認定基準により、市道としては認定することはできません。なお地区道に対しては、市の建設機械対応による整備や農道の土砂混等の材料支給による助成があり

まずので、公民館等を通して道路整備に対する要望をお願いしていただきたいと思っております。

2番牧信利議員 認定できない基準のどこに該当するんですか、ここは。

松野下祥一建設課長 当該道路は行きどまりであり、市道認定の条件を満たしていないので、認定は考えておりません。

2番牧信利議員 基準のどこに合わないのかと聞いたのに、考えていないという話じゃないでしょう。道路認定基準のどこに、何条の何項に該当しない、こういうふうに答えれば簡単なんですよ。

松野下祥一建設課長 市道認定基準の第2条第1号の「一般交通の用に供しており、系統的な路線にあって、起点及び終点が国道・市道に連絡しているもの、もしくは起点及び終点いずれかが国道、県道、市道に連絡し、他の一方がその他の公道に接していること」その基準でございます。

2番牧信利議員 そうすると墓通りから進入する部分は、あそこは市道じゃないんですか。

松野下祥一建設課長 市道です。

2番牧信利議員 いや駐車場があって、ここの墓参道に入るのは市道から入らないと入れないわけでしょう。市道に接していますよ。もう時間がないから言っときますが、道路の認定基準というのは何項もあって、いろいろあるんですよ。ただ市長が諸般の交通事情及び公益の見地から市道に認定することが適当と認めた道路は該当するんですよ。市長の判断でできるんですよ。市長、どうですか。

瀬戸口嘉昭市長 急なあの……、ですがまた後で……

畠野宏之議長 時間です。

ここで10分間、休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、俵積田義信議員。

[俵積田義信議員 登壇]

18番俵積田義信議員 皆さん、こんにちは。先ほどの質問者の中にもありましたように、第45回衆議院議員選挙は先月30日に投票が行われ、御承知のとおり民主党が308議席で第1党になり、我が自民党は選挙前300議席から119議席と大きく減らして大敗してしまいました。原因はいろいろ言われておりますが、小泉内閣の三位一体の改革等で都市と地方の格差あるいは年金問題や後期高齢者医療制度、さらに長引く不況等により国民の怒りが爆発した結果であろうと考えておるところであります。

しかし、さきの大戦でシベリアに抑留され、やがて祖国日本に帰国するときに皆さんが思ったことは、恐らく日本はソ連とアメリカに2つに分断されて占領されているんだろうと思ったそうでございますが、帰ってきてみると北方領土と沖縄を含む南方諸島だけが占領されただけで、国体はきちんと護持され、しっかりと守られていたことに安心をいたしたということでもあります。

戦後、日本を50数年にわたってリードしてきたのも現在の我が国の繁栄ができたのも自民党の政権下であったからではないだろうかと思っております。いよいよ2大政党時代に入ったということではありますが、我が自民党は今回の選挙を真摯に受けとめて、速やかに党の再生を図り政権を奪回できるよう頑張ってもらいたいと願っております。

さて、瀬戸口市政も1期目4年間を終わろうとしております。私が平成11年に初めて議員になったころの当初予算は120億強と、そのくらいだったと記憶しておりますが、その後年々、地方交付税や助成金、市税等の減少により年々減ってまいりまして、ここ数年は100億を切る大変厳しい予算編成になってまいりました。

市長は就任直後から、本市にとりましての最重要課題は行財政改革の徹底と実施であるということで、直ちに特別職の報酬カット、収入役、部長制、市長公用車の廃止、さらに職員給与の構造改革の改善に取り組みました。そのことは、その後の行財政改革を進める上で大きな成果であったと思います。市長が、行財政改革や本市の活性化のために懸命に取り組んできたことは、だれもが認めるところであります。

そこで市長にお尋ねいたしますが、市長はこの4年間近くの市政をどのように自身で評価しているのか、まずお尋ねをいたします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 私の1期4年の成果というんですか、取り組みの評価についてのお尋ねでございます。4年間のことですので、少々長くなることをお許しいただきたいと思います。

まず、大きな取り組みといたしましては、市長就任後、直ちに行財政改革の徹底を図るために行財政集中改革プランを策定いたしまして、財政健全化の推進や事務事業の見直しなどを実施してまいりまして、平成20年度時点で具体的に取り組む116項目の実施事項の中で、既に112項目が実施済みでございまして、進捗率は96.6%になっております。

その財政効果といたしましては、計画額よりも7億2,704万円上回る21億4,427万円の効果を出しております。また、地方債残高も17年度末、私が就任しました18年3月時点で140億8,000万円ございましたが、それから21年度末見込みの残高は122億5,000万円となる見込みであることから、18億3,000万円減少いたすこととなります。

また、現在の行財政集中改革プランは今年度で終了いたしますが、依然として厳しい行財政事情の中で、安全で安心な市民の暮らしや地元経済の活性化あるいはそれにかかわる持続的かつ安定的な住民サービスを提供するための施策を推進していくためには、これまでの行財政改革からさらに踏み込んだ改革を行う必要がありますので、第2次枕崎市行財政集中改革プランの策定に向けた取り組みを現在進めているところでございます。

次に、福祉の充実では、3歳未満児医療費の無料化の実施やはり・きゅう等施術料の助成を実施のほか、子育て支援のためのパスポート事業やパブリックコメントの実施を行いました。また、平成18年4月から市立保育所の民営化や養護老人ホーム妙見の里を民間へ移管しております。

次に、産業基盤の強化と育成では、南薩縦貫道建設推進の気運の向上や消防・衛生の一部事務組合の広域化も実現しました。

また水産業では、通年の漁港整備事業や外来船誘致への積極的な取り組みあるいはカツオ漁業を中心とした保護育成にも努めてきましたほか、特に資源管理の推進として磯焼け対策にも関係者と一緒になって精力的に取り組んでおります。

ここで報告を含めて特筆すべきことは、行政や市民の方々あるいは水産高校が参加いたしまして、世界的に環境問題に取り組んでおられる池田一さんの指導のもとに花渡川を舞台に3年間、地球環境の大切を訴える事業が行われてまいりましたが、その成果が国連で発表され報告されておりました、近く英語版の写真もふんだんに入った冊子もできて、全世界に枕崎花渡川が発信されます。それを受けまして、ことし10月には市民会館におきまして、池田一さんがコーディネーターとなって外国の専門家5人を招いての環境フォーラムが実施されることとなっております。

一方、食育の普及面でも、ぶえん鯉の消費拡大に努めてまいりましたほか、枕崎産かつおぶしの本枯れ節が本場の本物として食品産業センターから認定を受け、さらなる消費拡大に向け、積極的に関係業界と連携を図ってまいりました。

また、商工関係では、商店街の活性化のためプレミアム商品券の発行や枕崎駅前に観光案内所の建設を進めてきており、12月は完成の予定となっております。

また、観光面では、特に食と健康をテーマとして市民とNPOとの協働による食の観光資源や食品関連産業の発展に取り組んできました。

また、市民との協働は極めて活発でございますが、河川浄化への取り組みといたしまして、EM活性液などを活用した環境整備への取り組みを市民を初め、事業所とともに推進して環境保全への意識啓発に努めてきております。

また、農業面では、農家の経営安定のため各種の事業に取り組んでまいりましたが、特に茶団地に茶処理加工機械の整備などを導入する生産性向上と省力化を進めてきております。桜島降灰による花卉や飼料作物への被害防止にも努めてまいりました。そのほか、中洲川流域に大型の排水機場を2カ所設置し、東鹿籠地区への浸水被害防止を図ってきました。

また、建設面では、花渡川・中洲川河川改修を初め、今後金山地区の河川や橋の改修にかかりますし、馬追川下流の全面的な改修も既に始まっております。国道や県道の市内全域にわたる道路改修のほか、市道の改良・舗装も行っております。今後の主な事業として、打木谷白沢津線や湯穴地区の谷川の改修、防災ダムに着手するほか、国道225号の峯尾峠の入り口改修なども始まります。

次に、教育・文化の推進では、小中学校一貫教育の取り組みとして小・中教員による合同事業や小学校5、6年生と中学校1年生との合同集会を初め、小・小連携や中学校間の兼務制度の活用など学校間の交流も行われております。

また、平成23年度から小学校の英語活動が全国で導入可能になりますが、本市では本年度から前倒して市単独で英語活動補助員を配置するなど2年前倒しで、既に全小学校で英語活動を実施しております。さらに今後、実践を積み重ね、9年間を見通した教育活動の充実を着実に推進してまいります。

次に、風の芸術展は日本を代表する質の高い全国規模の現代美術公募展として、平成元年から開催してきておりますが、平成19年度には初回から全7回までの受賞作家による作家展を開催し、市内外から多くの観客が訪れました。

また、全協で報告いたしましたように、第9回の芸術展を平成22年8月開催に向けて、現在準備中でございます。いろいろとありますが、今後とも市民福祉の向上に向けて、全力を尽くしてまいります。私としては、皆さんの御協力により自分の考えた以上のことができたんじゃないかと考えているところでございます。

18番 依積田義信議員 ただいま市長が答弁した行財政改革とその成果ということでございますが、広報まくらざきの7月号に「進む行財政改革とその成果」ということで答弁されましたように、94.8%の達成率、120項目のうち20年度までに実施すべき項目は116項目がありまして、既に110項目については達成、実施されているということであります。あとの5%は、21年度で実施されるのか、お尋ねいたします。

財政健全化への推進は、これ以上の市税や地方交付税の増は見込まれない中で、どのように進めていくのか。事務事業の見直しは、まだできる分野があるのか。市立保育所と妙見の里は、民間委託がされました。その後、何を民間委託が考えられるのか。組織機構の見直しや定員管理の適正化については、どのくらいの職員数が適正だと考えるのか。これ以上の減員ができるのかどうか。以上5点のことについて、お尋ねいたします。

久木田敏総務課長 今、お尋ねの5点でございますが、まず1点目のあとの5%は21年度で実施されるのかということでございますが、ただいまありましたとおり、平成18年度から20年度までの計画としては20年度末では未実施が6項目ありましたが、そのうち既に21年度で2項目が実施されております。残り4項目、全体の進捗率96.6%となっておりますが、これは残りにつきましてもできるだけ早急に実施できるよう努力してまいりたいと思います。

次の財政健全化への推進それと事務事業の見直しについてでございますが、現在の行財政集中改革プランは今年度で終了しますが、依然として厳しい財政状況の中で持続的かつ安定的な住民サービスを提供するための施策を推進していくためには、これまでの行財政改革からさらに踏み

込んだ見直しを行う必要がありますので、事務事業の見直しを含めまして第2次枕崎市行財政集中改革プランの策定に向けた取り組みが必要であると考えます。そこで現在、その取り組みを進めているところでございます。

4番目の市立保育所と妙見の里は民間委託がされた後、何を民間委託でできると考えられるかということでございますが、民間委託等の推進につきましては枕崎市民間委託推進ガイドラインを指針としまして、各施設等の民間委託等を積極的かつ計画的に推進し、平成18年4月から市立保育所また平成21年4月から養護老人ホーム妙見の里を民営化いたしました。今後は、学校給食センターの給食、調理あるいは運搬業務の民間委託と学校用務員の民間委託が計画されております。

次の組織機構の見直しや定員管理の適正化で、どのくらいの職員数が適正だと考えるかということでございますが、定員管理の適正化につきましては、定員適正化計画に基づきまして計画的な職員数の削減に、今日まで取り組んでまいっております。その結果、職員数削減の具体的な数値目標は、平成22年4月1日の職員数を平成17年4月1日の326人に比べますと36人少ない290人という目標値の設定でありましたが、平成21年4月2日現在で職員数283人、削減数43人、削減率13.19%となっております。既に目標値を7人上回っております。

今後とも引き続き、職員数の削減が市民サービスの低下を招くことがないように配慮しながら、効率的な組織機構の構築や職員の意識改革などを行いまして、計画的な職員数の削減に努めてまいりたいと考えております。

18番 依積田義信議員 現在の職員数が283名だと。43名削減されたということですが、類似市の阿久根市、公営病院等を持っていませんので比較はできませんけれども、ここは224人まで削減されております。これからいたしますと、まだまだ本市は余裕があるのではないかと考えます。これからも、なお一層、事務事業の見直しや民間委託を推し進めていただきまして、計画的な職員の削減に努めてほしいと思います。

次に、民主党の公約マニフェストの中に子供手当2.7兆円、高校の授業料無料化0.5兆円、農家の戸別補償に1.4兆円、暫定税率の廃止で2.5兆円、さらに高速道路の無料化で1.3兆円の財源が必要だということでございますが、消費税も上げずにどこからこの財源が生み出されるのかよくわかりませんが、先日、新政権は本年度の概算要求92兆円を全面的に見直すとお表いたしました。本市の財政の見通しをどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

今給 黎力財政課長 今後の財政運営の見通しについてですけれども、歳入面では長引く景気低迷等によりまして、市税などの自主財源の増収は期待できず、地方交付税や国庫補助金等についても制度の見直しが議論されるなど、先行き不透明な状況でございます。

一方、歳出面で見ても災害対策あるいは退職手当債の発行等によりまして、公債費や高齢化社会の進展に伴います扶助費の増大、そういったものが今後見込まれると見ております。そういった中で平成20年度の決算指数等を見ても地方債残高を初め、一部の指数等については改善してきておりますけれども依然として、基金残高が乏しいなど非常に厳しい財政状況でありますけれども、新しい政権発足によりまして21年度の補正予算の一部執行停止、あるいは22年度予算の概算要求基準を白紙に戻す。それから概算要求の全面的な見直しを実施するということが表明されておりますし、さらには地方自治体の財源確保に向けた取り組みが主眼にしているという状況でもありますので、今後、国の動向等を見極めていかなければならないと考えております。

18番 依積田義信議員 次に移ります。本市の財政は、依然として自主財源30%弱、依存財源70%強であり、財政の脆弱な自治体であります。頼みの市民税も、長引く景気の低迷、お茶を初めとする農畜産物の価格の下落等で期待できません。少しでも自主財源をふやすために、遊休の市有地それと南薩線跡地等の売却を推進していくべきであります。その状況と推進策につい

てお尋ねいたします。

依積田清文財政課参事 自主財源の確保につきましては、集中改革プランの実施項目として掲げ、遊休資産の処分に努力しているところであります。平成18年度から21年8月末までの売却の状況としまして、保有地及び法定外公共物が契約額ベースでございますが、約3,484万4,000円となっており、南薩線跡地は同じく契約額ベースで約1億0,632万4,000円となっています。このことから、合計で1億4,116万8,000円の自主財源の確保がなされたところでございます。

今後とも、自主財源確保のために、遊休資産の処分に努力してまいりたいと思っております。

18番依積田義信議員 次の質問にまいります。南薩縦貫道の建設は、枕崎港に揚がった新鮮な魚を一刻も早く都市部に運び、消費者に届ける道路として計画がされました。先般、川辺・知覧間は整備区間に格上げされましたが、知覧から枕崎まではまだ依然として計画区間のままであります。今まで道路建設の財源としてきましたガソリン税も一般財源化され、さらに新政府は暫定税率そのものを廃止するというところで、とても心配されますが今後、どのような格上げへの運動や推進をやっていくのか、市長にお尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 御承知のとおり、南薩縦貫道は南薩地域を縦貫し九州自動車道や鹿児島空港と結ぶことによる交通拠点の連携、地域間の交流促進に、あるいは産業の振興を図る目的として約40キロの路線であり、平成10年6月に計画路線に指定されておりますが、現在、川辺ダム付近から国道225号までの区間7キロにおきましては工事が進められておるほか、南九州市川辺地域から知覧区間9キロが平成18年3月に調査区間に指定され、このうち6キロについては本年3月に整備区間に指定されたところでございます。

市といたしましては、鹿児島市、南さつま市、南九州市の3市及び経済団体等とともに南薩縦貫道建設期成同盟会を組織して、今年度も県を初め、国土交通省や県選出国會議員への要望活動を継続して実施したところでございますが、質問者が言われるとおり、南九州市知覧町から枕崎市間12キロにつきましては、残念ながらいまだ計画路線のままでございます。

このことにつきましては、この前も知事にもそれから土木部長にもお会いして強く申しております。なお、本年5月に開催されました総会におきまして、本年度から久しぶりに私が南薩縦貫道建設期成同盟会の会長職を務めさせていただくこととなりましたので、今後、南薩縦貫道建設期成同盟会の会長として、また地元市長として枕崎市までの区間の整備区間指定に向けて、これまで以上に強く関係機関に要望していく予定でございますので、皆様方の御協力をお願いしたいと存じます。

18番依積田義信議員 先ほども申し上げましたけれども、ガソリン税の暫定税率の廃止ということになれば、道路財源がどこから生み出されるのかとても心配でございます。知覧で恐らくとめられてしまうんじゃないかという市民の声もいっぱいございます。市長は、今度、期成同盟の会長になったということで、なお一層の推進実施をお願いいたしておきます。

次に、枕崎空港の活性化や利用促進は長年の課題であります。去る5月に空港スカイフェスタも開催されました。それから、日食の関係でも民間機が多数来たということでございますが、そのときの利用状況。それと今後の利用促進についてお尋ねいたします。

山口英雄企画調整課長 市ではこれまで、産学官連携した枕崎空港の活性化策についてずっと検討してまいっております。枕崎空港スカイフェスタにつきましては、子供から大人まで飛ぶことの楽しさ、飛ぶ仕組みのすばらしさ、飛行機をつくることの喜びを体験することで、航空と環境への理解を深めるとともに、枕崎空港の利用促進及び枕崎空港を活用した本市の活性化を図ることを目的といたしまして、大学教授といった専門家あるいはパイロットなどの航空専門家を中心に産学官連携のもと、全国でも非常に珍しい体験型の航空イベントとして本年5月23日、24日の2日間開催したところでございますけれども、市内外から約5,000名の多くの方が訪れました。

なお、このスカイフェスタにつきましては、来年が日本の航空100周年ということになってお

りますので、平成22年度もまた再度開催されることが実行委員会の方で既に決定いたしております。また、先般の皆既日食のときにつきましては、報道機関を含めまして16機ほど、ヘリ、セスナが枕崎空港を利用していただいております。このように市では、今後とも産学官連携のもと、多方面にわたります活用策を講じながら枕崎空港の利用促進、それから本市の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

18番 依積田義信議員 次に、消防の広域化について質問いたします。この件につきましては、消防組合議会との関係もありますので深くは質問できませんが、基本的な部分について質問をしておきたいと思っております。現在、本市と南さつま市、南九州市の3市で組合をつくっているわけですが、市民の生命、財産を守るという行政の基本からしても設備等も含めて、最低、現在の体制は維持していくべきだと考えます。そこで、消防の広域化について、お尋ねいたします。

首長さん方の間ではどういう話になっているのか。広域化するとすれば、いつごろをめどに考えているのか、お尋ねいたします。

久木田敏総務課長 南薩地域におけます消防広域化につきましては、県の作成いたしました消防広域化推進計画に基づきまして、昨年10月7日に枕崎市、南さつま市、南九州市及び指宿市の4市で準備事務局を設立し、事務レベルで広域化に向けた協議を今日までに4回開催しております。その中で、今年度中に正式な協議会を発足させまして、広域に向けた具体的な協議を行っていくことになっておりますので、本部の位置等を含めまして平成24年4月の広域化をめどに、協議会の中で関係機関と十分協議決定されていくものと考えております。

18番 依積田義信議員 今、答弁いただきましたが、私は広域化することについては賛成いたします。広域化によって必要以上に組織・設備が合理化され、市民生活に影響が出るようであれば問題だと思っておりますので、そのようなことのないよう十分検討・協議をお願いしておきたいと思っております。

次に、し尿処理についてのお尋ねしたいと思っておりますが、これも組合議会がありますので、あまり深くお尋ねするつもりはございません。し尿処理場も老朽化していつまでもつんだらうかということで、市民も心配しているところがございますが、もし処理場が使えなくなったらどうなるんだらうかということでございます。これまで聞くところでは、旧加世田市内に新しい設備を建設するということでしたけれども、現在、そこら辺の話がどうなっているのか、本市の施設がいつごろまで稼働が可能なのか。以上について、お尋ねいたします。

西之原修市民生活課長 枕崎衛生センターは、昭和42年に竣工、昭和52年に増設を行い、現在、枕崎市、旧知覧、旧坊津町のし尿の処理を行っています。新処理場の建設計画については、現在の南さつま衛生センターをリニューアルし、枕崎市、南さつま市、旧穎娃町を除く南九州市、旧吹上、伊集院町の日置市を含めた広域化により、処理する計画で進んでおりますが、県の万之瀬川の改修が平成24年になるということで、その後、工事が始まるという説明を受けているところです。この改修工事が予定どおり進めば、平成28年4月供用開始予定になると考えております。なお、現在の枕崎衛生センターの状況ですが、平成21年3月に現有施設の延命化の調査を実施し、通常の維持修繕工事に対応可能との報告を受けております。

18番 依積田義信議員 市民生活に今後、影響がないよう首長同士の話し合いも積極的にしていただきまして、なるべく早い対応をお願いいたしておきたいと思っております。

次に、南薩畑かん事業の水利用のことでございますが、南薩畑かん事業は池田湖を水がめとして、穎娃町にある馬渡川、高取川、集川の3川から池田湖に導入貯水して、池田湖を調整池として活用しております。西部3団地、穎娃・知覧・枕崎の団地の分は、池田湖から大野岳の中腹までポンプで揚水して、そこから自然流下で枕崎の別府台地まで導水しております。導水管は各畑に至るまで、すべて地下に埋めた導水管から水を出してかんがいするという全国的にも画期的なかんがい施設であります。

南薩土地改良区では、将来を担う子供たちにこの施設を学習していただくために、計画的に係る小学校4年生を対象に現地での学習をしておりますが、ことしは枕崎市別府小4年、19名が学習していただくということになっております。10月21日でございますが、市の教育委員会の方でバスの手配をしていただくことになっております。よろしく願いをいたします。

それでは、質問いたしたいと思いますが、南薩畑かんは枕崎市、南九州市、指宿市の約6,000ヘクタールの畑にかんがいする施設でありますし、組合員が約1万1,000人そのうち枕崎市は600町歩、10%にあたります。年間の水の使用量は全体で7,000万トン、枕崎市は387万トンで指宿、山川あたりに比べますと極端に少なくなっております。作物や土壌の関係もございますが、何とかこの水を最大限利用いたしまして、高収益の農業経営はできないものかと考えております。行政として、この畑かん営農の推進についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

真茅学農政課長 畑かん地区の水利用につきましては、お茶を中心に行われておりますが、水を有効に使うことは生産性や品質向上につながりますので、今後も推進してまいりたいと思います。具体的には、お茶やサツマイモ、ニンジン、実エンドウ、ソラマメ、レッドキャベツなど天候の状況を見ながら、効率的な水利用ができるよう農協と連携しながら指導に努めてまいりたいと思います。なお現在、畑かん地区に作付されている作物につきましては、比較的安定した作物が作付されていると思っておりますが、今後とも収益性の高い農業の推進ができるよう検討してまいりたいと思います。

18番俵積田義信議員 次に、お茶の将来についてでございますが、本市ではお茶が将来最も有利な作物であるということで、10年ぐらい前から100町歩の増植計画を立てて推進に努めてきたところでございます。500町歩から600町歩に達成されましたが、しかし、ことしのお茶の製品価格は31年ぶりの安値だったということで、お茶農家はお茶の将来に非常に不安を持っておりますが、行政としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

真茅学農政課長 お茶の情勢につきましては、全国の茶栽培面積は昭和55年から58年の6万1,000ヘクタールをピークに、その後、茶業従事者の高齢化等の影響から毎年減少を続け、平成20年度で4万8,000ヘクタールとなっております。

また生産量については、面積の減少を反映して減少傾向にありましたが、その後、茶系飲料の需要拡大に伴い、平成15年から17年度は増産され平成17年度では10万トンとなっております。その後、需要の落ち着きから平成18年から20年は、9万5,000トン前後で推移しております。

価格につきましては、平成21年はかつてない低価格となり、本市の1番茶については荒茶1キ口当たり本茶で2,034円、対前年比72%と非常に厳しい結果となりました。この傾向は全国的にもかわらず、静岡においてもことしの1番茶は、荒茶仕上げ茶の平均価格で2,113円と厳しい結果となっております。

茶の需給動向でございますけれども、翌年繰越量が平成15年度までは1万トン台で推移してございましたが、平成16年より2万5,000トンから3万3,000トンで推移しております。今後、全国的な品質重視の摘採や中刈り等の増から、生産調整が進むことが予想され繰越在庫量は減ってくるのが予想されます。緑茶の消費については、ここ数年10万トン台で推移しておりますが、リーフ茶の消費は近年減少傾向にあり、茶の価格低下の要因の1つとなっております。

また、茶の消費を引っ張ってきたドリンク茶についても急激な伸びはとまり、ここ数年2万4,000トン台で横ばい状況になっております。輸入茶については、ほとんどが中国からの輸入であり、平成16年に1万7,000トンであったものが農薬等の問題から急激に減少し、平成20年は7,300トンまで減少しております。今後の見通しでございますけれども、本年、全国的に品質を重視した摘採がなされたことや中刈り等がふえたことにより減産となる見込みであり、生産調整が進むと予想しております。また来年は、品質を重視した生産が一層進むことが予想されますので、価格が好転することを期待しておりますが、厳しい経済状況が続いておりますので、引き続

き厳しい経営は続くものと考えております。

このような中で、本市の温暖で早場地帯としての有利な点を生かしながら、茶業関係者や関係機関一体となって、生産基盤の強化と低コスト、高品質生産の推進、担い手農家の育成と経営規模の拡大、クリーンな茶づくりの推進のほか、茶の優良品種への改植や消費拡大の取り組みなど、これまで以上に進めてまいりたいと思っております。

18番依積田義信議員 次に、国の化成肥料への助成のことですが、一昨年からの石油の高騰等で、化成肥料や配合肥料は3割強も値上がりいたしまして農業経営を圧迫いたしておりますが、国は値上がり分を補助するというので、そのような話があったと思いますが、その後どうなっているのか、お尋ねいたします。

真茅学農政課長 国の肥料代への助成事業として、平成20年度の1次補正で燃油・肥料高騰緊急対策事業が組まれておりますが、この事業は化学肥料の施用量を2割以上低減する農業者グループに対し、肥料代の値上がりした部分の7割を助成する事業であります。本市においてもこの事業に取り組んでおり、既に補助金の申請は終わり、あと実績報告と補助金の請求、農家への支払いを残しているところです。補助額は、茶やカンショなどの10グループ344人に対し、5,851万5,000円となっておりますが、農家から肥料の使用実績報告を受けて、平成22年3月末までには農家へ支払いを終了することとなっております。

18番依積田義信議員 次は、新型インフルエンザのことですが、午前中の豊留議員の質問とダブリますけれども、厚生労働省は10月までにワクチンの製造が1,300万人分しかできないと。必要なのは5,000万人分だということなんです。そのようなことで本市についてはどのような配分がなされるのか、人口割なのかそれとも緊急のところから先なのか、わかっているだけでも結構ですので、お答えをお願いします。

今給黎和男健康課長 ワクチンの本市の確保数ということですが、午前中も申し上げましたように、厚生労働省としましては9月中に全体的な計画を確定させて、10月以降にワクチンの接種を始めようという計画を立てている状態です。

本市に必要な本数の確保はいかなものかということですが、優先的に接種が必要であると言われております乳幼児、妊婦さん、1歳未満児の親とか小中学生、65歳以上の方、本市の場合でいきますと概算でありますけど1万4,200人程度になると思われ、現在の段階では、1万4,200人分ぐらいのワクチンの量を確保しなければならないのではないかと私どもとしては一応計算上の問題ですけどそういうふうに考えておりますが、その分につきましても国の方針としては一部いろいろ出てきているんですが、この接種方法としては国が指定した医療機関で接種をします。そしてそれは、各市町村と医師会等で協議してそれを設定するんですけども、その段階で先ほど言いました1万4,200人分が必要だというようなことも合わせて報告して、それで接種していくというような、これは大まかな今現在明確な実施計画が発表されていませんので、いろんな情報を集めていく段階でこのようになるのではないかとというような状況としてはそういうことになっております。

18番依積田義信議員 1万4,200人分のワクチンが必要だということですが、積極的に国にも働きかけまして、確保の努力をお願いいたしたいと思っております。

次の質問でございますが、これも午前の村上議員とダブリますが、村上議員に答弁した以外に、特に別な市長の所信があればお答えをお願いします。

瀬戸口嘉昭市長 随分申し上げたつもりでございますが、さきに2期目も市政を担当させていただきたいと申し上げたところでございます。行財政改革のさらなる推進、あるいはフェリーみしまの定期運航に向けての取り組みあるいは一番大事な南薩縦貫道の整備促進をさらに進めること。そしてグリーンツーリズムなど人口増による市の活性化、風の芸術展の成功、そして今、非常に活発に行っていただいております市民協働のさらなる活性化など、たくさんの夢を抱いてい

るところでございます。

18番 依積田義信議員 もう1点お尋ねいたしますが、村営船の定期船みしまの枕崎寄航は物流や観光面での人の交流も多くなり、三島村や本市の活性化のためぜひ成功させたいと考えておりますが、実証運航の計画、それに実績等についてお尋ねいたします。

山口英雄企画調整課長 フェリーみしまの枕崎寄航への後援市につきましては、昨年6月に本市と三島村等で三島村新交通ネットワーク協議会を設立いたしましたして、昨年度は4回の試験航海を含めた可能性調査事業を実施したところでございます。

また本年4月には、九州運輸局より地域公共交通活性化再生総合事業計画の認定を受けまして、平成23年度までの3カ年間にわたりまして実証運航が実施される予定となっているところでございますが、本年度は合計7回の実証運航で13航海が計画されているところでございまして、6月以降これまでの間に4回の実証運航、7航海が実施されております。これまでの7航海の実績といたしましては、利用者数が計427人で1航海平均61人となっております。この数字は、当初想定いたしました人数に対しまして75%程度となっているところでございます。

なお、乗船者数が当初の想定よりも低いことにつきましては、三島村側が民宿とかのそういう受け入れ態勢がちょっと不足するというそういった受入態勢の問題、当初の方の受入態勢という体制整備という面もありますけれども、今後ともそういうフェリーみしまの枕崎港への航路延伸の実現に向けまして、そういった体制面の課題、PRの強化、各種イベントを取り組んだ積極的な活用など各種団体及び近隣市との連携を図りながら、さらなる需要の喚起に努めていきたいと考えております。

なお、先ほどの実績でございますけれども、御承知の5月だったですかね、ございました「薪能」でございますが、あそこにつきましてはこの実証運航の中に入っておりませんので、あの「薪能」の場合には200人を超える利用客があったんですけれども、あの分については先ほど報告いたしました実績には入ってございません。

18番 依積田義信議員 以上で、私の質問を終わります。

畠野宏之議長 ここで10分間、休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時28分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原村且元議員。

[原村且元議員 登壇]

7番 原村且元議員 初日、最後になりました。よろしく申し上げます。早速、質問に入らせていただきます。先日、日本の失業率が過去最悪の5.7%になったと報じられました。本年7月の完全失業者数は全国で359万人、1年前と比べて103万人ふえて9カ月連続増加の一途をたどっています。働きたくても職がなくて働けない人が、ほぼ18人に1人いることとなります。

学校を卒業したら一部の学校関係者として、教員など学校に残る人たちを除いて大半が実社会に出ていきます。中学校卒業者が金の卵として歓迎された昭和30年、40年代の高度経済成長時代とは、雇用情勢もさま変わりしました。ほとんどの人が高校まで行き、高校卒の半数近くが大学へ進学するという時代を迎えています。

終身雇用は揺らいでいるとはいえ、卒業と同時に大手企業などに入社しないと安定した大企業への就職は依然として困難であります。また、大手企業に入社できたからといって、一生安泰というわけではなく、今日のグローバル化、国際化した時代にはいつ倒産するとも限らず、常に自分のスキル、社会に通用する知的または技術的レベルを向上させて、いざ何かあった場合、次の職にスムーズについて生活していけるように日々を送らねばならないという緊張感が働く人たちに求められています。

日本経済、企業がこうなったのには幾つかの原因がありますが、やはり一つには経済効率を求めて単純作業などの工場を、中国を初めとするアジア各地へ移し、産業の空洞化を招いたこともあると思います。空洞化した部分、つまり日本の失業者359万人の職場、働き場が中国人や東南アジアの安い労働力にとってかわられているとも言えます。

また一方で、教育と産業とのミスマッチもあると思います。世界トップレベルの日本産業を支える人材教育が追いついていないのではないかとも思えます。つまり、世界のトップクラス最先端をいく日本産業の場で働くのに必要なレベルの知識を有しない日本人が多くなっているのではないかと思います。

もうすぐ中国はGDP、GNPで、日本を抜いて世界第2位になろうとしています。資源の少ない日本が政治的にサミットのメンバーとして世界で主要なポジションを占め、やっていくには世界のトップクラスの経済力を維持しなければなりません。そのためには、すぐれた人材を社会のあらゆる面で輩出していかねばなりません。

ところで、枕崎市では春の卒業シーズンになると人口が減っていく。高校生などが都会に職を求めて出て行くからだと思いますが、憲法では学問の自由、職業選択の自由は認められているわけで、何ら子供たちに責任はないです。むしろ枕崎市としては、そういった若者たちが都会に出て行かなくても親元の枕崎市の企業・職場で働けるよう優良企業を誘致したり、新たな産業を興し雇用を拡大させることに、市役所の責任と義務があると思います。枕崎はもっと発展すれば、大学などもよそに行かなくても枕崎の大学に行けると思います。教育と就職、つまり学校での進路指導は生徒一人一人にとって、またその保護者一人一人にとって最も重要なことです。

それです、小学生に対する進路指導についてお尋ねしますが、メルセデスベンツやポルシェ、また医療器具などでドイツはヨーロッパばかりでなく、世界中でも堅実な工業国、経済強国として見られています。そして、このドイツでは職業に関しても子供のころからしっかりした教育がなされていると言われます。ドイツの学校では、10歳ぐらいから自分の将来のビジョンを自問自答する機会が頻繁に与えられていると言われます。

日本においても進路指導はおそくとも小学校高学年からやっていくべきだと言われますが、本市の小学校ではどのような進路指導がなされているのか、お尋ねします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 小学校のときから自分の生活や将来に夢や希望を持って、目標に向かって生きようとする意欲や態度を育成することは、とても大切なことだと思います。そのためにも自分の適性を知るとともに将来の生き方や進路に関する体験活動を経験したり、情報の活用を図ったりしながら主体的に取り組むことが極めて重要でございます。

自分の子供のころを振り返りますと、まだ十分な進路指導に関する指導、あるいは情報提供がない時代でございましたから、自分の将来の夢をどのように実現すればいいか随分悩んだことを記憶しておりまして、私の家から枕崎に来る途中の畑の中に漁業無線局ができ、日に日に鉄塔が高くなっていくのを見て、ただ単純に無線士になりたいということで、熊本の電波高校も受験したこともあります。

今後とも望ましい勤労観や職業観を育てるためにも児童生徒や進路に関する不安を解消して、発達段階に応じて児童生徒が希望や目標をもって、意欲的に毎日の生活に取り組むことができるよう保護者との連携を深めながら指導していただくことが必要であると考えております。この後、専門的な話になりますので以下、教育委員会から回答いたさせます。

外俊則学校教育課長 小学校段階におけます職業に対する関心、意欲づけでございますが、特別活動におきまして自分の夢や希望を発表したり話し合ったり、自分の将来について考える時間が設定されておりまして、中学校の進路指導との接続が図られるよう各学校で今取り組んでいるところで。

また、社会科の授業や総合的な学習の時間、あるいは社会体験学習等さまざまな活動を通して、働く人々との触れ合いや体験学習によりまして、一層職業への理解を深め関心が高められるよう今努力しております。

もう少し具体的に申し上げますと、社会科におきましては人々の仕事という単元がございまして、これは小学校5年生なんですけど、枕崎の水産業にかかわる仕事内容やそこで働く人々について学習することになっています。枕崎の子供たちは職場訪問をいたしまして、水産業に従事される方から直接、仕事の内容のお話や説明を受けるなど、働くことの意義や大変さを学びたい機会となっております。

7番原村且元議員 都会でも地方でも教育熱心な保護者は、有名大学に多くの合格者を出すラ・サールや麻布、開成、灘などの有名な中高一貫校へ子供を入れたがります。公立の学校では、公務員である教師の転勤・異動が繰り返されるが、私立の進学校では教師の転勤がなく、すぐれた大学に多くの合格者を出すノウハウが永続的不動のものとして保たれるからだと思います。

それで本市内でもラ・サールなどの難しい中学入試を通過して入学する必要がある中高一貫校を志望する小学生やその保護者などに対してどのような指導をしているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 各中学校におきましては、各高校から提供されました資料をもとに、進路コーナー等常設しておりまして、3年生だけでなく1年生においても自由に閲覧できるように掲示も工夫されておりますし、特別活動におきましても各校の概要や各学科等の特色などを積極的に生徒自身が取材したり、記事としてまとめたり発表したりする機会を設定するなど、主体的な進路選択が行われるよう取り組みも行っております。

また各中学校では、公立、私立を問わず高校の先生方に直接中学校においでいただくなどの生徒や保護者を対象とした高校説明会を実施しておりますし、本市の中学校の説明会では南薩地区の高校を初めとして鹿児島市内の私立高校からの参加もありますし、各高校の概要や特色ある取り組み等の説明を受けた後に生徒からの質問もできますので、進路選択上の大きな参考になっております。

7番原村且元議員 今、尋ねたのは小学校において小学生がラ・サールなどの、例えば玉竜なんかでもありますが、中高一貫校ということでそういう中学受験をしなければならないラ・サールなどへ希望をする場合に、小学生やその保護者に対してどのような指導をしているのか、お尋ねしておきます。

外俊則学校教育課長 申しわけございませんでした。小学校における進路指導ということでございますが、実際、各小学校におきましては小学校の高学年におきまして、進路相談というわけではございませんけれども、夏休み等を利用して面接を行っております。主には、学習面を中心とした相談が多いんですけども生活面、それから保護者の悩み等について小学校の先生とそれから保護者、子供たちが一緒になって面談を行うということが、本市においては定例化しております。

ですので、そういう機会をとらえていただきまして、各保護者の方々等が自分の意見等や進路についての御相談ができる機会となっております。

7番原村且元議員 適切なそういう希望の人もいると思いますので、適切な情報を与えてちゃんと指導していただきたいと思います。

次に、高校受験を控える中学生の進路指導について、中学3年時の三者面談、つまり本人である生徒、その保護者それに担任、3人で大学へ進学するコースの普通科か、高校を卒業したらすぐ就職することを前提とする商業、工業、水産、農業系の職業コースの職業系かを決まることになると思います。

そこでは過去、半年1年の学力成績と本人の希望、適性などを参考にして決められていくと思いますが、最終的に決める前後においてさまざまな苦労、葛藤が本人を初め、保護者や担任、友

人などとの間にあると思います。

それです、普通科を志望する生徒たちに対して、3年後すなわち高校3年時には職業選択の前提としての学部学科の予備知識を与えているのかどうか。つまり、文系としての法律、経済、文学、教育や理系としての医学、歯学、薬学、理学、工学、農学、水産学などの学部が大学にはあり、それを高校3年時には最終的に決めねばならないということを教えているのかどうか。

というのは、高校3年間は中学校とは比べものにならないくらい学習量があり多忙ですので、あらかじめ中学時代に、特に中学3年時の三者面談の前あたりには教えていくべきと思いますが、現在の中学校ではどのように対応しているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 先ほど、御質問に重なるところが答えとしてあると思いますけれども高校の学部、それから学科等の中身につきまして、十分、子供たちが理解することがとても大事だと思ひまして、各中学校におきましては各高校から提供されました資料をもとにしまして、進路コーナーとか3年生からじゃなく1年生におきまして、自由に閲覧できるように掲示等も工夫されているところです。

また、領域のところでは特別活動も中学校にございまして、各校の概要や各学科等の特色などを積極的に生徒自身が取材したり、記事としてまとめたり、発表する機会などを設定して主体的な進路選択ができるように取り組んでいるところです。

また、各中学校では公立・私立を問わずに高校の先生方に直接中学校においでいただきまして、生徒や保護者を対象とした高校説明会を実施しております。本市の中学校の説明会では、南薩地区の高校を初めとして鹿児島市内の私立高校からの参加もありまして、各高校の概要や特色ある取り組み等の説明を受けた後、生徒からの質問もできますので進路選択上の大きな参考になっております。

市教委としましても、各高校では工夫されたホームページが開設されておりますので、その辺についても積極的な活用を指導してまいりたいと思っております。

7番原村且元議員 次に、職業系高校を選択する中学3年生に対する進路指導について、幅広い一般教養や専門性の高い高等教育を受けるところか、18歳ぐらいにして職業人として社会に出て働かなければならないわけで、大都会に出て軌道を修正して大学進学を目指す場合にも大学進学コースの普通科とは違い、高校の授業が職業系の学科に多くの時間を割かれているため、大きなハンディを背負うことになるコースを選択することになります。そのため、ためらう生徒も親も多いと思います。

また、このコースをとったということを将来後悔させないためにも、中学3年生時の三者面談前あたりまでに適切な勤労観とか職業観とかいったもの、つまり将来に対する明確なイメージ、見通しづくりに関して適切な指導がなされるべきと思いますが、どのような指導をしているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 中学校3年間を見通した進路指導につきまして、特にお尋ねは職業科の進学を希望する生徒のことだと思いますが、自分の将来の職業をしっかりと見据えた進路選択というのがとても重要だと思います。本市では、生徒自身が自分の適性や仕事への理解を一層深められますように、これまで3年生で行ってこられた職場体験学習を2年生で実施し、体験期間も3日間が中心でしたけれども、今年度から5日間とするなど体験学習の内容の充実に努めてまいっております。

また、特別活動におきましても自分の将来設計を立てさせるなど、卒業後の取り組みについても指導しているところです。市教委としましても市内約100カ所の事業所と連絡をとりまして、生徒の積極的な進路選択への御理解と御協力をお願いするなど、今後とも各中学校の支援に努めてまいります。

7番原村且元議員 市内に就職するばかりでなく県外に行く人もいると思いますので、修学旅

行なんかを利用してさまざまな会社とか工場見学もしていただきたいと思います。

次に、進路に関して、生徒本人やその保護者の希望が一致している場合は問題ないですけども、中学3年の三者面談、つまり最終的に決めなければならない段階に至っても希望、進路が一致しない場合、どのような指導をしているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 進路選択におきまして、生徒の希望と保護者の希望と意見が違った場合だと思いますが、このようなケースにおきましては、生徒自身の進路選択に対する理解不足や保護者の一方的な願い、そういうことが原因と考えられますので、進路選択に至るまでには慎重かつ丁寧な対応が求められますので、各学校におきましても生徒、保護者、学級担任による三者面談は進路決定までに複数回継続して実施されております。

今後とも、基本的な生徒自身の意欲的な進路選択ができるよう学校側からの適切な助言ができるように指導してまいりたいと思います。

7番原村且元議員 中学3年生に対する進路指導の年間計画、スケジュールはどうなっているのか。また、受験が決まった高校の下見なども含めてお尋ねいたします。

外俊則学校教育課長 進路指導におけます特に中学校3年生の年間スケジュールですが、義務教育最後の年に当たりますので、また自分の将来の生き方にもかかわる重要な年ですので、各学校におきましては4月当初に進路決定に至るまでのオリエンテーションを行うとともに、年間スケジュールの周知を行っています。

具体的には、7月には県下一斉に進路希望調査が実施され、県全体の動向を知ることができます。また、夏季休業中には保護者を交えての個人面談を実施し、生徒本人の進路希望とそれにかかわる課題や今後の取り組み等の話し合いを行い、12月末の三者面談では最終受験校等を決定しますが、それまでに各学級では特別活動の時間等において進路適性検査を活用した生徒自身の適性への理解を深め、将来希望する職業に従事するための資格取得等の確認や進路選択の具体的な手順など、一人一人に応じた指導を行っています。

3学期に入りますと願書テストの受験手続の確認や面接にかかわる指導も行いますが、メンタル的に不安を持ちやすい時期ですので、十分な心情把握に努め少しでも受験への不安を取り除けるよう努めます。

私立高校の入試は2月に、公立高校は3月に実施されます。また、公立高校で定員に満たない場合は2次試験が実施されますので、その情報提供もしっかりと行いたいと思います。公立高校の結果発表は卒業式の後ですが、各学校は全員の進路実現に向けて最後まで指導や助言に努めております。

7番原村且元議員 受験が決まった高校の下見、川辺とか中には鹿児島とか加世田とかありますけど、そういう高校の下見などはどうやっているんですか。

外俊則学校教育課長 志望校が決まった場合の下見等についてのお尋ねですが、今、県下の各高校におきましては主に夏休み、夏季休業中ですけれども中学校3年生や保護者を対象とした1日体験入学やオープンキャンパスを実施しておりまして、中学校でも積極的な参加をお願いしているところです。

これらの体験を通しまして、各高校への通学法や時間また学科等の特色などを知るとともに、実際、高校の先生による模擬塾を受けるなど進路決定の要因の1つとなっております。市教委としましても今後とも生徒だけでなく保護者の参加も各学校へ指導していきたいと思っています。

7番原村且元議員 いずれにしても志望した高校へ入学するには一部の推薦入学者は別として、受験して実力で合格する必要があります。異常な雰囲気の中でいつもの実力を出すにはそれなりの訓練も必要と思いますが、高校入試のための受験指導は、つまり合格するための指導はどのように行っているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 受験指導についてのお尋ねですが、各学校におきましては公立高校の過

去の入試問題を初めとしまして、各高校のこれまでの問題というのは義務教育で学習する内容の集大成です。非常に活用範囲の広い、いい問題でもあります。そこで各学校におきましては、学力の定着を確認するためや各高校が求める学力レベルを確認する上で、過去の問題もよく活用しております。

また、各学校においては、これまでの高校入試の問題等が活用できるよう資料の収集も行われております。生徒も受験対策に活用していますし、生徒からの求めに応じて放課後等に個別指導も熱心に行われているところです。

7番原村且元議員 次に、進路に関する学校サイドから児童・生徒に対しての情報提供についてお尋ねしますが、青森県出身の歌手の歌じゃないですけど、何も無い、何も無い、オラこんな村いやだ、東京さ行くだ、東京へ行って金もうけて、銀座で牛飼うだとあります。苦労覚悟で、努力して成功とまではいかなくても、人並みに生活していればそれはそれでいいでしょう。

しかし、現実には学校、学部、学科や職業の選択ミスにより、ノイローゼになり、廃人のようになり、自殺したりする若者も多いです。自殺はしなかったけれども50代、60代で廃人のようになっている人もいます。それは、小学校、中学時代の職業観の育成が不十分だったからではと思います。

ドイツの子供たちじゃないですけど、できれば小学校高学年あたりからさまざまな職業があり、自分はどの職業に向いているか。その職業に就くにはどのようなことを学ばねばならないのか。そしてまた、どのレベルの学力・資格を取得しなければならないのか。そういった予備知識として知っておく必要があると思います。

厚生労働省職業安定局監修で日本労働研究機構が出している職業ハンドブックがあり、そのCD-ROMもありコンピュータ画面上でさまざまな職業を検索することができると言われております。こういったものを本市の小学・中学校に備えているのか否か、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 今、進路指導に対する情報提供についてお尋ねですが、各中学校におきましては各高校のパンフレットや資料等いつでも閲覧できる進路コーナーを設置したり、各高校別にこれまでの入試問題や紹介資料などを生徒が活用しやすいようにファイルにまとめてあります。

また、各職業の紹介等につきましては、各学校の図書館には職業紹介のコーナーが同じようでありまして、第1次産業を初めとするさまざまな分野の職業に関する本が常備されております。特別活動の時間での職業紹介や職場体験にかかわる事前学習等での活用がよくなされているところです。今後とも参考資料等の充実に努めまして、生徒の望ましい職業観育成に活用していけるように指導してまいります。

7番原村且元議員 今、私が質問しましたこの職業ハンドブックがあるんですか、ないんですか。お答えください。

外俊則学校教育課長 実際、職業ハンドブックというものがどういうものかというのが、実際私も見たことがございませんのではっきり言えないんですが、学校に関してその類するものというのは各職業別に実際並んでおりますので、それに関係するものというのは恐らく近い形であると思いますが、もしそういうものが紹介いただけるならば各学校での活用というのもまた考えていきたいと思っております。

7番原村且元議員 次に、平成21年度枕崎市教育行政要覧についてお尋ねします。皆さんに配布された緑の冊子で御覧になられた方も多いいと思います。その要覧の4ページのところに、基礎を重視し個性をはぐくむ義務教育の推進というところがあり、その重点項目として個を生かし個に応じた授業の設計、個人カルテの作成とありますが、どんなカルテを作成し、どのように個に応じた授業をしているのか、お尋ねします。

また、授業時間以外の補充学習等の時間の設定とかなり個人生徒の生活に立ち入ったことをし

ていますが、個人の自主性との兼ね合いからどのような方法で行っているのか。また、何を目的としてやっているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 教育行政要覧の中身についてのお尋ねですが、まず確かな学力の定着のところで、本市では小規模校を除く各小中学校に指導方法改善の教員が配置されておりまして、学級担任や教科担任とともに授業に参加して、子供たち一人一人の理解度に応じた指導・助言を行うなどきめ細やかな対応に努めています。

また、各学校におきましては、児童生徒一人一人の全成績の推移を記録した個人カルテが用意されておりまして、継続した学習指導の参考資料として学級担任等が活用しているところです。また、補充学習につきましては、各学校の工夫によりまして放課後指導しますけれども、それ以外にも補充指導を行う学習タイムを設定したり、選択教科の時間を活用して苦手な教科の克服に充てたり、基礎学力定着のための工夫が各学校でなされています。

このほかにも、各休業中などの長期休業中にも希望者を対象とした補充学習を実施しておるところでございます。個別学習、補充学習につきましては、子供たちの意欲に応じてまた求めに応じて、速やかに対応できるように各学校の体制ができているところです。

7番原村且元議員 次に、6ページのところの重点項目としての進路指導の充実のところで、全体計画及び年間指導計画の見直しと作成とありますが、何を見直すのかお尋ねいたします。

外俊則学校教育課長 昨年度、本市は文部科学省のキャリア教育推進地域の指定を受けておりまして、商工会議所とかハローワーク、それから各事業所等の代表の方を交えた協議会を発足させておりまして、関係機関との連携を強化してまいっています。また、生徒に望ましい職業観を持たせるために進路指導計画を見直しておりまして、これまで先ほど申し上げましたけれども3日間予定してありました職場体験を今年度から計画を見直しまして5日間に実施するなど、進路指導の充実をしているところです。

今後は、高校側からの小・中学校への出前授業等の推進等、各学校に働きかけていくのが必要かなと思っているところです。

7番原村且元議員 次に、同じページの教職員の資質の向上について、最近、民間から教師を採用し、民間企業などで体験、経験したことなど参考にしながら学習指導を行っています。それとは逆に、教師の方から自発的に異業種体験などして視野を広げ知識をふやして、また学校に戻ってきて生徒たちに教えるといったことは、行われているのかどうかをお尋ねします。

外俊則学校教育課長 教職員の資質向上ですが、子供を指導する立場にあります教職員にとりまして、資質の向上というのは不可欠でありますし、常に自己研さんに努めるために個人研修以外にも学校という教育現場を離れまして、企業で研修する機会が設けられております。昨年本市の小学校の教諭が指宿のホテルで3カ月間の企業研修を体験しておりまして、自分の視野を広げることができたと感想を述べております。

今後ともこのような機会を活用しまして、教職員の資質向上に努めてまいりますとともに、管理職や教務主任などの職務内容に応じました研修も実施してまいります。市教委としましても各学校の教育活動の推進に意欲的に取り組みたくするような研修内容の工夫・改善に取り組んでいきたいと思っています。

7番原村且元議員 進路指導に関する最後の質問ですけれども、教職員の資質向上に関連して教育長にお尋ねします。少子化のせいもあって、私立高校の受験生が減り経営が厳しくなっています。一部の受験生が殺到する高校を除いては、ほとんどと思われます。テレビでも取り上げられて、皆さんも御存じかとは思いますが、鹿児島県内の私立高校ではその教職員に対してノルマ、つまり1人の教師に対して受験生、つまり入学予定者を何人が集めてくるようにと営業ノルマが課せられていると言われます。

ノルマ達成のため本市内の中学校に対しても営業活動が行われていると思いますが、ノルマ達

成に関して接待や金品のやりとりが行われた場合、見返りを期待してのこととなりますので贈収賄となり、重大な刑事罰が課せられるということになります。指導監督責任を問われる教育長として、現場の教職員、特に3年生の担任や進路指導係の職員に対して、どのような指導・監督をしているのか、お尋ねいたします。

島野宏之議長 原村議員。今の質問の中で金品の授受とかそういったものをいわゆるわいろとか贈収賄のいわゆる刑事罰の云々という文言等がありましたので、少々この部分につきましては不穏当な部分ですので、ほかの言い方並びにそういうことを勘案しながらの答弁ということで、よろしいですか。（「はい」と言う者あり）あくまでも教育長、前提ではありませんので、そういうことで答えてください。

山口英夫教育長 そういうことがあれば教職員の信用失墜行為ということになりますので、これまではなかったと思っておりますけれども、念のため十分指導してまいりたいと思います。

7番原村且元議員 インフルエンザで、枕崎で人が死んだというびっくりするような、そういうことにならないようにお願いします。

次に、ことし8月11日の南日本新聞の社会面に「鹿児島県高校生の6割が日本史を学ばず」という記事がありました。内容は、本県内の全日制の県立高校77校のうち23校で日本史の授業そのものがない。全日制高校生3万8,500人のうち約2万4,000人が日本史を履修していない。特に、職業系高校や小規模高校で日本史の授業がないところが多いということです。

高校での学習はどの教科もそうですが、社会人として働くための基本中の基本、土台となるものです。まして、日本人のアイデンティティーというべき日本人の歴史、日本史を教えないとなると国際社会の中で無国籍、根なし草的な人をこの日本列島に多く存在させ、海外に行っても自国の歴史を知らない、説明できない、頼りない日本民族を輩出することになると思います。

かつて、鎌倉幕府から薩摩の地頭として派遣された島津氏は、隼人の地である南九州を支配しやすくするため隼人の歴史を消し去る努力をしました。また終戦直後、アメリカGHQは日本の歴史・伝統を消し去り、支配しやすくするため日本のチャンバラ映画を禁止したりしてアメリカの文化を導入しました。隣の中国や韓国あるいはロシアは、自国の子供たちには自国の歴史を徹底的に教え込むのに、日本の歴史教育で自国に都合が悪いことは教えないように日本に対して内政干渉しています。

私は、東京周辺などの米軍基地などを見に行ったことがあります。入り口には神社を思わせる大きな鳥居があり、腹が立ってしょうがない思い出で見ていたことを思い出します。異国の軍隊が自分たちを攻撃しないようされないように、まるで神社のようにカモフラージュして潜んでいる。インディアンのトーテンポールならまだわかりますが、日本の歴史教育、時代劇などを禁止し、相撲の歴史のちょんまげまで禁止しようとしたアメリカが、日本の歴史を逆手にとって利用して、日本人の攻撃心をかわそうとしている。

また、特に明治維新をやり、その先頭に立って近代日本を切り開いた薩長土肥の薩摩、鹿児島県の若者が、自分たちの郷土の歴史も知らず教えられず西郷さんの銅像の前で、県外から来た観光客や自分たちの子供や孫たちに自分のふるさとの歴史さえ教えられないという、まことに心が凍てつく寒くなるようなことが行われています。温故知新、古きを尋ねて新しきを知る、将来を見通すには過去の先人たちが命をかけて刻んだ歴史が多くの手本を示しています。

鹿児島市内では郷中教育の名残として、あちこちに学舎があり子供たちから年配者まで週に1回ぐらい集まって示現流の武道や郷土の歴史などを教え、学んでいます。1967年でしたか、明治維新からちょうど100周年目ということで、明治維新関係の小冊子を子供たちにもわかりやすい言葉で、明治維新全体がわかるような小冊子が鹿児島県内の児童生徒に配布されました。

日本史を学ばない高校生の6割は、卒業後は仕事に追われ体系的に学ぶ機会、チャンスはほとんどないと思います。それで、比較的時間に余裕のある小・中学生に非常にわかりやすい言葉で、

高校の職業系コースレベルのものを簡素化して、それを補充するといいますが、先取りするといいますが、補ってやるべきと思いますが、どのように考えているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 日本史の学習につきましては、小学校では6年生で中学校では主に1年生で学習しております。ただし、高校では世界史は必修となっています、が日本史は選択となっています。義務教育の中で、日本史における学習内容は学習指導要領で定められておまして、その内容を確実に定着させることがまず求められております。今後一層、子供たちに日本が歩んできた歴史について、十分な理解が得られるよう各学校を指導してまいります。

7番原村且元議員 高校で学ぶ日本史を幾らわかりやすい言葉でと言っても、やはり小中学校でやるには限界があります。8月11日の新聞報道では、横浜市はことし1月、市内の市立高校全校で日本史を必須科目にしたとあります。

また、神奈川県も2013年度から同県内の全高校143校で日本史を必須にするということです。理由は、日本史を教えることが国際化教育につながるからという、ごもっともな理由からです。最も神奈川県は、平成18年9月に東京都、千葉県、埼玉県などの教育長とともに連名で必須化を求める要望書を文部科学省の大臣に提出しています。

本市として、県や県内各市町村の教育長が本件について、県や国にどのような働きかけをしているのか、把握しているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 現在の高校の状況等につきまして、高校の関係者の方にお尋ねしましたところ、現在、大きな変化はないということでした。教法の改正によりまして、郷土を愛することの大切さが文言として新しく加えられております。小中学校においては、その主旨に基づき今後とも指導の充実に努めるよう、各学校を指導してまいりたいと思っております。

7番原村且元議員 神奈川県など横須賀とか米軍基地を抱えていますので、そういうものが近くにあれば、やっぱり日本史の必要性というのはわかります。鹿児島県としてもやっぱり、いろいろ努力して行ってほしいと思います。

次に、春になると、高校生などが都会へ出て行き、本市の人口が減るということは前にも言及しましたが、水産業や農業系以外の工業系の中小企業が幾つかあれば人口減少も防げると思いますが、人口減少に歯どめをかけるには、優良企業の誘致が全く進まないのならやはり本市に新たな雇用の場としての企業、産業を創出していくしかないと思われまます。

明治維新のころに、今の日本をリードする大企業などはほとんどなかったわけです。トヨタやパナソニック、ホンダなど日本の大手製造メーカーのほとんどは、創業者個人の発明がスタートになっています。また、その発明者の地域などが企業城下町として繁栄しています。パナソニック・ナショナルは松下幸之助の二股ソケットから、トヨタ自動車のトヨタは豊田佐吉の自動織機から、またホンダ自動車も本田宗一郎の発明から、そして今月、枕崎市に講演に来てくださる京セラの稲盛さんもセラミックの発明、特許と挙げたらきりがありません。

特許庁のある階の廊下の壁には、日本を代表する発明者のパネルが説明書書きで展示されています。工業系だけでなく水産関係としても三重県志摩の真珠養殖の御木本幸吉などもあり、また東京・銀座に店を持つばかりか、全世界的にも有名です。この枕崎市もできれば工業系の新たな産業を創出して育てていかなければ、都市としてこれ以上の本格的な発展は望めないと思います。逆に、人口は減っていくばかりです。

それです、小学校・中学校への知的財産、発明特許に関する教育はどのように行われているのか、お尋ねします。

外俊則学校教育課長 小学校では主に家庭科や図画工作で、また中学校では技術家庭科の技術分野でのものづくりを通して、基礎的な知識と技術を身につけることを目標にしてきましたが、今回の学習指導要領の改定によりまして、さらにこれまでの活動を通して学んだ知識や技術を活用する力の育成が求められております。

今後とも生活環境を改善・発展させるために、さまざまな技術が開発され私たちの生活に生かされているということへの理解が一層深まるよう、指導に努めてまいります。合わせて本県では、子供による発明工夫展が毎年開催されております。本市の子供たちにもこのようなコンクールに出品できるように、普段の授業の中での関心・意欲の向上に努めていきたいと考えています。

7番原村且元議員 家庭の主婦などが台所用品などで、ちょっとしたアイデア・発明をして何千万、何億というパテントのロイヤルティーを稼ぐということが時々テレビや雑誌で報じられ、また話題になります。こういった人たちの中から、新しく会社を興し企業家として企業活動していく人もいますが、現に企業を営んでいる人たちでも日々の仕事の中でちょっとしたアイデアで発明し、特許を得る人も非常に多いです。

それで、全国各地の市町村では商工会議所なども含めて、知的財産、工業所有権、特許実用試案、商標、意匠、デザインなどについて、特許庁の職員とか弁理士とか大手企業の特許部長とか、あるいは世界的な大発明をした人とかそういった人を招いての講演会などがよく行われていますが、本市においては市民に対するそのような活動はどのように行われているのか、お尋ねします。

南田敏朗水産商工課長 本市の工業所有権や知的財産に関する取り組みにつきましては、ぶえん鰹や枕崎かつおぶしのブランド化など漁業協同組合や加工業協同組合が取り組む課題につきましては、関係団体職員とともに本市職員も研修を受けて対応したところでございます。

一般企業の相談には、研修を受けました商工会議所の相談員が随時相談を受けているところでございますが、枕崎としましては今のところパンフレットによる周知活動のみでございまして、一般市民や企業に対する相談会や講習会を開催したことはございません。

それで一般市民や企業を対象とした工業所有権や知的財産に関する相談会や講習会を開催し、これらに関する普及啓発に努め企業の工業所有権や市民が発明等、知的好奇心の具現化に取り組む環境を整備することは、これからの枕崎市にとりましても課題であると思っておりますので、県や商工会議所等の関係団体とともに相談しながら、地元開催について検討してまいります。

7番原村且元議員 次に、本市内の住宅建設業者たちの要望についてですが、以前に比べて本市民が住宅などをつくる場合、鹿児島市など本市以外の業者に依頼することが多くなり、経営が非常に厳しく廃業すら考えなくてはならない差し迫った状況にあるところが多いと言われます。したがって、地元枕崎市内の住宅建設業者を守るために、本市民が地元枕崎の業者に建設を依頼する場合、補助金を出してほしいという要望があります。

隣の南九州市では生まれ育った地域、つまり親元の家のあるところに新たに家を建てる場合、補助金として60万円が出て、さらに同市内の住宅建設業者に建設を依頼する場合、さらに20万円が加算され合計で80万円が支給されるとのことです。本市で、市内の住宅建設業者を保護育成するために補助金を出すことについてどのように考えているのか、お尋ねします。

山口英雄企画調整課長 住宅建設に関する補助ということでお尋ねですけども、私としましてはちょっと住宅建設が人口度とかそこら辺にもつながる関係もございまして、こちらの方から若干答弁させていただきます。住宅取得への補助金につきましては、本市におきましても過去、平成5年度から9年度までの5年間、定住圏構想の一環といたしまして住宅の取得等に要する費用を借り入れた場合に、その利子の一部を補助するという制度がございました。

ところが現在のところは、そういう住宅の取得等に対する補助制度はございません。なお、近隣市の状況を見ますと質問者が言われましたとおり、南九州市におきまして住宅を建設する場合に、利子補助じゃなくて補助金を交付するという制度があるようでございます。おっしゃいましたとおり、市内の地元業者が施工する場合には割り増しというような制度であるかと思えます。

本市の人口推移を見ましたときに、平成10年の10月1日現在では2万6,924人おりましたけれども平成20年の10月1日現在では2万4,040人と10年間で2,884人減少している状況にございまして、市としましては人口の減少に歯どめをかける何らかの対策を講じていかないと

考えてございます。

しかしながら、質問者が地元経済の活性化ということで御質問されておりますけれども、確かにそういう補助制度を設けますと地元経済の活性化という面でも効果もございませぬけれども、総合的に人口減少に歯どめをかけるという対策を考えたときにおきましては、単にそういう住宅の取得に対する補助制度というばかりではございませぬで、働く場所の確保とかもっと大きな問題も含めた総合的な生活環境の整備というのが必要ではないかと考えておまして、市としまして今後どのような対策が効率的かつ効果的なのか庁内で十分検討していきたいと考えております。

7番原村且元議員 以上で終わります。

畠野宏之議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時19分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成21年9月8日)

平成21年枕崎市議会第5回定例会

議事日程(第3号)

平成21年9月8日 午前9時30分開議

日 程 番 号	件	名
1	一般質問	上釜 いほ 議員 (59ページ~69ページ)
		立石 幸徳 議員 (69ページ~77ページ)
		新屋敷 幸隆 議員 (77ページ~84ページ)
		中原 重信 議員 (84ページ~89ページ)
		米倉 輝子 議員 (89ページ~98ページ)

本日付議された事件は議事日程(第3号)のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 畠野宏之 議員	2番 牧信利 議員
3番 板敷作廣 議員	4番 茅野勲 議員
5番 村上ミ工 議員	6番 今門求 議員
7番 原村且元 議員	8番 板敷重信 議員
9番 上釜いほ 議員	10番 米倉輝子 議員
11番 沖園強 議員	12番 豊留榮子 議員
13番 中原重信 議員	14番 佐藤公建 議員
15番 園田武夫 議員	16番 新屋敷幸隆 議員
17番 立石幸徳 議員	18番 依積田義信 議員

1 本日の書記次のとおり

籠原均 事務局長	依積田光昭 書記
橋之口寛 書記	平田寿一 書記
田代勝義 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口嘉昭 市長	中村秀雄 副市長
久木田敏 総務課長	山口英雄 企画調整課長
南田敏朗 水産商工課長	西之原修 市民生活課長
今給黎力 財政課長	白澤芳輝 福祉事務所長
松野下祥一 建設課長	真茅学 農政課長
今給黎和男 健康課長	永留秀一 税務課長
迫野豪 水道課長	茶屋盛忠 下水道課長
中村責郎 農委事務局長兼農振係長	園田勝美 市立病院事務長
依積田清文 財政課参事兼財産管理係長	揚村芳江 健康課参事
山口英夫 教育長	畠中道夫 教育委員会総務課長
外俊則 学校教育課長	三島洋台 生涯学習課長
天達章吾 文化課長	春田浩志 保健体育課長
今給黎龍浪 給食センター所長	田野尻武志 監査委員
佐藤祐司 監査委員事務局長	四元幸一 選管事務局長
園田敏雄 会計管理者兼会計課長	東中川徹 行政係長

午前9時30分 開議

畠野宏之議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

上釜いほ議員。

[上釜いほ議員 登壇]

9番上釜いほ議員 政権の交代が是非の最大の焦点となった第45回衆議院選挙は民主党が圧勝しました。1955年の結党以来、ほぼ一貫して政権の座にあった自民党は、衆議院で第2党に転落し、2005年の郵政民営化賛成か反対かの小泉選挙と全く立場が逆転する惨敗を喫し、議席は過去最低となった。自民党は、4年前二者択一の選挙で圧勝しましたが、党則を理由に小泉首相は1年で退任、後を継いだ安倍総理は体調を崩し辞任、福田総理は政権を投げ出し1年ごとのたらい回し、4年目総裁は選挙の顔として若者に人気のある漫画好きのダンディな麻生総理は、みずからの失言や政策決定の迷走で内閣支持率は低迷し、支持回復のきっかけをつかめぬまま任期満了直前に解散に追い込まれてしまいました。

選挙に関する国民の関心は高く、その動向が注目される中、後半戦の24日麻生総理は学生主催のイベントで、若年層の結婚について金がないのに結婚はしない方がいい、稼ぎが全然なくて結婚相手として尊敬の対象になるかというとなかなか難しい感がすると述べたと報じている。結婚資金が確保できない若者が多く、結婚のおくれが少子化につながっているのではないかと学生の指摘に対する回答で述べております。一定の生活力が必要との主旨と見られますが、昔から「手鍋下げても」ということわざもあるのにと庶民感覚ゼロと痛感したところであります。

翌日25日の地元紙の囲み記事に都知事の感想として、民主党優勢、自民党苦戦が伝えられる衆議院選挙について、自業自得、自民党は役人任せでやってきたんだからと切り捨て、知事は総理大臣が漢字を読めなかったり、どっかの知事のもとへ頼みに行ったり、国民の軽蔑を買った。軽蔑が一番怖いと述べておりました。軽蔑の反対語は尊敬です。人望とは尊敬と信頼です。人気とは尊徳です。人望とは人徳。人気は尊徳。これからの4年間、国民に約束したマニフェストの着実な実行に努力されるとともに政治は生き物です。その過程における国民への説明と理解が大切です。我が国の殿が、民のかまどをいつも気にすることを祈念いたします。

今回は、マニフェスト選挙とも言われます。日本地図を大きくかえた平成の大合併が2009年末で終了します。1999年3,200以上あった市町村は、昨年3月末で1,769程度とほぼ半減します。鹿児島県内ではことし6月、合併調印式をした姶良、加治木、蒲生町は二転三転する中、ことし初めの住民アンケートで合併賛成が80%を超えた結果を踏まえ、民意が最も望む以上、合併を望まなければならないとして、来年3月のぎりぎり合併にこぎつけております。

4年前の本市の現状は、当時の市長と議会の一部が個人感情のもと、地方自治の本旨である民意の反映が無視され合併の将来像が二転三転し、近隣市町との信頼関係が失われた結果であると思わざるを得ないのであります。

そこで市長のマニフェストを検証しますと、まず第1点は、当時の現状意識は市町合併や空港問題等に見られるように、県や近隣市町との信頼関係が揺らぎ、合併についても現状では協議のテーブルにつくことさえ難しいのが今の実態ですと述べております。このような認識でトップがかわれば合併ができるという根拠はどこにあったのか、お聞きいたします。

次に、地域コミュニティーの育成であります。高齢化社会への取り組みとして高齢者の方々に積極的に社会貢献できるようにNPO等のコミュニティーセーブを促進するために独立した窓口を創設し、将来的に民間委託の受け皿づくりを行うとのことですが、その受け皿づくりと高齢者の人材活用についてもその状況についてお尋ねいたします。

次に、子育て支援のパブリックコメントについてです。少子化対策の一環として子育て世代を

対象にした定期的なパブリックコメントを実施しますとのマニフェストであります、その内容についてお尋ねいたします。

次に、教育行政にかかわるマニフェストであります、私は長年教育行政に携り、教育に対するノウハウはだれにも負けないと自負しています。教育特区による特色ある教育を推進し、教育先進自治体となるよう努めます。その一環として子供たちが義務教育9年間を一貫とした教育が受けられるなど4・3・2制の小中一貫教育を実施しますとマニフェストで述べております、市長の言う教育先進自治体の達成率についてお尋ねいたします。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 今、お尋ねの件について順次、お答え申し上げますが、最初のお尋ねの件につきましては前も申しましたが、選挙前におきまして私はまだ公的な立場でございませんでしたが、何回も数人の方々と一緒に3町を回りまして3町長さん、時には議長さん方にあいさつし、今後のことについて意見交換をしたわけでございます。

その中で、一つは今まで枕崎市に対しては窓を閉めていたと。これからは窓を開けると言っていたいただきました。それからトップがかわれば、我々是一緒にやろうと3人で語っているという力強い言葉をいただいたわけでありまして、私はそれを信じてあのように言ってきたことは、何回も御答弁申し上げたとおりでございます。

次に、マニフェスト関係でございますが、平成7年市町村合併の特例に関する法律の一部改正を契機として、平成11年ごろから平成の大合併と呼ばれる市町村合併が全国的に加速いたしました。その結果、平成10年10月1日に全国に3,232にあった市町村の数は、本年9月1日で1,775までに減少し、本件においても平成10年10月1日現在96あった市町村の数は、本年9月1日現在で45にまでなっております。さらに、今後44にまでなる予定と県の通知で聞いております。実に45.8%になります。

私としましても地方分権の進展や少子高齢化への対応等を考えた場合、本市単独でやっていくことが大変厳しい財政運営を強いられることが予想されたことから、継続して良質な行政サービスを提供していくために合併は避けて通れないものと考え、過去において合併に向けたさまざまな取り組みをしてまいりましたが、そこまで至らなかったことにつきましては、何回も申し上げてきたとおりであります。

なお、現在の合併新法下では合併特例債等の財源支援措置がないことから、いわゆる平成の大合併は一段落したものと考えておりますが、事実、総務省が9月2日に同省の合併推進室を来年4月から市町村体制整備課に改組することを決めたという報道もございます。将来の道州制に向けた議論や新たな広域行政、広域連携のあり方として定住圏自立構想が進められる現状でございます、新たな展開となると考えております。ですから、どのような時代になりましてもそのものに対応できるように、足腰の強い取り組みをしてまいりたいとこれまで申し上げ続けてきたわけでありまして。

それから、高齢化への取り組みとして高齢者の方たちへ積極的に社会貢献できるようNPOなど地域コミュニティ育成のために単独の窓口を開設して、将来的に民間委託の受け皿づくりを行うことを行財政改革の具体策として掲げるとともに、毎年度の市政運営に際しまして、市民と行政との協働ということの基本理念として、市民と行政が相協力して活力ある枕崎市を構築するために最大限の努力を傾注してまいりました。

その施策実現のために、平成19年12月市民協働によるまちづくりを進めるための指針を策定いたしまして、その具体化のためにアクションプランを定め、そして市民とともに取り組むべき事業を掲げて、そのプランに沿って具体的に実践しているところでございます。

具体的に申しますと地域づくりを担うボランティアについて、火之神の平和祈念展望台の案内等を行う観光ボランティアあるいは河川浄化美化活動に取り組んでいる環境ボランティアを初め、

20を超える団体が地域づくりに積極的に参加していただいております。

またNPO法人につきましても現在、本市には5つの認証法人があり、さらに1団体は現在、認証取得に向けた申請中であるなど地域づくりの中心的役割を果たす組織体制も育ってきているのではないかと考えております。

市といたしましても市民協働における地域づくりを推進するための部署として市民協働係を設置し、庁内外を問わず市民協働に関する意識の啓発と組織人材の掘り起こしに取り組むほか、本年度は実に55以上に上るゼロ予算事業を計画するなど市民と行政が協働した魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいるところであります。

先日ございました市制60周年記念式典、あるいは記念アトラクションもまさに市民協働の賜物でありまして、今後とも市民協働による地域づくりに、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

白澤芳輝福祉事務所長 高齢者の人材活用についてでございますけども、人材活用につきましては高齢者就業機会確保事業を活用して、シルバー人材センターへの補助を継続して行っているほか、平成18年度からは単位老人クラブの会員を中心といたしまして、ひとり暮らしや寝たきり老人宅を訪問し、タオル等を贈呈する友愛訪問活動を実施しております。また、本年度は高齢者元気ふれあい推進員を設置し、高齢者の生きがいづくり、健康づくり等の必要性をPRしていきたいと考えております。

また、次の子育て支援のパブリックコメントにつきましては、次世代育成支援地域行動計画の作成のため、平成21年2月から3月にかけて市内1,434世帯、就学前、就学後の各世帯にアンケート調査を行いまして、530世帯から回答をいただいたところです。その結果をもとにし、子育て支援のための人数把握に努め、次世代育成支援地域行動計画（案）を作成中でございます。また、市民で組織いたします次世代育成支援対策地域協議会を年数回開催しまして、子育て支援への要望をお聞きしているところでございます。

外俊則学校教育課長 特区による教育先進自治体についての結果ということですが、これまでも各学校におきまして、校区の特色を生かしたさまざまな教育活動が熱心に取り組まれております。さらなる学力向上及び中1ギャップの未然防止、また枕崎の特性を生かした人材育成を目指して、小・中学校における9年間を見通した小中一貫教育の実践を公約に掲げていただきまして、これまで取り組んでまいりました。

特に、小学校時における早期に英語教育の導入を行いまして、今後の国際社会に対応できる人材の育成を目指すために、教育特区による特色ある取り組みをこれまでも想定してまいりましたけれども、国全体の規制緩和が一気に進みまして、特別な申請とか認可の手続を必要としないで小学校に外国語活動の導入というのが、平成23年度から可能となりました。

しかしながら本市におきましては、2年前倒しとして今年度から市単独による英語活動補助員を配置するなど、既に全小学校で外国語活動を展開しております。また公私を超えた児童生徒、教員、保護者の交流は定例化しておりまして、小・中教員による合同授業並びに児童生徒による合同学習会を初め、小・小連携や中学校間の兼務制度の活用まで拡大し、今年度から実践されております。

さらに、これらの取り組みにつきましては、小中一貫教育推進協議会において多方面からの御助言をいただきながら、それらの意見をもとにして各学校の教頭、教務主任による専門部会で検討の後、各学校の教育課程編成に生かすなど一連に取り組む流れは、平成19年度から既に実践されております。

これらの取り組みが評価されたと思っておりますが、昨年11月には加治木町の教育委員による先進地教育行政視察を受けるまでに至っております。今年度は桜山校区が研究推進地域として市の指定を受けておりますので、来年度研究の成果を発表することになっております。

今後とも、さらに実践を積み重ね9年間を見通した教育活動の充実を着実に推進してまいりたいと思います。

9番上釜いほ議員 それぞれ答えていただきましたけれども高齢者の人材活用ということで、シルバー人材センター、それから友愛訪問ということで新たな何か期待したものがあっただけです、今までとかわらないものなのかなという気がいたしました。

それからパブリックコメントということで、カタカナでちょっと気を引くようなことを書いてありますので、何だろうと思いましたが、今までとやっぱりかわらないような気がいたします。それから、特区による教育先進自治体ということで書いてありますが、今まで説明を受けたようなことだったのかなという感じがいたしました。

それから教育先進自治体について、4・3・2制を具体的に打ち出していらっしゃいますが、このことについては何も触れられておりませんが、昨日市長は2期目の出馬表明をなさいましたが、これからのマニフェストに関して教育問題については、どのように取り組むつもりでありますか、お答えいただきたいと思っております。

外俊則学校教育課長 今、御質問の中で4・3・2制が取り上げられていたんですが、教育課程の編成カリキュラムに関する御質問だと思っておりますが、現在、桜山校区を研究推進地域に指定したというのは、実はそのところが一番大きいところなんです。別府小中学校連携として、研究公開を初めとして先駆けをやっていただきましたけれども、その集大成として研究推進地域に指定したのはそこでもあります。

具体的には、小学校5、6年生と中学校1年生における総合的な学習を使った時間での9年間のカリキュラムをつくるというのが大きな目的の一つです。もう少し突っ込んで話をしますと小学校5、6年生と1年生をつなげる部分におけるふるさと教育を小学校も中学校も同じテーマとして取り組んで、それを小学校で学んだことを同時に中学校につなげていくという、そこが大きな研究テーマになっておりますので、ぜひ来年その研究の成果が発表されますので、その研究成果についても温かく見届けていただければありがたいなと思っております。

9番上釜いほ議員 2期目のマニフェストを注目したいと思います。

次に、消費者行政についてお尋ねいたします。1971年の環境庁以来、38年ぶりの消費者庁が9月1日発足いたしました。駆け込みスタートといったせわしい感じではありますが、国の状況はさておき、本市においても食品の産地偽装や悪徳商法など消費者への被害は全国的に起きております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

第1点は、相談・苦情の対応について、お答えいただきたいと思っております。

南田敏朗水産商工課長 消費者相談に対する対応については、電話だけに終わるものと相談室へ来られて面談しながら相談内容を聞き取るとともに、分析して直接本人へ助言しながらあっせんを行ったり、家族の方を加えて協議してあっせんするなどして、解決に向けた取り組みを行っているところであります。

また、弁護士や司法書士の介入を要すると判断した場合には、県の弁護士会や司法書士を紹介するなど個々の事例に即応した対応に努めております。平成20年度の本市消費者相談窓口での相談・苦情の対応件数につきましては、受付件数が113件で内容別件数につきましては、138件となっております。相談内容につきましては、架空請求6件、販売方法ワンクリック、催眠販売等40件、契約解除26件等でございます。

内容別件数は、350件ほどありました平成15年、16年ごろに比べまして200件以上減少してきております。これは近年クーリングオフ制度が市民に周知され浸透してきておりまして、インターネット等で調べて対応する方がふえてきておりまして、クーリングオフに関する相談件数が減少してきていることが一因と推定しているところでございます。

なお一方で、多重債務問題等高度な専門知識を要する案件が増加の傾向にあります。

9番上釜いほ議員 第2点目は、本市の相談員等の実情についてお聞きいたします。

南田敏朗水産商工課長 本市の消費生活相談員の身分につきましては、枕崎市消費生活相談員設置規定第3条で、相談員の身分は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職として位置づけられているところでございます。本市の消費生活相談員は、枕崎市消費生活相談員設置規定第2条で消費生活に関する見識を有するもののうちから市長が任命するとなっております。特に資格を持っている必要はございませんが、相談業務を遂行するために必要な研修や自己研さんのための自主研修等に参加していただいて、消費生活相談員としての資質向上に努めているところでございます。

現在の相談員の方は、1991年から実施された国民生活センター理事長が認定する消費生活専門相談員の資格を自主的に取得されて、相談業務に従事しているところでございます。

9番上釜いほ議員 現在の相談員は年齢的にいって失礼かと思いますが、大分長くやってらっしゃるんですが、後継者等は考えられないのでしょうか。

南田敏朗水産商工課長 現在、地方消費者行政活性化支援事業というのがございまして、先ほどもございました消費者庁の設置等もございまして、市町村の消費者相談業務の強化というのもございまして、この機にできれば新たな後継者というか、そういう方を育成できたらと考えているところでございます。

9番上釜いほ議員 職員を研修に行かせて相談員とすることはできないんですか。

南田敏朗水産商工課長 現在の消費者行政活性化支援事業のプログラム中にそのようなものもございまして。

9番上釜いほ議員 近々、後継者を見つけていただいて長くやってらっしゃいますので、この先いつまでやるんだろうかなと、年齢的にどうなんだろうという気がいたしましたので、後継者をぜひ見つけていただきたいと思います。

それから、プライバシーの保護について守られているのかどうか、お聞きいたします。

南田敏朗水産商工課長 相談者のプライバシー保護につきましては、枕崎市消費者生活相談員設置規定第5条の中で定義されておりまして、相談員の方もそのことは十分認識しております。現在の相談室は、防音上の問題があることを相談員自身が一番承知しておりまして、相談を受ける上で最も気をつけているところでございます。消費者行政活性化事業を活用した防音設備や個室相談室などの設置施設を計画しているところでございますので、この整備を急ぎたいと考えているところでございます。

9番上釜いほ議員 プライバシーは、相談者と相談を受けたものが堅く守っていればいいわけですが、どこかでもれたとすればどちらかがしゃべったということになるかと思いますが、ちょっとそういったことを耳に挟んだことがございますので、ぜひプライバシーが守られるような制度にしていきたいと思います。

それから消費者問題について、市報で毎回書いて説明してあるという説明を受けたんですが、お年寄りの方々がオレオレ詐欺とかいろんなものにだまされる機会があるんじゃないかと思いますが、お年寄りの方々は、隠居されてたりして市報も回られなかったりいたしますし、また目が見えなくてよくわからなかったりする場合がありますので、集まり等に出かけて行っていただけたらと思っております。昨年度、出前講座ということで3回ほど行ってらっしゃいますが、老人会等への出掛けについても積極的に行っていただけたらと思っております。

次に、子育て支援についてでございますが、一つは新型インフルエンザの対応についてであります。これは昨日も質問者がありまして、重複するところもあるかと思いますが、乳幼児を優先することができるのか、まずこの点をお伺いしたいと思っております。

今給黎和男健康課長 インフルエンザのワクチンの関係で、乳幼児が優先されるのかということですが、これは国の方針としましては、最優先の接種対象者は医療従事者、糖尿病やせ

んそくなどの持病のある方、妊婦さん、1歳から就学前の小児、1歳未満の乳児の両親という形になっておりますので、優先されるという取り扱いになっております。

9番上釜いほ議員 普通のインフルエンザの申し込みが今、回ってきておりますけども、65歳以上が対象ということで補助がございますが、少子化問題調査特別委員会のときに、子育て中のお母さん方と意見交換が出されたときに、なぜ高齢者には補助があって乳幼児にはないのでしょうかという単純な質問をされましたけれど、普通のインフルエンザに関して乳幼児に対して補助金を出せないものか。そういったことは考えられないのか。お答えいただきたいと思います。

今給黎和男健康課長 乳幼児に対するインフルエンザの予防接種の補助無料化ということでありましたが、これは国の方でも現在検討中でありましてけれども、今度の新型インフルエンザのワクチンについては任意接種、自己負担ということで基本的には考えているということが、現在、示されております。

9番上釜いほ議員 南さつま市では2,000円を2回、就学前まで補助すると聞いております。近隣がそうやってされると若いお母さん方は、なぜ枕崎市という気持ちになるんだろうと思いますけれども、先ほどの新型インフルエンザの優先順位として医療従事者、妊婦、1歳以上の就学前、1歳未満の親、その後65歳の高齢者というように順番としてはそのように言われましたので、乳幼児の方が優先順位はあると理解するので、インフルエンザの補助についても考えていただきたいと思います。

2つ目はヒブワクチンの接種についてでございますが、昨年6月議会で陳情が出されまして、その後はどのような対応がなされているのか、お聞きしたいと思います。

今給黎和男健康課長 ヒブワクチンの件でございますが、このワクチンは平成20年12月に国内販売が開始されたものであります。予防接種法のワクチンとは現在のところになっておりません。また、ワクチンの供給についても国内生産ではなく、全量外国からの輸入に頼っております。その上、増産は現在のところ不可能となっております。

このような状況でありますので、ワクチンの配分というのが一医療機関月何本というのが限定されるような見込みとなっております。しかし、このような状況であります、このワクチンの予防接種につきましては、県としても細菌性髄膜炎が小児の健康管理の上で重大な感染症として認識しており、厚生労働省の検証とヒブワクチンの効果や副作用等のデータを収集し検証して、予防接種に関する検討会において予防接種の対象とするか、最終的に決定する会でありましてけれども、の動向を注視している状況でありますので私どもとしましては、市長会等からも要望してまいりたいという状況であります。

9番上釜いほ議員 夏の所管事務調査でキッズのお母様方から出されたことございましたので、市長会等を通じて国に要望していただきたいと思います。

それから不妊治療についてですが、ことしの3月に質問通告をしておきましたが、時間がなくてできませんでしたのでさせていただきます。ことしの2月、香川県で昨年9月不妊治療を受けた女性に誤って別の患者の受精卵を移植した疑いがわかり、妊娠9週目に人工中絶したと発表いたしました。子供を産みたくても埋めない女性について、不妊治療は命の綱であります。本市の不妊治療の実態について、お聞きしたいと思います。

今給黎和男健康課長 不妊治療については安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けた夫婦に不妊治療費助成金を出す制度があります。これは県知事が不妊治療実施医療機関と定め指定した、鹿児島県で言いますと5医療機関であります、ここで配偶者間で行う医療保険の適用されない特定不妊治療と呼ばれる体外受精及び顕微受精が県の助成対象となっております。

相談窓口としましては、住所を管轄する保健所で対象者は夫もしくは妻のいずれか一方または両方が鹿児島県に住所を有し、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、ま

たは極めて少ないと医師に判断された法律上の婚姻をしている夫婦となっております。

助成内容は、一組の夫婦に対しまして1回の治療につき10万円まで、1年度あたり2回を限度に通算5年間というのが県の助成の条件であります。ちなみに、平成20年度の加世田保健所管内の実績としましては、43件の助成が行われているということでもあります。

9番上釜いほ議員 昨日テレビを見ておりました。民主党の子育て支援策として不妊治療も保険適用にする予定であるということで見えておりましたが、この前、会がございまして孫のお話を聞くことがありまして、お年の割には孫さんが小さいじゃないですかという私の質問に対して、8年目に孫が生まれましたということで、夫は40歳、妻は38歳ということで年2回ほど治療を受けて、1回につき50万だと言っておりましたので、こういった制度が利用できれば、まだ皆様方希望が持てるんじゃないかと思しますので、民主党が政権をとりましたので国と一緒にあって、ぜひできたらと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思します。

次に、教育委員会についてお尋ねいたします。昨年、大分県教育委員会の教員採用汚職事件は、全員の教育委員会の信頼を大きく失う事件でありました。不正を許した背景としてあいまいな選考基準のほか、仲間、身内を優先する教員社会の馴れ合い体質や教育委員会のチェック機能の欠如があり、事務局をチェックしなければならない教育委員会についても組織体制の不備が指摘された構造は、全国の教育委員会も無縁とはいえない状況にあると言われます。

また大阪府の橋下知事は、自治体の教育行政の最高機関でありながら、事務局の追認が仕事といわれる委員はお飾りであり事務局が好き勝手に言っていると批判し、教育委員会の形骸化が背景にあると指摘しております。教育委員会とは教育委員の集まりを指し、自治体の教育行政の最高の意思決定機関と位置づけられており、その方針のもとで具体的な事務にあたるのが教育長をトップとする事務局であります。

本来は、委員の手足となるべき組織であると認識しております。学力低下や教員採用汚職などの問題を背景に議論が活発になっている教育委員会について、日本経済新聞社が都道府県政令市、県庁所在地の合計97自治体のトップにアンケート調査をしたところ、知事のほぼ半数が教育委員会の廃止や設置の選択などの制度改革を求めています。

ただ、教育現場を抱える市町は慎重で、3割ほどと報じております。また、同制度の問題点として最も多かったのは、教員の人事権と市町村職員である教員の身分が一致しないこと。予算編成権と教育行政権が一致しないことであると報じております。

そこでお伺いいたしますが、市長にこの教育改革について全国の知事の半分が教育改革をしたいという意向であるということですが、市長はどのようにお考えになりますか。

瀬戸口嘉昭市長 教育委員会制度はしっかりと機能しなければならないと。ただいま大分県の話がございましたけれども、県の教育委員会は任命権者として採用までかかわっております。市教委の方は教職員の管理あるいは監督、指導、そういうような立場でございまして、多少さっきの大分の話とは、ただ教育委員会がきちんとした市民、県民の信頼のもとで形骸化せず開かれた教育委員会としてあるべきだということについては、今、御質問者がおっしゃったとおりと考えております。

9番上釜いほ議員 まず第1点、教育委員会事務局のトップである教育長と教育委員長の選任はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

畠中道夫教委総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条によりまして、教育委員会は5人の委員をもって組織するということになっております。その5人の委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有するものの中から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。

その任命された5人の委員の中から会議を開きまして、委員長が互選されます。そして教育長におきましては、その5人の教育委員の中から教育委員長を除いた中から選ばれることになって

おります。

9番上釜いほ議員 当然、今回もそのようになさったということですよ。再度、お聞きいたします。

畠中道夫教委総務課長 ただいま申し上げました地方教育行政の組織と運営に関する法律にのっとりまして、20年12月18日に臨時教育委員会を開きまして書式にのっとり会議を開き、決定されたところでございます。

9番上釜いほ議員 第2点は教育委員会の傍聴についてでございますが、これまであったのかどうか、お聞きいたしたいと思います。

畠中道夫教委総務課長 定例の教育委員会は、毎月1回月初めに公開で教育委員会事務局で開いておりますが、傍聴の希望者は今までのところございません。

9番上釜いほ議員 第3点は、教育委員会への県からの出向についての状況をお尋ねいたします。

畠中道夫教委総務課長 お尋ねの県からの派遣職員でございますが、課長職2名、係長職1名、指導主事1名、給食センターに栄養教諭が2名在籍しております。

9番上釜いほ議員 以前、教育委員会だよりというものがありませんでしたが、いつの間になくなったなと思っています。そのことについてどうしてなくなったのか。それから、今後どう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

畠中道夫教委総務課長 開かれた教育委員会を目指して各種事業等に教育委員等も参加し、事務局も参加して地域の声を直接聞き、開かれた教育委員会行政を推進しております。今、言われました広報紙につきましては検討してまいります。これらのことを市民に知らしめるため広報紙に掲載し、お知らせ版等で広報に力を注いでまいります。

9番上釜いほ議員 農業委員会だよりとかシルバー人材センターだよりとかいろいろありますが、教育委員会もだれが教育委員になられたのかわからない方もいらっしゃるでしょうし、各地で大会等の出場の垂れ幕も出ておりますので、そういったことも載せてあげて広く知らしめることも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、小中一貫教育についてお伺いいたします。この件につきましては、たびたび取り上げてまいりました。小中一貫校は現在約800校あり、当初は構造改革特区などに限定されておりましたが、昨年度から文科省への申請で開設できるようになり、義務教育の9年間で4・3・2に分けるなどの取り組みがなされております。

中学校では学ぶ内容が難しくなり、教科担任制など学習方法や部活動など変化になじまず、不登校になる生徒をなくすなどのねらいもあります。また、小学校5年生が入学前の5歳児と交流したり、小学校教師が幼稚園に1年間派遣したりして成果を上げている例もあると報じております。本市の取り組みについてお尋ねいたします。

外俊則学校教育課長 先ほど小中一貫教育の概略について申し上げましたが、現状についてももう少し具体的にお話したいと思っております。本市は小学校と中学校がほぼ隣接しております。そういう特性を生かしまして小・中9年間を見据えた教育の実践に、これまでも取り組んでまいります。今年度も小・中学校教員が一緒になって小学校の理科の事業を行ったり、中学校の美術の教諭が小学校でスケッチ大会に向けて事前指導を行ったり、また小学校の外国語活動研修会では、小・中学校の英語担当者が一同に会しまして、小学校の英語活動の授業を通して研修を深めたりするなど教員の交流が定例化しております。

また、平成21年度、22年度におきましては先ほど申し上げましたが、桜山校区を市の研究推進地域に指定しまして、取り組みの成果を来年研究発表することとしまして、一層の推進・充実を図りたいと思っております。

さらに各中学校校区では、校区独自の取り組みも出てきておまして、例えば桜山・立神校区

では環境浄化プロジェクトとして、小学校5、6年生と中学校1年生が一緒になりまして、EM菌だんごづくりをやったりとか、枕崎中学校の合唱祭を枕崎小学校6年生が見学したりとか、別府校区では心肺蘇生法の研修を小・中教員合同で実施するなど、小・中の接続がこれまで以上に推進されています。

これ以外にも桜山小と金山小の小・小連携や立神中の美術の教諭が桜山中の生徒に年間を通して授業を行い、また桜山中の技術の教諭が立神中でも授業を行うなど中学校同士の学校間兼務制度を活用した取り組みも行われております。今後も小・中が強く結びついた取り組みを展開し、児童生徒の学力の向上並びに中1ギャップの未然防止に向けて着実に努力してまいります。

9番上釜いほ議員 小中一貫教育の発端といったようなものは、小学校6年生になって小学校ではお兄ちゃん、お姉ちゃんだった人たちが中学校に入って、中学3年生がいるわけですから一番下で押さえつけられるというような感じで不登校になったり、そういった中一ギャップの解消というねらいもあると聞いております。こういったことがスムーズに行われるように、学校が楽しくなるような小中一貫教育を進めていただきたいと思います。議会報におきましても、「ザ追跡」ということで資料等もいただいて載せたいと思いますので、努力していただきたいと思います。

次に、学力テストについてお尋ねいたします。教育行政の透明性が厳しく問われる中、データの公表について政府がことし1、2月に保護者2,200人を対象として意識調査で、子供を持つ親の67.3%が開示を求めていると報じております。他方、8月25日の地元紙には市民団体の調査として教員の65%はテスト中止を求め、テストの学力向上には63%が公開について役立たないと報じております。教育長は、就任当初の抱負で特に学力向上は学校の責務である。児童生徒の確実な実態を把握するとともに、結果にこだわる学校経営と教育充実の根本である教師の指導力向上に積極的に取り組んでまいると述べておりますが、学力テストの公表について見解をお尋ねいたします。

外俊則学校教育課長 全国学力・学習状況調査の結果につきましては、これまでの諸調査の結果の公表と同様の扱いをすることを基本と考えております。特別に対応をかえるということは考えておりません。具体的には、この調査の目的を踏まえ市教委としましては、各学校を通して市全体の学力だけではなくて生活習慣や学習環境等、学習状況の調査もあわせて知らせているところです。

また各学校におきましては、学級別、個人別の結果を除いた学校全体に関する調査結果のみを公表しております。なお、小規模校では個人が特定されないことがないよう公表する内容や方法については、十分配慮するように指導しております。

9番上釜いほ議員 秋田県知事は、毎年1番であるということで公表しておりますが、文科省は県別は公表しても都道府県には市町村の公表を禁じているということが今までございました。本日の新聞を見ましたところ鳥取県の教育委員会が市町村の学力テストを公表したということで出ておりましたけれども、市長はこの学力テストの公表についてどのように考えられますでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 今、課長からも申しましたが、学力の現状というものをこの公表につきましたは、国際的な比較の問題となったときに文部省自体として子供たちの学力の実態を調査していなかったということを指摘されて学力テストが始まった。そして公表の問題になってきているわけですが、私は本県、本市がやっているようにやはり個人的なものまで発表する必要がないんじゃないかと。ただ全体として、個人には個人表がいきますので総体の中で自分がどういう点が落ちているのかということと先生との面談するときの、あるいは語るときの材料にしていただければよいと思っております。

同時に学習だけの成果だけでなく、生活習慣や学習環境等、あるいは学習状況等の調査を私

は大事とっておいて、これがやはり乱れますといろんな問題を起こします。そういう点であまり隅々までの個々までの発表はいろいろ問題があるのではないかと考えております。

9番上釜いほ議員 今後の学力テストはどのようになるのでしょうか。毎年行われるんですか。

外俊則学校教育課長 今後の学力学習状況調査の方向でしょうけれども、現実的なところとしてどういう方向になるのか示されておりませんので、それを見て対応していきたいと思えます。

9番上釜いほ議員 修学旅行で先生たちがお泊りになりますけれども、いろんな書類作成に追われて生徒たちと触れ合うことがないと悩みを言われますが、こまごまとしたもので時間をとられるのかなと思えます。私は、学力テストはあってもいいと思えますが、5年ごととかそういった形で結果を見ればいいのではないかと考えております。

次に、体力テストについてお伺いいたします。文科省はことし初めに小学校5年生と中学2年生の全国体力テストを実施いたしました。50メートル走やボール投げなど8種目の実技で体力運動能力を調べ、また生活習慣も尋ねております。その結果、過半数の小学生は体力がピークであった1985年の平均値を下回っており、朝食を毎日食べ睡眠を十分とり運動をよくするなどの子供は運動能力が高く、朝食抜き、睡眠不足の子供は肥満傾向も目立ったとの結果であります。注目されるのは都道府県別による差が生じていることで記しております。

本市の児童生徒との体力についての実態と県内との対比についてもお尋ねいたします。

春田浩志保健体育課長 全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、近年の子供の体力低下という課題等から国が昨年度から実施しているものでございます。まず1番目の公表についてでございますが、本市におきましては全国学力・学習状況調査と同様に学校を通して行うことといたしておるところでございます。

また公表する際には、小規模校においては個人が特定されないよう配慮することや数値だけの公表はせず、必ず分析や考察、改善策等をあわせて示すことなどについて留意するよう指導いたしているところでございます。

2つ目の昨年度の調査の結果についてでございますが、まず小学5年生につきましては、男女ともほとんどの種目において、県及び全国の平均を上回っている結果が出たところでございます。

次に、中学2年生につきましては、小学生とは逆になりますが、男女とも県及び全国の平均を下回っている種目が多い。特に、瞬発力、柔軟性の2点が劣っているという結果が出たところでございます。

9番上釜いほ議員 学力がいいところは体力もいいそうですので、厳しく指導していただきたいと思えます。

次に、サッカー場の整備についてであります。深浦運動場南側に学校給食センター建設予定地がありますが、隣接するサッカー場について問題はないのか気になりますが、サッカーはボール一つで子供から大人まで広場さえあれば簡単に行えるスポーツであり、家族一緒に楽しめる身近な競技であります。身近に観戦できるスポーツ施設として整備していただきたいと思えますが、また隣接地が給食センター地でもありますので、衛生面にも十分配慮したサッカー場として公式戦が楽しめるよう取り組んでいただきたいと思えますが、お考えをお尋ねいたします。

春田浩志保健体育課長 本市におきましてはサッカーを行っている施設といたしましては、主に深浦グラウンドで、そのほか総合グラウンドや妙見グラウンドでも行われている状況でございます。これらの場所は、いずれもソフトボールや野球場などもできる多目的な運動場でございます。サッカー専用してのグラウンドは現在、本市にはないのが現状でございます。

このようなことから議員が御説の点も含めまして、深浦グラウンドの整備について現在、検討しているところでございます。

9番上釜いほ議員 課長は、去年は川辺県体で、また、ことしはドリームベースボールで、そして給食センターでといろいろ忙しいと思えますが、県の出向ということで期間が限られており

ますので、ぜひいらっしゃるときに熱意をつないでいただいて、サッカー場も整備していただきたいと思います。教育について富める家の子供だけが教育が受けられるのではなく、等しく子供たちに機会が与えられることを祈念して終わらせていただきます。

畠野宏之議長 ここで10分間、休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

17番立石幸徳議員 去る9月1日、私たちの枕崎市は60年の年輪を重ねることができました。先人の汗と努力の結晶であります。しかしながら、市制施行60周年を単なるお祝い事にはなりません。いかなる歴史を持つ組織、企業、共同体でありましても現状をどのように分析し、これで本当によいかという問題意識を持ち、この問題意識を危機意識にまで高めて、次なる行動を起こすことがさらなる新しい発展を可能にするものと考えます。

枕崎市の60年の歴史をどのように評価し、これからの重点課題をどのように整理されているのか、市長にお尋ねいたします。できるだけ簡明かつ具体的にお答えいただきたいと思います。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 枕崎市は、昭和24年に県内4番目、戦後初めての市として誕生して以来、ことして60周年という意義深い年を迎えました。ここに改めて市民の皆様とともに心からお祝いを申し上げたいと思います。市制施行以来、先人たちの優れた先見性、不撓不屈の精神、たゆまぬ努力、ふるさとを思う情熱で幾多の苦難を乗り越え、今日の枕崎の繁栄を築いてこられました。まずもって、これらの先人たちに敬意を表したいと思います。

さて、御質問の枕崎市60年の歩みの評価、あるいは将来の重点課題でございますが、その評価の仕方には個人それぞれの評価の仕方があるでしょうけれども、今日の枕崎があるのは産業初め、あらゆる分野に一生懸命努力してこられた歴史の積み重ねの賜物であることが、まず事実であります。

式典の日の記念アトラクション、歴史劇「60番目のまくら貝」でもいかに多くの御苦労とそれを乗り越える努力、そして明るい前向きの姿勢があったか、しみじみとわかりました。私も今、質問者のように単なるお祭り事にはならないという思いであります。私は古きを尋ねて新しきを知るという思いで、温故知新という言葉が式辞の最初にもってきたのは、そのような気持ちでございます。これまでを振り返り、ただ振りかえるだけでなく新しい一歩にするんだという決意で式辞を読ませていただきました。

本市は、今後10年間の都市づくりを進めていくための第5次枕崎市総合振興計画を策定してございます。その中で将来の都市像として「人と物が豊かに交流し、協働で築く活力創造都市」と決めまして、食、健康、交流を中心として4つの基本目標を掲げてございます。ですから地域の自立や産業の市場競争力の強化、交流人口の増加を図ることが第一であると。やはり市の活性化を図ることだと。そのために市全体を通じて食と健康への取り組みを推進していくとともに、本市の最大の地域産業資源であります食資源を活用した多様な産業群を育成していくことが、本市のまちづくりの最大のテーマであり、地域活性化の戦略だと考えています。

ただ、そのためには新幹線全線開通を踏まえ、また大都市から多くの人々を呼び、あるいは産物を都市に送るために高速道路網の整備が急務であると考えておりまして、そういうことも含めて努力したいということを決意しているわけでございます。

17番立石幸徳議員 最初の質問をするにあたりまして、8月中旬ですけれども終戦のいろいろな特集が恒例のごとく出る時期なんです、実に強烈な記事を読む機会に恵まれました。それは

時間の長さというものをどう考えるかという印象深い女性作家の記事なんですけれども、その内容は日本が敗戦色濃厚な昭和19年東京の国立競技場におきまして、学徒出陣の壮行会が雨に濡れながら行われたということです。この女性作家は会場に赴きまして、学生さんたちを戦場に駆り出していく暗い日本の状況の中でハンカチを振りながら参加し学生たちを見送ったと。

しかしながら、その全く同じ場所で20年後、東京国立競技場で開催されたのが、実に明るい東京オリンピックの開催でございます。その女性作家が書かれている内容は、このわずか20年という時間の隔たりが、かくも感無量の思いを持たせるものかという内容でございました。私、その記事を読みまして本市の60年という時間の長さをどう考えるか。わずか20年の間に暗い惨たんたる世相から、それこそ希望に溢れたオリンピックをする我が国の20年間の流れを私どもの枕崎の歴史に投影するときに、先ほど市長も言われましたように、ただ60年がよかったよかったでは済まないんじゃないかと思うわけです。

枕崎市の歴史をきちんと見据えるときに、例えば昭和30年代財政再建団体として、厳しい試練に置かれた我が市の現状がございます。職員の欠員不補充、物件費及び投資的経費の節約によって昭和29年度末に当時の赤字額、実質赤字6,031万2,000円、この赤字額を6,000万円の再建債を発行いたしまして、10年間で償還を済ませた我が町の歴史が今、何かしら忘れかけられようとしているんじゃないかと。

具体的にお尋ねしますが、本市の財政再建団体時代の10年間の苦しい経験、教訓がその後どのように生かされていると考えているのか。この点についても見解をお尋ねしておきたいと思えます。

瀬戸口嘉昭市長 昭和30年代に赤字財政団体として、大変御苦労があったということは私も承知いたしております。それが今、忘れ去られようとしているのではないかという御質問であります。昨日からいろんな方の御質問に一生懸命御説明申し上げているつもりでございまして、まさに私が就任した平成18年度いわゆる17年度末、この事態はこのまま放っておけば国の定めた財政再建の団体の中に入りかねないという状況をヒアで受け、また私も実感いたしました。

19年度の予算を立てるときもどうしようもなく県に空港の基金まで借りに行き、枕崎もそこまでなったのかと若い課長から言われた、あの残念さは今でも忘れませんと申し上げたはずであります。そういうことは忘れようというようなことは一切ありません。

したがって、平成18年度当初に行財政集中改革プラン、これはどこの市町村でもプラン自体はあるんですが、極めて厳しい財政改革プランをつくりました。総項で200項目、あらゆる課からあらゆる項目を洗い出して取り出してやっているわけでありまして、20年度末時点で計画した116項目中、112項目96.6%を実施できたと申し上げたわけでありまして。

また、21年度末までに120項目しなければならぬわけですが、これで112項目93.3%までは来ていると。そのために特別職の給料カットも大幅なカットになっているし、ボーナスまでカットしているのは枕崎市だけあります。だけありますというのはちょっと間違いですが、5%ぐらいしかカットしたところは1~2しかありません。全額カットしているのは枕崎市だけあります。職員にも平均で5%、非常に心配かけているし、課長級にはさらに管理職手当を6%カットしてもらっているわけでございます。これは自主的にそういう申し出でありがたいことでもあります。

それから、保育園、養護老人ホーム妙見の里の民営化、そして定員の管理計画も既に計画を上回っていることも申し上げました。それらによる財政改革の財政効果についても21億4,000万円の実績見込みであること。そして、地方債もこの4年間で140億8,000万円から122億5,000万円と18億3,000万円減少する見込みであることありまして、御質問に一言言えば、忘れようなんてことは一切ございませんと申し上げておきたいと思えます。これからも努力したいと考えております。

17番立石幸徳議員 市長の決意は非常に評価できると思うんですが、最初に市長の答弁にありました今後の重点課題ということで、振興計画を持ち出しまして交流人口の増加あるいは食と健康のまちづくりということでもあります。振興計画につきましては、議会の方の基本構想については議決しておりますので、別におっしゃるとおりのことなんですけれども、今必要なのは単に10年先の振興計画上の物事じゃなく、20年、30年先を見据えた本市のあるべき姿というのを追い求めていかなきゃならないんじゃないかと思うんです。

そういう点に立ちますとかなり前途多難という部分を私は感じざるを得ない。本市が30年先生き残れるのかというような枕崎市というものが30年後にあるのかということさえ考えるような状況もございます。時間の関係でそういった点について触れることはできませんけれども、いずれにしても高速交通道路網にとりましても、昨日もありました南薩縦貫道、道路の財源がなくなると果たして夢物語になるんじゃないかという懸念さえ持ちます。

そういった大きな本市の状況をとらえる中で、やはり本市の最大の特徴である海の町枕崎、カツオの町枕崎をしっかりと守っていくという点から、次の水産業振興の質問させていただきたいと思います。

枕崎市の60年の歩みを一目瞭然、一発で60年の足跡を見ることができる場所を私は存じ上げているわけでありまして。その場所は、松之尾公園でございます。松之尾町にある地場産業振興センター周辺の高台から南の方の枕崎漁港を眺めますとき、実に枕崎漁港の変遷は本市の60年の歩みを見事にはっきりと写しているわけでありまして。

昭和26年9月に本市漁港は、漁業法に基づき全国の漁船が利用する港として第3種漁港の指定を受けました。さらに、昭和44年3月には水産業の振興上、特に重要な漁港で政令で定めている特定第3種漁港の指定を受け、昭和47年新港が完成したわけでありまして。この移り変わりも台場海岸からずっと内港の方に目を移しますと実に移り変わりがよくわかります。

昭和48年からは外港建設に着手し、第5次から第7次まで漁港の修築事業を15年間かけまして昭和62年に大型漁港が完成し、全国豊かな海づくり大会の会場地となったわけでありまして。平成に入りまして、沖堤防等の建設を手がけ平成11年に漁港としては日本で初めての貿易港の指定を受けました。

こういった漁港の変遷を見ますとき、枕崎沖に広がる漁港の海上デザインは本市の60年の歩みが、まさしく一幅の絵画のごとくくっきりと描かれていると思うのであります。しかしながら、時代の流れは今また枕崎漁港に大きな課題を与えようとしております。本市の重要な産業資源でございますカツオ、特にかつおぶし原料となる海巻カツオの供給体制に変化が生じ、海外巻き網船は従来の340トン型から2倍以上の760トン型へと急激に大型化していこうとしております。

この大型船受け入れをどうするのか。漁船がどんどん大型化しまして漁獲が進みますと常識的には対象魚種の資源は大丈夫なのかという心配が生まれるわけでありまして。私たちの枕崎を支えてきたカツオの資源について、当局では現段階でどのような考え方を持たれているのか。この点をきちんと把握しておかないと水産業振興上、対応を誤ってしまうのではないかと考えますので、最初にカツオ資源について大丈夫なのかという単純なお尋ねをさせていただきます。簡明にお答えいただきたいと思います。

南田敏朗水産商工課長 カツオは世界の熱帯海域から温帯海域にかけて広い範囲に分布しておりますが、とりわけ我が国のカツオ漁業は海外巻き網、遠洋1本釣り双方とも中西部太平洋が主な漁場となっております。この海域でのカツオの漁獲量は1970年まで40万トン台でございましたが、2007年には暫定集計値で約4倍の170万となっているところでございます。

この海域の最近の資源評価は、1952年から2007年までの55年間のデータを用いまして、独立行政法人水産総合研究センターが解析し、カツオの資源水準は高位で増加傾向であり、最大の持続可能な漁獲量は128万トンと推定しているところでございます。

2007年の漁獲量が先ほども申し上げましたとおり170万トンで、持続可能な漁獲量の最大値である128万トンを上回っている状況であります。カツオの稚子魚の加入が長期的な平均値を下回らない限り、持続可能であると予測されていることから、カツオの資源は大丈夫であると言われてところでございます。

一方、水産総合研究センターでは巻き網漁業によるこれ以上のカツオ漁獲の増加があれば、キハダやメバチの漁獲資源の減少につながる可能性があるかと警告しております。近年のカツオ漁獲量の多さからカツオ資源状態がよいからといって、漁獲の増加を野放しにすることは危険であると警告する研究者もおります。

私どもは資源状態を確認しながら、段階的な漁獲規制の取り組みの必要ではないかと認識しているところでございます。

17番立石幸徳議員 茨城県の水産試験場に35年間勤務しておりまして、2009年に定年退職されましたカツオ研究では第一人者と知られている方がおられます。個人名は伏せませうけれども、この方が6月3日、漁業情報研究会におきましてカツオ資源に黄信号が灯り始めていると講演をいたしております。

そして食品メーカーの味の素も本年4月から、先ほども紹介がありました水産総合研究センター遠洋水産研究所と共同で西日本太平洋沿岸でのカツオ資源調査を始めました。さらに先月8月21日には水産庁の方で、カツオ漁業に関係する漁業者団体をすべて招集しまして、カツオ資源問題検討会を開いております。本年に入りましてからの資源検討の会合の中で、一般論として出されていますのが、西部太平洋のカツオ資源が極端に減少したならカツオ分布は熱帯域に偏り、日本近海からカツオは姿を消すことになるかもしれない。事実、本年あたり近海カツオは大変な不漁になっております。

そこで、熱帯域におけるカツオの国際的な漁業管理体制が、ぜひとも必要になってくるわけがあります。そういうカツオ資源問題とも矛盾するような形で海巻き船が大型化していく。先ほども言いましたように、倍以上の船が水産庁の認可のもとに建造されております。この背景を当局はどのように整理されているのか、お尋ねしたいと思います。

南田敏朗水産商工課長 海外巻き網協会の副会長によりますと世界の巻き網漁船によるカツオ、マグロの漁獲量は、2008年が420万で中西部太平洋での伸びが大きく1995年の100万トンから2008年には200万トンに倍増するとのことでございます。中西部太平洋まぐろ類委員会の中で、パプアニューギニアなど島諸国は島国でございますが、2008年からこの海域での隻数割当制、現在操業許可数が205隻でございますが、を廃止し操業できる隻数と日数を規制する制度導入に加えまして、新たな入漁条件として排他的経済水域内での7月からの3カ月間人工浮き漁礁を使った操業を禁止することや航海操業の禁止、オブザーバーの100%乗船など厳しい要求をしております。

このような状況下のもとで、既に大型巻き網船で操業している台湾やアメリカ、スペイン等諸外国は、カツオ資源の見返りとして沿岸諸国に対する経済投資や援助を積極的に行い、島諸国との関係を強化し長期的包括契約のもと大型漁船による効率的操業を行っているところでございます。一方、日本は島諸国との関係強化や漁船の大型化におくれておりまして、このままでは国際競争に勝ち残れないことから海外巻き網協会が漁船の大型化を強く要望し、水産庁から民間企業に試験操業船として大型巻き網船3隻の建造許可が出されたところであり、今後、巻き網の大型化が急速に進んでいくものと考えているところでございます。

17番立石幸徳議員 水産商工課長からあったとおり、資源は少なくなっていくような状況の中で、漁船の海巻き船は大きくなっていくという、この逆行するような背景は今の説明で十分理解できるじゃないかと思うんですね。ちょっと重複するかもしれませんが、カツオ海巻き漁業界におきましては、近年、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に關す

る条約というものが成立いたしております。

通常、これは「W C P F C」というかなり漁業界では最近、脚光を浴びている条約になるんですが、このところで何をしているかといいますと先ほど課長答弁にもありましたように、太平洋中央海区及びインド海区において、漁獲の努力量を制限すると。そのために船の数、漁獲削減などの規制を国際的に実施しようというわけであります。

こういった状況になりますと当然国際競争上、船の数を制限するとになりますと1隻は1隻でも大きな船をつくった方が有利になっていくわけであります。こういう背景を受けまして課長は3隻と言いましたが、昨年までに既に2隻の大型船ができていますので、本年の3隻を含めて海巻き大型船は5隻建造されているということになります。

まだ竣工もせず、操業していない船もございませけれども、いずれにしても今年末に5隻の大型海巻き船が操業するという状況なんですね。これはすべて静岡県の三保の松原で有名な三保造船所が建造しておりまして、ほとんどの漁船が同一型でつくられているわけなんです。造船の紹介までするのは後の質問と大きく関連するんですが、大型船ができていく760トン型、先ほど課長から出た台湾、スペイン、アメリカ何か2,000トン、3,000トンクラスの高巻き船ですので、日本の760トン型というところと比べると小さいぐらいですね。

しかしながら一番の問題は、760トン型の高巻き船が今の枕崎漁港に入港するときに支障はないのかという問題であります。この点については、担当課としてはどのように確認しているのでしょうか。

南田敏朗水産商工課長 760トン型の大型高巻き網は喫水が8.3メートルございませますが、現在の枕崎漁港の最大水深岸壁はマイナス8メートルございませ。漁港入り口付近の航路や泊地の最干時の水深が8メートル前後で浅くなっていることございませして、これまで入港した高巻き網船は入港前に付随船をおろしたり、満潮時を見計らって漁業探索用のソナーを使いながら入港しているのが現状ございませ。

日本には現在、調査船を含めて3隻の大型巻き網船が操業しておりますが、ことしの9月には新たに1隻竣工する予定ございませ。喫水8.3メートルの漁船を受け入れることができる岸壁を持っている漁港は、今のところ焼津のみございませるので、枕崎漁港でもマイナス9メートル岸壁の整備を急ぐ必要があると認識しているところございませ。

17番立石幸徳議員 ただいまの説明を単純に整理しますと大型高巻き船は枕崎漁港には入港困難と。入港するにしても大変な作業をしながらやっとこさ入れるという状況ですね。こういったことになりますと直ちに漁港のいろんな受入体制を、場合によっては大きく港湾整備に手を入れないことには高巻き船は入ってこれないということになります。ことしの建造予定になっている福一漁業の第83福一丸あるいは極洋水産の第7わかば丸、大洋エーアンドエフの第2ふじ丸、こういった船は枕崎にはなじみのある、よく枕崎漁港を利用されている高巻きの漁業会社なんです。そういったところがどんどん大型船をつくっていく、そして漁港には入れないということになると基幹産業の振興上、非常に問題があると思ひませ。

そういった現状と問題点を把握されているみたいですので、それでは担当課の方としては大型船受け入れをどういった計画のもとに、スムーズに入港できるようにしていこうと考えているのか。計画、改善点、この辺の取り組みについて説明いただきたいと思ひませ。

南田敏朗水産商工課長 760トン型の大型巻き網船を安心して受け入れるためには、先ほどの答弁の中でも申しましたとおり、大型巻き網船の喫水が8.3メートルございませるので、枕崎漁港の岸壁と航路、泊地を水深9メートルにする必要ございませ。現在の枕崎漁港の広域漁港整備事業の整備計画にはマイナス9メートル岸壁の整備は計画されておりませしたので、先般、市場開設者である枕崎市漁業協同組合代表理事組合長並びに枕崎市水産加工業協同組合代表理事組合長及び枕崎市長の3者連名で、鹿児島県知事あてにマイナス9メートル岸壁整備について要

望を行ったところでございます。

これを受けまして事業主体である鹿児島県は、マイナス9メートル岸壁の整備を行うため計画変更に向けた調査や計画書の作成作業を行っているところでございます。

17番立石幸徳議員 当然、関係業界あるいは市長の方でも県知事あて漁港の改修に陳情、要望もなされているわけなんですけど、例えば漁港をどういった形で施設整備しようとしているのか。単純に9メートルの深さにするといっても具体的な試案というか、どういったものを持ち合わせているのか。事業費がどのくらい積算されているのか。事業費に伴う本市負担はどうなるのか。これは早急に対応してもらわないと、仮に事業費が整っても簡単に工事ができるというものではない。一定期間かかるとなるとその間、大型船は入れないということですから、何としても早急な対応が必要なんですよね。県の方に陳情、要望しているということまでは承りましたけど、具体的な取り組みという点についてはどこまで進んでいるのか、重ねてお尋ねいたします。

南田敏朗水産商工課長 具体的といいますか、今、要望しているのが外港荷さばきの南側のマイナス8メートル岸壁を100メートル整備しておりますけれども200メートルをマイナス9メートル岸壁に改善してほしいということと港の外港入り口の方が浅くなっておりますので、これをマイナス9メートル以深にしてほしいということで、しゅんせつをお願いしているところでございますが、県といたしましても海底の土質、荷さばき場の下の質がわからないと事業費がわからないということで、大まかには指定を受けておりますけれども、今のところ調査中でございますので、その調査結果が10月から11月ごろには出るということでございます。ということでございますので、早ければ22年度の当初予算からかかっていけるのではないかと考えてはおります。

17番立石幸徳議員 喫水が8.3メートルあるんで、9メートルで十分だろうという考え方のもとに取り組みもされるみたいなんですけど、私の見方では9メートルでも将来的に台湾船、スペイン船、まあスペイン船は入るということはないんでしょうけれども、台湾船の2,000トンクラスが入ると9メートルでも足らなくなったと。ここは目先の対応もだし、長期的な本市漁港の総合的な検討に入っていくとどうしても後手後手の対応になっていくんじゃないかと思うんです。そういう将来的な本市漁港の施設整備については、何か検討をされているんですか。

南田敏朗水産商工課長 現在のところ台湾船、もしくはスペイン船の漁船が直接入ってくるということは想定しておりませんで、現在、冷凍運搬船が入港しておりますが、これらの喫水は大体、7メートル程度で足りると考えております。一番深いので6.4メートル程度でございますので、今の岸壁で対応できるのではないかと考えております。

ただ、議員が言うようなことも考えられますので、今後、長期的なことにつきましては、県の方とも話しながら検討してまいりたいと思います。

17番立石幸徳議員 この点について、最後に意見だけ申し上げておきますけれども、いずれにしてもカツオ漁業、特に海巻きの業界を巡る状況というのは、風雲急を告げるといいたいしょうが、大きく変化していこうということが問題提起されております。例えば、マグロ業界にしましても船籍を日本籍にすると日本の漁獲高となるんで、先ほど課長から出た島諸国との合併事業でもって外国籍にして、日本人が実際漁業経営するという対策まで発生しているわけですね。

どうしてもカツオ、マグロもそうですけれどもカツオ業界あるいはカツオという魚は、今や国際的な中で動いておりますので、その辺の情報入手におくれることなく、かつ本市の命綱ですので、一步対応を誤ると本市のカツオ関連産業は、灯が消えるということも考えるわけです。

先般も山川漁協の専務は、国際的な動きが加速されると島諸国と合併を組んでいるいろいろやるけれども、例えばパプアニューギニアとかいろんな島国が自分のところで加工してくれという条件を出されると山川としては非常に困るということまでコメントしております。

枕崎にしても枕崎の加工業、かつおぶし産業は大丈夫だと安心していると島諸国から条件として、うちの国でかつおぶしもつくってくれんかというような条件が出てくると私は枕崎市の大

事だと思っていますので、そういう面も踏まえて情報入手をして対応していただきたいと。これは意見を申し上げておきます。

次に、新型インフルエンザの件で質問を通告してございましたが、今度の初日本会議で本市の感染状況、あるいは実態につきましてお尋ねさせていただきました。そのとき、執行部の答弁の中で気がかりな点があったんです。それは本市の関係者の感染者を一々報告することが、どうなのかと迷っているという答弁ですよね。感染症という病気からしますとそういったことが許されるんですかね。最初にこの新型インフルエンザにつきまして、法律上の規定はどの法律でどういう形で位置づけられているのか、教えていただきたいと思います。

今給黎和男健康課長 御質問の法律の関係でございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というのがあります、それにのっとって国及び県等の対応の方法等が規定されているということになっております。

17番立石幸徳議員 国、県の対応が規定されているということですが、新型インフルエンザについて市町村がやるべき任務というのは、法律上は全然問題ないと理解すればいいんですか。

今給黎和男健康課長 ただいまの御質問ですが、情報の公開とか広報とかそういう部分につきましては、国及び県の方で的確にやるようにという法律になっております。したがって、市町村といたしましては、県つまり保健所との関係になるんですけれども、その辺の情報等をお聞きしまして、住民にも広報活動をやるという形になります。

瀬戸口嘉昭市長 国や県の方針は今答えたとおりでございますが、あのとき多分私が申し上げたことが御質問になっていると思いますので、ちょっと舌足らずでございましたので……、枕崎市に患者が流行し、これ以上広がらないために1時間でも早く市民に注意を促そうと指示したのは私でございます。そして広報無線を使って、全国にはやっているということでした。ただ枕崎市であのときの御質問で幾ら流行しているか何とかということについては、やはり行政としてできかねるという判断をいたしまして、今、流行しているということで一般的な御注意と予防策、うがいとかマスクとか人ごみの中に入らないということについては、周知徹底させようということで、と申しますのは、私が市内を歩いてあるところに行きました。売り上げはどうですかとお聞きしましたら、インフルエンザの関係か知らんけれども、この数日店への来客が激減しているという第3セクターの店での話やらありましたので、やはり行政としては注意して市民への予防と同時に市民生活を守る両にらみで動くべきだという判断をし、そういうふうにいたしましたということでありまして、御理解いただきたいと思います。

17番立石幸徳議員 最初、健康課長の方から紹介いたしました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、これ平成10年に成立したんですが、その後新型インフルエンザなる感染症が新しく出てまいりまして、平成20年に法改正して法律の第7章で新型インフルエンザに関する感染症をさっき言った法律の中に規定しているわけであります。

第44条に市長の答弁と関連するんですが、表題は厚生労働大臣はということで途中省きますけれども、感染症の発生の予防またはその蔓延の防止に必要な情報を適切な方法により逐次、公表しなければならないという規定なんです。その後、情報を公表するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。つまり、感染症というものの恐ろしさを考えれば、これは言った方がいいのかどうかというような類のものじゃないと思うんですよ。

確かに、国、県が公表する義務はありますけれども、それを知った市町村も住民への迷惑とか云々という以前に、法律で規定しているとおりの情報提供をすべきじゃないんでしょうか。具体的にお尋ねしますが、本市保育所の実態というのはどういう形で広報なりなされているわけなんですか。

今給黎和男健康課長 今、お尋ねのある特定の施設等に関しての分についての個別の公表はいたしておりません。

17番立石幸徳議員 そうしますとその件についての県の方の公表はなされているわけなんですか。

今給黎和男健康課長 県の広報といたしましては、学校とか施設という形で何カ所ということで公表はされております。

17番立石幸徳議員 そういった説明になりますとこれは法に抵触するんじゃないんですか。つまり、枕崎市関係住民は枕崎市にある保育所で、感染症が発生しているという実態は知らされていないということになるんでしょう。そうじゃないんですかね。その辺を確認させてください。

今給黎和男健康課長 県の公表といたしますのは、先ほど言いましたように枕崎市内の施設で発生があったと集団感染があったという公表はされております。

17番立石幸徳議員 県の方はやっているというが、具体的にどういう形でいつどんな方法を使ってやられているのか説明してくださいよ。

今給黎和男健康課長 私どもがただいまわかっているのは、先ほどからお話にあります新型インフルエンザの患者の死亡等についてということで、県が公表した部分が主なものだと思っております。

17番立石幸徳議員 その点は、初日本会議でも触れたわけですから、この保育所の関係ですよ。休園もされたわけでしょ。その点についてどういう形で公表がされているのかということです。

瀬戸口嘉昭市長 保育所についてのことは、直ちに休園の願いをするとともに、保健所とか関係機関へは連絡しております。ただし、保育所において今発生しているのではというのは、なかなか厳しい状況がありまして、この前全員協議会で我々がつかんでいる情報について全部お知らせしましたように、もう少しファンデミックな状況になれば、市長が先頭に立って公表していかなければなりませんけれども、今の段階においてはそういう措置をとっているということでありまして、市にとっても私にとってもこれを隠すことのメリットは何もないわけでございます。

ただ、あまり不安を与え風評被害等を与えるようなこともやはり考えていかなければならない。法にのっとって保健所等への公表をし、保健所等の指導もいただいて公表など必要なものはしていこうという段階が現在の状況であったということだと思います。

17番立石幸徳議員 最後にしますけど、市長あるいは当局の皆さんが隠しているということでお尋ねしているんじゃないんです。先ほど紹介した感染症に関する法律にのっとって、第16条に情報の公表ということの規定していますよ。法にのっとって、本市の発生状況が公表されているのかということをお尋ねしているわけです。16条をもう1回紹介しますと感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を公表しなければならないというのが16条の規定ですよ。

ですから、それにのっとった形でやっているのかということで確認しているわけですので、何も当局の皆さんがそういったものを隠したら大変なことになりますので、その点は時間もありませんので、今後また対策本部なり警戒本部できちっと検討していただきたいと思っております。

最後にもう1点。人事院勧告の件で通告してございます。毎年、人事院の方で8月中旬に次年度の国家公務員に対する人事院勧告を行うわけです。そこで今回、給与あるいは特別給の関係もあるんですけども、国家公務員の自宅の取得後5年間支給している住居手当、これを全面廃止するという勧告になっております。

しかしながら、これは私も今までの過去の議会でも何回もお尋ねしましたけれども、本市は平成15年の人事院勧告も勧告どおり受けとめずに5年以降も住居手当を支給しているという実態。そこへきて国の方は全面廃止です。そうなりますと本市は住居手当については、どのような対応をしていこうと考えているのか、お答えいただきたいと思っております。

久木田敏総務課長 さきの議会でも御質問いただきましたが、おっしゃるとおり人事院は先月、これまでの新築及び購入後5年間に限り国家公務員の自宅にかかる住居手当につきまして、近年の住宅金融機構、以前の住宅金融公庫ですが、から融資を受ける職員数が減少したことを理由に廃止を勧告いたしました。

本市では、持ち家に係る住宅手当は月額2,500円を年数制限なしで支給している状況の中で、国県に準じる方向でこれまでもそうでしたが、今度も人勤が出された当初から組合との協議を重ねてきております。人事院勧告の中でも民間準拠という形で地域給を重視する方向が示されておりますので、今後、早期実現に向けさらに取り組んでまいりたいということでございます。

17番立石幸徳議員 昨日からいろんな市長の行政改革の成果は、るるお答えいただきました。そのとおりだと思います。しかし、一番基本の人事院勧告さえ実施しないで、行政改革はないと私は考えますので、この点検討して……。

畠野宏之議長 時間です。

ここで午後1時10分まで、休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時10分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

16番新屋敷幸隆議員 皆さん、こんにちは。まずは、市制60周年おめでとうございます。昭和24年市制が施行されましたが、この議会においても昭和24年生まれの議員の方々が私を含め5人もいます。もう60、されど60。心中はいささか複雑ですが、元気です。まだまだ若いです。力がいっぱいみなぎっています。市も60、私たちも60、これからも明るい豊かな希望を持ち、目指し、しっかりと歩んでいかなければならないと思うところであります。

そして、先日の60周年の式典においてのアトラクションでは、子供たちが、若者たちが、多くの市民が相交えて、ひたむきに一生懸命歌い踊り演奏しました。後で多くの市民の方々から、枕崎はこんなに元気だったのか。私たちも大いに元気になったとの喜びの賛辞をいただきました。60からの元気よい第一歩、記念すべきいつまでも記憶に残る日であったとすがすがしい気持ちでいっぱいでございます。

さて、質問に移ります。去る8月25日、伊佐市で開催されました2009年度第2回定例会、鹿児島県市長会において、県防災ヘリの拠点となっている枕崎空港のジェット燃料専用タンクローリーの更新費用の支援を求めることが決められたと聞いております。これは南日本新聞にも掲載されております。現在の空港のタンクローリーは、老朽化し買いかえるにしてもその特殊性からあまりにも高価であり、そうかといって中古車もなく関係者の頭の痛いところであります。

ところで最近の情報によると、防災ヘリ救急搬送を鹿児島県本土に拡大するとのこと。消防防災ヘリさつまの基地である枕崎空港は、多くの県民の方々の命を守る拠点になるということでもあります。これまで空港問題はいろいろ取りざたされ一ローカル空港であったのですが、枕崎空港はこれからますます重要性が高まり、脚光を浴びようとしています。そういうことで今回の件は、まさしく朗報、願ってもないところであります。市長会においてのお話をもっと詳細にこれからの進展についてお聞かせください。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 ただいまございました経過はそのようなことでございますが、枕崎空港のタンクローリーにつきましては、新車登録から既に34年を経過し老朽化が激しく、いつ故障してもおかしくない状態であることから、数年前から枕崎出身の国会議員の秘書の方々等もいろいろとお願いして自衛隊まで、あるいは全国航空燃料給油協会等あらゆる方面を通じて払い下げ

可能な車両がないか探してきました。

当空港での使用に適したサイズの車両、4キロリットルクラスが少なく、昨今の経済情勢から各事業者ともに使用不能となるまで使い切る傾向があることから、いまだ適当なタンクローリーが見つからない状況でございます。また、タンクローリーを新車で購入すると約1,500万円の費用がかかり、多額の累積債務を抱える南薩エアポートが購入することは非常に困難な状況でございます。

現在枕崎空港は、鹿児島県防災航空ヘリコプターの基地となっており、タンクローリーの年間給油量の約95%、あるいはイベント等のない月はそれ以上を防災ヘリコプターの給油が占めている状況でございます。仮にタンクローリーが使用できなくなった場合、県民の生命と財産を守る防災ヘリコプターの運航に重大な支障を及ぼすこととなります。

また、県が今年度から防災ヘリの救急搬送業務を本土間の搬送へも拡大するとともに、ドクターヘリ的な運用にまで拡大する方針を打ち出しており、これらの運用拡大により防災ヘリの恩恵は全県下に及ぶこととなりますので、タンクローリーの更新はもはや一企業、一自治体の利益というよりも県及び県下全市町村の利益につながるものであると言えます。

このようなことから、さきの8月25日に伊佐市で開催されました鹿児島県市長会第2回定例会におきまして、枕崎空港におけるタンクローリーの購入について、県に対し支援を求めることを本市ほか7市により提案いたしましたところ、結果的に全市の賛同を得まして提案が採択されることとなりまして、今後、市長会を通じて県知事に強く要望を行う予定となっております。なお、県市議会議長会でもこの要望が出され、採択されたと聞いておるところでございます。

16番新屋敷幸隆議員 一つだけ確認しておきますけど、ほかの自治体の市長さん方は各自治体において各市が支援金を出すんじゃないかと、県にこぞってお願いするということとありますか。

瀬戸口嘉昭市長 今の段階では市長会におきましては、いわゆる資料を持ち合わせませんが、幾つでしたか市町村とそれからいわゆる会社関係と個人と、これだけの株主の方々をお願いしている状況等もお願いしました。また、今の段階では市町村それぞれ分担してもらって云々という話は、まだ今のところ出ておりません。これはもう何人かの市長さんが当然そうすべきであるという発言をしていただきましたりしました。

また、私は別途、県にも強く何度も言って副知事にもお会いしたりしておりますが、また市町村振興協会、これは自治会館の中にあつて森市長が会長でございますが、こちらへもお願いしているところとあります。

16番新屋敷幸隆議員 次の質問に移りたいと思います。我が国において、農業再生は食料自給率の向上を図る上で緊急の課題であります。日本の自給率は、2008年度で41%、これはカロリー基準であります。先進国でも最低水準にとどまっています。我が国の農業を振り返ってみますとまず減反があり、本格的に始めて40年近くが経過しているにもかかわらず、米余りは解消できず、なぜか米価は低下しています。

そしてF T A問題、日米貿易協定であります。まだ皆さんの記憶には新しい事件として残っていると思いますが、ミニマムアクセス米関連による事故米のこととあります。このことは焼酎王国鹿児島県の酒造メーカーに多大なる損害を与え迷惑をかけました。これから始まるであろう新しい政権のマニフェストでは、日米自由貿易協定F T Aを以前は締結としていましたが、日本農業に壊滅的な影響を与えると農業団体などの反発を受けて推進ということに修正をしましたが、しかしこれも今までとかわらないあいまいなことだと思っております。

さて、日本の農業の諸問題を踏まえ、我が市の農業の実態を考えると、自給率の向上の前に耕作放棄地の問題があります。農業委員会、農業推進委員会等では毎年、枕崎市全体の耕作放棄地の実態調査をしており、ことしも既に調査が始まっております。現時点での耕作放棄地の面積は全畑の何%になっているのか、お尋ねいたします。

中村貞郎農業委員会事務局長 耕作放棄地の面積についてでございますが、昨年実施いたしました耕作放棄地の調査結果で申し上げますと、荒廃の程度によりまして3段階の調査を行っております。まず草刈りなどを行えば直ちに耕作できる土地というのが61ヘクタール、草刈りを行うだけでは直ちに耕作できない基盤整備等を実施して農業利用をすべき土地が62ヘクタール。それから森林、原野化して農地に復元して利用することが不可能な土地が104ヘクタールとなっています。全体で227ヘクタールでございます。全体の農地面積の約9.4%を占めております。

16番新屋敷幸隆議員 耕作放棄地、休耕地となった要因はさまざまなものがあると思います。まず、零細な農業だけでは食ってはいけません。農業従事者の高齢化、そして担い手不足等でありますが、これらは今、始まったわけではありませんが、当局といたしましては、枕崎自体の農業再生ということで耕作地の解消や生産調整、それによる自給率の向上をこれからどう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

真茅学農政課長 今、ありましたように、自給率の向上というのは国にとって大きな課題の1つになっているところでございます。そういう中で耕作放棄地をいかに解消するかというのが自給率を上げるポイントの1つになっております。そういうことで国におきましても平成20年度からそういう取り組みが本格的に始まったところでございまして、本市においても本年度から具体的に事業の取り組みを始めていきたいと考えているところでございます。また、耕作放棄地を解消する大事なポイントとして、担い手農家の育成というのが大事でございますので、今後も各種施策を講じながら育成に努め、農地の有効利用や安全で高品質な農畜産物を進め、本市農業の振興を図ってまいりたいと思います。

16番新屋敷幸隆議員 次に、茶生産者への救済ということで質問いたしたいと思います。しかし、昨日のほかの議員の方が茶に関しての質問がありましたので、そして十分なる答弁がありましたので割愛をしますが、ただ鹿児島県は静岡県に次ぐ茶生産地であり、先日知覧の議員の方と情報交換をしたのですが、県関係の補助がこれからあるのではないかとのことでした。

そういうことで当局としてアンテナを高く張り、茶生産者への救済となるよう、もし国、県何らかの補助・助成がありましたなら、速やかに対処できますようお願いをしておきます。

次の質問ですが、本市の茶生産、農業の再生に大いに関連しますので、お尋ねいたします。聞くところによりますと、イギリスの紅茶品評会において本市別府の茶生産者が出品しました枕崎紅茶が金賞を受賞したとのことであり、このことは大変な名誉であると思います。紅茶文化の発祥地イギリスで金賞をいただいたということは、私はオリンピックの金メダルに匹敵することではないかと思っております。昨日から御家族がイギリスのロンドンに出向いており、その栄誉を受けます。本市といたしましては、このことを大いにたたえ市民に知らしめ、農業再生の1つの大きな前進のシンボルとすべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

真茅学農政課長 今の件につきましては、今、その受賞された方はロンドンに行っていると伺っているところであります。これにつきましては、私どもが想像している以上に世界的にはすばらしい賞なんだそうでございますので、またそういう賞を受賞して帰ってきまして、市の広報紙等も含めまして、広く市民の方にもお知らせしていきたいと考えております。

16番新屋敷幸隆議員 ぜひ、そうしていただきたいと思っております。

次に、耐震診断の進捗状況について伺います。これまで耐震診断は、前期12月までに小中学校16棟、後期8月に15棟が行われていますが、どの程度進んでいるのか、その診断結果はどうだったのか。後期分はまだ途中にあると思いますが、わかる範囲で報告をお願いいたします。また、軒裏、外壁等の剥落はその後どうなったのか、質問します。

畠中道夫教委総務課長 お答えいたします。平成20年度国の第1次補正で決定していただき、1月に耐震診断を委託しました小学校10棟のうち、枕崎小学校2棟を除く8棟3業者分につきましては、判定委員会の結果が9月にずれ込むことになりましたので、やむなく9月末まで期間

変更契約いたしました。

残りの耐震診断の結果を申し上げます。枕崎小学校13号棟がI S値1.01、23号棟が0.68。枕崎中学校10号棟が0.44、15号棟が0.75、屋内運動場が0.95。桜山中学校6の1号棟が0.94。別府中学校屋内運動場が1.51と結果が出ました。議員もおっしゃいましたように、12月にわかる分につきましてはまだお答えできませんが、る進んでおります。今後の対応につきましては、残りの分9月末の耐震診断の結果を踏まえて、補強設計等の委託を検討してまいりたいと考えております。

また、あわせまして前の議会等で説明いたしましたモルタル片剥落後の安全のための除去した分の後処理につきましては、今回の補正予算で小学校、中学校ともさびた鉄部分をきれいにし補修等の予算をお願いしてございます。よろしく願いいたします。

16番新屋敷幸隆議員 次の質問に入りたいと思います。三島村、定期船フェリーみしまの試験航路のことでありますが、先にこの件については質問がありましたので、私は違った観点から質問いたしたいと思います。

私自身、これまで数え切れないほど黒島・硫黄島・竹島に渡り、村民の皆さんと交流を図り、離島としての現実を見てきました。雄大な資源、景観、村民の方々の素朴な心。三島は観光的に魅力あふれた、また現代において環境の面においても貴重な地域であると確信しております。しかし、島に住む村民の方々の暮らしは相当厳しいものがあり、特に医療関係では定期的な医療検診のほかは無医村で、病気やけがをするとフェリーの到着を待ち、何時間もかけて鹿児島市内の病院に運ばれている状況でございます。

また産業に目を向けますと、豊富な水産物や大名竹等の農作物がとれるのにもかかわらず、その販路は限られています。そういった状況のもとにフェリーみしまの試験航路が始まったわけですが、とにかく実績が上がらないと定期航路にならないという現実があります。

そこで、三島と枕崎市の関係をもっと明確にすべきではないかと思えます。単なる観光だけではなく経済、産業、物流、医療、文化、人的交流において相互の利点を見出し、さらなる密接な関係を構築しなければならないのではないかと。三島は鹿児島からは遠いけど、枕崎市からはいつも目の前に見えております。黒島流れの恩義を忘れず隣近所助け合い、そして定期航路確定のためにも実績を上げなければなりません。市としてのこれからの取り組みをお尋ねします。

山口英雄企画調整課長 フェリーみしまの枕崎就航につきましては、今年度実証運航をやっているわけですが、これまでの4回の実証運航の実績につきましては、昨日の質問者の答弁にお答えしたとおりでございます。なお、今年度の実証運航につきましては主に人流、人の交流をメインとした企画を中心としてございますので、まだ物流とかそこら辺のところまではいいないところではございますけれども、本市と三島村とで構成する協議会、三島村新交通ネットワーク協議会の中でもこの3年間の実証運航の中で、いかに物流を促進するか、三島の先ほど出ました大名竹とかそういった資源、あるいは海産物とかをどうやってこの枕崎の方に流通経路として伸ばすかとか、そういったもの等も含めて今後3年間の実証運航の中でどんどんそういう事業を拡大していこうというふうに検討してございます。

そういうことで今後とも、その協議会の中でそういう物流面も含めまして幅広い分野で実績が上がりますよう、また人流につきましても既存の各市南薩地域、現在あります各種のイベント等と組み合わせた活用ができないかといったことも含めまして、幅広い方面から検討していきたいと考えております。

瀬戸口嘉昭市長 少し補足させていただきます。ことし実証運航の1年目でございます。実際に私も協議会の委員として行きましたときに申し上げたことですが、ことし6月からの実証運航の月数あるいは航海日数が大変不足しているんじゃないかと。もっと積極的にやるべきじゃないかということをお願いしましたが、やはり1年1年様子を見ながら2年目3年目へふやしていく

んだという考え方を持っておられました。

それと今後、人のみであったものを物流など含めてやりたいと。三島には今のところ大名タケノコとか椿油、椿油を使った石けんとかありますけれども、黒牛などの肉牛も飼っていらっしゃるわけでございまして、やはりこれを魅力あるものにする。人をふやすためにはお互いに魅力あるイベントなどを組んでやる必要があると。そして泊まるだけじゃなくて船を利用して、また魅力あるその講師とか、あるいは船の中で1日過ごしていただくようなことも含めてやりたいし、それからもし泊まる必要があれば硫黄島には「冒険ランドいおうじま」もあります。かねては空いているわけでございますから、鹿児島市長にもお願いしてあそこの利用もさせていただければ、非常に安くでたくさんの方が泊まれるのではないかと考えております。

それからもう一つ大事なものは、枕崎漁港という水揚げについて非常に興味を持っておられます。ですから三島の方々が前よりも多く枕崎港へ水揚げをするようになったとは聞いているんですが、これが頻繁に豊かな魚介類を枕崎に揚げていただくようなことも含めて考えていきたいというふうに思っているところであります。

16番新屋敷幸隆議員 今、市長の説明がありました。それともう一つ、この定期航路は、私は三島・枕崎だけのものではないと思っております。南薩一帯に影響を与える航路じゃないかと思っております。対外的に市外で例えば指宿なんかは観光ルートの一環にしたいという話が前あったんじゃないんですかね。その辺をお聞かせください。

瀬戸口嘉昭市長 今のこと忘れておりましたが、先般、指宿のホテル業界の方々の会があったそうであります。その中である旅行業者が主導して観光客を募っておりますが、自分たちのところにはたくさんのお客が来るので、自分たちで三島村への訪問客等の旅行団をつくって送りたいと言って、市長とも語りたいたってきておりますので、早速行ってみたいと思っております。

16番新屋敷幸隆議員 次に、全国学力テストについて質問します。この件につきましては、前の議会でも質問したのですが、どうも様相が違ってきました。先ほども同じ質問が出てはいますが、あえてもう一度質問いたしたいと思えます。

文部科学省が実施する全国学力テストについて、市民団体がアンケートをとったところ、小・中学校教員の65%が中止すべきだと回答し、大学教授や弁護士でつくる教育改革市民フォーラムでは、これもまた65%が中止すべきであるとの結果が出ました。

さらに、市町村別や学校別の結果の開示には63%が反対で、地域格差が差別を生む等の指摘があり、このほかさまざまな指摘があるようでございます。前にも申しましたが、かつてアメリカ合衆国の大統領は、アメリカの最重要事項は軍事でもなく経済でもない。それは一番大事なのは子供たちの教育にあると言っています。枕崎の将来を担う子供たちの大事な教育問題です。このアンケート結果を踏まえて、もう一度本市の考え方をお尋ねいたしたいと思えます。

外俊則学校教育課長 全国学力状況調査についてのお尋ねですが、この調査は御存じのとおり、国が義務教育の質を保障するために各学校が到達目標を達成したかどうかを把握するために悉皆調査で行われております。また、単に児童生徒の学力を測定するだけではなく生活習慣や学習週間の実態等についても調査がありまして、これまでの調査では例えば地域の行事等への参加は、本市においては全国をはるかに超えておりますし、地域との密接なかかわりが改めてこの調査からわかったところです。

一方、家庭では4時間以上テレビやビデオを見ている生徒がほぼ20%を超えているような課題も見えてきています。この調査は行き過ぎた学校間の序列化や過度の競争意識を持たせるものではなくて、調査結果はあくまでも学力の特定の一部である。各学校は今後の指導に生かせるという意義があると認識しております。

16番新屋敷幸隆議員 次の質問に入りますが、新型インフルエンザの質問は、私の質問の前にほかの議員から何回も質問が出ていますが、そして十分な御答弁がありましたので割愛させて

いただきますが、ただきょうのテレビニュースでは、爆発的な流行の時点で受け入れ対応が各都道府県、医師の確保とまちまちだと伝えていましたが、本市として国、県、医師会と密接な連携をとり備えをし、敏感に対処できるようお願いしておきます。

次の質問ですが、メールの活用についてですが、このことも前の議会で質問しましたが、再度取り直しをいたしたいと思います。前にも消防団の活動に携帯電話によるメール・電話を導入していただきたいとのお願いをしたのですが、今、何ら進展せず今に至っていますが、先日伊佐市においては、携帯電話やパソコンのメールで育児相談をしたり、健康に関すること、不審者情報等の確認ができる子育てコミュニティ活性化事業を開始すると発表しておりました。

保護者や関係機関が情報を共有し、活用することが地域ぐるみの子育て支援の仕組みを構築するのがねらいで、病院や保育所、幼稚園、子育て支援センターなどメールで相談するなど、双方向のやりとりも可能で警察署からも不審者情報を得られるとのことでもあります。

本市での携帯電話による活用の実態は、今、PTAが先生方との連絡に部分的に使っており、また一部の消防団でもこの前より活用しており、20数名の団員に一斉にあつという間に情報が伝わる仕組みになっております。火災現場への速やかな急行、広域にわたる行方不明者捜索活動の連携、台風や豪雨による災害時の迅速なる対応等々への指示、情報伝達、使い道は限りなくあります。速やかに市民の財産・命を守る文明の力をさきに述べました伊佐市の例も含めて使わない手はないと思いますが、いかがでしょうか。

山口英雄企画調整課長 インターネット等を活用しましたそういう行政情報の発信、それから市民からの意見の聴取、そういったものにつきまして現在のところでは市のホームページに市政にかかわりますさまざまな情報を掲載いたしまして広く提供いたしますとともに、またホームページ上には各課、係のメールアドレスを掲載しておりますので、市政に対する意見、要望、各種問い合わせ等はインターネット上でできるような、一応そういう仕組みはつくっているところでございます。

なお、寄せられました御意見・要望・お問い合わせ等につきましては、担当課・係からメール等で回答を差し上げているところでございます。今、お尋ねの特に携帯電話などを利用したということですが、メールによる情報の一斉配信ということですが、現在、行政としてはやっておりませんが、聞くところによりますと市内の一部の小・中学校におきましては、PTAに関する情報発信を行っていると同っておりますし、伊佐市におきましても今、質問者が言われましたように防災面とか、そういうときの緊急連絡等に活用している例もあるようでございます。

なお、メールによる情報の一斉配信につきましては、伝達する情報の正確性、それから迅速性などといったすぐれた面もありますけれども反面、メールアドレスなどといった個人情報の秘密性をどういったふうに保持するかとか、それからまた行政はさまざまな情報を持っておりますので、そのたくさんの情報のうちどのような行政情報に運用できるかといった課題もございまして、今後、メールの特性や課題等を研究しながら市民サービスの向上の観点から活用策について検討してまいりたいと考えております。

16番新屋敷幸隆議員 いいものは、いい政策は、すぐ私は取り入れるべきだと思っておりますが、このメール・電話の使用やらパソコンによるメール等、何か困難なものがあるんですかね。伊佐市の場合は、この事業に対して3,000万ぐらいの予算を組んでいるところでありますが、メール、電話の双方向の連絡については、スポンサーがつけば無料だと聞いておりますが、その辺をお伺いします。

山口英雄企画調整課長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、行政が持っている情報の中にさまざまな情報がございまして、個人情報にまつわるような部分とか、そういったものもございまして、たくさんございます。ですから情報をメールで一斉配信とする場合に、例えば情報を伝達し

まして、また双方向のやりとりをする場合に、そこら辺の個人の秘密性が保たれるかとかいったものもございますし、ですからそこら辺のところにつきましては今後、どのような情報を皆さん方に一斉配信として提供することがふさわしいのかどうか。そこら辺のことも含めまして、総体的に庁内で検討していきたいと考えております。

16番新屋敷幸隆議員 ぜひ、実現に向けて努力を、また研究をしてもらいたいなと思っております。

次に、質問に入ります。総務省が創設する地域協働体の件について質問します。これは先ほど質問がありました地域コミュニティの育成、あるいは高齢者の人材活用についての件についても関連があるので、今から、これもまた南日本新聞紙上で掲載されてましたので、ちょっと読んでみたいと思います。

地域協働体を創設。総務省ということです。総務省は26日、自治会や福祉分野など地域で公共的な活動をしている民間団体が連携し、市町村とも協力する地域協働体組織を各地に創設するよう促すため、来年度から全国で実証事業を始める方針を決めた。地域活性化を検討する同省の有識者研究会がまとめた報告書を受け、地域の民間活動を促進して市町村合併や地方財政難で低下が懸念される行政サービスを補完する目的。実証事業では協働体の事務所開設や運営を支援する予定で、同省は費用を来年度予算の概算要求に盛り込む。地域行事や児童の登下校の見守りなど行政がカバーしきれない公共的な活動は従来自治会など住民の互助組織が担ってきたが、近年は加入率が低下。十分機能しない傾向もある。

一方で、高齢者の病院送迎や放課後の児童一時預かり、自主防災訓練などに取り組む民間非営利団体（NPO）やボランティア組織、まちづくり団体などが各地で誕生している。地域協働体はこうした新たな組織と既存の自治会や地元企業商店街組合などが提携した多用な主体による公共サービスの提供を包括的にマネジメントする組織とし、各団体の代表で構成する。総務省は、市町村を通じ協働体を小学校区単位などで設けるよう呼びかける。協働体は福祉や防犯、防災などの活動計画立案や自治体の交付金や企業の寄附金を受け入れる役割を果たす。拠点は地域の伝統的な建造物や廃校なども改修して利用。産業が弱体化した農村漁村では、収益目的の経済活動を展開できる新たな法人とすることも今後の検討課題とするとしております。

この件については、新政権のもとどうなるかわかりませんが、先ほどのきょうのある議員の方の質問もありましたが、御答弁もありましたが、よい政党は党派を超えて支持するというのを私は信じたいと思います。そしてこの政策が、我々はやっぱり小さな自治体に対してのものすごい影響を与えたいと思っております。この政策についてどう思うか、お考えをお尋ねいたします。

山口英雄企画調整課長 地域協働体につきましては、今、質問者が言われましたように先般、総務省が全国各地に地域協働体組織を創設するよう促すために、来年度から全国区で実証事業を始める方針を打ち出したということのようでございます。なお、地域協働体と申しますのは今、言われましたけれども人口の減少や少子高齢化の進行等によりまして、地域の活力それから互助機能といったものが低下し、行政の守備範囲がそれに伴い拡大していく一方の中、市町村合併や地方財政難を背景に行政サービスの低下が懸念される状況にある中、自治会や企業団体、NPOなど多様な主体がそれぞれの立場で地域にふさわしい公共サービスの提供に参画し、実現していこうとするものようでございます。

なお、この地域協働体の件につきましては、まだ現段階では詳細の情報も入っておりませんので、今後、国県の動向等も見極めながら的確に対応してまいりたいと考えております。

16番新屋敷幸隆議員 ぜひ、詳細が明らかになった暁には、前向きに私は取り組んでいただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、市営テニスコートのネット上部のカバーの損傷が激しく補修が何とかならないかと市民の声もありましたが、何と、この質問通告の直後に市より連絡がありまして、

もう補修は済んだとのことでありました。偶然だと思いますが、質問者自体もあまりにもタイミングのよさにびっくりしている次第でございます。

テニス愛好家は大変な喜びようで、市関係者に感謝を申し上げたいと言っておりました。そして皮肉にも言われたんですけど、枕崎市にもすぐやる課ができたのかという質問もありました。そういうことで、私も1議員1市民として大変うれしく思っております。

それと1つだけ質問が抜けておりました。もう1つは、観光案内所の維持管理についての件でございます。観光案内所は先月地鎮祭を行い、早速工事が始まりました。12月には完成し、運用を開始しますが、運営・維持管理等を具体的にどう考えているのか。これは前の質問にもあったんですが、また一般駐車場もイベント広場としても使用できるよう考慮しているとのことですが、その際駐車場は一般の駐車場は、駐車料を取るのか、また広場はどのような使い道を考えているのか、お尋ねします。

南田敏朗水産商工課長 今、現在建設中の枕崎駅前観光案内所は、今ございましたとおり12月中旬ごろには完成する予定でございます。運営方法等の基本的方針を早急に決める必要がございます。昨日も申し上げましたとおり、本市といたしましては観光協会に管理運営をお願いできないか検討しているところでございまして、観光協会等、関係団体等早急に協議して管理運営法等に関する基本事項の条件整備を行います。

駐車場の運営につきましては、イベント広場としての機能を持たせておりますので、イベント広場としての使用については、隣接する通り会等の関係団体とも連携してイベントの開催を検討してまいります。駐車料金等につきましては、光熱費等必要経費につきましても一緒に管理運営法等に関する基本事項の中で、今後検討してまいります。

16番新屋敷幸隆議員 それと案内所ができてのことですが、駅が解体してから、この何ていうか旅行者が最南端の枕崎の駅に着いたということで民間の人の家のところに最南端の駅ということでスタンプが置いてあり、そこに多いときは200人が来たと聞いております。

いずれ観光案内所にも売店なるものができると思うんですが、ぜひ工夫を凝らして、最南端の駅ということで、また枕崎のまちを宣伝するためにも気の効いた記念品といいたいまいしょうか、その辺を考慮していただきたいなと思っております。そういう記念品で利益を上げて、少しでも維持管理費に私は役立ててもらいたいなと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

畠野宏之議長 ここで10分間、休憩いたします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

13番中原重信議員 昼間の大変眠たい時間ですけれども今しばらくおつき合いをお願いしたいと思っております。年金問題による政治不信に追い討ちをかけるように、金融危機がもたらした不景気に閉塞感が漂う中で行われました初めての政権選択選挙は民主党に軍配が上がりました。

今回の選挙では、農業政策が争点の一つでありました。その農業政策を振り返るときに、これまでWTOが発足した1990年以降、自由貿易の推進と関税引き下げによって農産物価格が下落し、この20年間で生産者米価は半値になり1998年の1戸平均の農家所得は、860万であったものが2007年には484万円に半減したと言われております。

その自民党政治の進めてきた構造改革政策では、農村部への工場進出などにより、農家の子息たちが都会や企業に吸い取られ、農家の高齢化が進み耕作放棄地がふえて限界集落が続出してあります。そのような農業・農村がおかれた状況の中で行われた今回の選挙では、マニフェストで

は米国との自由貿易協定（ＦＴＡ）の促進を掲げた民主党のひとり勝ちに終わりました。

その民主党は、ＦＴＡの促進を掲げる一方、戸別所得補償制度を公約いたしました。その戸別補償制度をめぐるのは、農林水産省は昨日2009年度補正予算に盛り込まれた農地集積加速化事業の農家への交付を凍結する方針を決定いたしました。

農地を貸し出した農家に対して補助金を交付して、農地の流動化・集積化を進め、効率的な農業経営を促すための農地集積加速化事業を凍結して、戸別補償制度の財源を出すための措置であります。農家戸別の生産体制、とりわけ地力や気象条件によって投入する生産資材に関する農家戸別の考えや取り組みが大きく違っているのが実態であります。

一律に補償する戸別所得補償制度は、むしろ努力する農家の生産意欲の減退につながると指摘されているところであります。この制度が果たして、公平な農業政策として実現可能なのかとの指摘もされているところであります。

それでは通告に従い、質問をさせていただきます。なお、先日から重複する部分もたくさんあるようですが、視点・観点を変えて質問いたしますので、答弁者の方はよろしくお願ひしたいと思います。

特に明治34年ごろ、西鹿籠の鮫島善内ほか1名によって改良緑茶の製造が始められた歴史を持つ枕崎の茶栽培を取り巻く状況は、燃油高騰のあおりを受け生産資材の高騰に加え、ここ2～3年の製品価格の低迷にあえいでいる状態であります。

特に、今年度産の価格は大きく生産原価を割り込む状況で、ついに農協の茶工場の閉鎖を余儀なくされている状況にあります。このような深刻な価格低迷に対し、行政としてどのような対策を講じてきたのか。まずもって、お伺ひいたします。

瀬戸口嘉昭市長 茶の振興につきましては、これまで国県の事業を活用し、茶複合管理機械や防霜施設、荒茶工場の整備を図りながら省力化と低コスト、高品質な茶づくりを進めてきたところでございますが、県市長会におきましても先般、厳しい茶の現状を踏まえ老朽化した共同荒茶加工施設の更新対策、ことし10月から義務化される緑茶飲料の原産地表示の徹底、新たな需要を生み出すための茶業関係者と連携した精力的な需要開拓対策の支援などを盛り込んだ要望書を県へ提出したところでございます。

また、安心安全な茶づくりを進めるために農薬安全使用の遵守や生産履歴の記帳、茶工場の環境改善の取り組みのほか消費拡大対策として、お茶摘み体験ツアーやおいしいお茶の入れ方教室の開催、小学生の絵画コンクール、各種イベントでの茶の提供など消費拡大に努めているところでございます。

13番中原重信議員 昨日の依積田議員の質問において、カンショ、お茶に対する国の支援事業については説明がなされました。それでは当面の緊急対策として、融資に対する利子補給支援対策、資材に対しての補助支援など本市独自の取り組みはできないのか、お伺ひいたします。

真茅学農政課長 ことしの茶の価格が非常に安かったことに伴い、南さつま農協においては当面の茶業経営の運転資金として、金利2%の農家緊急対策特別資金の融資を決定しておりますので、市としましても南さつま農協と連携して2%の金利のうち1%以内の利子補助を7年以内でする計画であります。

なお、南さつま農協では資金受け付けを本年12月末まで行う計画でありますので、市としましては12月議会で予算措置をお願いする考えであります。また、独自の資材対策ではございませんけれども肥料対策としては、本市でも化学肥料の施用量を2割以上低減する利用者グループに対し、肥料代の価格増加分の7割を助成する燃油肥料高騰緊急対策事業に取り組んでおり、茶業者の組織からは176名で4,724万1,000円の補助金の申請が上げられておりますので、今後、肥料の利用実績に応じて補助金を交付する予定であります。

13番中原重信議員 それでは12月議会には必ず出していただきと思っています。それでは

県内の取り組み状況やとりわけ近隣の町での独自の取り組みはどのようになっているのか、お伺いいたします。

真茅学農政課長 各市の独自の取り組みとしまして、南さつまや南九州市を含め県内の主な茶産地の市では、農協が行う茶の資金の貸し付けに対して利子補助を行う計画のようであります。また、近隣市の取り組みとして、南九州市では国の経済危機臨時交付金を利用して、茶消費拡大対策事業で消費促進のための消費地でのアピールや新規販売店の掘り起こしなど宣伝拡大の推進と安心安全、信頼される産地づくり事業では、GAPがISO等の資格取得の推進を図り、安全安心な茶づくりに向けた取り組みを進めていくとのことです。

なお先般、本市の茶農家においてもGAPやISO等の研修を行ったところであり、今後、これらの取り組みを進めてまいりたいと思います。

13番中原重信議員 特に、志布志の例なんですけれども、志布志は緊急対策事業を使って、肥料に対して反別当たり250万の上限を設けてやっているのが志布志の状況であるそうです。

次に、今議会に提案された補正予算関係において、国の1次補正関連事業、経済危機対策関係11件と地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業が6件予算化されています。これなど見たときに、今まで要望のあったハード事業や民生費など今までの行政の積み残し部分が大方であります。それは大事なことだと思いますが、茶農家の厳しい実態を考えたときに何とか今回の予算で取り組むことはできなかったのか、見解をお伺いいたします。

真茅学農政課長 今回の補正予算でお茶の事業はお願いしてありませんが、ことしのお茶の価格低下に伴います茶農家への資金貸し付けに対する利子補助については、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業での対応も検討したところではありますが、いろいろ検討した結果、市の一般財源での利子補助ということで方針を決めたところであります。

なお、国の平成21年度1次補正の経済危機関係事業につきましては、市としましてもいろいろ検討したところあります。まず、畑作等緊急構造対策改革事業は、老朽化した製茶機械の部分的な更新ができる事業であります。茶工場の要望調査を行ったところ、事業実施の要望がなかったところあります。

また、新規就農定着促進事業では新規に茶業に就農した3人の農業者がトラクターや茶複合管理機、防霜ファンなどを整備する計画であります。さらに、食料供給力向上緊急機械リース支援事業では、4戸の茶業者が茶複合管理機の整備を計画しているところあります。

13番中原重信議員 いろいろそういう制度はあったんですけれども、茶工場に連絡が来てそういう期間が短いんですね。茶工場としては組合に周知もできない事業もありましたので、やはり先ほど新屋敷議員が言いましたように、アンテナを少し高くもって、そういう事業があれば早めに農家、あるいは茶工場にも連絡方をよろしくお伺いしたいと思います。

農業・農村を取り巻く厳しい現実を見たときに、タイムリーな政策を打ち出すことが大事だと思っています。今、この厳しい情勢を何とか立て直すためにもお茶を生かしたまちづくりが必要と考えていますが、市当局としてはどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

真茅学農政課長 お茶につきましては、これまで関係機関と連携して茶の銘柄確立や消費拡大に取り組んできましたが、茶産地としての枕崎市につきましては、まだ宣伝しなければならない部分も多いですので、今後も県内でも有数な茶産地であることを機会あるごとにアピールしてまいりたいと思います。

また、昨年から実施しておりますまるごと体験ツアーのお茶摘み体験などは参加者に評判がよく、市内には景色のよい茶団地もたくさんありますので、これらを組み合わせた取り組みを中心として都市住民との交流を進め、お茶を生かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

瀬戸口嘉昭市長 茶を生かしたまちづくりのことを私も大事とっておりますが、昨年度まるごと体験ツアーをやってくれとお願いして、鹿児島の方にある人を通じてチラシを持って行かせ

ました。そしたら枕崎市にもお茶があるのかというような反応でありました。

ということは、まだまだ私たちは宣伝が足りないと思っておりますし、そして来られた方々が前の知事の奥さんとか県の幹部の方などでありましたが、数日後に自分たちの会があるので枕崎市の茶を宣伝してやるということで、一生懸命茶を探して回ったんですが、知覧茶はあっても枕崎茶はあるのに枕崎銘茶という名前がないということで、去年から茶工場の方々に枕崎という名前のパッケージをつくってほしいということをする申し上げて、このごろ少しずつそのことがふえておりますので、一緒になってこれを考えていきたいと思っております。

13番中原重信議員 行政とやはり茶農家にもそういう協会がありますので、そこら辺とうまく連携を保ちながら、枕崎のお茶を宣伝していくようお願いしたいと思っております。

枕崎市史によりますと枕崎町の時代の昭和2年、当時の枕崎町は並松、現在の宮田町の元市立保育園のあった場所だそうですが、機械製茶場、すなわち茶工場を建設して行政が率先垂範して茶業の振興を図っております。

このように行政の政策は、戦略的なものであるべきだと思っております。そこでお尋ねいたしますが、最近、お茶から他作物へ転作や廃業した農家数と耕作面積はどのように把握されているのか、お聞きします。

真茅学農政課長 茶生産農家は、高齢化の影響で全国的に減少傾向にあります。鹿児島県にあっても平成5年に2万3,800戸であったものが、平成20年度では4,706戸まで減少しております。また、本市においても平成5年に407戸でありましたが、平成20年度では265戸に減少しております。なお、最近の急激な茶の価格低迷が原因かどうかわかりませんが、ことし茶業経営をやめたり他の作物へ転作する農家数は、聞いている範囲では10戸弱ではないかと考えております。また、廃園面積は1ヘクタール弱ではないかと考えております。

13番中原重信議員 次に、茶業において戸別補償制度による救済が考えられるのか、お伺いいたします。

真茅学農政課長 茶業の戸別補償制度については、どのような内容なのかはわかりませんので答弁はできませんが、国においては今回、政権が変わり農業に対しては戸別所得補償制度の創設等も掲げておりますので、新政権の農業政策に対する情報収集に努めてまいりたいと思います。

13番中原重信議員 冒頭申し上げましたように、農協の茶工場が閉鎖されます。その茶工場を利用する農家は茶工場を持っていない零細農家であり、今後は南さつま市の久木野校区にある工場に持ち込むことになっているようです。そのほとんどの生産者は高齢者が多く茶園面積も小さく、また傾斜地にあるため茶園の借り手もなく、今後、耕作放棄になる可能性が非常に高いと考えられます。今後、どのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

真茅学農政課長 御指摘のとおり、JA枕崎支所の茶工場の系列農家は高齢者が多く、零細な経営規模で圃場条件もあまりよくないところが多く、耕作放棄地になることが心配されるところであります。対策につきましては、非常に難しいわけですが、農業委員会とも連携して乗用型機械が入る茶園なのかどうか。また、入らないとしたら入るように改善はできないのか。さらに、地域の担い手農家が茶園を引き受けてくれないかなど検討してまいりたいと思います。

13番中原重信議員 去る7月14日に市内のむらづくり委員や農業委員の皆さんを集めて、今年度創設された耕作放棄地再利用緊急対策事業の説明会がありました。茶園を転作しようとした場合、茶木の抜根などかなりのエネルギーを必要とします。この事業が利用できるのか、お伺いいたします。

真茅学農政課長 近年、農地面積の減少や食料自給率の向上等の問題から、国においては農地の確保や有効利用を図る目的で、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の取り組みを、これは5年間でございますが、取り組みを打ち出したところでもあります。

この事業は、現に耕作放棄地になっている農地が対象でありますので、茶園の転作については

耕作放棄地に該当しないため本事業の対象とはなりません。

13番中原重信議員 この耕作放棄地再生利用緊急対策事業における引き受け手は、すなわち放棄地を耕作できるものは、現農業者、農業法人、集落営農組織ということですが、新規就農者が耕作したい場合、どのような手続が必要になってくるのか、お伺いいたします。

中村責郎農業委員会事務局長 新たに農業を始める方、すなわち耕地または耕作地を所有していない方であると思いますが、この要綱の対象者としましては、農業者または農業者等の組織する団体と表現されておりますが、この中で農業を営む個人という位置づけもあります。

そこで、新たに農業を営みたいという方であれば、耕作放棄地の貸し手との利用権設定が可能であれば対象になります。その手続としましては、農政課内の担い手育成総合支援協議会、これが耕作放棄地対策協議会を兼ねておりますので、この協議会に申請していただければ、事業の内容について審査していくことになります。

13番中原重信議員 行政としてもやはり守備範囲があります。私はすべて行政にお願いしているんじゃないで、行政が先頭に立って農業政策もどんどん推し進めていきたいと思っています。また、茶農家も危機をもって農家がすべきことはちゃんとやるということを思っています。

次に、これまで実施してきた緊急経済対策事業の効果は、どれぐらいあったのか。お聞きいたします。

瀬戸口嘉昭市長 100年に1度と言われます世界的な金融危機の影響によりまして、昨年来、我が国の経済も未曾有の経済不況に陥ったことから、国はこの深刻な経済不況を打開するため、昨年からの年にかけて、さまざまな経済対策を打ち出したことは、御承知のとおりでございます。

本市におきましても経済対策に係る国の交付金等を活用して、小・中学校施設耐震診断等実施事業や防火水槽設置事業などの安心安全な生活の実現に関する事業、あるいは定額給付金交付事業や子育て応援特別手当交付事業などの日常生活の支援に関する事業、緊急雇用創出事業臨時特別基金事業やふるさと雇用再生特別基金事業などの雇用対策に関する事業、水産業強化対策施設整備事業やプレミアム付き商品券の発行事業補助などの地元産業、経済の支援に関する事業など幅広い分野でこれまでに約8億6,000万円に上る経済対策事業を積極的に講じてきましたほか、今議会に提案してあります補正予算にもさらに2億4,000万円程度の経済対策事業関係予算をお願いしてあるところであります。これで合計約11億円という額になります。

なお、経済対策の効果について数字にあらわすことは非常に難しい面もありますが、定額給付金の交付やプレミアム付き商品券の発行によって、確実に市内の消費が促進されていることは容易に推察できますし、公共事業の発注額もことしの4月から8月までのわずか4カ月で、既に昨年度1年間の発注額を1億円上回り、19年度発注総額に匹敵する額を既に執行している状況から見ましても、これらの経済対策は低迷する本市の経済の活性化に大きな効果をもたらしたものと考えているところでございます。

13番中原重信議員 市長のこれまでの市政に対する自己評価と今後の展望をどのように考えているのか、お尋ねいたします。なお、自己評価につきましては、先日の俵積田議員への答弁で十分理解できましたので、今後の展望についてどのように考えているか、お尋ねいたします。

瀬戸口嘉昭市長 前答えたことはいいということですが、今後、とにかくさらに市の経済、あるいは商店街の活性化、そういうようなものためにいろいろやっていきたいと思っておりますが、行政、議会、市民一体となって御協力をいただいて、したいと思っております。今後、どんどんふえていくグリーンツーリズム協議会を通じた宿泊者の増加とか枕崎のまるごと体験ツアーもNPOもそれに従ってやってくれるということでもありますので、そういうこととか観光案内所が設置されれば枕崎市を訪れる方々もふえるだろうから、きちんと私たちもフォローしてやっていくこととか、風の芸術展の第9回展に向けてのこれが十分活性化するように

することなど具体的に考えております。

また南薩縦貫道の整備促進について、国のこういうような新政権の中で、どういう状況になるか非常に難しい面もありますが、私としてはとにかく今度の方はそういう専門家でもありますので、間違ってもそういうことが後向きになるとは考えておりませんので、促進に向けて力いっぱいやっていきたいし、また現在、河川や道路など9つの事業を実施いたしておりますから、これが完全に実施できるように取り組んでいきたい。また、学校給食センターも5億円を超えるような大きい事業でありますので、これに全力を傾けて活性化に向けて頑張りたいと思っているところでございます。

13番中原重信議員 市長は、かねがね交流人口の増ということを強く申されております。私は、スポーツを通じた交流人口の増も考えておいていただきたいと思っております。今、競技団体も日置市、南九州市は競技団体と行政が一体になって、合宿の誘致とかも計画しているようであります。日置市は、もし合宿が来たら協会でもネット張りとか協力もしますよと申し入れもしてあるそうです。南九州市では観光課が大会の誘致に100万円の予算を計上してあります。

これはソフトボールですけれども、4つの九州大会と4つの県大会を実施しております。一番いいのは子供たちの大会の誘致であります。そこには保護者のみならず、じいちゃん、ばあちゃんまで応援に来ております。そして南九州市は宿舎が少ないので、枕崎にもたくさんの宿泊を入れてもらっています。私はことしの5月に、九州地区の大学の女子の大会を本市に誘致いたしました。合計6チーム、枕崎には5チームが宿泊してくれました。

そのチームは来年も枕崎に来たいと言って帰ってくれました。そして大分県のチームは、2～3年前から独自で枕崎の旅館を自分たちで手配して宿泊しております。明るいニュースもありますので、ぜひスポーツを通じた交流人口の増ということも念頭においていただきたいと思っております。これは要望にかえときます。

最後に、2期目の出馬については、けさの南日本新聞に出ていました。昨日の答弁では市民の御支援があればさらに続けていきたいということでしたが、そうじゃなくて2期目も瀬戸口に任せてください、そういう力強い表明をもう一度最後をお願いいたします。

瀬戸口嘉昭市長 ありがたいことでございます。2期目もどうかお任せいただきたいと思っております。

13番中原重信議員 以上で終わります。

畠野宏之議長 ここで10分間、休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時54分 再開

畠野宏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、米倉輝子議員。

[米倉輝子議員 登壇]

10番米倉輝子議員 第5回定例会一般質問の最後となりました。最後までよろしく願いいたします。

市制60周年記念式典も盛大にとり行われ、記念アトラクション「60番目のまくら貝」この企画もすばらしいものでした。先人の方々の御苦労と情熱、ひしひしと感ずることでした。このすばらしい枕崎をますますすばらしい枕崎にして、次の世代へ引き継いでいかなければならない責任も感ずることでした。

まさしく日本にも2大政党の時代がやってきました。新しい時代への期待と不安の中ではありますが、今以上に成長した民主主義国家として国際社会の中で堂々とした態度で仲間入りし、国際貢献がなお一層進むと確信しています。悪しき慣習を打破し、国民本位の政治を多くの方々と同じように期待し望んでいます。

自由には責任が伴います。官僚主導のもとでは責任もあいまいでありました。必ずといっていいほど部下が責任をとらされていると言っても過言ではないでしょう。合併問題にしても、合併したらバラ色の自治体になるようなことを言い、それ以上の情報、シミュレーションといったものは国民に広く伝えられず、主役はあなたです。あまりにも無責任でひどかったじゃありませんか。お勧めしながら責任はあなたですということです。住民みんなで情報を共有し、地方の議会においても今以上に市民の声を反映した行政チェックが行われるようになると本来の行政と議会の関係が、ますます良好になっていくと確信いたします。

なぜなら、市民の皆様のためにどれだけ頑張れたかということであり、そこに信頼関係が生まれるのは当然であります。市制60周年記念式典でも市長は述べておられました。行政・議会・市民が手を携えていかなければならないと。そのためには情報を公開し真実を、真相を市民に伝える責務があるはずであります。

そこで、瀬戸口市政を振り返ってみることにいたしました。私のところに「おまえに払っている大事な税金、議員報酬もつたいない」という手紙が届きました。まだまだ議員の務めが足りない。行政チェックもしっかりやれという、叱咤激励の手紙だと真摯に受け取らせていただきました。市民の多くの声である合併問題、福祉給食の問題、悪臭問題と質問させていただきたいと思えます。

まず合併について、公約は合併すると言っておられましたが、今後どうするお考えでしょうか。

[瀬戸口嘉昭市長 登壇]

瀬戸口嘉昭市長 私の公約の合併については、これまで何遍も、何遍も質問を受けお答えしておりますので割愛いたします。現在、国や地方におきましては、将来の道州制に向けた議論や新たな教育行政、広域連携のあり方として、定住圏自立構想などが進められている状況でございます。したがって、本市といたしましては市民の意向を踏まえながら、いかなる状況にも対応できるよう、今後ともさまざまな分野における広域行政の推進や行財政改革のさらなる徹底を図り、足腰の強いまちづくりに取り組んでまいりたいということでもあります。

10番米倉輝子議員 足腰の強いまちづくりに取り組みたいということですが、その前に今日は上釜議員が質問されたところの答弁で「トップがかわれば3人でやろうと言っていた」と合併のことで言っておられましたけれども、ちょうど市長になられたときのあくるあくる日ぐらいでしたかね、平成18年1月27日、3町の確認文書がありますね。3町で合併協議を最優先するという確認書が出ておりますが、そうしますと川辺町長とか知覧町長とかは、うそを言われたということになるのでしょうか。そこらあたりをちょっと詳しく教えていただきたいです。

瀬戸口嘉昭市長 具体的な名称は、今さら申し上げません。ただ私が3町を回って、確かに私だけじゃなくて複数の方々がはっきり聞いていらっしゃるんですが、そういう形があったと。ただ残念ながら選挙が済んだその時点において、その考え方が急激に変わっていったというふうに考えておりました。それをずっと取材していたある記者が、市長……、もう、申しません。非常に厳しいというか、私も非常に気にしている言葉で、法定協議会前であり、そのことはもう言ってくれるなど、私は申し上げた次第であります。

10番米倉輝子議員 では、今後どうするかとお考えには足腰の強いまちづくりのって言われて、合併ありきっていう考えもあられるというわけでしょうか。それとも、もうこれ1本で当面はいくということでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 先ほど言ったことを聞いていただければいいんですが、合併ということは一言も申し上げません。もう合併というのは今後、昨日も総務省の中で合併推進課が消えて、市町村振興課でしたか、そういうのに衣がえするという形で、今までの国の方針も大きく変わっておりますし、今のところ相手方も見つからないわけでございますから、とにかく今後の道州制や定住自立圏構想というような広域のことは、必ず近い将来あるわけでございますから、それを目

指して足腰の強い1人前の、かえってむしろ枕崎に入ってほしいと言われるようなまちにつくっていきたいということを申し上げているわけであります。

10番米倉輝子議員 では合併できるとはっきり市民に言って市長になられたのですから、市民は不信を抱いているのは事実です。そして、今になったら足腰の強いまちづくりを念頭においていくんだと。これもまた大事なことです。まず市民に真実を話してこういうふうに変換しましたと言うべきではないでしょうか。市民を惑わせたことは、やっぱり何らかの責任をとるべきではないでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 これはですね、これまで米倉議員の質問には、特に多く答えてあるわけですよ。また、市政を語る会でも私はきちんと合併ができなかったことのお詫びも含め、何遍も申し上げて私の立場は、もう十分すぎるほど説明してございます。

10番米倉輝子議員 なあなあで済ませるようなお気持ちのように感じられてならないんですね。市民を何かごまかすのか、それとも……、のような気持ちさえします。信念が感じられないです。

次に、社協問題について質問させていただきたいと思います。就任早々、大変な問題を抱えられて御苦労なされたと思いますが、多くの市民の方々の声ですので、たびたびですが質問させていただきます。

外部調査委員会より報告書も出されました市の調査委員会の報告書では、重大な点で内容が違っていますが、どちらが正しいといいましょうか、真相により近いと思われませんかという質問です。その比べるものが福祉事務所の方から電話がありまして、ここですってお答えしましたので、そこをちょっと読まさせていただきます。社協の外部調査報告書から読まさせていただきます。

枕崎市社協による不正経理処理についての枕崎市職員の関与についてというところの結論です。「不正経理処理の発端は金山公民館のボランティアの待機所としてのプレハブであったが、枕崎市社協の福祉給食サービス事業の設備、施設については枕崎市と枕崎市社協との委託契約に基づく委託料によることになっているのであるから、福祉給食サービス事業のための施設であるボランティアの待機所としてのプレハブ設置につき、枕崎市職員が何ら関心を持たなかったということは信じがたいし、仮に何らかの関心を持たなかったのであれば委託契約の履行についての監督・監視の不十分さを示すものである。その後の不正経理処理による近因は軽自動車購入、福祉会館の車どめや白線、和室・プレハブ・福祉会館隣芝生の張りかえ工事等にも充てられているが、これらは枕崎市社協を枕崎市職員が訪れれば、その存在が一見して明らかなものであり、その購入等の財源につき枕崎市職員が何ら疑問を抱かなかつたとしたら不自然である」また「平成6年当時の福祉事務所の数人と不正経理処理の方法で話をしたが、具体的職員名については記憶を喚起できないと供述しており、前記の事情をあわせ考えると、同供述が単に事故の責任を回避するためのものとは思わない。以上を総合的に検討した結果、職員らはその関与の程度・内容について明確な具体的事実の指摘をすることはできないものの、枕崎市職員による何らかの関与があったのではないかとの強い疑問を払拭することはできなかった」とあります。

市の調査報告では、市職員の関与について、局長が福祉事務所へ行って話を聞いてきたと言っていた。市職員の関与について、社会福祉協議会関係18名の聞き取り内容から、局長が福祉事務所へ行って話を聞いてきたと言っていたとあります。そして市の調査では市の職員は一切関与していないとありますが、一方では疑問は払拭することはできないとありますが、どちらが真相により近いとお考えでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 このことも何遍もお答えいたしておりますが、外部調査委員より報告書が出されました。また、それを受けて市の調査委員会でも確認をいたしました。その報告書ではそういうようなことを含めてありませんでした。だからどちらの報告書が正しいと思っているかということについては、再度、市の調査委員で19年9月28日に現職の市職員に対して聞き取りを行

った結果、すべての職員が関与について否定いたしております。したがいまして、どちらがどうということについてはお答えできません。これまでと同じでございます。

畠野宏之議長 米倉議員。この件につきましては、今までも再三再四、議論してきて答弁も今聞いた段階では一緒であります。この問題につきましては、切り口・角度を変えて今までの焼き増しじゃなくして、別な角度からの質問ということをお願いしたいと思います。

10番米倉輝子議員 じゃあ使途不明金です。市は260万で調査の結果を言っておられますが、社協は252万で、そして領収証等でわからなかったもの、そういうのが160何万、それもないわけですから領収等そういうのが、いろんな調べる材料が。ですのでそういうのも使途不明金に入れられるんじゃないかなと思います。

そうしましたら、使途不明金が市の方は調べられなかったのは金額が明記されていませんが、外部調査の方はちゃんと数字が出ております。そうしましたら使途不明金に差がありますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

瀬戸口嘉昭市長 この今の御質問は通告にもございませんし、私、きょうは資料もそのものを持ってきておりません。お答えできませんことをお許してください。ただ、私はこれまでる申し上げましたように、市長の職を引き継いだものとして真剣に、その解明に取り組んできたつもりでございます。ただ、いろんなことを言いたい部分はいっぱいあります。ですから前任の市長、前々任の市長時代のことでありまして、それぐらいの方々も知らなかったでは済まないことであると考えておりますが、私は私の引き継いだ責任として一生懸命やってきましたということだけを申し上げておきます。

畠野宏之議長 米倉議員。質問の通告に従い、きちっと質問してください。

10番米倉輝子議員 はい。ここで重大な点で内容が違っているというところで、福祉事務所の所長から電話がありましたので、こういう2点ですと申し上げました。そしてそのときに、じゃあどこですかと言われますので、この外部調査の資料の何ページですって申し上げて、ちゃんとその2点は言ってございますので、じゃあ福祉事務所の所長、答弁いただきたいと思います。

白澤芳輝福祉事務所長 市の調査委員会とそれと外部調査委員の報告書の違っている点ということでしたので、この使途不明金の部分については外部調査委員の報告書をちゃんと読んでいただけるとわかると思うんですけども、市の調査報告書をこの使途不明金の部分についてはそのまま書いてございまして、外部調査委員の報告書でも「使途が全面的に解明されたわけではなく」という断り書きで、少なくとも262万2,100円については、使途が不明であると書かれております。ですからその部分について、外部調査委員の報告書と市の内部調査の報告が違っているという認識はいたしておりません。

10番米倉輝子議員 不正を認識なさったのはいつごろでしょうか、市当局として。

畠野宏之議長 その不正というのは、何の不正ですか。

10番米倉輝子議員 今、社協問題について言っておりますので社協の不正経理です。

白澤芳輝福祉事務所長 この社会福祉協議会の水増し請求問題につきましては、正式にそれ以前から風聞、あるいはニュース等でそういう問題があるのではないかとということで、福祉事務所の方からも社会福祉協議会へ調査等依頼しまして、平成18年3月20日に社会福祉協議会の会長が市役所を訪れて市長に、その不正経理問題について報告をいたしているところでございます。

10番米倉輝子議員 じゃあ水増しのその不正を認識したのは、平成18年3月8日と確認してよろしいですか。

白澤芳輝福祉事務所長 正式に社会福祉協議会の調査結果を受けて、その不正があったということですので、不正を認識したのが平成18年3月20日ということになるかと思えます。

10番米倉輝子議員 すみません、私の聞き間違いだったですね。3月20日、はい。

じゃあ次、市の調査委員会の委員長は現副市長であります。副市長は福祉事務所長の経験があ

ります。福祉事務所長の所長に就任なさったのはいつからですか。

畠野宏之議長 米倉議員。くどいようですがこれももう結論が出て、答弁も出て同じような質問が出され、全く同じ答弁が出ているわけですね（「あのう私……」と言う者あり）、以前。（「前の方でも前に答弁をいただいたのでも、やはりここで必要だからまた回答を求めていらっしゃる方もいらっしゃるよ。それは当然、質問の流れで聞きたいときはあるんじゃないでしょうかね」と言う者あり）私には質問の流れというふうには考えられないということで今、注意しているところです。（「じゃあ、あの……。はい、わかりました」と言う者あり）

白澤芳輝福祉事務所長 現副市長が福祉事務所長に就任いたしましたのは、平成6年4月1日でございます。

10番米倉輝子議員 流れがあるので聞きました。かつての福祉事務所の所長を市の調査委員長にするのに市長、問題はなかったでしょうか。

畠野宏之議長 米倉議員。その問題も今の全くの質問も前の一般質問で同じ米倉議員がされている部分でありますから、質問の流れとか、そういう問題じゃ私はないと理解いたしております。先ほど申し上げましたように、同じような質問でありまして切り口を変え、角度を変え同じようなやり方で、同じ質問で同じ答弁の繰り返しなんですね。自分自身はこの社協問題で質問されるに当たり、自分自身の前の社協問題の一般質問等はごらんになっておられないんですか。

10番米倉輝子議員 よく本当にいろんな声がいまだにありましたので、よく質問いたしました。そのときに、この調査委員会に……。

畠野宏之議長 これは、私からの注意ですから。（「調査委員長にするのに問題はなかったでしょうか」というのは、まだ1回も聞いたことございません」と言う者あり）

瀬戸口嘉昭市長 庁内の調査委員会等このような設置をする場合に、その委員長につきましては、これまでも当時の助役、現在で言えば副市長でございますが、務めることになっておりまして、市の調査委員会の設置につきましても同様の対応をいたしました。

任命するに当たりまして私は副市長を部屋に呼びまして、この件のことを知っているかということを確認した上で、一切そのことは知らないということを確認した上で任命したところであります。ただ事実確認等、実際の調査は助役を除いて複数の委員で行い、報告についてはすべての委員の合意に基づいて作成されておりますので、市として厳正な調査を行い、問題はなかったと感じております。

そこで先ほど、正式に聞いたのはいつかというような話もありましたけれども、いろんな話は私がこの就任したのは御承知のとおり、18年1月26日でございますけれども、その後1カ月もたたないうちにこの問題を持ってこられたわけですが、いろいろ聞いて調査していくうちに既に、私が就任前の12月3日に監査委員会事務局へそのことである方から電話があったとか、前職の市長時代に12月議会に提案する福祉給食の補正予算の編成時に、市長と課長が財源について協議したときに、そのプールされた金額についても課長から市長にきちんと報告があったと私は報告を受けているわけでございますが、いろいろとあるということだけは申し上げておきます。

10番米倉輝子議員 立ち上げてから外部調査委員会が立ち上がったわけですが、その中でも市の職員が何ら関心を持たなかったということは信じがたいし、仮に何らかの関心を持たなかったのであれば、委託契約の履行についての監督・監視の不十分さを示すものであるという、このような外部調査の結論もはっきり出ているわけですので、一切知らなかったというのは大変おかしいことではないかと思えます。

そして福祉事務所の、前の局長は福祉事務所の数人と不正経理処理の方法について話をしたが、具体的職員名については記憶を喚起できないと言っておられるわけです。こういう大事なものを福祉事務所の部下と話をするようなことはないと思えます。ということで私は後日ですが、実は私は偶然その人に会ったんですが、「自分はだまされた」と言った職員がいましたね。そしてそれ

では本当のことを話されたらどうですかと言いました。そしたら「大変な重圧である。話すことはできない」とその市の職員は言われましたね。

そしてまた、不正経理の確認したのは平成18年3月20日だとおっしゃいますが、これは皆さんに配られたわけですから、平成18年3月20日に。この要望書の中に、ここに述べた概略以上の詳細な調査情報を有しており、それらについても提供する旨を申し入れましたと書いてございますので、私もこういう職員から聞いた言葉がありましたので、どういう詳細な調査、データがあるのかなと思って、ちょっと調べてみました。

そうしましたら、平成18年3月20日に知ったとおっしゃいますが、確認したとおっしゃいますが、その前に市の職員から聞いておられるわけですね。そしてこんなに大変な重圧に今も耐えておられる市の職員がおられるというのは事実です。

市の調査報告書では、市の職員はだれも知らなかったとある。外部調査では、市の職員による何らかの関与があったのではないかと強い疑問を払拭することはできなかったとある。今、述べましたように、そのような事実が残っております。どうぞよろしかったら資料は持っておりますので提供いたします。ですので、市は真実を隠そうとしているのではないのでしょうか。

白澤芳輝福祉事務所長 主語が、だれがというか、そこら辺が今の米倉議員の発言の中で、職員が自分はだまされたと。自分はだまされたと聞いた職員がいたと。それがいつなのかですね。それと、その後、情報提供とかそういうのとかおっしゃってらっしゃるんですけど、あと3月20日、先ほどから市長も申しておりますとおり、それ以前にそのような風聞、情報というのはありましたと。ありましたけれども正式に不正を認識したのはいつかという御質問ですので、不正を認識したのは平成18年3月20日に社協会長が市を訪ねまして、その中で謝罪と状況説明をしたと。そういうことでその中で不正があったんだということを認識したと。それ以前にはいろんな情報はありましたというのは先ほど市長も申し上げている。

ですから、そのいろんな事実をお持ちだとおっしゃいましたけど、ですからこの前電話でお伺いしたときもどういう事実ですかと。ついては、そのおっしゃっていただけなかったということですよ。ですからそういう面、ちゃんとそういう事実ということと風聞とは違いますので。事実というのはちゃんと文書が残っていると、あるいはいつだれがどこで何をどうしたということが、うわさじゃなくてちゃんとした事実なのかどうか。そこは確認されているのかどうかということもありますから。

結局、外部調査委員が指摘されていることも払拭できないっていう、外部調査委員の受けとめ方だと思う。不正を示すような証拠というものは出てこなかったわけですから。外部調査委員としては関与したことについての払拭、職員の関与について、それは払拭できなかったという受けとめ方をしたと。ただそれに基づいて内部調査委員でもう1回市の職員にあたりましたけども、市の職員はその関与を一切否定したということ、それも事実です。ということですから、どちらが正しいとか、そういうのは新しい事実が出てこない限りはこれ以上、その部分について……。

畠野宏之議長 福祉事務所長、簡潔に。

白澤芳輝福祉事務所長 それ以上、その事実を追求、新たな事実が出てこない限りはもう調査は困難ではないかと考えています。

畠野宏之議長 ちょっと時計をとめてください。

米倉議員。その事実というのが事実なのかどうか、皆さんちょっと納得がいかないというような答弁でありますので……（「だから、はっきり言いますけど」と言う者あり）時計を動かしてください。

10番米倉輝子議員 事実かどうかまだ疑わしいとおっしゃいますので、はっきり申し上げます。私は、社協の評議員をやっております18年度、19年度。ちょうどそのころ公民館長とダブルしております、もう役をおりたいと思っていた矢先でして、20年度は評議員はやめました。

でも最後の5月の会議には行ってくださいということで行きました。

そして妙見の里、今は民間委託になりましたが、そのときの妙見の里の方に行きました。評議員で行ったときに向こうにとまりの方です。とても親しくしている人がいらっしゃいますのでそこに行きました。よく行くんです、社協の評議員会の帰りには。そのときにはっきり言われました。市の職員です。5月です。平成20年5月です。でも、またそこに重圧をかけられるようなことをなさったら、今度は警察に私は言うかもしれませんよ。私のところに嫌がらせの手紙が来たときも1回は警察に持っていきましたので……。

畠野宏之議長 事実関係の何も釈明になってないですね。（「今の事実です。そしてあの今度は……」と言う者あり）ちょっと待ってください。重大な発言ですよ。警察に言うかもしれないとか、それは事実です、事実ということは明らかにしないで、ただ、あなたが思い込みで「それは事実です。それは事実です」と言っているだけにしか、ほかの人には聞こえないんじゃないですか。

10番米倉輝子議員 皆さま思い込みとしか聞こえませんか。そのとき妙見の里に訪問した人の名前を書くようになっていきます。そこで書いているときに……。

畠野宏之議長 具体的に皆さんが、それが間違いなく事実だろうと真実だろうと思えるような説明の仕方でおっしゃってください。だれもわからないですよ、今の言い方では。（「そうですか。そのときに……」と言う者あり）あなただけしかわかってないですよ、それは。

10番米倉輝子議員 そのときにちゃんと聞きましたので、私は事実はこれだけしか聞いておりませんから、これだけしか言えません。そして、ここに要望書のほかに詳細な調査情報を有しておるって書いてありますので、提供する旨を申し出たと私どももこれは聞いておりましたので、そういう資料をちゃんとここに持ってあります。ですので事実を申し上げております。

畠野宏之議長 ちょっと待ってください。

ここで、暫時休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時55分 再開

畠野宏之議長 再開します。

米倉議員に申し上げますが、先ほどの発言中、質問中の中で「だまされた」と言う職員の話が出てまいりましたが、その「だまされた」という事実の、いわゆる内容を説明できますか。

10番米倉輝子議員 説明は、その人はしませんでした。

畠野宏之議長 いや、説明できますか、できませんかということをお尋ねしているので簡潔に、できるできないで。

10番米倉輝子議員 できません。聞いておりません。

畠野宏之議長 そしたら別な角度で、別な部分で質問を続けてください。社協はもう終わりですよ。

10番米倉輝子議員 次の質問に入らせていただきます。悪臭問題についてです。私の住んでいる若葉町でも悪臭がひどいんですが、ちょうど先月の6月議会で木原公民館からも出ておりましたので、それについて木原公民館への回答をちょっといただいてまいりました。ですので、その中から質問させていただきたいと思っております。

事業者に対して、土地開発行為にかかわる指導を文書で通知しているとありますが、どのような内容だったでしょうか。

山口英雄企画調整課長 お尋ねの件につきましては、平成20年1月29日付で事業者から開発行為の届出書が提出されておりまして、それを受けまして庁内関係各課によります土地開発に関する連絡会議というのを3回にわたり開催いたしました。その会議では書類審査はもちろんですけども現地調査も踏まえまして、いろいろ検討協議しております。

その結果、開発行為にかかる事前届出の遵守、それから届出事項に変更等がある場合における手続の遵守、それから都市計画法に基づく開発許可申請の出し方、それから汚水排水対策など合計15項目につきまして、平成20年5月26日付で文書により指導を行っております。

10番米倉輝子議員 平成20年5月26日文書で指導を行っておられるわけですが、それから後も汚水とかこういうほんとに悪臭は放たれて、ひどかったんですね、その後の指導はどうしておられましたでしょうか。

西之原修市民生活課長 ただいまの質問ですけど、その後悪臭について苦情がある都度、海水については承知しておりませんが、その都度4年間ですかね、わたって文書それから現地指導を行ってまいっております。

真茅学農政課長 美原農場につきましては、その後も農政課の職員が農場の方へ行ったり、また本人を農政課の方に来ていただいて、そういう悪臭防止についての指導等をお願いしているところでございます。

10番米倉輝子議員 苦情がある都度指導をしておられるようですし、また農政課の方でも現場に行ったり、経営者の方とお話しをしたりちゃんとしておられるようですが、それでも悪臭はひどいということですので、ずっと継続して根気よく御指導いただき、また周辺の方々の御意見も聞いて、今後も続けて指導をやっていただきたいと思います。

次に、都市計画法では許可申請手続が不要、建築基準法では県への申請が必要ですが、でも建物建築確認申請の届け出がなされていません。どういうことですか。また、横のつながりはどうなっているのでしょうか。

西之原修市民生活課長 都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業もしくは漁業の用に供する政令で定める建築物、またはこれらの業務を営むものの居住の用に供する建築物も建築の用に供する目的で行うものは、県知事の許可を受ける必要はありません。また建築基準法では、県への申請が必要となっておりますが、平成19、20年度において調査した結果、届け出はなされていないということでもあります。

したがって、今後、県、南薩地区振興局の建築主事からの指導がなされることになっております。

10番米倉輝子議員 申請しなければならぬとわかっていながら、それが出されていなかったということは、気づくのに時間がかかったようですが、それはどういうことでしょうか。

西之原修市民生活課長 各種の届け出をする場合、法令等に基づく届け出については、市の方はその都度、口頭ですけど指導しているところです。

10番米倉輝子議員 建築課は関係ないのでしょうか。

松野下祥一建設課長 建設課の場合につきましては、一応、申請してもらって県の建築の方に申請するようにしております。

10番米倉輝子議員 これは前の話ですので、きっと……、じゃあ確認がなされていなかったのかもしれませんが。ですので、今、建築主事からの指導がなされることになっておりますので、県のこれあたりもしっかり指導を受けられて、ますます働く人も働きやすく、また周りの住民の方々にも以外と市内一円に悪臭は広がっているようにも感じます。風の向きもあるかと思いますが……、ですので、今後もまたいろいろな角度から御指導をよろしく願いいたします。そして悪臭防止法により、都市計画区域内の用途地域の規制基準が設定されておりますが、本市は臭気強度、アンモニア濃度等の測定をしておられますか。

西之原修市民生活課長 悪臭防止法第3条から第6条に基づき県知事は市町村長の意見を聞き、規制地域及び規制基準を設定し、公示しております。

本市も平成11年に県告示を受け、全域に規制地域と規制基準が設けられており、22の特定悪臭物質の規制基準が定められております。これらの悪臭物質の測定は、専門機関でないとできな

いことから実施しておりませんが、枕崎市環境保全審議会の意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

10番米倉輝子議員 一応、悪臭防止法で決まっておりますので、そしてまたその悪臭はどういうものか。いろんなのがまた特定のものも22品目あるようなふうですが、いろんなものがあると思います。その中にはメタンもあるでしょう。温暖化のもとをつくるというか、温室効果ガスの一つであります。そんなのは少ないのかもしれませんが、お金がかかると言われますが、どのくらいの経費がかかるものなんでしょうか。

西之原修市民生活課長 費用的には1事業所当たり60数万程度かかると考えております。

10番米倉輝子議員 ぜひ、お金がかかるといってもやはり市民の環境を守るためにやっていただきたいです。そしてまた、ますます発生原因がどういうものかの下調べにもなりますし、一応やはりお金がかかるでしょうけど、ぜひこれは予算に組んでいただきたいです。この調査する経費をと思いますがいかがでしょうか。

西之原修市民生活課長 今後、また予算の要求の過程で検討してまいりたいと思います。

10番米倉輝子議員 検討をぜひ、よろしくお願いします。

次に、河川における水質汚濁の指標も標準値を満たしているまたは事業所から出される排水の水質検査も基準以内であるとのことですが、住民からの苦情はかなりのものがあります。今後、その解決策としてどのようにお考えでしょうか。

西之原修市民生活課長 事業主においては、E M菌等の有用微生物の利用について平成21年5月ごろから消臭資材とともにえさに混ぜて給餌を始めております。また、平成21年6月16日からバラの香水にかえてE M菌を豚舎及び堆肥舎へ散布を開始して、においの除去に努めているところです。

10番米倉輝子議員 これはずっと継続で指導していただけていますでしょうか。

西之原修市民生活課長 今、言いましたように、すぐに効果が出るということもないと思いますけど継続してやるのが大事だと思いますので、継続して行うよう指導してまいりたいと思います。

10番米倉輝子議員 ぜひ、継続して続けてほしいと思います。また、御指導の方も継続してよろしくお願いします。継続は力なりと、そのうちにすばらしい枕崎に環境面でもなると思いますのでよろしく願いいたします。

また悪臭問題全体について、公民館への回答からというのはちょっと間違いかもしれませんが、農政課、水産商工課の今後の環境への取り組みはいかがなものでしょうか。よろしく願いします。

真茅学農政課長 市内の畜産農家は、これまで悪臭防止やふん尿処理が円滑に適切に行われるよう微生物等の利用を積極的に行っておりますが、利用する微生物等につきましては、それぞれの使用環境に応じ、多種多様な微生物等を利用している状況にあります。

また畜産農家は、畜産環境の改善に関する各種研修会への参加や各関係機関からの情報収集には前向きに取り組んでいる状況もあります。このような中で、悪臭対策は難しい面も多いわけですが、市といたしましては悪臭を少しでも低減できるよう関係機関と連携して使用管理指導や公害防止指導を実施し、畜産環境の改善に努めてまいりたいと思います。

南田敏朗水産商工課長 水産加工業の環境衛生面につきましては、水産加工組合と協力しながら食品衛生や汚水処理等の啓発に努めているところでございます。下水道区域内の未接続経営者に対しましては昨日も答弁いたしました。下水道課並びに水産加工業協同組合から接続要請を行いますとともに、下水道区域外の加工場につきましては、必要に応じて関係機関と協力して対策を講じているところでございます。

海域や河川の浄化につきましては、平成21年2月に設立いたしました海の環境汚染防止等沿

岸漁業を守る対策協議会で、6月に牧園川や馬追川、長沢川など河川や仁田浦湾等を踏査するとともに有用微生物群を活用しただんごづくりなど講習会にも参加し、試験投入や種々の実験的取り組みを行っているところでございます。

水産加工組合や漁協におきましては、枕崎港国際化対策推進協議会等が開催いたしました有用微生物群を活用する講習会の受講を機に、廃水処理等にこれらを活用するため試験的取り組みを始めたところでございます。環境問題に対する具体的な対策を講じるため有用微生物群を活用する活動を含め、今後も関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

10番米倉輝子議員 本当に各所と連携しながら、これは大変大事なことだと思っておりますので、環境問題に今も取り組んでいてくださいますが、今以上にまた有用な微生物がいっぱいあります。また、EMは安くいいよね、なんて言われた方がいらっしゃいました。原料も安いですし、またほかにも有用微生物はいっぱいあるかと思いますが、どうかこれをどんどん継続して広げていただきたいと思っております。そしていずれは市民の方々へ広がっていくことを希望します。

これで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

畠野宏之議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時13分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成21年9月25日)

平成 2 1 年枕崎市議会第 5 回定例会

議事日程（第 4 号）

平成 2 1 年 9 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	6 0	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文 厚
2	陳 3	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情	”
3	5 2	平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第 3 号）	予算及 び決算 特別委
4	5 3	平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	”
5	5 4	平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	”
6	5 5	平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	”
7	5 6	平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 2 号）	”
8	5 7	平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	”

本日付議された事件は議事日程（第 4 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	畠野宏之	議員	2番	牧信利	議員
3番	板敷作廣	議員	4番	茅野勲	議員
5番	村上ミ工	議員	6番	今門求	議員
7番	原村且元	議員	8番	板敷重信	議員
9番	上釜いほ	議員	10番	米倉輝子	議員
11番	沖園強	議員	12番	豊留榮子	議員
13番	中原重信	議員	14番	佐藤公建	議員
15番	園田武夫	議員	16番	新屋敷幸隆	議員
17番	立石幸徳	議員	18番	依積田義信	議員

1 本日の書記次のとおり

籠原均	事務局長	依積田光昭	書記
橋之口寛	書記	平田寿一	書記
田代勝義	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口嘉昭	市長	中村秀雄	副市長
久木田敏	総務課長	山口英雄	企画調整課長
南田敏朗	水産商工課長	西之原修	市民生活課長
今給黎力	財政課長	白澤芳輝	福祉事務所長
松野下祥一	建設課長	真茅学	農政課長
今給黎和男	健康課長	永留秀一	税務課長
迫野豪	水道課長	茶屋盛忠	下水道課長
中村責郎	農委事務局長兼農振係長	園田勝美	市立病院事務長
依積田清文	財政課参事兼財産管理係長	依積田寿博	市民生活課参事兼環境整備係長
揚村芳江	健康課参事	山口英夫	教育長
畠中道夫	教育委員会総務課長	外俊則	学校教育課長
三島洋台	生涯学習課長	天達章吾	文化課長
春田浩志	保健体育課長	今給黎龍浪	給食センター所長
田野尻武志	監査委員	佐藤祐司	監査委員事務局長
四元幸一	選管事務局長	園田敏雄	会計管理者兼会計課長
東中川徹	行政係長		

午前 9 時 30 分 開議

畠野宏之議長 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。
日程第 1 号及び第 2 号の 2 件を一括議題といたします。
文教厚生委員長に報告を求めます。

[佐藤公建文教厚生委員長 登壇]

佐藤公建文教厚生委員長 ただいま議題となりました日程第 1 号及び日程第 2 号の 2 件について文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日程第 1 号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出生したときに支給する出生育児一時金の額を増額しようとするものであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 2 号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情については、市内在住の今給黎歯科医院、今給黎一孝さんより提出されたものであります。本件については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第 1 号及び第 2 号の 2 件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決。陳情第 3 号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第 3 号から第 8 号までの 6 件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めます。

[立石幸徳予算及び決算特別委員長 登壇]

立石幸徳予算及び決算特別委員長 ただいま議題となりました日程第 3 号から第 8 号までの 6 件について、予算及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、委員長に立石幸徳、副委員長に佐藤公建委員を選任いたしました。審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では主な点のみ申し上げます。

まず、日程第 3 号平成 21 年度枕崎市一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 3 億 7,550 万円を追加し、予算総額を 102 億 1,780 万円にしようとするものであります。

補正予算の主なものは、子育て応援特別手当交付事業、森林環境保全整備事業、学校情報通信技術環境整備事業、低公害車購入事業、市道整備事業などであり、財源として、繰越金 1 億 1,312 万 7,000 円、国庫支出金 8,552 万 5,000 円、県支出金 6,975 万 4,000 円、市債 5,670 万円、財産収入 4,995 万 5,000 円、地方交付税 1,973 万 6,000 円、地方特例交付金 630 万 2,000 円、諸収入ほか 595 万円の増と繰入金 3,154 万 9,000 円の減で措置したということであります。

子育て応援特別手当交付事業は、平成 20 年度分は平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた第 2 子以降が対象であったが、今回の場合は平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた子供が対象となるので、平成 20 年度分の第 2 子以降対象者で、平成 15 年 4

月2日から平成17年4月1日までの子供は、20年度も21年度も対象になるという説明がなされました。

障害者の相談支援事業及び地域活動支援センター事業に関連し、国の政権交代に伴い、障害者自立支援法に基づく制度改正が予測される中、本市の利用状況や実態についての調査は、現在ではお答えできないということであります。

金山悪谷線の舗装は勾配がきつところ、荒れがひどいところ、危険な箇所等を勘案して決めていくという説明がなされました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,419万1,000円を追加し、予算総額を36億3,551万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.67%の増となります。

歳出の主なものは、制度改正による出産育児一時金改定による48万円の増額、高額療養費特別支給金20万円などであり、以上の財源として、国庫支出金139万3,000円、繰入金16万円及び繰越金2,263万8,000円の増で措置したということであります。

出産育児一時金の改定は、健康保険法施行令等の改正に伴うものであるため、すべての健康保険について同じく改定されるという説明がなされました。

本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ273万7,000円を追加し、予算総額を2億9,023万6,000円にしようとするもので、当初予算より0.95%の増になります。

歳出の主なものは、平成20年度決算に伴う精算分であり、歳入財源として繰越金273万7,000円の増で措置したということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

歳入歳出の補正は、1億3,047万3,000円を追加し、予算総額を21億4,634万8,000円にしようとするもので、当初予算より約6.5%の伸びとなります。

今回の補正は、平成20年度決算確定に伴う精算返納及びそれに伴う基金積立金の増であります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

今回の補正は、収益的支出においては人事異動等に伴う給与費1,914万9,000円の減額をするとともに、新型インフルエンザ防護具購入に伴う材料費、旧病棟の耐震診断業務委託料、非常勤医師増員に伴う報償費など医業費用を674万8,000円追加しようとするもので、補正後の収支は3,721万7,000円の純損失となる見込みであります。

また、新型インフルエンザ対策の人工呼吸器を購入するため、資本的支出を210万円追加し、収入額が支出額に対して不足する1,841万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金1,176万2,086円及び当年度分損益勘定留保資金665万5,914円で、補てんしようとするものであります。

枕崎市においては、本年4月に枕崎市新型インフルエンザ策定行動計画を策定し、流行の規模の想定とか基本的な考え方の中でどのような対策をとるか、組織的なものを設定してあるが、爆発的な流行になった場合、市立病院は加世田保健所の現地対策本部の中の1施設として、入って

いくということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出を110万4,000円減額しようとするものであります。

さらに、資本的収入及び支出において、国の補助用件緩和により、地方公営企業への繰り出し基準が一部追加されたことに伴い、一般会計から2,000万円の出資を受け、企業債を同額の2,000万円減額しようとするものであります。

今回の補助要件緩和の内容としては、安全対策事業に係る繰り出し基準が緩和されたという説明がなされました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

6番今門求議員 政権がかわって補正予算の見直しが行われている中で、今回の補正予算に計上してありますもののうち、教育予算の関係で電子黒板がございしますが、この予算については見直し対象ということで新聞でも報道されましたし、テレビでも各学校に1個ぐらい配置してもどうにもならんといったようなことで、見直しになっているようでございしますが、この見直しの件についての議論はほかにも補正予算の関係ではさまざま出てくるんでしょうけれども、はっきりしているのがこれなんです、その辺の補正予算の見直し等の関係ではどういう議論がされたのか伺いたいと思います。

立石幸徳予算及び決算特別委員長 質問者が出されたような政権交代に伴う各種制度あるいは予算に関連するいろいろな変化、要因については各委員当然ながら周知済みのことでありますが、この予算特別委員会が開会されたのは今月10日の時点でありまして、質問者が具体的に出された報道関係は最近のことであろうと思うんです。ただ委員会の中で、特に福祉政策にかかわる後期高齢者の制度の見直し、あるいは委員長報告でも申し上げました障害者自立支援法にかかわる制度の見直し等について若干の質疑はなされましたが、当局答弁はいずれもその辺については具体的な通達なり通知はいただいていないということで、これ以上の委員会での論議はなかったということであります。

6番今門求議員 政権がかわるという節目の経験が今まで我々もないわけで、どうなるのかなという心配をするわけでございまして、この際の質問としては異例ですが、はっきりし次第当局の全協なりの説明を求めて終わりたいと思います。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第3号から第8号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号の6件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議において議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 9 時 49 分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成21年10月2日)

平成 2 1 年枕崎市議会第 5 回定例会

議事日程（第 5 号）

平成 2 1 年 1 0 月 2 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	5 8	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
2	5 9	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	認 1	平成20年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	予算及 び決算 特別委
4	認 2	平成20年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認 3	平成20年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算	〃
6	認 4	平成20年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
7	認 5	平成20年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
8	認 6	平成20年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
9	認 7	平成20年度枕崎市立病院事業決算	〃
1 0	認 8	平成20年度枕崎市水道事業決算	〃
1 1	6 3	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書	
1 2	6 4	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	
1 3		継続調査申し出について	

本日付議された事件は議事日程（第 5 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	畠野宏之	議員	2番	牧信利	議員
3番	板敷作廣	議員	4番	茅野勲	議員
5番	村上ミ工	議員	6番	今門求	議員
7番	原村且元	議員	8番	板敷重信	議員
9番	上釜いほ	議員	10番	米倉輝子	議員
11番	沖園強	議員	12番	豊留榮子	議員
13番	中原重信	議員	14番	佐藤公建	議員
15番	園田武夫	議員	16番	新屋敷幸隆	議員
17番	立石幸徳	議員	18番	依積田義信	議員

1 本日の書記次のとおり

籠原均	事務局長	依積田光昭	書記
橋之口寛	書記	平田寿一	書記
田代勝義	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

瀬戸口嘉昭	市長	中村秀雄	副市長
久木田敏	総務課長	山口英雄	企画調整課長
南田敏朗	水産商工課長	西之原修	市民生活課長
今給黎力	財政課長	白澤芳輝	福祉事務所長
松野下祥一	建設課長	真茅学	農政課長
今給黎和男	健康課長	永留秀一	税務課長
迫野豪	水道課長	茶屋盛忠	下水道課長
中村責郎	農委事務局長兼農振係長	城森俊郎	市立病院管理係長
依積田清文	財政課参事兼財産管理係長	依積田寿博	市民生活課参事兼環境整備係長
揚村芳江	健康課参事	山口英夫	教育長
畠中道夫	教育委員会総務課長	外俊則	学校教育課長
三島洋台	生涯学習課長	天達章吾	文化課長
春田浩志	保健体育課長	今給黎龍浪	給食センター所長
田野尻武志	監査委員	佐藤祐司	監査委員事務局長
四元幸一	選管事務局長	園田敏雄	会計管理者兼会計課長
東中川徹	行政係長		

午前 9 時 30 分 開議

畠野宏之議長 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号及び第 2 号の 2 件を一括議題といたします。

総務委員長に報告を求めます。

[牧信利総務委員長 登壇]

牧信利総務委員長 ただいま議題となりました日程第 1 号及び第 2 号の 2 件について、総務委員会における審査の結果について御報告いたします。

日程第 1 号枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第 2 号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第 1 号及び第 2 号の 2 件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号、第 59 号の 2 件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 号から第 10 号までの 8 件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めます。

[立石幸徳予算及び決算特別委員長 登壇]

立石幸徳予算及び決算特別委員長 ただいま議題となりました日程第 3 号から第 10 号までの 8 件について、予算及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では主な点のみ申し上げます。

決算審査の初日は、平成 20 年度の事業成果を現地調査いたしました。

まず、日程第 3 号平成 20 年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成 20 年度一般会計当初予算は、96 億 9,000 万円でありましたが、年度途中において国の経済対策を初めとする追加補正等に対応し 5 回の補正を行い、最終予算額は 105 億 2,157 万円となっております。

平成 20 年度の実質収支は 1 億 8,691 万 4,000 円の黒字、単年度収支も 7,343 万 9,000 円の黒字、実質単年度収支も 1 億 3,168 万 9,000 円の黒字であります。

対前年度増減額については、地方交付税が 1 億 8,199 万 9,000 円の増、繰越金 3,850 万円、地方特例交付金が 1,140 万円の増となったものの繰入金 1 億 1,459 万円の減少、市債が 1 億 1,260 万円の減となっております。

決算統計による指数等については、財政力指数の 3 カ年平均が 0.007 ポイント低い 0.411 となり、財政への弾力性を示す経常収支比率は 99.1% で、前年度より 1.0 ポイント好転しております。

自主財源比率は 31.8% で、前年度より 0.8 ポイント低くなっており、義務的経費比率は 59.2% で前年度より 1.8 ポイント上昇し、投資的経費比率は 7.3% で前年度より 2.4 ポイント低くなっております。

市税徴収率については、滞納繰越分は上昇しましたが、現年度分が 0.2 ポイント下回ったこと

により、前年度より0.1ポイント低い96.1%となっています。

決算審査の内容について申し上げます。

人事評価制度について、その目的である役割達成状況評価を行うことによって、目標・設定がなされるので、自己啓発や人材育成などの面から成果が出ている。人事評価の結果、勤勉手当の支給率が下がった職員は1名であるとの当局説明がなされました。

職員検診の検診結果が87.59%という異常率を示したことについては、平成20年度においてはやや厳しく数値をとらえたということでもあります。

精密検査を必要とされた76名のうち、一番多いのが肝機能障害で31名ということでもあります。

市のホームページの編集については、庁内の担当者レベルで検討会を持ち協議しているが、利用者にとって利用しがたい部分については、今後十分に検討していくという見解が出されました。

河川の水質検査の基準等については、平成11年に制定された枕崎市の河川をきれいにする条例の中の河川水質保全目標値で、採水地点類型達成期間を定めてきているが、平成20年4月1日より現在の採水地点及び状況が実態に適合しないということで、河川水の採水地点、場所等を変更したということでもあります。

次に、決算審査初日から総括質疑に至るまで、長時間の審査がなされました木原地区の悪臭問題について、報告いたします。この件については、総括の中で集中審議を行いました。

まず、委員会に提出された「悪臭問題に関する経過」資料の中で、関係住民から寄せられた悪臭苦情のうち、平成20年7月24日の夜間0時から5時、平成20年7月29日の夜間、平成21年4月2日21時30分、4月12日21時から22時、6月1日夜から早朝、6月8日夜9時半ごろといった夜間から早朝にかけての苦情は、すべて市役所宿直室で受け付けて、翌日、環境整備係に伝えているという説明がなされました。

また、枕崎市民の環境を守る条例第34条に基づく開発行為の届けは、平成20年1月29日付で提出され受理しているが、これは開発行為の事後に出されているとの当局説明がなされました。

さらに、枕崎市民の環境を守る条例第42条に基づく構造等の変更の届け出も平成19年10月18日付で提出されているが、この届け出の内容も条例に抵触していることが、資料提出により確認されました。

しかしながら、行政当局が関係住民の木原地区公民館には、この点の質問に対し事業者側は規定に基づき、開発行為を行っているという回答書を出していることについて、誠意のない行政の対応に厳しい指摘がなされました。

行政当局としては、開発行為の届け出自体は事後になっているが、それについて無条件で承認したわけではなく、事前に出すようにと厳しく指導もしており、平成20年10月27日には家畜衛生保健所並びに地域の公民館、農場主、業者等が集まって協議をし、対処しているとの弁明がなされました。

業者から出てきた開発行為の届け出面積は5,291.77平米であるが、当局としては、この面積については未確認であるということでもあります。

汚水処理については、水質汚濁防止法と枕崎市の河川をきれいにする条例に基づいて、その基準値を大幅に上回ったところについては、今後、基準内におさめるよう文書指導をし、現地指導の場合は、現地に行って排水の状況等再確認しながら加世田保健所と共同で指導するときもあるという説明に対し、委員からこういった指導がずっと続いて、そしてまた苦情もずっと続いてきている状況になっているが、施設改善の面や豚舎管理上、何をどうするのかという具体的方針が出ていない。具体的対策をどうするのかという質問が出されました。

行政としては、公害防止協定を早急に締結することが最も肝要なことであるとの見解が示されました。

関係住民としては、今後の豚舎等施設の増設には反対するという状況の中で、公害防止協定の

締結に当たっては、市、事業者、地域住民3者の明確な確認のもと、あいまいな形で終わることのないよう強い要望がなされました。

住宅資金貸付金の滞納に関し、奨学金貸付や災害援護資金、保育料などの税外未収金の徴収対策検討委員会を庁内に設け、平成21年3月に枕崎市債権管理マニュアルを策定して、債権の管理を十分に行うようにしているとの説明がありました。

法定外公共物である里道の管理については、いろいろなケースが想定されるので、公民館なりと話し合って現場を見て対応したいという見解が出されました。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成20年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成20年度の当初予算は37億1,081万2,000円で、その後税率改定を含め4回の補正があり、最終予算額は38億2,080万4,000円となっております。

歳入においては、調定総額37億8,941万4,000円に対し収入済額37億1,803万7,000円となり、不納欠損額は637万1,000円、収入未済額6,500万6,000円であります。

歳出においては、予算現額38億2,080万4,000円に対し支出済額が36億9,539万8,000円で、不用額は1億2,540万6,000円となり、歳入歳出繰越額は2,263万9,000円であります。

歳入の中で、平成20年度から新設された前期高齢者交付金は5億3,192万0,206円の交付があり、国保特別会計に赤字が見込まれるとき、その赤字額を一時的に補てんするための県貸付金2億5,000万円の貸し付けを受けております。

歳出の中では、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金として3億0,391万2,250円を支出しております。

後期高齢者医療制度の創設により徴収率が89.2%と下がってしまったが、これは全国的な傾向として、従前より収納率のよかった75歳以上の高齢者が国保制度から抜けたことが原因であります。しかし、県下18市の中では、徴収率はトップの位置になっております。

国保税の徴収については、景気の落ち込みの影響は受けていないとの当局見解が示され、20年度税率改定の中で従前からの課題であった介護分の収支については、歳入合計は1億4,250万2,962円、歳出が1億3,911万0,325円となり、差し引き339万2,637円の繰り越しがなされたので、適正な税率改定であったとの認識が出されたところであります。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成20年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成20年度当初予算は3億6,645万4,000円で、前年度比約90.59%の減となり補正を1回だけ行い、最終予算額は3億9,645万1,000円であります。

これに対し、収入済額は3億6,643万5,111円で支出済額3億7,109万8,829円となり、歳入歳出不足額466万3,718円については、翌年度繰上充用金で措置しております。

本件については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成20年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成20年度の当初予算は3億0,487万9,000円で最終予算額は2億7,397万円となっており、歳入の中で事務費と保険基盤安定繰入金8,395万3,093円一般会計より繰り入れております。

歳出の中では、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,478万7,743円が支出されております。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成20年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について、申し上げます。

平成20年度の当初予算は19億2,503万8,000円で、その後2回の補正を行い最終予算額は20億6,547万2,000円であります。

歳入総額19億6,976万1,000円に対し、歳出総額18億3,928万7,000円で差し引き1億3,047万4,000円の黒字となっております。

介護保険料は調定額3億0,909万0,150円に対し、収入済額3億0,334万3,400円、収納率98.1%で前年度よりも0.2ポイント低下しております。

本来見込んでいた計画額よりも一番利用が少なかったのは、施設介護サービス給付費の中の介護療養型の利用施設分であるとの説明がなされました。また、施設待機者は106名になるということでもあります。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成20年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成20年度の最終予算額は、12億3,620万円であります。収入済額は12億3,410万円で、支出済額が12億2,624万2,000円、差し引き残額は785万8,000円となっております。

20年度の整備状況としては、補助事業分が355.72メートル単独事業が239メートルの594.72メートルを敷設したので、管路総延長は10万266.26メートルとなっております。

終末処理場の改築更新事業は、汚泥処理施設の脱水設備の電気・機械工事を実施しております。

水洗化戸数は105戸増加し、20年度末で5,112世帯、水洗化率で83.8%となっております。

受益者負担金の収入未済については、1次区域について219件の17人、2次区域について693件の50人、3次区域について1,361件の89人で、過年度について合計156人が未納者となっているという説明がありました。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号平成20年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

平成20年度においては、常勤医が自己都合で12月に退職したため、その後においては常勤医2名、非常勤医を2名増にして6名体制で、医療の提供を行っております。

入院患者数で2万0,468人、病床稼働率は93.5%、外来患者数は2万0,655人であります。

約10年間減少し続けていた外来患者数も若干増加したため、入院収益・外来収益とも増加し、総収益は平成12年度以降最高の収益となっております。

総収益が5億4,898万6,215円で、総費用の5億1,856万3,120円を差し引き、純利益としては3,042万3,095円となっております。

資本的収入及び支出において、翌年度への繰越利益剰余金は積立額を差し引いた3,839万8,349円となっております。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきもの、また利益剰余金処分計算書については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成20年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

平成20年度末における給水戸数は1万947戸、給水人口は2万1,236人であります。

建設改良工事としては、配水管の新設改良を3,257メートル導水管の新設を191メートル施工しております。

経営状況については、総収益4億6,291万6,217円、総費用4億4,669万4,106円で1,622万2,111円の純利益となっております。

給水原価と供給単価の差し引き損益がマイナスになった要因については、修繕費が大きな負担になっているという説明がありましたが、今後については収入が年々700万程度減ってくるので、歳出の減少について職員数の減を初め、行政改革に努め節約に心がけていくという見解が出されました。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。また、利益剰余金処分計算書については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

畠野宏之議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

牧信利議員。

2番牧信利議員 私は、認定事項第1号平成20年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成20年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成20年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成20年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成20年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第7号平成20年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第8号平成20年度枕崎市水道事業決算について、日本共産党市議団を代表して反対討論を行います。

20年度の市政については、妊産婦健診を2回から5回にふやす。また、小中学校教室への扇風機設置。これらの方向については、積極的な取り組みであり評価をするものであります。しかし、基本的には自公政権のもとで、その下請けとして暮らしと福祉において市民への犠牲の押し付けを進めてきたという市政であったと言えます。

後期高齢者医療制度が20年4月1日から実施されました。自公政権が75歳以上の高齢者を後期高齢者と名づけて差別する世界に例を見ない制度であります。高い保険料を年金から天引きする。2年ごとに保険料を引き上げる保険のきく医療を制限し、年寄り早く死ねと、こういう怒りが全国で高まりました。

前厚生労働大臣自身がうば捨て山行きのバスだと言ったわけでありまして。このねらいは医療費の削減であります。厚生労働省は27年に2兆円、32年には5兆円の削減を見込んでいるわけでありまして。しかし、国民の怒りと運動は参議院で廃止法案を可決させ、今度の総選挙ではこの制度導入のきっかけとなった。国会決議に賛成した民主党なども後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げ、自公政権は歴史的な大敗の中で、その座をおりました。

このようなひどい制度を市長は適正な医療を行うためだと擁護しましたが、国民の審判は明確に下されています。さらに、この制度とともに75歳以上の高齢者の人間ドック、脳ドックの健診補助が打ち切られました。これは、まさに高齢者に対する差別と言わなければなりません。また、20年6月議会では国保税の引き上げが決められました。世帯4人、夫婦子供2人のモデル世帯。ここで課税所得200万、固定資産税額5万円の場合で2万5,500円の引き上げであります。

これは19年度9,000万円の赤字が出たということを経由としていますが、その原因となっているのは、国から来ている財政安定化支援事業のお金をまともに国保会計に入れてこなかったということでありまして。17年度は50%、18年度は5.2%しか入れていません。国保会計の支援のために、国から来た金をまともに入れない。こういうやり方が9,000万円の赤字を出した原因であります。つまり、やるべきことをやらないで市民に値上げを押し付けたものであります。その上、このような経済状況の中にあっても課税限度額の3万円の引き上げを行っています。

また介護保険においては、サービスを抑制する。これが一層進められて、必要なサービスが受けられない方々が生まれてきています。介護保険会計は、介護給付費準備基金積み立てを4,808万6,000円行われています。20年度末の基金残高は、1億7,091万1,000円です。まさに、必要なサービスを抑制した結果が、このような形となってあらわれています。水道料の負担、下水道料の負担は市民の暮らしを圧迫しているわけでありまして。

行財政改革のもとで、学校給食センター、学校用務、市立病院などの職場で低賃金と無権利な非正規労働者を増大させてきました。保育所や養護老人ホームの民営化、福祉という市民生

活の基本的な部分で行政の責任を放棄するものであります。これは学校給食センターの南さつま市との合併との取り組みにもあらわれています。

この給食センター統合計画は、市民の運動と世論で撤回されましたが、教育の基本である学校給食を財政上の理由で他自治体と統合する、民間委託する。これは教育に対する責任の放棄といえるものであります。これらの住民不在の市政の大もとは、自民公明政権の進めた構造改革であり、これに追隨してきた市政の姿勢であります。

さきの参議院選挙で国民は、この自公政権を退場させ新たな政権が生まれました。国民が政治を動かす時代に入ったことを示しています。これまで自公政権のもとで進められてきた国民犠牲の政治から国民が主人公になる新しい政治への一步が踏み出されたものであります。枕崎市政もこの情勢の大きな変化を受けとめ、市民本位の市政へかじを切りかえることが強く求められるものであります。

我が党は、よい事には賛成、悪い事にはきっぱり反対。問題点はただすという建設的野党として、市民の暮らしを守り平和を守るために全力を尽くすことを表明して討論を終わります。

畠野宏之議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、平成20年度枕崎市立病院事業利益剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、平成20年度枕崎市立病院事業利益剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、認定事項第8号は、認定することに決定いたしました。

次に、平成20年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立多数であります。

よって、平成20年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号及び第12号の2件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

まず、佐藤公建議員。

[佐藤公建議員 登壇]

14番佐藤公建議員 ただいま議題となりました議案第63号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について提案理由を述べさせていただきます。お手元に配付いたしてあります意見書を読み上げることで、提案理由にかえさせていただきたいと思っております。

近年、歯や口腔の機能が全身の健康や介護・医療上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の研究等で実証され、また山梨県歯科医師会の平成20年の調査結果によると高齢者において残存歯が多いほど医療費がかからないという結果が出ているものの、公的医療費の抑制に伴い、歯科医療においても患者の自己負担は増大し、歯科受診の障害になっている。

特に低所得者層においては、日本医療政策機構「日本の医療に関する2007年世論調査報告」において4割の人が「歯の治療が必要だったが、歯科医に行かなかったことがある」と回答している。

また、歯科医療においても診療報酬を他の医科と比較し初診料、再診料など基礎的な技術料を初めとする多くの診療報酬で格差が大きくなっていることや長年据え置かれている治療技術が多数あり、消費者物価指数や人件費等の伸びと比較すればむしろ目減りしている状況など、大変厳しい経営状況を強いられている。

このようなことから、歯科業界に希望が持たず歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の志望者も減少しているという状況を打開するとともに、健やかな生活を支える歯の重要性にかんがみ市民等しく歯科医療を受診できるよう対策を講じなければならない。

よって、下記事項について改善されるよう強く要望するものである。

1、患者負担を少なくとも2割へ軽減させるよう対策を講じること。2、より良質な歯科医療ができるように少なくとも10%診療報酬を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年10月2日。鹿児島県枕崎市議会。

以上であります。

畠野宏之議長 次に、牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

2番牧信利議員 議案第64号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、提案者を代表して提案理由の説明を行います。案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

昨年4月1日から、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と名づける後期高齢者医療制度が始まった。この制度については、財政的観点から医療費を削ることに重点を置き、保険料を年金から天引きする一方、終末期医療や包括払いの導入等により高齢者が十分な医療を受けにくくなるのが強く懸念されてきた。その上、75歳以上の高齢者を年齢で区切り、74歳以下の国民と異なった制度の対象とすることに合理的な理由がないこと、保険料は2年ごとの見直しで75歳以上の医療費や人口がふえるに従って引き上げられるなど、さまざまな問題点がある。

国民の高齢期における医療が適切に確保され、国民が安心した暮らしを営むためには、すべての国民が尊重される医療制度でなければならない。

よって、国におかれては後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、喫緊の措置として、従前の老人保健制度に戻すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年10月2日。鹿児島県枕崎市議会。

以上であります。

畠野宏之議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

11番沖園強議員 私は、63号歯科医療についてのお尋ねしてまいりたいと思います。まず陳情第3号で審議されたものが採択されて、この意見書の提出という運びになったかと思うんですけど、陳情におきましては「当協会は」というような文言で始まった陳情であったかと思うんです。陳情者は一個人の医療機関であったということだったんですけど、陳情3号のところでお尋ねすればよかったんですが、その部分をどう踏まえて今回の意見書提出になったのかということが1点。それと本市の歯科医の状況とかをどう踏まえて、こういう意見書になったのか。

また、2割軽減させるということなんですけど、ほかの医療保険制度との整合性といいますか、その辺はどうお考えになってこの意見書になったのか。それと市民等しく歯科医療を受診できるように対策を講じるというような趣旨文になっているんですけども、今現在、市民の皆さんが等しく歯科医療を受けられない状況なのか。その辺をどう議論されたのかお伺いしておきたいと思います。

それと陳情者は、先ほど申し上げましたが協会名を使って個人の医療機関が出した陳情になっているんですけども、この意見書案文そのものがすべからず陳情文と同様の趣旨の意見書になっていると。そうすると陳情そのものを精査されるときに確認をとられたのか、その点をお伺いします。

14番佐藤公建議員 まず、「当協会」ということで陳情が出されて個人名になっているということですが、陳情書の中にもうたわれておりますとおり、県内の歯科医師約1,320名の加入がなされているわけですが。従来、県の方に医師会名で陳情がなされていたようですが、県の方からのいろいろな指導もあって、地区ごとに陳情を出してほしいような要請がなされているようございまして、今回については枕崎の今給黎さんの方から陳情が出されたということでございます。

それと陳情の願意をどう理解して進めたかという御質問でございますけれども、枕崎には現在13件の歯科があるということでお聞きいたしておりますが、皆さん大変診療に見えられる方が減ってきているという事態を招いていると伺っております。したがって、できるだけ患者の方々が診療に来れるような環境づくりをしていきたいということでもございます。

実際に、等しくというのはそういうことを含めて、この意見書を書かせていただいたところでございます。今の枕崎のお医者さんの実態はどうかということでもございますけれども、お医者さんによって多少の違いがあるんだろうと思います。繁盛しているところ、そうでもないところ、お医者さんによって異なるだろうと思いますけれども、経営的には大変厳しくなっているというのが実情のようでもございまして、それを改善していきたいということで、今回の意見書を出させていただいたところでございます。

11番沖園強議員 答弁もれが大分あるんですが、2割軽減というほかの医療保険制度との兼ね合いといいますか、その部分が答弁もれであり、それと今の御答弁の中で、市内に13の医療機関があるということなんですが、その13医療機関が経営のいいところと悪いところがあるという御答弁だったんですけれども、この意見書の中にも大変厳しい経営状況を強いられているということで出されているんですけど乱立気味である歯科医療機関を見たときに、果たして本当に経営努力をされているところは経営がいいんでしょうし、本当に歯科医療機関の経営が厳しいのかなということも考えられるわけですね。

それと枕崎市にとって13医療機関というのは多いのか少ないのか。その辺のところの意見書を提出する際の検討はどうかされているんですか。

14番佐藤公建議員 ただいまの御質問でございますが、13件が多いのか少ないのかなかなか私どもで判断しかねるところでございますけれども、そちらの方の議論はなされておられません。多いとか少ないとか踏み込んだ議論はされておられません。

それから先ほどの2割、これはあくまでも陳情者の願意をくんでこちらの意見書に取り上げさせていただいたところでございまして、これが果たして適切であるのかどうかということについては、文教厚生委員の中でいろいろと議論がなされたということではございません。願意をくんで意見書に取り上げさせていただいたということでもございます。

18番依積田義信議員 私は議案64号について、よくわからないところがありますので、提案者にお聞きいたします。枕崎市議会は今まで国民、市民の生命や財産を守る。あるいは生活、福祉の向上のためとか意見書を提出してほしいという陳情者から出された陳情の願意をくみとり、枕崎市議会は今まで意見書を可決し、そのほとんどを政府や国の関係機関に提出してきましたけれども、今回の意見書の場合、政府も厚生労働大臣も廃止すると言っているわけですから、選挙前の公約の時点とは全然とらえ方が違うと思います。

先ほども述べましたように、国会で可決されない状況ではありません。一昨日のNHKのニュースでもありましたけれども、政府はこの秋の臨時国会に廃止法案を出すという報道もなされました。私は、こういう状況では当然、そういうふうになっていくもんだと疑いもしてありませんが、重要な争点の一つであった後期高齢者医療制度廃止を国民が支持して新政権が樹立され、その政府が決定していることに対して、枕崎市議会として果たしてこの意見書をだれにどういうふうに提出するのかと考えているんでしょうか。枕崎市議会の見識が問われかねないと思うのであります。

総選挙前ならまだしてもなぜ今なのか。新政権を信用できないということなのか。どうもその辺がよくわかりませんので、お聞かせください。

2番牧信利議員 報道の範囲ですから、それを政府が決定して法案を提案するというところには現在ないわけですよ。この後期高齢者医療制度ができる時日本共産党だけが、この問題に最初から反対してきた党です。そして、このような制度導入のきっかけとなった国会決議に民主党

とか社民党とか国民新党も賛成しているわけです。

そういう党が態度をかえてきたその力は何かと国民の声ですよ。国会での日本共産党の論戦の結果ですよ。黙って自然とこんなふうにならない自民党、公明党が今度大敗したそもそもの原因は、まさにお年寄りいじめの世界に例のないような医療制度をつくったというこれに対する怒りじゃないですか。そういうものが未だに残っている。新しい政権はそれを廃止すると公約に掲げていますが、それは国民が黙っていれば先送りされる可能性もまた一方ではあるわけですよ。

だから今こそ、地方の議会から全国の津々浦々から国民の声を上げていく、これが1日も早くこの制度を廃止させる力となるということでもあります。来年3月末で暫定的な措置としてとられてきた70歳から74歳までの2割負担の1割への凍結というのも解除されるわけですから、また来年4月からは2年目ですから保険料の引き上げが確実に行われるわけ、つまり先送りは、結局は被害を国民に与えるだけです。

そういう動きをストップさせて、悪いと政府自身が思っているんだったら、直ちに廃止させるこういう声を今上げるときだということ。このために当市議団は、今回の議会に提案して枕崎市議会として、そういう声を直接新政権に送りつける。だれにやるのかというのは、もちろん総理大臣であり、厚生労働大臣であり、国会ですよ。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

17番立石幸徳議員 私は、提案されました議案第63号、64号、それぞれについて質疑をさせていただきますけど、質疑回数の制限はないということですので、最初に議案第63号について幾つか質疑をさせていただきます。

議案第63号につきましては、先月25日の中日本会議で採択されました陳情第3号を受けまして、意見書が出ているということになるんですが、ただ採択されました陳情文と本日提案されています意見書案の文面を精査しますと、かなり陳情採択と違った部分が織り込まれているんですよ。

具体的に意見書案の中で出されている1番目、2番目の具体的な項目についてお尋ねいたしますけれども、先ほどの質疑で1項目の患者負担を少なくとも2割軽減させるということについては、陳情者の願意をくんで文教厚生委員会では検討していないという説明ですが、あくまでも意見書を出すのは提案者の6名、本市議会の文教厚生委員会の皆さんです。提案者で検討されていない具体的な2割軽減というのを意見書に出すという根拠は何なんですかね。

それと返りますけれども、患者負担の現行は幾らになっているんですか。2項目の診療報酬を少なくとも10%引き上げること。この点についてもそれぞれ現行が幾らで、10%診療報酬を引き上げるといふ点についても根拠は何なのか。まずもって、その点についてお答えいただきたいと思います。

14番佐藤公建議員 先ほども申し上げましたんですが、陳情とあわせて陳情者の方から出されております意見書案というのがございます。皆様のお手元にはいってないわけでございますけれども、そちらの方に患者負担を少なくとも2割軽減してほしいとか、10%診療報酬を引き上げてほしいとかという意向が要望として出されておまして、そちらの方をこちらも尊重し、何とか願意を意見書に反映したいということで、出させていただいたところでございます。

実際に、現行の負担がどの程度なされているのか。または、実際の報酬がどの程度のものになっているのか。具体的な検討は、この委員会ではなされていない状況でございました。

17番立石幸徳議員 それこそ少なくとも本市議会で意見書を出すというときに、現行が幾らでそれをどうするんだという上部機関への意見書にならなければいけないのに、そういったものは全然なされていないということになるんですかね。これは再確認になりますけど、そういうことでよろしいんですか。

14番佐藤公建議員 なされておられません。

17番立石幸徳議員 文教厚生委員の方で答弁されていますが、ほかの各提案者はこの点についてはどういった意向をお持ちなんですか。それぞれお答えいただければ結構かと思えます。それぞれあと5名の方ですね。

14番佐藤公建議員 委員長報告については、各委員の方々から一任をいただいておりますので、私の報告に各委員の方々は御賛同いただいていると思えます。そういう前提で報告させていただいておりますので、各委員の方々から今の報告について御確認をいただく必要はないと心得ます。

17番立石幸徳議員 おかしな説明じゃないですか。質問者がそうしてくださいと言っているんですよ。それを何の権限もない提案者の1名の方が、その必要はないと言われる答弁はありませんよ。各提案者で名前を連ねている方々も具体的な2項目については、同様な趣旨をお持ちなのか。つまり、検討されていないと言いますから、されていて出していたんであればみんな一緒だろうと思うんですが、全然検討されていないというんだったら、改めてそこを確認する必要性があるじゃないですか。議長の方で取り計らっていただきたい。

畠野宏之議長 質問者。委員長報告そして意見書の取り扱いについては、委員長に委任されておりますので特段の文教厚生委員の方々の異論が出されておられませんので、それは委員の方々と委員長と同じ見解だということで、私自身は理解しております。

17番立石幸徳議員 議長がそういう見解を出すこと自体が非常に不可解でならないですよ。つまり、提案されている御本人がこの項目については責任を持つべき項目ですよ。何も委員会なり議長なりがそういった点について、改めて他の方の提案者の意見を代弁する必要なもので何でもないですよ。私がこだわっているのは、この点については検討されていないという説明がありましたんで、改めて聞く必要があるんじゃないかということですよ。

畠野宏之議長 議長といたしましては、委員長が答弁したとおりであります。

17番立石幸徳議員 私は、議長に聞いているんじゃないんですから、提案者に聞いているんですから、議長が別にそういったことを言われても何ら私の質問に答えたことにはならないと思うんですよ。これは議長が提案していることでも何でもありませんから。私はただ、検討されていないという項目について、提案者は皆さんどう思っているのかということを確認しないと質疑にも何にもならんですよ。

畠野宏之議長 暫時、休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

畠野宏之議長 再開いたします。

文教厚生委員長の方で、昨日時点で各委員の方に意見書を事務局の方から議案として配付しているということで、文教厚生委員も目を通しておられるということで、そのことについて委員長の方には何ら異議がないから本日こうなったということと。もう一つは、その中に願意が含まれているという判断だったんだろうということとあります。一人一人本会議場で文教厚生委員会は、文教厚生委員長が今申し上げましたとおり、委任されておりますので、それは確認されていることとありますので各委員会から、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

17番立石幸徳議員 議事進行の関係もありますので理解はしていないんですけども、あくまでも議会に提案し市議会としてこの意見書をどうするかという段階になっているわけですから、当然、提案者はただ送られたものを見たからそういうふうでよろしいという理解せよという意味でおっしゃっているんでしょうけれども、明確に提案者の代表の方は具体的な2項目については、検討していないとはっきりおっしゃっているわけですから、それでは提案を受ける他の議員としては、この取り扱いについては苦慮せざるを得ない。なぜ、現行が幾らかというのは確認されていないんですか。

畠野宏之議長 立石議員、先ほど来答えておりますように……（「私の質問に答えてくださいよ」と言う者あり）そういう質問というのは、私はあり得ないと思っております。なぜ、しなかったのかというのは、私は越権だろうと思います。

17番立石幸徳議員 何で越権なんですか。現行を確認していないというわけでしょう。なぜ、現行を確認していないのかというのが何の越権ですか。ちゃんと説明してくださいよ、越権に当たる部分を。

畠野宏之議長 議長に取り計らってくださいという言葉がありましたで、そのことを申し上げた。（「いや、この件は全然そんなことは言ってませんよ。17番。よろしいですか」と言う者あり）もういいです。（「いや、いいじゃないですよ。何ですか。質疑ですよ」と言う者あり）

14番佐藤公建議員 再三、同じようなことが質問されておりますが、委員会で今、御指摘の部分は討議がされてませんと御報告させていただいておるわけです。その2割の問題、10%の問題、具体的なものが話し合いされていなかったということと現行が幾らだという掘り下げた討議もなされておられません。そういうことで御報告させていただいたところです。

それと先ほども申しましたけれども、この委員長報告は私がすべて一任を受けております。個々の委員の皆様方にどうだったんだということをお尋ねになるのは、ちょっと筋が違うのかなと思います。これは立石議員も十分そこいらは御承知かと思えますけれども。

17番立石幸徳議員 答弁に何もなっていないんですけどね。まず2つほど、これは後もってでも結構ですけども、議長の方から越権だという発言がありましたので、どこからどこまでが越権なのか。これは明確にしておってください。私は、きちんと質疑をしているつもりですよ。それから具体的に2項目の意見書案の中で出しているわけでしょう。2割を軽減せよ、診療報酬10%上げると。そういう具体的な提案をする中で、今現在がどうなっているのかという確認もせず、そういった意見書というのが出ること自体が、私にとっては甚だこの意見書案というのをどれだけ提案者がきちっと検討したかという疑問を持ちますよ。ですから聞いているわけですよ。基本的な初歩的なことじゃないですか。

畠野宏之議長 質疑なんですよ。質疑をしてください。

17番立石幸徳議員 質疑ですよ。なぜ検討していないのかということですよ。その具体的な現行について。これ以上の質疑はないと思っておりますけどね。

畠野宏之議長 立石議員。なぜ検討しなかったのかというのは、私は質疑には当たらないと思うんですよ。それは意見、討論だろうと思う。

17番立石幸徳議員 議長が質疑に当たらないじゃないですよ。私が思っているから聞いているんですよ。

畠野宏之議長 議会の議事の整理権というのは、議長の権限内にありますので……（「だったら、整理してくださいよ」と言う者あり）だから整理してますよ。私は、それは質疑に当たらないという判断であります。角度を変えてください。

17番立石幸徳議員 議長に質疑を制約される必要はないですよ。

畠野宏之議長 制約はしていません。

17番立石幸徳議員 質疑以外であれば制約を受けますよ、質疑以外であれば。私が言っていることに角度を変えろとか議長が言える話ではないですよ。これからどうしてほしいというときに、今現在の状態をつかんでない意見書というのはあり得ないと思えますよ。そうじゃないですか。今がこうだから次はこうしてくださいというのが意見書ですよ。そこで10%引き上げるといふ根拠は何なんだろうかね、診療報酬。

14番佐藤公建議員 皆様のお手元の陳情第3号に出てます点数とかいろいろ書いてございます。普通の歯科と医療医科との違い等が書かれています。大変、抽象的なわけです。これを見たらなかなか現状がどうだというようなことは、点数の差の中で歯科医がちょっと低いのかなとい

うことは理解ができるわけですがけれども、先ほども申しましたけれども委員会では現状がどうなっているのか。具体的な掘り下げた審議はなされていないということを申し上げているわけでございまして、委員会で討議されなかったのが悪いと、何やっているんだと。あなたの指摘はそういうことですよ。（「私は、悪いとは言っていませんよ」と言う者あり）だから言葉じりをつかまえて、そうおっしゃらないでいただきたいんですが……（「言ったとおりのことを言って…」と言う者あり）だから少なくとも……。

畠野宏之議長 今、答弁中ですから、静粛に。

14番佐藤公建議員 委員会では審査がなされていなかったということを御報告させていただいているところです。

17番立石幸徳議員 議案第64号につきまして、幾つか質疑をさせていただきたいと思います。後期高齢者医療制度のあり方については、本市議会においてもここ数年いろんな論議もあったわけなんです、平成19年9月議会、ちょうど2年前の本市議会におきまして、後期高齢者医療制度の全面見直しを求める意見書を全会一致で採択しております。

この2年前の意見書の提案者もただいま提案されております議案第64号と全く同一の提案者であったわけなんです、2年前の全面見直しの意見書は当然、後期高齢者医療制度そのものは、基本的に是認した上での提案であるわけなんです。今回、なぜ廃止なのか。この点についてお尋ねします。

それから、制度開始から既に1年半が経過しておりまして、現場の医師の間からも制度はある程度定着したのではないかという声すら出ているわけです。そして先月の9月5日京都府の後期高齢者医療制度広域連合におきまして、次のような決議がなされております。

制度が廃止された場合、老健制度が抱えていた問題の解決を遠ざけると。制度のたび重なる大幅な政策転換は、高齢者や制度を実施する現場に大きな混乱が生じることが懸念されるとして、制度堅持を求める決議がなされているわけです。

さらに、全国広域連合会長の横尾会長も多額な投資をして準備してきた制度であり、これを意見書案にあるように老健制度にもとに戻すとなると同じくらいの費用がかかると。現状は落ち着いており、制度の基幹は残すべきだというようなコメントを出しております。意見書案の中の最後のところにある従前の老人保健制度に戻す理由、この点を説明していただきたいと思います。とりあえず2点、お尋ねをいたします。

2番牧信利議員 前回の全面見直しをして、今度廃止とはどういうことかということですが、そのときの情勢ですよ。いかにして、それに賛成してきた方々も含めて、この問題に国民の声を反映させるかという点では、廃止でいくと枕崎市議会はそれはいかんとなって、意見書採択はしない。その時期の段階では、国民のさまざまな世論、そしてまた地域の状況を勘案しながら、この後期高齢者の医療制度の問題点を大きな運動として発展させていく。そして、国政にこれを反映させる。そういう中での見直しということになっているわけですね。

世の中動いてますから、一度決めた方針が絶対それを守っていくという立場じゃないです。いかにして国民の世論を広げるかという点で、どこで輪を広げる条件をつくるかということなんです。今回、廃止にしたというのは、まさに政治的にも明確で、参議院では廃止法案が可決されている。しかも新政権は、それを公約と掲げている。

国民は、そういうことを総選挙でも判断して審判を下したということですから、その公約を一刻も早く実行に移させる。これが今の情勢です。それに添って、廃止という政府自体が掲げている政策を実行させる。そのための意見書として提出しているわけでありまして。混乱を招く原因をつくったのはだれかと自公政権ですよ。金を削るために高齢者に負担を押しつける。医療差別を行う。最大の混乱をつくってきたわけですよ。1年半たったということですが、それでもなお怒りは一層発展しているじゃないですか。

お金がそれぐらにかかると言われてますが、その責任はもともと自公政権がこのような制度をつくったことに原因があるわけですから、そういう点からいえば、そのことを理由にして国民の苦しみを見て見ぬふりをするのかということでもあります。高齢者をうば捨て山制度といわれる状況に放っておくのかということでもあります。いろんな機関の決議とか談話とか紹介されましたが、それはそれを実行している側の人たちの話であります。

つまり国民にとって、その制度がいいのか悪いのか。判断の物差しは、そこにおくべきであります。間違っただけは早く正していく。こういう点でこの意見書を提出しているわけでもあります。

17番立石幸徳議員 肝心の部分の答弁が返ってきてないんですね。要するに、なぜ老人保健制度に戻すのかという部分です。つまり、我が国の医療保険制度の経過を考えたときに、従前あった老人保健制度では、これから持続可能な将来にわたって医療保険制度として問題が多過ぎると。例えば、現役世代と高齢者との負担関係が不透明で、現役世代の負担がますます増高していくというような問題点があったから、10年ぐらかけて制度改正ということで後期高齢者制度が誕生したわけですね。それをもとに戻すというわけですから、確かに制度というものは神ならぬ人間のつくる制度ですから、どのような制度であっても完全無欠、100%の制度というのはいり得ないと思います。ですから、従前の老健制度に戻すという意味合いは何なのかということをお尋ねしているわけです。

2番牧信利議員 それは後期高齢者制度がスタートする前まで行われた制度だから、そのまんまそこにスタートラインに戻るということですよ。老健制度がいいとか悪いとかの問題ではないんです。そこに置かないと新しい制度をつくるまで待ちましようというわけにはいかない問題、そんな話も政権内部では言われてますよ。老健制度に戻すんじゃなくて2段階でいくよりも1段階にした方がいいから新しい制度をまず考えて、それからにしましようというのは先送り理論ですよ。そんなことをやったら、さっきも言ったように高齢者が犠牲になる。

なぜ戻すかというのは、この後期高齢者医療制度ができる前の制度に一たん返して、問題がないと言えば、問題はいっぱい抱えていた。もともと老人保健制度というのは、高齢者から医療負担を取り立てるという目的でつくった。もともと高齢者医療というのは無料だったんですから、それをあくまでも国の財政支出を減らすということを目的にして、こういうふうに変えてきた。

今度の後期高齢者制度というのは、それをもっと悪くしているわけですよ。年齢で人を差別する。医療の制限をする。こういうのは放っておけないじゃないですか。2年ごとに値上げしていくわけですよ、保険料を。もとに戻すというのは、一たん返してやる。だからさまざまな意見がありますよ。老人保健に戻ったら保険料が上がる人がでるといっても現政権がまだ野党時代、4野党が協議して合意したのは、値上がりした分は国が手当てするということで一致していますから、政権を立てているわけですから、当然そういう方向でいくということになるわけですね。

まず、こんなひどい制度をもとに戻して、それからその制度の中で新たな保険制度については検討していくということでもあります。

17番立石幸徳議員 どうもお答えになっていないような気がするんですね。つまり、経過経緯を踏まえた論議になっていない。そうしますと後期高齢者医療制度と老人保健制度では、提案者は老人保健制度の方がよかったと。この点は確認させていただきたいと思います。

2番牧信利議員 意地悪い質問をしますね。（「当たり前の質問ですよ」と言う者あり）老人保健制度だって、後期高齢者医療制度だって国が医療費削りを目的としてつくっているわけですよ。それをこっちはよくて、こっちは悪い。どっちですかって、そんなのはまさに意地悪な質問ですよ。どっちだって悪いのは間違いないですよ。間違いないが、この老人保健制度よりももっと悪いと言っているわけですよ、こっちの方が。人間を差別する。そうでしょう。立石議員は、そのことを認めないんですか。2年ごとに保険料を値上げする。このことはどうですか。

畠野宏之議長 逆質問はできませんので。（「答弁ですから」と言う者あり）答弁になってい

ませんので。

2番牧信利議員 そんなのをみずから明らかにした上で質問された方が、わかりやすく答えやすい。

17番立石幸徳議員 私の見解を聞いても意見書案に賛成するかどうかということでの大事な部分だと思しますので、これは年齢制限をしていると言うのであれば、老人保健制度だってきちっと区分けしていますよ。そして、さきの総選挙で確かに民主党は、後期高齢者医療制度は廃止ということ掲げて選挙をされたわけなんです、具体的な中身は被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図るとというのが、民主党の掲げた政権公約ですよ、この医療制度については、決して、老人保健制度ではありません。

確かに、昨年6月参議院におきまして、後期高齢者制度がスタートした時点では民主党は、従前の老健制度に返せという法案を出しましたけれども、さきの衆議院選では民主党の医療保険制度のマニフェストは、今言ったような地域保険なんですよ。ですから国民が決して老人保健制度を望んだという選挙結果ではなかったと思います。

さらに、もう少し具体的に意見書案の中で、保険料を年金から天引きすることについて、あるいは終末期医療、それに包括払い制度についても言及されていますが、これはその後いろいろな見直しをなされて、例えば年金天引きについても一定の申請主義をとるといような改善の見通しが出ておりますし、終末期医療についても昨年6月23日の中医協で凍結する。あるいは包括払いについては、患者の同意が必要であるので反対意見はもちろんございますが、老人クラブなどではこの包括払いについては、積極的に活用したいという発言さえも出ているんですよ。

それから、きちっとした組織である日本医療政策機構、ここが本年1月に行った世論調査で、現行の後期高齢者医療制度を基本的に維持すべきだという人が、70代以上では56%になったという世論調査結果も出ております。ですから提案者が、後期高齢者医療制度が本当に大変な悪い制度であるというのであれば、直ちに新しい制度を代案として出すべきじゃないんですか。その代案は先ほどから言っております。老人保健制度になるということなんですかね。

2番牧信利議員 いよいよ総理大臣クラスの答弁をしなくちゃいけなくなってきましたね。しかし、さっき天引きはいいという人がいるとか、包括払いもいいという人がいるとか、そう言われるわけですよ。この大もとがどこにあるのかというのが、やっぱり欠けていると思いますね。人間を差別する、年齢で。しかも医療も差別するわけです。

だから、なぜこれをつくるのかというのは厚生労働省がはっきり言っているわけです。医療費を削減するというのが目的だというのが、これまで厚生労働省自身の発言でも明らかになってきている。ここの議会でも何度もそんなこと言ってきました。ですから、立石議員が言われるようなさまざま調査の結果もあるでしょう。しかし、そういう中においても総選挙において、これを掲げた党が躍進をする。政権についてと。これは絶好のチャンスなんですよ。国民の声ですよ。国民が政治を動かしたわけですよ。そういう国民の大きな変化と社会の流れを見るならば、枕崎市議会がこの問題で高齢者医療について本当にきちんとした人間として大切にされる、安心できる医療制度をつくる方向に前向きに取り組む。このことこそが必要だと考えています。

17番立石幸徳議員 質問にきちっと答えてほしいんですよ。つまり提案者の考えている医療保険制度は、後期高齢者医療制度にかわるものは老人保健制度なのかと。この点を明確にしたいわけです。

2番牧信利議員 案文をよく読んでもらわないといかんですよ。こう書いてありますよ。「よって国におかれては後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、喫緊の措置として従前の老人保健制度に戻すこと」と「喫緊の」とですよ。これがいいと書いてない。当面、一番手立てを取りやすいもとの制度に返してから新たな制度を国民的な論議も起こしてつくっていくということですから、文書をきちんと読んでいただければ、立石議員が言われるように老人保健がいいと思うのかなん

て書いてないんです。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

7番原村且元議員 確認のために、日程第11号議案第63号について2点、質問します。1点目は、佐藤委員長に一任で委員会においては検討していないということですが、この委員長は一任を受けた理由、または断らなかった理由について質問します。

2点目は、診療報酬は10%ですけれどもさきの市内の歯科医院の陳情書を補完するような形になっていますけど、この10%という数字はどこから出てきたのか。市内の歯科医師の要望なのかどうか確認します。

14番佐藤公建議員 まず1点目の一任を受けたことですが、一任を受けたことに対しておかしいということなんでしょうか。

7番原村且元議員 おかしいとかおかしくないとかじゃなくて、大事な2割とか10%とか診療報酬の数字を決めるに当たって、委員会の皆さんの意見を一切聞いてないということですよ、ファックスははしたらしいですけども。この一任を受けて断らなかった。皆さんと一緒に話し合いをするのが委員会の重要な役目ですので、それを委員長1人が受けた理由ですね。みんなと話をしなければ決められないという断らなかった理由ですね。これについて、よしあしは別として、その経緯を賛成・反対するに当たって確認しておきたいと思います。

14番佐藤公建議員 委員長報告について、委員の皆様方から一任を受けて報告を書かしていただいているわけです。意見書も同じでございます。そういうことですので、あらかじめ内容についてこうだああだということを皆様方にお諮りして、報告書を書かしていただいているわけではございません。

皆様に報告について一任を受けさせていただいての作業ということでございます。それと2番目の10%のことですが、これも歯科医の方々の陳情には具体的には書かれておりませんが、先ほども申しましたように、点数で医科との違いが書かれております。これをもう少し具体的なパーセンテージで申し上げますと10%ぐらいの値上げということで、そういう願意になっているということでございます。

畠野宏之議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

畠野宏之議長 2人ですかね。

暫時休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時18分 再開

畠野宏之議長 再開します。

ここで10分間、休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

畠野宏之議長 再開いたします。

立石議員。

17番立石幸徳議員 私は、議案第64号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出に反対の立場で討論したいと思います。我が国の医療制度のあり方については、国民皆保険制の堅持、さらに将来にわたって持続可能な医療保険制度を構築していくことが、最も重要なことであろうかと思えます。そのような基本理念のもとに我が国の超高齢社会に最も信頼され安心できる医療

サービスを提供していく体制、これはどういう体制であるかということはずっと検討してまいりまして、高齢者と現役世代の負担関係を公平かつ透明にしていくために、従前の老健制度を後期高齢者制度へと制度改正をしたわけでありまして。

制度改正でありますけれども当然ながら、神ならぬ人間がつくる制度においては、なかなか完全無欠、完璧なものというものは一挙にはでき得ないと考えます。制度を実施しながら少しずつでも改善して、よりよい制度につくっていくことが肝要なことであろうかと考えますが、本意見書は時計の針を逆に回すような老人保健制度への逆行を意見書として陳述しております。このことには賛成でき得ないことであります。

申し上げるまでもなく後期高齢者医療制度は、老人保健制度が抱える問題を解決するために増大していく高齢者の医療費を国民全体で安定的、長期的に支えていこうということを目的に10年以上の議論を経てつくられた制度であるわけです。

具体的ないろいろな問題点はありましたけれども、少しずつ見直しをしながら国民により受け入れられやすい制度へと改善がなされてきているのも事実でございます。そういった観点に立ちますと本制度を性急に廃止するということは、この後期高齢者医療制度をつくるために要した多額の経費あるいは各広域連合あるいは市区町村の努力を無駄にするだけでなく、被保険者はもちろんのこと医療現場にも大きな混乱を招きかねず、安心して安定した医療提供が困難になることが懸念されます。

さきの総選挙では、確かに将来地域保険として一元化を図るという公約を掲げた民主党政権が勝利いたしました。国民の声ということになりますけれども、この新制度が具体的に提案されて現行制度とどういった違いになるのかという比較が、見極めができるまでは少なくとも本制度を継続していくことが大事なことであろうと考えますので、以上の立場から本意見書を採択するには反対の討論をいたしたいと思っております。

畠野宏之議長 次に、沖園強議員。

11番沖園強議員 討論に入る前に、先ほどの討論通告の部分で63号を通告いたしました...
...

畠野宏之議長 それはできませんので。

11番沖園強議員 ですから、一応断っておきます。

畠野宏之議長 議長としてその件につきましては、聞いておりませんので。

11番沖園強議員 わかりました。わかりましたというよりも非常に議会というのはまどろっこしいものだなと思っております。議案第64号について、賛成の立場で討論を行います。我々地方議会、先ほど提案者の方でもございましたが、市民、国民の意見を我々は声高につなげていかなければならないと。そういった観点で賛成するものなのですが、制度につきましては今までいろんな合理性に欠けるとか指摘、批判されてきたところでございます。

新政権がこういった取り組みをされていくのか、まだ定かではございませんが、見直すべきところは見直すべきであろうということで、賛成の討論にかえさせていただきます。

畠野宏之議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

畠野宏之議長 起立少数であります。

よって、議案第64号は、否決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務、産業建設、文教厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続調査申し出がありました。それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議において、議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

畠野宏之議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成21年第5回定例会を閉会いたします。

午前11時38分 閉会

一般質問の要旨

**予算及び決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意
見・要望**

平成21年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
豊留 榮子	<p>新型インフルエンザ対策について</p>	<p>1 新型インフルエンザの本格的な流行が始まったと言われている。報道によればアメリカでは人口の半数が感染し、3万人から9万人の死亡者が出る可能性があるとの発表がなされている。どのように分析しているのか</p> <p>2 学校での対策について</p> <p>(1) 新学期が始まれば感染拡大が心配されている。学校での感染予防対策が重要になっているがどのような対策がとられているのか</p> <p>(2) 学級閉鎖や学校閉鎖の決定基準はどのようになっているのか</p> <p>(3) ワクチンの備蓄がおくれているとのことであるが、枕崎市でのワクチン接種はどのようになるのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>子供の医療費無料化について</p>	<p>1 小学校入学前までの医療費無料化をする場合、対象となる子供の数とその費用額はどのようになるのか</p> <p>2 近隣自治体で無料化年齢を広げている。少なくとも枕崎でも小学校入学前までの無料化を実現すべきだと考えるが、市長の見解はどうか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>交通安全対策について</p>	<p>1 瀬戸公園付近の道路改良について</p> <p>(1) 国道226号からカラオケボックスや健康ジムのある山道を行くと瀬戸公園の横に出てくる。T字路になるが、左側はカーブで右側は公園の植え込みや公衆便所が視界を妨げ、見通しを悪くしている。カーブミラーの設置が改善を</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	市営墓地の墓参道の整備について	<p>(2) 県道枕崎知覧線の改良促進を</p> <p>2 大塚南町のハウス通りの交差点は見通しが悪く危険である。ミラーの設置を</p> <p>3 立神郵便局通りの側溝のフタ取りつけは、どのような状況にあるのか</p> <p>1 市営犬牟田墓地、枕崎共同斎場に隣接する駐車場が、若葉町方向からは入り口が狭く、大回りをするために桜の木の根元をタイヤが踏みつけ傷めている。さらに、入り口にはくぼみができている。入り口を広げる改善と駐車場の舗装が必要と考えるがどうか</p> <p>2 市営犬牟田墓地の中央通りの路面整備と山際の草地のでこぼこを解消して、電動車で通れるように舗装してほしい</p>	市 長 副市長 課 長
村上 ミエ	市長選について	1 出馬する意向はあるのか。出馬するのであれば特に何に力をいれていくのか。枕崎を売り出す目玉対策を考えているのか。2期目に向けての抱負は	市 長
	雇用について	1 観光案内所が建設中であるが、人材採用はどのような方法で行うのか。特産物の販売箇所も設けるのか	市 長 課 長
	修学旅行の受け入れについて	1 グリーンツーリズムで修学旅行生を受け入れているが、不慮の事故対策は。受け入れ農家への指導は	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
牧 信利	環境について	<p>1 枕崎市クリーン堆肥センター一帯の消臭対策の取り組み状況はどこまで進んでいるのか。また、他の畜舎への対応はどうなっているのか</p> <p>2 有用微生物の活用の進捗状況はどの辺まで進んでいるのか</p>	市 長 課 長
	新政権について	<p>1 新政権への対応と市政運営について</p>	市 長
	市長退職金廃止について	<p>1 市長退職金は4年間で1441万円は「高すぎる」との声があるが、市長はどのように考えているか</p> <p>2 廃止する考えはないか</p>	市 長
	医療問題について	<p>1 国民健康保険証について、資格証明書発行世帯の子供に対する保険証交付について</p> <p>(1) 保険証を持たない子供の数は</p> <p>(2) 保険証のない子供が病気をした場合、どのようにしているのか</p> <p>2 保険証を持たない市民が新型インフルエンザなどに感染した場合、どのような対処をするのか</p> <p>3 医療費無料化について</p> <p>(1) 高齢者医療費無料化についての見解は</p> <p>(2) 高齢者医療費無料化を国へ働きかける考えはないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	介護問題について	1 厚労省の介護認定見直し方針について (1) 見直しはなぜ行われたのか (2) この見直しで、どのような影響が出るのか (3) 新介護認定制度は廃止し、すべての人に必要なサービスが提供できる制度にすべきだと考えるかどうか	市 長 副市長 課 長
	交通安全対策について	1 市道通山大堀線と市道通山湯穴線交差点との見通しが悪い。改善する考えはないか 2 市道大堀牧園線と市道木場札尾線交差点との見通しが悪い。改善する考えはないか 3 市道大堀大塚線と市道大堀牧園線との交差点の見通しが悪い。改善する考えはないか	市 長 副市長 課 長
	市営墓地の墓参道の整備について	1 市営墓地階段の手すりを両側につけ安全確保を 2 犬牟田墓地北側墓参道の整備について (1) 市道に認定する考えはないか	市 長 課 長
俵積田義信	行財政改革等について	1 瀬戸口市政 1 期目の取り組みとその評価は 2 行財政改革集中プランの達成率について (1) 財政健全化への推進はどうか (2) 事務事業等の見直しはどうか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>(3) 民間委託等への推進はどうか</p> <p>(4) 組織機構の見直しはどうか</p> <p>(5) 定員管理の適正化の取り組みは</p> <p>3 今後の財政運営の見通しは</p> <p>4 自主財源確保のための遊休市有地や南薩線跡地等の売却の状況は</p>	
	南薩縦貫道の整備促進について	1 南薩縦貫道は、川辺知覧間は整備区間に格上げされたが、枕崎まではまだ計画区間のままである。今後どのような格上げへの運動や推進をしていくのか	市 長 課 長
	枕崎空港活性化について	1 空港スカイフェスタと今後の利用促進について、どのように考えているのか	市 長 課 長
	消防の広域化について	1 県は指宿との広域化を計画しているようだが、そうなった場合、本署、事務所等はどのようにして決定されるのか	市 長 課 長
	し尿処理について	1 本市にあるし尿処理場は相当古く、耐用年数が過ぎていていると聞くが、新処理場の計画はどうなっているのか	市 長 課 長
	農業振興について	1 南薩畑かん地区の水利用による農業振興についてどのように考えているのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
原村 且元	新型インフルエンザ対策について	2 お茶の将来についてどう考えているのか	市 長 課 長
		3 国の化成肥料等への助成は。農家への支払いはどうか	
		1 厚労省は新型インフルエンザのワクチンの製造は10月までに1,500万人分しか製造できないと発表した。本市の確保数はどの位の見通しになるのか	
	市政について	1 瀬戸口市長の2期目への意欲と熱意は	市 長
	村営定期船「みしま」の枕崎寄港について	1 村営定期船「みしま」の実証運航が開始されたが、計画と実績等は	市 長 課 長
	小中学校の進路指導の現状とあり方について	1 小学生についての進路指導はどうなっているのか 2 中学生についての進路指導はどうなっているのか 3 進路指導に関する情報提供はどのように行っているのか 4 平成21年度枕崎市「教育行政要覧」の中の「確かな学力の定着」や「進路指導の充実」「教職員の資質の向上」「高校との連携強化」などは、具体的にはどうなっているのか	市 長 教育長 課 長
児童・生徒への「日本史」教育について	1 本県高校の6割が「日本史」を履修していないが、そのしわ寄せとして小中学校でいかなる補充策をしているのか。また、考えているのか	市 長 教育長 課 長	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
上 釜 いほ	本市の知的財産(特許・実用新案・商標・意匠)に関する指導・育成について	<p>2 小・中学校の対応にも限界がある。国や県にどのような働きかけをしているのか</p> <p>1 小・中学生への知的財産、発明特許教育については、どのような指導をしているのか</p> <p>2 本市民、企業への工業所有権、知的財産に関する啓発活動について、具体的にはどんなことをしているのか</p>	市 長 教育長 課 長
	本市民への新規住宅建設への補助金について	1 近隣の市では、住宅建設について市民へ補助金を出しているが、本市ではどうなっているのか	市 長 課 長
	公約(マニフェスト)について	<p>1 平成の大合併についてどう思うか</p> <p>2 地域コミュニティの育成についての結果は</p> <p>3 高齢者の人材活用についての結果は</p> <p>4 子育て支援のパブリックコメントについての結果は</p> <p>5 特区による教育先進自治体についての結果は</p>	市 長
	消費者保護行政について	<p>1 相談・苦情の対応についてどのようにしているのか</p> <p>2 本市の実状について</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	子育て支援について	3 プライバシーの保護について 1 新型インフルエンザの対応について 2 ヒブワクチンの接種について	市 長 課 長
	一般行政	1 不妊治療について	市 長 課 長
立石 幸徳	教育行政について	1 教育委員会の改革についてどのように考えているか 2 小中一貫教育についてどのように考えているか 3 学力テストの公表についてどのように考えているか 4 体力テストの公表についてどのように考えているか 5 サッカー場の整備についてどのように考えているか	市 長 教育長 課 長
	市政について	1 枕崎市60年の歩みをどのように評価し、本市の将来の重点課題は何であると考えるか	市 長
	水産業振興について	1 カツオの資源についてどのような認識を持っているのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
新屋敷幸隆		<p>2 かつおぶし原料を供給する海巻船は、なぜ大型化していくのか</p> <p>3 海巻大型船の受け入れは、現在の枕崎漁港の施設で対応できるのか</p> <p>4 大型船受け入れのため改善すべき点また、そのための計画を示してほしい</p>	
	新型インフルエンザ対策について	1 新型インフルエンザ予防策と発生後の本市の対応はどのようになっているのか	市 長 課 長
	行政改革について	1 人事院は公務員の「住居手当」の完全廃止を勧告したが、本市の対応はどうか	市 長 課 長
	2009年度鹿児島県市長会第2回定例会の内容について	1 空港のタンクローリー車の件についてどういう話をしたのか	市 長
	本市の農業政策について	1 耕作放棄地、自給率等の諸問題や茶生産者への救済は	市 長
	耐震診断の進捗状況について	1 どの程度進んでいるのか。その結果について	市 長
	観光案内所の維持管理について	1 既に建設が始まったが、完成後の運営をどうするのか	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	村 営 定 期 船 「みしま」の 試験航路につ いて	1 定期航路となるような実績が上がっているのか	市 長
	全国学力テス トについて 新型インフル エンザについ て	1 教育改革市民フォーラムにおいてアンケートをとったところ、中止すべきだとの声が多かった。当局の考えは	市 長 教育長 市 長
	メールの活用 について	1 行政に活用を。他市では既に実施しており市民サービスの向上のためにも積極的に取り入れたらどうか	市 長
	総務省が創設 する「地域協 働体」につい て	1 地方の自治体において最もよりよい政策であると思うがどうか	市 長
	市営テニスコ ートについて	1 ネット上部のカバー補修を	市 長
中原 重信	お茶の価格低 迷について	1 お茶の価格低迷に対し、これまでどのような対策を実施しているか 2 30年ぶりの価格下落の上、肥料、燃料、生産資材の高騰により、コストが大幅に増大しており、茶農家はかつてない厳しい状況である。当面の緊急対策を打たなければならないと思うが、本市では利子補給支援策や肥料等に対しての補助支援はできないか 3 お茶を生かしたまちづくりが必要と考えているが、どう思うか 4 茶業から転作したり、廃業した農家数はどのくらいか	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	緊急経済対策事業の効果について	<p>5 今後の対策はどのように考えているか</p> <p>1 これまで実施してきた緊急経済対策事業の効果はどのくらいあったか</p>	市 長 課 長
米倉 輝子	市長の市政への評価と今後の展望について 瀬戸口市政を振り返って	<p>1 市長のこれまでの市政に対する自己評価と今後の展望をどのように考えているのか</p> <p>2 2期目の出馬はどのように考えているのか</p> <p>1 合併について (1) 公約は合併すると言っていた。今後どうするのか</p> <p>2 社協問題について (1) 外部調査委員より報告書も出された。市の調査委員会の報告書とでは重大な点で内容が違っている。どちらの報告書が正しいと思っているか</p> <p>(2) 不正を認識したのはいつごろか</p> <p>(3) 市の調査委員会の委員長は現副市長である。副市長は福祉事務所所長の経験がある。福祉事務所の所長に就任したのはいつからか</p> <p>(4) かつての福祉事務所所長を市の調査委員長にするのに問題はなかったか</p> <p>(5) 市の調査報告書では市の職員はだれも知らなかったとある。外部調査では、市の職員による</p>	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	悪臭問題について	<p>何らかの関与があったのではないかと強い疑問を払拭することはできなかったとある。市はねじ曲げたのではないか</p> <p>1 木原公民館の回答から</p> <p>(1) 事業者に対して土地開発行為に係る指導を文書で通知している。どのような内容か</p> <p>(2) 都市計画法では許可申請手続不要、建築基準法では県への申請が必要。でも建物建築確認申請の届け出がなされていない。どういうことか。また、横のつながりはどうなっているのか</p> <p>(3) 悪臭防止法により都市計画区域内の用途地域の規制基準が設定されているが、本市は臭気強度、アンモニア濃度等測定しているのか</p> <p>(4) 河川における水質汚濁の指標も基準値を満たしている。また、事業所から出される排出水の水質検査も基準値内であるとのこと。住民からの苦情はかなりのものがある。今後、その解決策としてどのように考えているのか</p> <p>(5) 農政課、水産商工課の今後の取り組みは</p>	市 長 課 長

平成21年第5回定例会予算及び決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

議案第52号平成21年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,550万円を追加し、予算総額を102億1,780万円にしようとするもので、当初予算額より8.0%の伸びとなる。
地方債の補正については、事業の追加及び臨時財政対策債の決定によるものである。
- ・ 補正予算の主なものとしては、1番の国の1次補正関連事業として子育て応援特別手当交付事業、森林整備加速化林業再生事業、森林環境保全整備事業、学校情報通信技術環境整備事業など。2番の地域活性化経済危機対策臨時交付金事業として、低公害車購入事業、市道整備事業、防火水槽設置事業、学校情報通信技術環境整備事業など。その他3番の財政調整基金積立金、5番の福祉関係国県支出金等精算返納、7番の水道事業会計出資金及び15番の花渡川改修にかかる土地取得費などをお願いしてある。
- ・ 以上の財源として、繰越金1億1,312万7,000円、国庫支出金8,552万5,000円、県支出金6,975万4,000円、市債5,670万円、財産収入4,995万5,000円、地方交付税1,973万6,000円、地方特例交付金630万2,000円、諸収入ほか595万円増と繰入金3,154万9,000円減で措置した。
- ・ 子育て応援特別手当交付事業は平成21年10月1日が基準日となるが、この基準日において住民基本台帳に記録されている、あるいは外国人登録原票に登録されている世帯主が対象となり、平成21年度において小学校就学前3学年の子、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの支給対象となる子1人当たり3万6,000円を支給するものである。
- ・ 力みなぎる南薩農山漁村活性化対策事業は、振興局事業1億円の枠の中で組まれている事業である。目的としては、農林水産業等の生産性の向上やコスト低減のための生産基盤、施設整備等の整備、農産物の安全性の確保、消費拡大のためのPR活動や消費者の交流等を促進し、南薩地域の力みなぎる農山漁村の活性化に資するということで、事業実施主体は、県や市や農協また生産者の組織3戸以上となっている。今回お願いしているのは生産性向上・コスト低減対策の中の花卉省エネ革新技术導入事業の中でお願いした。
- ・ 力みなぎる南薩農村活性化事業は、大塚の3戸の農家が、電照用として発熱電球を使っているが、地球温暖化の観点から経済産業省が2012年度までに発熱電球の製造販売を中止して、蛍光灯へ切りかえていくという方針を打ち出している。大手企業も中止するという方針等があり、発熱電球の代替として蛍光灯とLEDを利用した電照というのがあるが、ワット数で発熱電球が1個当たり75ワット、蛍光灯が21ワット、LEDが6ワットと消費電力は圧倒的にLEDが安い、導入価格が高いのと今まで使っていた発熱電球との電照としての効果が、まだはっきりしていないので、今回、実証圃を設置して検証していきたい。
- ・ 地域活性化の経済危機対策臨時交付金事業については、国が経済対策ということで、国から出された経済対策事業の概要の中で、その文言等に該当するものについてはすべて臨時交付金事業の対象にすると1回目の事業でも説明したが、その事業に対応するものについてはすべて該当するということがありまして、今回もそれに基づいて予算をお願いしてあるが、この交付金事業については6月補正についても内閣府で確認作業がなされており、6月補正分については一応、内閣府の確認を受けて事業執行している状況である。今回の2回目の申請については、まだ国からいつまでに提出しろと来ていないので、出てきたら内閣府の確認を受けた上で事業執行という形になる。
- ・ 今回お願いしてある1次補正にしる、経済危機対策の交付金事業にしる、今の特殊な時期での経済対策ということで、今後将来的につなげる対策という位置づけではなくて、ここ数年の

厳しい経済対策に対する位置づけで臨時という言葉もついているので、そういう意味では期間限定というのはこの経済対策に対する位置づけからするといたし方ない。実際的にいろんな事業があるが、今後この事業がなくなった後、将来的に市単独でやる事業が出てくるものについては相当考慮した形での事業実施をしないといけないと考えている。

- ・ 地方再生戦略または経済危機対策に対応した事業ということで国から示された事業の中であれば対象になるということで御理解いただきたい。
- ・ 1次補正の分については、予算の中に上げてあるものについては、今回の補正分で国県の内示に伴うもの。制度改正に伴うもの。県の方に直接事業申請してあるもの。県が予算化してあるもの。そういったものを根拠として予算に計上してある。
- ・ 子育て応援特別手当事業は国の制度で、100%財源については国庫支出金である。したがって国の経済危機対策関係事業として、今の自民党政権がやったわけである。今後については、政権も変わるわけでどういう絡みになるのかは私たちとしては言えない。
- ・ 子育て応援支援手当の平成20年度分については多子世帯をとということで、2人以上子供がいるところに子育て特別応援手当を交付し、対象児童数は295名であった。
- ・ 平成20年度の子育て応援特別手当については多子世帯対策で、第2子以降からだったので第1子は該当しなかった。今度の場合は、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子供さんであれば、第1子であろうと第2子であろうと第3子であろうと関係なく、その間に生まれた方だったら対象となる。20年度で第2子以降、かつ平成15年4月2日から平成17年4月1日までの子供さんだったら20年度も21年度も対象となる。
- ・ 子育て応援特別手当交付金事業の支給対象の見込みは541名。これは7月21日現在の電算上の数字で、基準日が10月1日となっているので変わる可能性はある。平成20年度については、対象児童数295名だったので250名ほどがふえてくる。
- ・ 国が制度上設けた制度であるから市の判断でしませんが、そのかわりに別の事業をするといったことは許されない。したがって子育て応援特別手当交付金事業についても、国の制度上で決められたことである。定額給付金についてもいろんな論議があって、賛成も反対もあるが、市としてはそれに従って粛々とやる以外にない。ただその事業を後もって例えば市の単独事業でやれるかどうかということになってくると、いろんな問題も財政上の問題も出てくる。
- ・ がん検診事業で、特定年齢に達した女性は子宮頸がん対象者が20歳、25歳、30歳、35歳、40歳。乳がんの対象者が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の5歳刻みの区分となっている。
- ・ がん検診の実施時期は、ことし10月1日から来年3月31日まで21年度中となっている。
- ・ 子育てふれあいグループ自然花については、本市の美山町、木口屋集落にある家を改造して、子育てサロンや相談事業、学童保育、一時預かり、長期休み親子宿泊体験、土日体験等の子育ての援助をやるようとしているグループである。NPO法人ということで設立総会はしているが、今、県へ認証の途中であり10月下旬には認証がおりる見込みと聞いている。
- ・ 相談支援事業及び地域活動支援センター事業の委託先はウエルフェアと川辺の児玉病院にある虹の道の2カ所である。主に精神障害者の相談や創作活動等で利用させていただいて自立支援に役立てていただくという事業である。
- ・ 利用回数はウエルフェアで、補正前で地域活動支援センター部分が1,044回計上してあったが、見込みとして2,132回。それからウエルフェアの相談支援事業が、補正前449回組んでいたが、568回と見込んでいる。人数的に今回ふえた部分はウエルフェアの部分であるが、ウエルフェアに隣接するアパートがある。ウエルフェアは当初「はーもに家」を宮田町の方でやっていたがそこが廃止になり、その方たちが隣接するアパートの方に居住するようになった。その部分と、あと市外から、今、そのアパートが満杯状態になり入居戸数18に対して17人入居されている。その部分で利用。その相談支援事業と地域活動支援センターのその部分を占

める方が多くなってきた。

- ・ 市の上水道区域外の簡易水道の数は16地区ある。今回、お願いしてある鳥越奥ヶ平水道組合の滅菌タンク取りかえ工事であるが、工事費は17万8,500円である。そのうち地区簡易水道施設事業補助金交付要綱に基づき、工事費の2分の1以内の補助を行うということで、17万8,500円の2分の1以内を補助するということである。
- ・ 鳥越奥ヶ平水道組合の滅菌タンクの設置箇所であるが、水道施設のボーリングを設置しているところに、それから下流というか排水タンクの方に行くところに滅菌装置をしており、一般の大腸菌等もろもろそういった生活用水として利用できるための滅菌効果を上げる装置である。
- ・ 各小学校のパソコン教育については、パソコン教室を設け、パソコン教室の方で情報教育をしている。その機器等がことしの10月で5年リースが切れるので、その部分をこの補助事業等で新規に買い取るということで、そっくりそのまま98台を買い取る予算をお願いしている。
- ・ クリーン堆肥センターの悪臭については、微生物の名前をちょっと思い出せないが、微生物を原料に混ぜて、においを低減化する対策を進めているところである。
- ・ 堆肥センターのアンモニア窒素については、不定期に観測している。24時間連続での測定はできない器具になっている。
- ・ 木原地区の畜産悪臭については、6月議会においていろいろ御指摘を受け、それ以降市内においていろいろな問題に対する取り組みについて協議しながら、枕崎市環境保全審議会についても構成する関係団体等のいろんな審議を行い、それをもとに各関係機関に各委員の選出をお願いして、今回9月1日より2年間の任期ということで委任状をお願いした。それと公害防止協定についても、案をつくり事業所やそういうところと7月、8月において5回ほど打ち合せをしながら中身を詰めて、現在、協定締結に向けて取り組んでいる状況である。
- ・ 悪臭が発生する場所として豚舎、堆肥舎。浄化槽自体あまりにおいは出ないんじゃないかと考えている。堆肥舎の方は、横の方というか、そこはカーテンで密閉できるようになっている。ただ問題は堆肥の出入り口の方なので、そこに壁を取りつけるよう指導しているところである。それと堆肥の発酵をよく進めるといのが、においを少なくする大事なことであるので有用菌等を使っての利用を指導している。
- ・ 豚舎については、あそこはウインドレス豚舎といって密閉された豚舎構造になっている。中の換気が必要なので送風機をつけてあり、豚舎内の空気をそこから外に強制的に排気する設備になっている。豚舎内の対策としては、定期的に細霧をしてにおいを抑えるという方法と送風機の出口のところに細霧の設置はできないか検討をお願いしているところである。ただこれがいずれも専門的になってくるので、国の財団法人みたいなところで畜産環境機構というところがあり、そこに指導と畜産農家への研修ということで内諾を得ているので、畜産農家の研修とあわせ、その現場の具体的な指導をいただいたいと考えている。
- ・ 悪臭についてはいろいろな苦情が出てきており、19年度あたりから現地指導をたびたび行ってきた。畜産業を営む人の責務として公害を出さないということが基本中の基本なので、今まで家畜衛生保健所のふん尿処理施設の設計についても見解をもらっているし、そういうことで専門業者等含めて今後検討していきたい。ただ近々また木原の役員の方々と市の方と話し合いもされるので、今後とも現地指導を含めて実施していきたい。
- ・ 審議会委員については地域住民の代表ということで、各校区公連の会長をお願いしてある。また、公害防止協定については、現在、案をつくり県及び環境省が出している公害防止協定に基づき、本市の今の現況に関係した感じで作った。一番問題となっている今後の豚舎の増設については、事前に行政及び地域住民への説明を行うということでしたら、地域の方が納得した施設ができるんじゃないかと当初そういうことで説明して、その点については若干の問題が残っており、それを現在詰めている状況である。

- ・ 6月10日に木原公民館から出された悪臭問題についての質問状については、7月8日に公民館長に回答しているが、質問事項として6点ほどあったがそれについて回答を行った。
- ・ 7月8日の木原公民館長に対し回答した部分について、7月24日に公民館組織の評議員会があり、その中でまだ2～3点というか、何力所か理解できない部分があり、現在それについて協議事項があり庁議を開き、それに対する回答を現在やっているところである。
- ・ 海難見舞金については、ことし7月30日に本市の漁民が遭難して0.3トンの漁船が破損したので、それに対する見舞金である。見舞金は枕崎市海難見舞金支給条例があって、この中の第1条で漁船が海難により災害を受けた場合に見舞金を支給するというので、災害の程度によって支給する金額が表に定められている。
- ・ いっさいがっ祭というのは秋の産業祭りで、これまで新酒祭りとJAの農業祭、漁協のぶえん祭りが個々に行われていたが、これを合同開催として新たに商工会議所、薩摩酒造、南さつま農協枕崎支所、漁協、水産加工組合、かつお公社、地場産業振興センター、お魚センター、枕崎市が一緒になって実行委員会をつくって、10月25日に開催しようとしている。
- ・ いっさいがっ祭実行委員会の会長は市長である。副会長は薩摩酒造明治蔵の所長、農協の代表理事組合長、漁協の代表理事組合長になっている。事務局は水産商工課である。
- ・ 水産業強化対策施設整備事業は、水産加工組合の冷蔵庫施設が漁協の第1冷蔵庫の南側に道路が1つあって、もう1つ南の方に加工組合の冷蔵庫があって、そこにトラックスケールがあって、約3割程度省人化できるということで導入された事業である。
- ・ 森林整備加速化・林業再生事業は、県が基金を積み立てて、それを3カ年間でやっていく事業で、その基金が森林整備推進等基金事業となっている。その中で、今回願っているおがくず工場については、木材加工流通施設等整備である。事業主体は、今回の場合は地域材を利用する法人ということで該当するところである。補助率は2分の1以内である。対象となる機械等名については、木材処理加工施設整備である。採択要件等としては、事業計画における木材取扱量は主伐及び間伐により、杉・ヒノキの人工林から生産された間伐材等がおおむね7割以上を占めること。またその中で、間伐材等のうち半分が間伐材を占めることと市町村により予算措置が可能なが条件になっている。
- ・ 森林については、二酸化炭素の低減というか、いろんな森林整備、特に間伐を国も県も推進しているところである。間伐した材を普通の製材として使える分は使っていくが、曲った材とか規格に合わない材も出てくるので、それを有効に使おうということで、おがくずとして使っていくという考え方である。
- ・ 市有林の管理状況は、間伐を5年に1回の割合でしているが、今はちょっと手が足りなくて7年で回っている状況である。
- ・ 年間5町ぐらい間伐をやって、ほかに枝切り等をやっている。
- ・ かごしま森林組合の作業班の方には、間伐するところの字図を市にとりにくるので、地主の了解はもちろん周辺の地主の承諾もある程度得てくださいという指導はしている。
- ・ 林業振興費の工事請負費の財源内訳は、事業費が6,773万9,000円で国県が3,070万3,000円。地方債が3,700万円。一般財源が3万6,000円で、地方債については50%の交付税措置がある。
- ・ 森林環境保全整備事業は、舗装については市町村の今回はその他の部分に該当し、利用区域の森林面積は50ヘクタール以上。負担割合は国が3分の1、県が0.12、市町村が0.547となっている。採択基準については、金山悪谷線の場合は縦断勾配がおおむね7%を超える区間、曲線半径がおおむね20メートル未満の区間ということで該当する。
- ・ 金山悪谷線の総延長は5,225メートルである。舗装は全部ではなくて、勾配がきついところ、荒れがひどいところ、危険な箇所などを勘案して舗装する部分は決めていきたい。また地質の強度を調査してから設計を組むようになっていて、地盤がしっかりしていれば割と安く上がる

ので、そういうことで舗装できる延長は決まってくると考えている。林道事業の設計の組み方、排水路等の整備とか、あそこは岩を砕いて通している部分もあるので、そういう保護策とかも勘案して、最初は7,000万程度の概算で上げていたところある。そういうのが入ってきて全線は難しい状況にある。

- ・ 林道等を造成する場合、山の沢をそのまま利用した林道をつくっている。地元住民から山が荒れていると聞いたので、明ヶ口のため池から左の水路沿いに担当が上がって、見ておりに来たが、全然雨が降っていないので水が流れていない。砂利が入っているからということも調べてみたが、今のところ砂利はなかった。ただ問題は水が流れたときに、どのような流れをすることがかわらなかったので、状況を見ながらできることがあったら対処していきたい。
- ・ 障害者自立支援法については、それまでの措置から1割負担が導入されてやっている。政権交代の中で利用状況とか正確に障害者自身から昔の制度と比べてどうなったのかという調査をしていない。
- ・ 地域活性化危機対策臨時交付金の内容というのが地球温暖化対策とか少子高齢化社会の対応、安全安心の実現という項目が挙げられている事業である。その中で今回、マイクロバスが2台のうちの1台、これが平成2年で19年経過しており、走行距離も21万1,000キロである。最近いろいろ修理が出てきて先行き不安であることから、これを買いかえるものである。買いかえるに当たって、平成17年度の低公害車に切りかえてお願いしたいということである。
- ・ 普通交付税については7月28日に交付決定があり、35億2,289万9,000円で対前年度と比較すると1億5,467万8,000円の増で、率にして4.6%となっている。主な増額の要因は、21年度に創設された地域雇用の創出推進費と今回、病院事業が交付税の需要額算定に見直しがあったので、その影響額が大きい。

委員からの意見・要望

- ・ 木原地区の悪臭については、この前委員会で現場を視察した以降、10回くらい耐えられないぐらいのにおいがしている。木原地区、日之出は市立病院もあり、入院患者等も部屋の中まで入ってくる。近くに飲食店もあるが、市の施設の市立病院があるので、アンモニア探知機とかそういうのもつけていただき、証拠というわけではないが、調査を徹底していただきたい。

議案第53号平成21年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,419万1,000円を追加し、予算総額を36億3,551万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.67%の増となる。
- ・ 歳出の主なものは、制度改正による出産育児一時金改定による48万円の増額、高額療養費特別支給金20万円及び償還金は20年度確定による療養給付費等交付金返納金2,351万1,000円の増額である。以上の財源として、国庫支出金139万3,000円、繰入金16万円及び繰越金2,263万8,000円の増で措置した。
- ・ 今回の国民健康保険の出産育児一時金の改定の関係は、健康保険法の施行令の改正による改定であるので、他保険も同じ金額で改定をされるものである。

議案第54号平成21年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ273万7,000円を追加し、予算総額を2億9,023万6,000円にしようとするもので、当初予算より0.95%の増となる。
- ・ 歳出の主なものは20年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金は保険料滞

納繰越分139万9,000円、償還金は国庫支出金返納金5万7,000円及び一般会計繰出金128万1,000円の増額である。以上の財源として、繰越金273万7,000円の増で措置した。

- ・ 政権交代による影響について現在得ている情報の中では、後期高齢者医療の保険制度を廃止するという通知も連絡もないので、どういうふうな形に今後なっていくのか、全然まだ予想も何もつかないのが現状である。政権交代という大きな節目があったので、いろんな変化が今後起こってくると思うが、内容等については一切今のところ不明である。

議案第55号平成21年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

当局説明

- ・ 歳入歳出の補正は、1億3,047万3,000円を追加し、総額を21億4,634万8,000円にしようとするもので、当初予算額より約6.5%の伸びとなる。
- ・ 今回の補正は、平成20年度決算確定に伴う精算返納及びそれに伴う基金積立金の増である。介護給付費準備基金積立金を3,988万3,000円増額し、介護給付費負担金等精算返納金これについては平成20年度分国庫支出金、県支出金、支払基金交付金分であるが、これを6,042万1,000円増額し、一般会計繰出金、平成20年度一般会計繰入金の精算返納金が3,016万9,000円の増となる。以上の財源として、繰越金1億3,047万3,000円の増で措置した。
- ・ 平成20年度末の準備基金積立金残額は1億7,091万1,306円であったが、平成21年度予算において3,686万6,000円を取り崩し、今回、基金積立金の計上が3,988万2,381円で合計1億7,392万7,687円となる。
- ・ 介護職員の処遇改善部分については、各事業所いろんな事業を持っているので、その部分が即座にその部分を勘案して上げてあると回答しているところは1カ所で、ほかのところについては検討中であるという回答だった。また、国の方でも3%の報酬引き上げ部分がどのように職員の処遇改善に結びついているかについては、調査委員会を設けて順次調査していくと伺っている。
- ・ 国からの特例交付金を原資とした基金積立金1,250万7,543円の部分については、介護報酬引き上げに伴って、介護保険料にその影響が出てくるということで、介護保険料を軽減するために国の特例交付金で引き上げられる相当部分、平成21年度については引き上げ相当額100%、平成22年度については2分の1の額を特例交付金を原資として介護保険料の軽減のために役立ててくださいということで基金を積み立ててある。
- ・ 国からの特例交付金については介護保険料の軽減策として市の方に入ってきている。
- ・ 平成24年度からの3カ年分を前倒しして21年度から23年度で緊急に整備してほしいというのが国の考え方である。その中で、こういう事業があるけれどもその要望に前向きにというか国のこの事業を使ってやりたいというのは1カ所あったが、それについては県の方に事業計画書を出すことになっているので、その部分についてはまだ県に出したというのは伺っていない。
- ・ 21年度から23年度までの4期計画を立てる場合であっても第5期の部分まで、ある程度見据えながら計画を立てる。ですから第5期も、ある程度のニーズの部分についてはどれだけの施設整備をするかについては、大体、翌期4期を立てる場合、第5期部分までを出すことになる。
- ・ 保険料については、第4期の3年間で平成21年度が3,400円、22年度が3,500円、23年度3,600円と決定しているので、その額でいくことになる。
- ・ 今回の政権交代に伴って、社会保障全般についての見直しが行われていくというのは確実だとは思いますが、実際、介護分野でどのような施策が行われてくるかというのは今からの問題であるので、新たな施策が出された部分については各介護事業所の考え方とかについては、今回の介護職員の処遇改善問題もそうであるが、その部分についてもどのように考えていくかという

のは逐次、介護事業所の方の考え方等も伺っていきたい。

議案第56号平成21年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的支出においては人事異動等に伴う給与費1,914万9,000円の減額をするとともに、新型インフルエンザ防護具購入に伴う材料費69万3,000円、経費では昭和50年度に建設した旧病棟の耐震診断業務委託料197万4,000円のほか、非常勤医師増員に伴う報償費2,250万6,000円及び旅費交通費72万4,000円の増額により、医業費用を674万8,000円追加しようとするもので、補正後の収支は3,721万7,000円の純損失となる見込みである。
また、新型インフルエンザ対策の人工呼吸器を購入するため、資本的支出を210万円追加し、収入額が支出額に対して不足する1,841万8,000円については過年度分損益勘定留保資金1,176万2,086円及び当年度分損益勘定留保資金665万5,914円で補てんしようとするものである。
- ・ 院長の勤務状況については、当直をするのが水曜日と木曜日。それ以外の土日については8月29、30日あたりになると二日間連続での宿日直までやるということなので、8月24日から31日の1週間でいうと、病院で120時間拘束している。したがって、ほとんど院長の毎日の勤務という状況である。その合間に非常勤医師に応援をお願いしているのが実状である。
- ・ 医師の配置基準は、前年度の患者数に基づいて計算するので、20年度患者数から算定すると医師数は3.85人が充足の場合100%になるということである。
- ・ 8月の実際の非常勤医師の勤務をすべて常勤医に換算すると3.04人となって、79%の充足率で今の状況ではまだ医師が完全に満たされていないという状況である。
- ・ 実際の医師の充足率から100%を超えていなければならない部分については、当然申請できないが医師数が70%を下回った場合、これは一律、診療報酬は10%カットをされる。70%を下回ると経営に直接的な影響が出てくるということである。
- ・ 実質的に非常勤医師をあと補充しても、なかなか3.85人ということにはならないということで、今動いているのは常勤の医師として来てもらえる方を探している最中ということである。
- ・ 非常勤医師の場合の1回当たりの単価を年収ベースでいうと、常勤医師より高くならざるを得ない。それは1回の報償費の算定の仕方を大学側の算定の仕方を参考にしているので、ボーナス時期に勤務していない医師の場合、ボーナスに対する支給がないということで、その部分も若干加味した単価になっている。1年間通しで考えると常勤より非常勤医の方が高いお金を支払っているという形になる。
- ・ 本市においては、本年4月に枕崎市新型インフルエンザ策定行動計画を策定している。その中で、流行の規模の想定とか基本的な考え方の中で、実際の流行の程度に応じてどのような対策をとるとか組織的なもの等を設定してある。
- ・ 行動計画の策定根拠というのは、はっきりわからない部分もあるが、先日の一般質問等でもあった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中に、基本方針として厚生労働大臣は基本的な指針を定めるという規定があるので、それに準じてと言ったらおかしいが、国は今度のインフルエンザ関係について平成17年11月ごろに、これは鳥インフルエンザの関係だったと思うが、行動計画等をつくって、県にもつくるように指示を出しているの、それに準じて市としては先ほど言った新型インフルエンザ策定行動計画をつくって、もろもろの計画、準備をしているのが現状である。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中で、そういう情報提供とかは国、県に明記されているが、市町村においてはそこまで規定されていない。
- ・ 新型インフルエンザの情報の公開というか状況の関係については、一応、私どもとしては国と県の方で基本的になされるものと認識している。

- ・ 新型インフルエンザの市民に対する広報等については、対策会議の中でも注意喚起の広報をやっていくということで、今現在、今月の市報等にもチラシを入れ、そういう活動をするということを実行本部の方ではやっている。
- ・ 市としての実態は、この前全員協議会で報告したとおり、幼児何名、児童何名、保護者1名、合計27名ということではつかんでいる。したがって、対策本部の中に教育委員会なり福祉事務所なり関係課が集まって、連携を深めながら市の実態としては把握していると言える。ただ、現時点ではこの前報告したとおり、その後状況の変化はないということである。
- ・ 防護具は5点セットになっている。ゴーグルとNタイプの95マスクそれとエプロンタイプのガウン、頭髪を覆うためのキャップと手袋である。
- ・ 8月から市立病院にかぜの症状を訴えて診察に来られた方で、医師の判断で簡易検査が必要であるということで簡易検査をしたのが、8月24日から28日までで3名、8月31日から9月4日までで6名、9月6日は当番医であったがそのときに4名、合計13名である。このうち、A型、B型ともに陰性であったのでインフルエンザの罹患者ではないと市立病院の方としては判断している。
- ・ 今回のインフルエンザの感染経路等については、私どもとしては全然わからないし、保健所等からも情報は聞いていない。実際問題として、新聞等にあるようにある特定の場所に、特に県外に行かれた人とかという話は聞くが、それは話だけのことであって経路とかについては把握できていない。
- ・ 通常の患者に使う人工呼吸器ということでは、市立病院は1台保有している。今回の210万円というのは新型インフルエンザ対策の人工呼吸器1台の価格である。
- ・ 新型インフルエンザに対して、流行が始まってそれが爆発的な流行になった場合、市立病院は加世田保健所の現地対策本部の中の1施設ということになっている。それについては、既に加世田保健所の方からも要請が来ており、その中の医療医薬品班ということで市立病院は県立薩南病院、坊津病院と一緒に収容病院ということで対応してもらいたいということである。
- ・ 加世田保健所の現地対策本部が組織された場合に、おそらくフェーズ6のCという段階になると思うが、そのときには県立薩南病院が40床、枕崎市立病院が20床、坊津病院が9床で、69床が新型インフルエンザの入院患者受入施設ということになる。
- ・ 医療職給料表の1が医師の部分、医療職給料表の2が技師、医療職給料表3が看護師である。
- ・ 医療職1の月額102万7,788円は、4月1日段階で市立病院院長は事業管理者として特別職になっているので、この職員1人当たり給与の中には入っていない。これは、常勤の若い医師の部分である。事業管理者の給与に関する条例の中で月額55万8,000円としてあるので、この部分には出てこない。

委員からの意見・要望

- ・ 新型インフルエンザで亡くなった方がどこの歯医者さんに行った、どこに寄ったというのは具体的に知っている。ちゃんとそこは、消毒とかしないとそこに患者とかお客さんが行かなくなる恐れもあるので、それこそ風評被害が起こるのでちゃんと手を打ってやっていただきたい。

議案第57号平成21年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）

当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入及び支出において、補助事業導入に伴う事務費相当額を収益的収入及び支出（3条予算）から、資本的収入及び支出（4条予算）に組みかえるため、支出において110万4,000円を減額しようとするものである。
- ・ 資本的収入及び支出において、収入においては国の経済危機対策に伴う補助要件緩和により、

地方公営企業繰り出し基準が一部追加されたことに伴い、一般会計から2,000万円の出資を受けるとともに企業債を同額の2,000万円減額しようとするものである。

支出においては、収益的収入及び支出からの組みかえによる事務費相当額110万4,000円を増額しようとするものである。

- ・ この結果、収益的収支では収入額4億7,887万6,000円に対し、支出額4億4,662万7,000円となり、税抜き後で1,448万1,000円の当年度純利益となる見込みである。
- ・ 資本的収支では、収入額1億7,145万3,000円に対し、支出額4億8,677万3,000円となり、差し引き3億1,532万円の不足額については第3条に示してあるように過年度分損益勘定留保資金1億6,172万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,663万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,696万4,000円で補てんしようとするものである。
- ・ 今回、補助要件緩和等が行われたことに伴い、安全対策事業に係る繰出基準が一部追加されたということである。安全対策事業、つまり本市では石綿セメント管に係る事業であるが、この耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するもので、3年間の平均事業費を超える部分に対して、繰り出しを認めるということである。

認定事項第1号平成20年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

当局説明

- ・ 平成20年度一般会計当初予算は96億9,000万円で、前年度に比べて率にしてマイナス2.7%、2億7,000万円の減となり実質的に9年連続の減となったが、年度途中で中途退職者に係る退職手当や人事異動に伴う職員給与費などの人件費、国庫支出金精算返納、災害復旧事業費、一部事務組合や特別会計への負担金・繰入金、基金積立、さらには国の2度にわたる追加補正等に対応し5回の補正を行い、最終予算額は105億467万円となった。前年度からの繰越額1,690万円を加えた最終予算額は、105億2,157万円となっている。
- ・ 決算規模は、歳入総額は98億1,005万3,000円となり、対前年度比マイナス1.8%、1億8,466万2,000円の減、歳出総額は、95億9,127万3,000円で対前年度マイナス2.9%、2億8,996万2,000円の減となり、決算規模でも実質的に9年連続の減となっている。
- ・ 形式収支は、2億1,878万円の黒字となっている。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源3,186万6,000円を差し引いた実質収支は、前年度よりプラス64.7%、7,343万9,000円増の1億8,691万4,000円の黒字、単年度収支も7,343万9,000円の黒字となり、これに積立金5,825万円を加えた実質単年度収支も1億3,168万9,000円の黒字となっている。
- ・ 実質収支、単年度収支、実質単年度収支の3収支については、平成19年度に引き続き2年連続で黒字となっている。また、実質収支比率も1.2ポイント上がって3.0%となっている。
- ・ 前年度決算額との比較における歳入歳出状況は、まず歳入決算額の科目別構成比については、地方交付税が39.2%、前年度は36.7%、次に市税が23.7%、前年度は23.3%、次に国庫支出金が10.0%、前年度は10.1%の順となっている。
- ・ 対前年度増減額については、地方交付税が地方再生対策費の創設により1億8,199万9,000円、繰越金で3,850万円、地方特例交付金が減収補てん特例交付金及び地方税等減収補てん臨時交付金の創設等により1,140万円の増となったが、繰入金が飛行場管理基金と財政調整基金の皆減により1億1,459万円、市債が水道事業会計への出資の皆減や退職手当債の減などによって、1億1,260万円の大幅な減となったのを初め、ほかのすべての項目で減となっている。
- ・ 歳出決算額の目的別構成比は、民生費が31.7%、前年度は28.2%、公債費が17.9%、前年度は15.8%、総務費が13.8%、前年度は13.4%の順となっている。
- ・ 対前年度増減額は、民生費が後期高齢者医療制度の開始等で2億6,038万1,000円、公債費が公的資金補償金免除繰上償還額の増によって1億5,690万6,000円の増となった一方で、衛

生費が老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行等によって、3億9,514万3,000円、土木費が下水道事業会計への繰出金や地方道路整備臨時交付金事業などで1億3,625万5,000円、次に災害復旧費が7,310万7,000円、教育費が桜山中学校校舎の大規模改修などで7,280万6,000円の減となっている。

- ・ 決算統計による指数等は、まず基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合いわゆる財政力指数の3カ年平均は、基準財政収入額が減になったことによって0.007ポイント低い0.411となっている。
- ・ 標準財政規模は、標準税収入額は減となったが、普通交付税が増額となったことから、前年度より230万9,000円の増となっている。
- ・ 経常一般財源収入額は、普通交付税の増などにより、前年度より6,629万6,000円の増となっている。
- ・ 経常一般財源比率は、標準財政規模に対する経常一般財源収入額の割合を示すもので、100を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があることを示すもので、前年度より1.0ポイント好転して100.8%となっている。
- ・ 財政への弾力性を示す経常収支比率は99.1%で、前年度より1.0ポイント好転している。この要因は、算式である分母の臨時財政対策債を含めた経常一般財源収入が普通交付税の増などで64億4,904万8,000円となり、前年度に比べて5,059万6,000円の増になったことに対し、分子である経常経費充当一般財源が扶助費や公債費、繰出金などは増となったが人件費の大幅な減額により、63億8,996万9,000円となり、前年度に比べ1,192万1,000円の減になったことによるものである。
- ・ 公債費比率は、災害に強いまちづくり事業に係る元利償還金の増などによって18.9%となり、前年度より0.4ポイント上昇している。また、起債制限比率も13.4%で、前年度より0.1ポイント上昇している。
- ・ 地方債現在高は、公債費の適正化計画に基づいて取り組みをしているが、前年度末より6億5,411万5,000円減になり129億0,017万5,000円となり、5年連続で減少してきている。
- ・ 積立金現在高については、5億1,097万8,000円で前年度末より6,346万9,000円の増となった。庁舎建設基金、枕崎飛行場管理運営基金の借り入れを考慮した実質的な現在高を見ても3億7,297万8,000円で、前年度末より8,246万9,000円の増となっている。
- ・ 自主財源比率と依存財源比率については、自主財源比率は31.8%で前年度より0.8ポイント低くなっている。依存財源比率は逆に68.2%で前年度より0.8ポイント高くなっている。この要因は、自主財源が前年度より1億7,497万円減の30億7,809万4,000円、依存財源は前年度より1億3,303万9,000円減の65億8,961万2,000円となり、いずれも減となったが、自主財源の減が依存財源の減よりも約4,200万円大きかったことによる。
- ・ 性質別経費比率は、義務的経費比率が59.2%で前年度より1.8ポイント上昇し、投資的経費比率は7.3%で前年度より2.4ポイント低くなっている。
- ・ 投資的経費の比率の低下は、普通建設事業費が1億8,118万3,000円の減、災害復旧事業費で7,975万7,000円の減となったことで、投資的経費が前年度より2億6,094万円の減の6億9,378万3,000円となった。
- ・ その他の経費比率は、33.5%で前年度より0.6ポイント上昇している。この要因は、義務的経費では扶助費が1,968万6,000円の増、公債費が4,950万6,000円の増となったが、人件費が定年退職者の減による退職手当の減や職員給与カットの継続、それから新規採用職員の抑制等による職員数の減に伴う職員給与費の減などによって1億3,346万7,000円減で、前年度より6,427万5,000円減の55億9,387万9,000円となり、投資的経費では補助費等が2,506万8,000円の増、積立金が1,896万9,000円の増となったものの、投資及び出資金が5,300万円の減、繰

出金が4,928万8,000円の減となったのを初め、ほかの経費もすべて減になったことで、前年度より8,809万4,000円減の31億6,126万4,000円となったことにより、歳出決算規模が前年度に比べ減になったことから比率としては上昇している。

- ・ 市税の徴収率は、滞納繰越分の徴収率は上昇しているが、現年度分が0.2ポイント下回ったことにより、前年度より0.1ポイント低い96.1%となっている。
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について、まず実質赤字比率は一般会計の実質収支は黒字ということなので該当はない。
- ・ 連結実質赤字比率は、老人保健特別会計が赤字決算となったが、一般会計、その他の特別会計及び公営企業会計がすべて黒字決算となっていることから収支全体では黒字となって、これも該当はない。
- ・ 実質公債費比率は、現在、公債費負担適正化計画に基づく取り組み等により、単年度では18.4%で前年度より0.4ポイント改善したが、3カ年平均18.5%で前年度と同率になっている。
- ・ 将来負担比率は、下水道事業特別会計等の公営企業債等繰入見込み額は増となったが、一般会計の地方債残高及び衛生管理組合並びに消防組合の地方債残高に対する負担見込み額である組合等負担額見込み額がそれぞれ減になったのを初め、残るほかのすべての項目も減となり、将来負担額が前年度に比べて10億7,287万4,000円減少したことによって、前年度より8.5ポイント好転して207.0%となっている。
- ・ いずれの健全化判断比率も早期健全化基準を下回る比率となっている。
- ・ 人事評価制度は、平成18年度からの給与条例改正の中で、昇給部分の勤務評定を取り入れて勤勉手当まで反映するように19年8月から課長級を対象に試行的に実施した。20年度から本年度までの成果として、当初の目的である役割達成状況評価あるいは勤務共同評価を行うことによって給与、昇任等の処遇に反映していること。評価される職員が期首において目標、課題というものを設定するので、それによって意識的に自己啓発、人材育成、また課長級であるので部下を管理するという面からの成果が出てきている。
- ・ 人事評価制度の今後について、一般職員についての早期導入が考えられる中で、努力していかねばならないが、今、課長級に行われている成果をもうしばらくじっくりと検討しながら、いつの時点かはっきり申し上げられないが、検討していかねばならない。
- ・ 人事評価の結果、勤勉手当の支給率が下がった職員の数は1名である。
- ・ 職員健診の異常率の内容は職員健診の結果、経過観察、要治療、要精密と3つに分類された方が異常ということで掲げている。異常の内容は、それぞれの血液検査、尿検査等必要な検査を行って、通常値を若干でも出た場合には異常と厳しく判定しているため、このような高率になっている。
- ・ 職員健診で精密検査を必要とされた方が76名いるが、このうち一番多いのが肝機能障害31名、次に、要治療28名、このうち脂質異常が20名、経過観察16名のうち、一番多く指摘されたのが脂質異常と肝機能障害である。
- ・ 異常の指摘がされた方は、検査を担当している医師と面談時間を確保して、指摘を受けた職員と治療計画等に当たってもらうよう時間を設定して指導いただいている。
- ・ 平成18年の職員健診の異常率が75.49%、平成19年度で異常率が72.89%、平成20年度で87.59%という数値になっているが、特に平成20年度あたりからいわゆる生活習慣病、メタボリックシンドロームの関係で特定検診等が始まっているので、厳しく数値をとらえたところである。
- ・ 毎年1回、当局と職員の代表で組織した安全衛生委員会を開催し、検診項目の確認、ふやしてほしい健診項目等の要望等をくみ上げるように努力している。100%受診の呼びかけもそちらで行っている。

- ・ 職員の相談に乗る専門家については、人口規模の大きい鹿児島市あたりになると職員厚生課に保健師等をおいて、健康相談それから健診の専門的な取り組みをやっているが、ほかの17市ではそのような配置はしていない。
- ・ 課長会等を通じて、市長並びに私の方から常々職員の健康の留意については申し上げている。肉体的にも精神的にも強い職員になってもらいたいこと。さらに職員1人の問題ではなく、家庭や市役所職員、市民にも迷惑をかける。健康診査の87%の異常については、少しでも異常があれば相当数甘く上げてある。したがって、市立病院に行って精密検査等を受けながら、自分の健康は自分で守るしかないので注意してもらいたいとの注意喚起も含めて、そういった異常があればすぐ出せるようにしてある。
- ・ 人間ドックも毎年120~130人の1日ドック、2日ドックもやっているのですが、今後の職員の健康については十分留意させ、共済組合等も毎年、健康検診にかかわる相談とかもしているし、市立病院とも契約しているので、職員の健康には十分留意するように喚起していきたい。
- ・ 職員数は20年4月1日現在で246名、21年3月31日現在で244名となっているが、その他の職員は1月1日現在で、委託人で78名、嘱託員で40名となっている。
- ・ 決算統計上の人件費は、19年度で23億1,904万7,000円、20年度が21億8,558万円、マイナスの1億3,346万7,000円で人件費は減っている。
- ・ 電話交換業務員の報酬は嘱託員化で、委託人2人だったところを3人にふやして、時間の制限でその業務全体を3人で割った関係上、その全体額が減ってきている。
また業務は1日2人勤務で、実働時間については6.75時間となっている。なお、2人が早番、遅番の体制をとって、早番が8時半から対応して遅番が1時間おくれて来るが、それぞれ6.75時間、時間給単価980円で日額6,600円、この金額は18年度以降かわっていない。
- ・ 防犯協会に対する補助金が、前年度とすると33万円削減されたのは、庁内の行政評価委員会の中で、毎年度行政評価する中で補助金、交付金の位置づけについて検討し、人件費負担分をカットしたためである。
- ・ 市長交際費が、前年度より8万7,000円ほどふえたのは、内容的にはほとんどかわりなく、その時期に件数がふえたということもあって、大体平均3,000円程度を基準に設けているので、少しオーバーしたこと等の積み上げである。
- ・ 需用費の光熱水費が前年度比で56万1,000円ほど事務改善の効果が上がっている主な原因は、20年度は大きな災害がなかったもので、昨年12月議会で30万円減額している。残り20万円ほどの効果となるが、九州電力との電力契約内容を見直し、業務電力をA1からA型にかえて平常時、7月~9月時以外は若干単価が上がるが、一番電力を使う7月~9月時の料金を大きく下げるというタイプに、いろんなシミュレーションを通して過去10年ぐらいの電気使用状況を調べて、30万ぐらいの節電になるのがわかって、たしか19年度から実施して効果が出ている。
- ・ プロパンガスの契約は、市内の業者間での入札である。
- ・ 電子入札システムの利用負担金は、県とその他県内の市町村全市で協議会をつくっており、県が鹿児島県頭脳センターと委託契約を結んで、県が2分の1負担、市町村でその他の2分の1を国勢調査の人口割で負担金が来ている。19年度から本市もお金を払っているが、実際始まったのが18年度からで、18年度は本市は入っていなかったもので、当初2カ年分請求が来て高くなっている。前年度入っていないところはその分まで含めて負担金を支払うとなっていた。
- ・ 庁舎の宿日直者には、市民からの問い合わせ等のマニュアル、それからこちらからお願いして市民から問い合わせがあった場合、このような対応をしてくださいとマニュアル等は当初の委託をお願いする段階で、委託先の関係者も含んで十分説明している。
- ・ 市のホームページの編集については、庁内の担当者レベルの検討会で、ホームページに掲載するような市の連絡事項について協議しているが、ホームページのリニューアルについては、

- ビジュアル的な刷新には結構技術的なものも伴うので、担当者レベルでは検討できていない。
- ・ 市のホームページは、より広く市民の皆さんに情報を発信するという意味から、できるだけ市からのお知らせ情報について流しているし、各分野別にホームページを各項目分けてあるので、その中に例えば市からの助成制度等のお知らせも掲載してある。ただ、ホームページ内のリンクが十分はってあるとか利用者にとって利用しがたいかということは今後、十分検討の余地があるので検討していきたい。
 - ・ 河川水質検査と海域の水質検査並びに特定事業所の水質検査をやっているが、特定施設の水質検査の検査結果に基づき、異常等かなり悪い点があれば文書等で改善指導や保健所と一緒に現場指導を行い、現場調査を行って改善措置をお願いしている。
 - ・ 河川の検査結果のデータについては、毎年7月の広報まくらざきで情報提供している。
 - ・ 過去5年間の数字の比較であるが、河川の水質検査の有機性汚濁の代表的な指標であるBODが一番の環境基準の指標であるが、BODの場合が平成16年の達成率が57.1%に対して、平成20年度が76.2%とBODに関しては、かなり改善されている。
 - ・ 河川の水質検査の基準等は、平成11年に制定された枕崎市の河川をきれいにする条例の河川水質保全目標値で採水地点類型達成期間を定めてきたが、平成20年4月1日から現在の採水地点及び状況が実態に適合しないということで、採水地点及び目標値の類型達成期間について変更を行い、採水地点の変更とか類型等の見直しをしたために、こういうデータが出たと判断している。
 - ・ 神園川流域は、公共下水道区域に入っており、下水道に接続している箇所が多いと思うが、その中で異臭等についても今後調査しながら検討していきたい。
 - ・ 神園川流域にかかわる水産加工業者で現実的につないでない業者もいる。前から言っているように、水産業、畜産業、家庭が一体となって、公害防止、特に悪臭問題については、取り組む必要がある。単独浄化槽を合併浄化槽にかえるとか、まだ下水道につないでない家庭、あるいは業者等についてもできるだけつないでいくように指導していきたい。
 - ・ 市内21カ所を年4回調査したということで全体的な河川の水質状況の結果が達成率等で示されて、全体枠の中での評価を記載しているが、今後は河川あるいは、上流、中流でのデータの結果について、こういった形で評価の基準に反映させるかを検討していきたい。
 - ・ ごみ収集委託業務におけるデータが平成20年度は4,650トン、そして不燃が563トン、資源が775トンのあわせて5,988トンとなり前年度とかなり減少しているが、平成20年度の収集ごみが5,988トン、持ち込みが4,658トン、あわせて1万0,646トンになる。平成19年度は、持ち込みごみが4,474トン、資源ごみが6,173トン、あわせて1万0,647トンとわずか1トンしか減っていない。主な原因は、事業者から出るごみ、各家庭から直接内鍋清掃センターに持っていくごみ等がふえたと判断している。
 - ・ 保健推進員は各公民館長さんに委員を選んでもらい、その方々に各種健診の説明パンフレットや申込書とかをお願いして健康に関する広報活動や説明を含めてやっている。最近では、インフルエンザの予防注射の申し込みも保健推進員に対象の方々への配布の協力をもらっている。
 - ・ 老人福祉費の食の自立支援事業の平成20年の対象者は310名。宅配数は242名で、延べ宅配数は10万3,359食である。平成19年度は延べ10万8,537食で、5,200食ほど宅配数は減っている状況にある。
 - ・ 高校生の企業訪問は、20年度は南薩地区管内延べ14社に対して118名が参加し、うち高校生は95名である。平成19年度は、南薩管内計15社に訪問して参加者総数は133名、うち高校生が109名となっている。
 - ・ 生活交通路線の維持費補助は、本市と他市町村、広域的な路線について経常収入に対して経常費用が多い場合補助するものであり、本市の場合は鹿児島 - 川辺経由の枕崎への特急バス、

鹿児島から川辺を經由して枕崎までの普通バス、伊集院高校から加世田を經由して枕崎までのバスの3路線であり、利用実績はふえている。

- ・ 地方公共交通特別対策事業補助は、空港バスの関係で、前年度までは経常収入が経常経費を上回っていたということで補助対象にはならなかったが、今年度は経常費用の方がかさんだということで新たに補助になった。
- ・ 地方バスの市内路線は、補助対象としては道野・金山線の1線である。
- ・ 市内バス路線の道野・金山線は、19年度に比べて880人程度減って、平成20年度は利用者が4,355人である。運行便数の合理化やルート変更など対策を講じてきて何とか利用確保にはつなげてきているところであるが、実態としてなかなか利用が伸びていない状況もあるので、バス事業者としては何らかの検討をということで、市の方とも協議している。補助額は、平成20年度は270万円である。
- ・ 高齢化社会に伴い、今後、交通弱者の交通手段をどう確保するかというのが問題になる。市としては老人福祉バスの利用形態、現在の運行状況も含め、あるいは厳しい財政状況でもあり補助金の今後の対応についても総合的に事業者等とも検討していきたい。
- ・ 扶助費の保護率の減は、平成19年度の保護世帯が232世帯、平成20年度が226世帯で6世帯減っており、死亡とか申請が少なかったりする関係で減っている。近隣の南九州市や南さつま市と比較すると低くない状況にあるが、申請を拒むことは一切ない。
- ・ 生活保護の20年度の申請件数は20件で、開始件数は18件である。申請却下等の中身としては、資産調査をして、特に預貯金等の資産、活用できる不動産等があればそれを活用していただくということで、申請却下している。居住用財産についてはそのまま保有を認める。
- ・ 生命保険の保有は、毎月の保険料がおおむね安い保険料の場合、保有を容認する場合もある。
- ・ 庁舎建設基金積み立ての65万円は利子分である。平成元年度から1,000万ずつ積み立てていく決定をした経緯があるが、その後、財政的に非常に苦しい状況で、その目標が達成できず、むしろ取り崩す形になってきている。
- ・ 鉄筋コンクリートの耐用年数は70年で、既に半分を過ぎ、なるべく早くというような気持ちはあるが、なかなか計画が立てられていないというのが現実である。新たに庁舎建設の計画は、もう1回検討していきたい。
- ・ 定額給付金の給付状況は、9月8日現在で1万1,380世帯の対象者に対し、未申請の世帯数が85世帯。申請率99.25%という状況である。金額にして3億9,008万8,000円のうち、給付済額が3億8,757万2,000円で給付率は99.36%である。期限は10月3日、消印10月5日となる。残り85件については、手を尽くして呼びかけてはいるが、住所だけあって実際住んでいない等の原因が主だと思っている。連絡がとれなくて受け取れなかった場合、そのお金は国に返還しなければならない。
- ・ 火之神公園は、来園者、宿泊者、プールの利用者が前年度より下回っている。その要因は、特に鍋、釜、まな板、包丁等の備品が古くなって借り入れる人が少なくなっていると考えている。
- ・ キャンプ場については、抜本的な見直しが必要であると考えているところだが、具体的にはこれから詰めをしていく。
- ・ 市としても行政評価委員会の中で、火之神キャンプ公園については2回ほど審議し、公営のキャンプ場として受け入れ態勢が十分なのか、備品等はそろっているのか、テントやキャンプ用具などの貸し出し物品が老朽化などにより十分整備されていないのかとか、いろんな意見が出されている。委託人は、キャンプ場管理人が2名、プールは7名、期間は7月20日から8月31日までである。
- ・ 火之神公園の放置車輦については、景観上の問題があるので土地所有者や警察と連携して対

策を考えていきたい。

- ・ 中山間地域等直接支払事業の3団体は、千堂ケ平、八窪、野平である。内容としては、耕作放棄地にならないよう共同活動等を行って多面的機能の維持や草払いなどをやる事業で、金額は96万2,523円、対象面積は1万4,046平米である。
- ・ 施設園芸原油価格高騰緊急対策事業は、大塚地区7戸の花弁農家が2.66ヘクタールのハウスに多断式サーモという温度調整をする装置を9台と循環扇は110台。これはハウス内の温度を均一にし、無駄な燃油をたかず省エネを図る施設である。
- ・ 枕崎港に入ってくる貿易船は、無線検疫を通過しているので、今のところは区域を設けることは考えていない。
- ・ 感染症対策等については検疫の対象となっている。日本船に乗っている外国人は1回検疫を通過して乗っているため、日本漁船が外地に寄らないと検疫の対象にならない。
- ・ 沿岸漁業の水揚げが近年は減少しているのは、地球の温暖化による資源の移動、海洋汚染、磯焼け等が原因ではないかと考えている。
- ・ 沿岸漁業の対策事業の全体事業費は、平成19年度が297万4,000円で、20年度が292万1,000円である。
- ・ 日本近海カツオの資源状況は減少しているが、本市としてはかつおぶし用の加工用原料は最低でも確保しないといけないので、加工組合、漁協、市一体となって外来船誘致に努めていきたい。
- ・ 水産事業の総合的な対策については、まず原料確保、港の整備等、沿岸漁場の回復を目標にやっている。
- ・ 桜公園のソーラーについては企業の寄贈である。トイレは、瀬戸公園の道路の拡張計画と総合的に考えていかないといけないと考えている。歩道は、具体的な検討はされていない。
- ・ 市道雑草伐採委託の公民館委託は例年22公民館に委託し、畑かん地区と整備された市道で公民館の周辺を対象にしている。
- ・ 若葉通り線のクスノキは37本あり、クスノキの上空に電線等あることや木の枝が広がり過ぎて、車輦及び歩行者等に危険な状況であったので、今回の事業で木の高さを低く剪定した。クスノキの成長が早く1～2年で茂ってきて若葉町の景観に合った緑の並木道になると思っている。街路樹の剪定は、目安として5年に1回程度実施している。
- ・ 町の美しい景観を守るということは大事なことだが、街路樹の問題をとってみてもそこに住む人とそこに住んでいない人との見方もあると思っている。市道の雑草の伐採についても、シルバー人材センターに任せるところ、公民館に委託するところ、市がするところ、住民の協働でするところ、そういった区分けも必要だと認識している。
- ・ ことしのお茶は、これまでにない低価格で推移したが、農協を通して市場に出荷するのが大分で、1番茶の本茶単価で平成21年が2,097円、20年が2,902円、2番茶については21年が748円、20年が968円、3番茶については21年が409円、20年が604円、4番茶については21年が362円、20年が539円といずれも昨年を下回る結果になった。
- ・ 要因としては、消費がリーフ茶を中心に伸び悩んでいることや昨年来発生した経済不況の問題とかあるが、もう一つ本地域において大きい要因としては、本年2月ごろから暖冬傾向で例年より10日近く新芽の出方が早く、3月28～29日ごろ低温が来てお茶の葉がダメージを受けた。お茶を販売する際の大きな要因の一つに水色というのがあるが、そこで痛められたために緑の色ののり具合が悪く水色等が出なかったということ等もことしの1番茶についてはあったようである。
- ・ 茶の生産調整は、有効な方法の一つと考えている。ただ全国の主産地である静岡においては、1番茶、2番茶までしか摘採していない。枕崎については4番茶までしている状況の中で、特

に静岡等が主張したのはお茶の生産は2番茶でやめようやということで、その辺で生産者団体の足並みがそろっていないというのが現状である。

- 全体的な需要は、リーフ茶、ドリンク茶の伸びる要素は少ないと考えている。むしろ、水が伸びていてなかなか厳しい状況にある。各産地間競争になるかと思うが、本市の一番の特徴は全国どこの産地よりも県内でも早いというのがあって、これまでの1番茶価格を見ていくと早い方から段々右肩下がりになっていくのが一般的なお茶の価格動向なので、本市のお茶については私自身期待している。ここ1年の状況としては、ことし値が安いということでいいお茶をつくろうと減産になっている。2番茶以降中刈りして生産されない状況にある。来年の1番茶についてもそういう傾向が続くと考えられるので、需給はことしよりは改善してくると考えている。
- 枕崎市担い手育成総合支援協議会に、九州農政局の方からお金が入ってきて、農地の利用調整活動費ということで152万4,000円、賃金が40万5,000円、報償費が51万9,000円、あと役員費等となっている。
- 担い手協議会の構成員については、農政課、農業委員会、農協、共済組合、南薩振興局とかがメンバーになっていて、特に認定農業者等の育成を図るとというのが主たる目標であるが、それ以外にも耕作放棄地の対策とかあって、その関連の事業費としてお金が入ってきている。中身については賃金とか需要費とか報償費とかに使われており、報償費が51万9,000円ほどあるが、これが集落推進員の方へ支払われている。
- 耕作放棄地の調査については、農地法の改正等もあって農業委員の責務というのが重要になってきているので、報酬等の見直しは行わないで、現在のままでお願いしている。
- 中小企業育成補助は商工会議所の事業について助成しているもので、技能検定事業の開催や情報提供をしたり、中小企業の相談所の事業が12回ほどで巡回指導が1,435件とか、情報提供としては会報等が6,700部を2回ほど、融資のあっせんが95件となっている。
- 商工振興資金預託金の20年度の利用状況は、新規申し込みが1件で500万円である。昨年からセーフティネット事業が始まっているので、セーフティネット事業の利用者の方が多いので、そちらの推進に力を入れている。
- 農業振興資金貸付金については、平成20年度は11件で1億1,196万の貸し付けがされており、その中で2,000万円の預託金が利用された。
- 中心市街地の活性化を図るために空き店舗対策の検討を行って、いろいろな助成事業を使って商工会議所とも詰めているが、まだ最終的に助成事業を立ち上げるまでには至っていない。雇用対策事業等を使った中で、空き店舗を利用してもらうような方策も今1店舗出てきたところで、今後もさらに検討しながら事業が定着していくように努めていきたい。
- 空き店舗対策の事業については市の一般財源を使うこともあると思うが、雇用対策については緊急雇用対策事業関係の中で、県の公募事業に応募してNPOの方が利用されているので、この辺の定着を見極めていきたい。
- 県のふるさと雇用再生特別基金事業は公募型なので、県が直接公募して県の方から直接NPOにお金が出る。事業をやって展開事業について援助できるものがあれば援助していきたい。
- 県営湛水防除の施設については、第1排水機場、第2排水機場があるが、上流川の第2排水機場については市に譲渡されている。第1排水機場については、県は市に譲渡したい意向はもっているが、給水ポンプの口径基準が500で、それを変更しようとして動いており、まだ調整がついていないということで、現時点では市に管理が委託されている。
- 財産に関する調書の公共用財産ということで農業施設2万0,260.05平米については中島ダムの用地である。
- 市有林の除間伐の場所については、東鹿籠字六郎兵衛中9,279番地と東鹿籠字大尾ヶ平

9,265番地の地域である。

- ・ 7年に1回の市有林の管理では行き届かない部分もあるが、20年は4.81ヘクタールで本年は15ヘクタール予定している。除間伐については大事なことであるので、なるべくできるように進めていきたい。
- ・ 有害鳥獣捕獲事業の報奨金は、ためぎが1頭、3,400円、カラスが115羽、1羽600円で6万9,000円。合計7万2,400円となっている
- ・ 林政推進事業交付金で森林590ヘクタールは、枕崎市全域で施業計画を森林組合と契約した面積である。作業路の補修等はかごしま森林組合が行う。
- ・ 林業就労改善推進事業は、森林組合の労務班に対しての保険料等の支払いに対する補助を行っている。間伐等森林環境整備事業は、2人の委託人に委託して山をいろいろ見てもらって、その中で間伐が必要だとかというのを森林組合に報告して、森林組合が地主のところに行って、施業計画の許可をもらっている状況である。
- ・ 水産業費の総務費で漁港使用料徴収委託費は、委託の方が1人いて、その方が船を巡回して徴収している。使用料徴収額と比べて委託費が約半分ほど占めているが、これまで何回か見直しをして現在に至っている。
- ・ 公園費で乗用芝刈機賃借料は月10日ぐらい使って、一月2万0,370円である。
- ・ 学校用務員の委託人は3人で、桜山小学校1名、5年目。立神小学校1名、2年目。桜山中学校1名、3年目である。
- ・ 奨学金資金は、平成20年度は76名の申し込みがあり全員が採用されている。
- ・ 貸付枠の拡大については、状況をかんがみ厳しい財政の上ではあったが、21年度の当初では200万上積みして、3,200万円で募集したところである。
- ・ 就学援助は、平成20年で小学校の認定者数が189、中学校が104、合わせて293名になる。申し込み件数は300件である。はずれた理由は、世帯数では4世帯になるが、具体的などになると難しいが、父親が今まで収入がなかったのが仕事に復帰されたという形が2件、仕事関係で不安定だったものが安定した収入ということを確認できたので、非認定とさせてもらった。
- ・ 小中一貫教育は、本市における教育施策の大きな一つの柱と考えているので、これからもずっと継続してこの問題について取り組んでいきたいし、成果として残していきたい。
- ・ 小中一貫教育のねらいというのは学力向上であるし、本市で言えば中一ギャップの未然防止になると思う。小・中を見通した9年間の取り組みということなので、取り組みによってこの点が際立っているとか、この点が少し落ちているなどというのではなくて、継続的にこれからも教諭を中心として、地域性も小学校1、中学校1なので継続に取り組んでいくという、それが成果ではないかなと思う。
- ・ 小中一貫教育を実現するという最終的な目標というのが、これからも毎年大きく我々は先を見ているので、すべての面において毎年少しずつであるが確実にこれからのことを考えて、学校教育の現場が振り回されるだけじゃなくて、きちっとした位置づけでできるように、小中一貫教育の推進協議会や専門部会もつくったし、そういう意味では組織的に取り組んでいこうということになっているので、これからも前向きに一生懸命取り組んでいきたい。
- ・ 我々が目指しているのは、小中一貫で同じ建物の中に住んでいるのではなく連携型の小中一貫教育を目指しているの、その面において本市は地域的にも人的にも恵まれたところなので、小学校、中学校お互いに参観し、小学生が中学校の様子をしっかりと自分で見たり、中学校が小学校に出向いたり、そういう交流もしっかり根づいているので、ある一定のそういう面においては方向性ができているのではないかと思っている。
- ・ 図書館の近隣市町の祝日開館についての問い合わせに対し、南九州市については開館しているが南さつま市については、金峰の図書館は開館しているが南さつま市加世田の図書館につい

ては検討中である。

- ・ 図書館の祭日の開館については、検討していきたい。
- ・ 南浜館の入館者数は、昭和63年に開館してから、最盛期の平成3年で3万1,785名、16年度は1万3,402名、17年度は6,732名、18年度は7,297名、19年度は1万0,652名、平成20年度は1万1,098名である。
- ・ 片平山公園を駐車部分だけ舗装すれば都市公園法は問題ないと思う。あくまでも公園駐車場として可能であるが、運動公園をつぶすことに対して検討の必要がある。南浜館の入館者数をとにかくふやそうと一生懸命取り組んでいるところなので、駐車場整備について、早速どのようにできるのか検討させていただきたい。
- ・ 少年の森の平成20年度の利用者は、年間で1,722名である。
- ・ 農地災害については、受益者から5%の分担金をもらっている。施設災害については、排水路や農道等が崩れた場合で、補助残は市が負担している。
- ・ カルデラ工法を行った基盤整備地区を勾配がえとか排水路等を改善したい場合には、大々的に基盤整備という形の事業になると思うので、受益者負担金などの問題がクリアできれば県とも相談したりしてできる事業はあろうかと思う。
- ・ 道野地区、田布川地区については以前、シラス対策事業を入れているので、もう1回入れるのは難しい。
- ・ 20年度歳入について、収入未済額が前年度より5億8,200万、端数は省くが未済額がふえている。今回の未収金の場合は例の地域活性事業があったが、その分が金額的には大きいということである。そのうちの国庫支出部分が5億7,000万で、平年度ベースでいうと差し引きの1,200万が、未済額としては平年よりは未済額がふえた。
- ・ 奨学資金貸付金の20年度末の未済額は、19年度より増加している。3月末をもって、20年度の対象者に通知もしくは督促して、出納閉鎖時期までも努力したが、その後140万4,420円収納して収納率94.1%まで引き上げている。残りについても、すべての方に面談ができており分納が約束されているので、戸別徴収等行って収納率を確保してまいりたい。出納閉鎖までに未納だった者が45人で、きのうまでで償還してもらって滞納者実人員が33名である。
- ・ 住宅資金貸付金の未済額は、昭和56年からの残額が、住宅新築資金が債務者7人で1,710万3,135円、改修資金が債務者1人で5万1,481円、合計1,715万4,615円になる。住宅資金の債務者の状況は7人のうち4人が亡くなっており、1名が行方不明である。残りの2名についても自営業の不振等で納入が滞っている。
- ・ 死亡した4人、行方不明1人の担保物件は、保証の方が市と取り交わしている保証契約書が連帯保証にならないということで、土地、建物とかいろんな部分に担保物件をとっているかどうかというのは、再度確認しないとわからない。
- ・ 担保物件については、1件は競売にかけられた実例があり、その中で金融機関が大半をとって、本市に配当がなかった事例がある。
- ・ 住宅資金貸付金に限らずこの問題については、るる論議されてきて頭を痛めている状況である。ただ、将来的にずっと放っておくわけにいけないので、例えば死亡者とかそこらあたりについては、しかるべき処置はとるべきだと思っている。ただ、時期については検討課題である。
- ・ 税金を除く税外未収金、いわゆる住宅貸付金、奨学金貸付、災害援護資金、保育料などについては、税外未収金対策検討委員会を庁内に設けている。各課の情報交換、連携を図りながら共通認識のもとに徴税ノウハウ等の共有化による対策を強化していきたいと思っている。
さらに、21年3月に枕崎市債権管理マニュアルを策定して、関係各課に配付してそれに基づいて債権の管理を十分に行うようにということで進めている。
- ・ 滞納者との納税相談時に税の減免制度なども説明して、減免の適用がされる場合には申請ま

でももらっている。ただ全額減免という制度ではなく、前年の収入から急激に落ちた方についても半額の減免といった形での申請の案内とかの相談は行っている。

- ・ 市民税の申請減免については、9件の申請があって7件を決定している。
- ・ 不動産、電話加入権、債権については、滞納者の滞納額を書いてある。その滞納額について、差し押さえを行ったということになる。合計は、その3種類の債権ということである。交付要求というのは、裁判所からその滞納者の財産について公売なり、財産を処分して換金を行ってその配当を行う手続があるが、それに本市の債権について要求しなさいとなる。ただ、そのまま要求した額が支払われるかということ必ずしもそうではない。換価というのは、実際に差し押さえた額について市の方に現金として入ったという額が換価の額になる。換価の年度が、以前に差し押さえられていた年度が次の年に換価されたとか、あるいは差し押さえ額が全額は入ってこない場合が多いので、金額はかなり差し押さえ額とは異なってきている。
- ・ 災害援護資金の償還で、平成15年度末の滞納者14名から今日に至るまで14人の滞納が続いている状況だが、滞納者14人のうち本人死亡が6人、そのうち5人については相続人に対して納付の督促・催告を行っているところであり、1人については死亡前に破産宣告をしているので、この部分については不納欠損処分する必要があるかと思う。残り4名は市外転出、現在6名について納付確約ができており、その部分については約束どおり納付してもらっているところで、残り部分について一番納入日が古いのが平成14年3月28日、この災害援護資金貸付金の時効については10年だが、その部分で今後接触しながら債権の管理をしていきたい。
- ・ 教育委員会の乗用草刈り機の経過年数であるが、平成10年から15年まで6年間リースした後、無償譲渡を受けて現在で11年になる。
- ・ 電子入札システムの共同利用負担金について、平成19年は208万7,000円、平成20年は71万7,000円で137万円の減について説明を求められたところであるが、このシステム開発については、平成18年に県と全市町村でシステム開発の共同開発の協定に基づき、システム開発を行い、18年度分のシステム開発費及び19年度の維持管理費をあわせて208万7,000円計上した。システム開発費の18年度においては、負担金としては142万9,000円、それと19年度の維持管理費として65万8,000円、計208万7,000円となっている。
- ・ 西潟山住宅は、昭和27年につくられた木造で21戸。第2潟山住宅も一緒にあるので14戸、計35戸ある。西潟山の入居は2戸、空き家が19戸である。第2潟山は入居が6戸、空き家が8戸である。家賃収入は月1万7,900円。年間21万4,800円である。
- ・ 第2潟山はブロックであるので、西潟山だけ空き家になった部分を解体している。
- ・ 市営住宅の政策空き家は、桜山が4戸、谷原が4戸、俵積田が8戸、火之神が23戸、先ほど申した西潟山が19戸、第2潟山が8戸、計66戸である。
- ・ 西潟山住宅の借上料が年間21万4,800円の収入に対し、土地賃借料が119万3,000、20年度は116万2,000という状況について、建設課としては入居募集を停止しながら入居者には移転費用を支払い、その他の住宅に住みかえるようお願いしてあるが、なかなか難しい状況である。
- ・ 借地料が発生している住宅は、潟山住宅のみである。
- ・ 潟山住宅は、歳入が21万4,000円ぐらいで、土地代に支出が116万なので、一言で言えば無駄であるが、現実そこに住んでいる人、取りつけ道路、今までずっと借りてきた地主さんの思いもあるし、さらに前の建設課長時代から、開発など住宅一体を大きな団地として建設できないのかどうかを含めてずっと検討してきた経緯もあるのでもう少し時間をいただきたい。
- ・ プロパンガスの施設ごとの契約状況であるが、妙見の里については、平成15年度は市内業者と1キログラム当たり税抜きの160円で契約している。平成16年度から市外業者1者、市内業者6者、あわせて7者の見積もりをして平成16年度は市外業者が1キログラム当たり70円で契約している。また、平成17年度も同様の見積もり7業者で市外業者が1キログラム当た

り70円で契約している。平成18年度は同じ市外業者1者、市内業者6、あわせて7業者で見積もりを行い、市内業者が1キログラム当たり88円で契約している。平成19年度からは市内業者優先ということで、市内業者6者だけの見積もりを行い、1キログラム当たり115円で契約している。平成20年度においては、市内業者が140円で契約している。

- ・ 給食センターにおけるプロパンガスの契約状況について平成15年度は、市内6業者による見積もりで税抜きの単価キロ168円である。平成16年は市内6業者、市外業者1者による見積もりで市外業者の方がキロ当たり70円となっている。平成17年も全く同様の価格で市外業者が70円で契約をしている。平成18年は市内6業者と市外業者1者により見積もりを行い、キロ単価90円で市外業者と契約している。平成19年度は、地元業者からの強い要望があり、市内6業者による見積もりで単価としてキロ当たり95円で契約している。平成20年度は、市内6業者による見積もりでキロ当たり130円となっている。これは原油価格の高騰によって高くなったものと認識している。そして1月から110円に変更契約をしているところである。
- ・ プロパンガスは、第一義的には市内の業者を優先したい。あまり市内業者と市外業者の金額が、どこあたりが広がりすぎというのか判断に困るが、あまり違うようであれば市外業者を入れて入札することも必要だと思っている。
- ・ 神園川の5カ年の水質検査結果は、神園川の河口の水質検査についてBODが、平成16年が110、平成17年が64、平成18年度が90、平成19年度が130、平成20年度が36で、いずれもこれはBODの75%値である。大腸菌群数は、平成16年が889万5,000、平成17年度が364万7,500、平成18年度が394万、平成19年度が462万2,500、平成20年度が5,924万7,500となっている。

平成20年度の数値が多い理由としては、年4回検査を行うが夏場に行った検査の結果、2億3,000万という異常値が出たためである。水質検査の結果については、いずれも基準値を満たさない状況であるが、神園川汚染の原因としてはっきりしないが、下水道に接続していない事業系の排水が原因ではないかと思われる。また、異臭等も発生している状況なので今後、現地調査を行い、河川並びに地域環境の改善に努めていきたい。

- ・ 漁協の経営状況は、平成20年度の漁協決算は経常利益で7,909万ほどの黒字となっている。平成21年度の収支状況は、経常利益で年間計画1億1,059万円に対し、6月末現在では7,994万8,000円で達成率72.3%となっているが、自営部の漁船課で自営船の沖模様がよろしくなく非常に苦戦を強いられているところであるので、経緯を見守っていきたいと考えている。
- ・ 漁協の組合員出資口数は、19年度末で14万8,069口、20年度末で14万5,596口になっている。
- ・ 21年になってから経営改善委員会を開いているが、増資の問題については論議されていない。経営改善委員会があるときに増資の問題については尋ねてみたい。
- ・ 空港使用料の土地使用料が前年度に比べてふえている原因は、枕崎空港を使って災害監視用の小型無人飛行機を飛ばす訓練をするのに滑走路等を専用使用したケースによるもので、また建物使用料がふえている部分は、同じく災害監視用の小型無人機の飛行訓練で管理棟の建物関係についても約24日間使用したことである。着陸料については、前年度に比べ個体の着陸回数が50数回減っていることによる。
- ・ 平成20年度は着陸回数で537回あるが、このうち回転翼を除くと固定翼については296回である。ただし、このうちセスナ、グライダーといった区分けはしていないので、グライダーの着陸回数については把握していない。
- ・ 固定翼、回転翼も含めて537回着陸があったが、そのうち減免分が238回ある。この減免については防災ヘリとかが主であり、減免についてはあくまでも公益性とかそういう判断基準によりやっているのだから、グライダーの場合減免とか種別によって減免ということはない。
- ・ 航空機の償却資産にかかる固定資産税の額は、平成20年度が8機、1,817万6,535円、平成

19年度が7機、2,097万2,653円の固定資産税収入があった。

- ・ 飛行機、それからヘリコプターの耐用年数によって減価償却が変わってくる。
- ・ 里道は、集落道・部落道という位置づけと同じであるので受益者で管理していただいている。財産的な管理については、法定外公共物ということで国から譲渡されているので、財産的に例えば売却するとかということになると市の方で行っている。
- ・ 法定外公共物ということで国から譲与を受けているが、国が管理している段階でも同じように集落とか受益者で管理してもらっている。
- ・ 里道は、当時だれかが利用していなければその道路はなかったはずである。利用されていない状況が出ているかと思うが、もともとはだれかが利用していた、そういう公有地である。
- ・ 赤線、青線、里道、水路と国の方から市に移管されたわけである。例えば山の中もずっとあり、それも何万メートルもある。それを市ですべて管理するのは事実上不可能である。したがって地域の集落道と同じような感じで、集落や地権者、地域住民で管理してもらいたいというのが私たちの希望である。市がやるべきこと、地域住民にやってもらうこと、受益者でやってもらうということで、市民の方にもいろいろ御協力を願わなくてはならない問題だと思っている。ただ、いろんなケースがあるので公民館なり個人等と話し合っただけでは対応していきたくないと思う。今、その里道を廃止すると中にいる人たちは道路がなくなると使えなくなるわけである。いろんなケースがあるので、現場を見て対応したい。
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業単体の木場3地区というのは、木場住宅の裏であり、市の土地であるので受益者負担金はない。
- ・ 県防衛協会は、平成16年5月1日から以前、自衛隊協力会鹿児島県連合会という名称であったがそれが名称変更になった。活動内容については以前と全然変わらない。目的については第3条に「本会は防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに自衛隊の活動を支援及び協力し、自衛隊の健全な育成発展とその使命達成に協力することを目的とする」とある。
- ・ インフルエンザのその後の全体的な予防対策は、自分である程度予防対策をきっちりやってもらうということをお願いしている。今後も10月が流行のピークと言われているので、国からも現在のところ先月から後に変化のあるような指導、通知はもらっていないが、近々いろんなものが出てくると思うので、それに適切に対応していききたい。
- ・ 合併処理浄化槽の普及については、生活排水の改善という形で広く市民の方に啓蒙していきやすい形を検討させていただきたい。
- ・ 税務課徴収を参考に枕崎市再建管理マニュアルを21年3月に制定している。税外収入未収金対策検討委員会ということで、総務課、教育委員会、下水道、福祉、市立病院、水道等の課長を中心に収入未収金ができるだけ減るように努力している。一義的には時効に引っかからないような対策をとることが必要だと思っている。私たちも相当な未収金を抱えているが、場合によってはこれが市の隠れた財産であるから、今後とも再建管理マニュアル等に基づいて徹底していききたい。前年度より部分的にはふえてきているのもあるので、気をつけていききたい。
- ・ 養豚場の悪臭に対する苦情が頻繁に起き、住民からかなりの苦情の件数が来たのが9月ごろと答弁したが、一部19年10月3日から苦情が来ている。
- ・ 平成20年2月25日、5月25日に現地調査等を含めた庁内会議を開き、翌5月26日に文書で指導したことに関しては、開発行為に対して庁内で連絡会議を開いて、関係各課の立場から指導事項を企画調整課で取りまとめて発送している。
- ・ 開発行為の関係については、毎年広報等で事前の届け出をお願いして周知に努めているところであるが、本件の場合には開発行為の届出書自体は、平成20年1月29日に出されている。届出書によると開発工事期間は、平成19年9月10日からとなっている。

- ・ 事業者を確認して、平成19年10月から順次着工したということである。平成20年3月から4月ぐらいまでに完了したと。ただ、建物は4月ぐらいまでに完了したが、中の設備等が5月ぐらいまでかかった部分もあるということである。
- ・ 平成20年1月29日に開発行為の届け出がされており、その後土地開発行為に関する連絡会議において現地を確認しているが、その時点において構造物は建っていたと記憶している。ただそれが完成していたかどうかまでは、中に入っての確認ができなかったのわからない。
- ・ 養豚場から出された構造等変更届出書が平成19年10月18日に提出され、着工年月日が平成19年10月20日、完成予定年月日が平成20年3月31日、使用開始年月日が平成20年4月1日で申請が上がっている。
- ・ 構造等変更届出書の内容は、肉豚舎2棟、分娩舎3棟、離乳豚舎2棟、ストール舎1棟を新設となっている。汚水処理施設の設置については平成18年4月5日に設置したとなっている。
- ・ 浄化処理施設は、いつできたかわからないが、2月27日に家畜保健衛生所に計算を依頼したときには浄化処理施設はできていた。
- ・ 夜間の苦情については、宿直業務の方が受け付けて翌日、環境整備係の方に伝わって、その後調査を行っている。
- ・ 夜間に苦情が来ている時期的なものを見ると夏場とか、梅雨どき、4月、5月の暑い時期にかけて住民の方々は窓を開けたりしながらゆっくり家庭で団らんしている状態の中での悪臭ということで、それがいたたまれなく市の方に苦情を出したと思っている。
- ・ 悪臭が発生している時間帯は、夜の8時、9時とか朝の早い時間帯に出ており、市の職員はいない時間帯であるが、後で聞いているところである。現場に赴いて、堆肥舎で攪拌するときに、一番悪臭が発生する可能性が高いので、攪拌する時間をずらしてもらったり、再度、消臭液を振りかけたり、カーテン等で仕切るなど、そういう指導をその都度してきている。
- ・ 夜中にかけてかなり苦情が来ているが、我々もそのときの気象状況及び風とかデータをとって、夜になって空気がよどんだ状態で流れていないか分析しながら、現地指導を行った。
- ・ 条例に基づいて20年5月26日に指導文書を出している。指導文書の中身は開発行為の届け出に対して、土地開発に関する連絡会議を2～3度開催して、現地調査も踏まえた上で関係各課対応を協議したところである。その結果は、5月26日付の文書で出したが、指導内容としては、この開発行為の届け出自体が事後に出ていることから、条例に基づき事前に開発行為の届け出をすること。今後、届け出後に届け出内容に変更がある場合には変更届け出を提出すべきこと。例えば、現在の豚舎の場合は都市計画法に基づく開発許可申請を県に提出する必要はないが、これがそれ以外の建築目的で開発利用する場合には、都市計画法に基づく手続が必要となるので、そこら辺の手続を適正にすること。また工事の施工に関しては、市道、里道、水路等がある場合は公共施設の管理者との協議を行うこと。土地改良財産の多目的使用とか改築を行う場合には、承認事項を遵守することとか施工等に関することについての指摘もやっている。それから環境への配慮という観点からすると当然のことながら周辺環境に影響のないように努めること。汚水悪臭対策については十分注意を払い万全を期すことといった事項。施工後の措置等に関する事項として、近くに侵入路として市道が通っているが、申請者に起因すると思われる路面の損傷とかあった場合には、申請者の責任において補修・修繕等を行うこととか、市道に面する側溝については、ボランティアの一環として申請者において管理をお願いしたいといったことを指導している。
- ・ 今回のこのケースは、環境を守る条例に基づく、あらかじめ開発行為の届け出というのが事情によりなされなくて事後になったが、こちらが事前届け出の遵守とかほかの法的な手続をとれということ。それから環境対策をとりなさいということと等の指導を行った。それに対して、業者は指導に対応するよう努力してもらっているの、現在のところで改善命令とか中止とか

までは考えていない。

- ・ 開発行為は、大変住民に迷惑をかけているが、16年度当時、現地で養豚場を経営していたのを現在の方が引き継いで、さらに環境を守る条例に基づく開発行為を出さずに自分たちで造成していた。それが事後にわかって届け出を市に提出して庁内で検討して、例えば現状に復してということはなかなか難しいので、庁内でいろんな条件とか指導とか守るべきこととか、今後こういうことがないようということをつけて、環境を守る条例で対応してきた。
- ・ いろんな苦情があるたびに農政課とか市民生活課とか当事者とか集まって対応してきている。悪臭問題についてはなかなか難しい状況であって、時間的な問題、季節的な問題、いろんな問題が複合して悪臭が出るので、今後も十分に誠意を尽くしてお互いに話し合いをしていきたい。
- ・ 平成20年10月27日に、家畜衛生保健所、地域の公民館、農場主、業者、当時の環境生活課等集まって協議もしている。今後、こういう問題が起きないように十分注意していきたい。
- ・ 枕崎市民の環境を守る条例の第34条第1項についてはあらかじめとなっているが、この条例の中で開発行為について届け出を求めている項についてはこの34条1項であるので、この規定に基づいて出してもらった。確かに事後に提出されているので、それについては文書で厳しく指導した。
- ・ 環境を守る条例の施行規則にある汚水に係る指定施設の中には、汚水処理施設は載っていない。
- ・ 豚舎をつくる場合にふん尿処理をしっかりとするというの一番大事な点である。汚水処理施設は指定施設に該当しないということで事前に届け出がなかったということであるが、構造等変更届の中で18年4月5日に設置したということで、届出書に載っている内容の汚水処理とか糞尿処理が処理可能なのかということではちゃんと見て受理した。なお、その後に南薩家畜保健衛生所へ専門的な見地から本当に処理できるのかというのを確認したいということで平成20年2月27日に家畜保健衛生所をお願いしたという経過である。
- ・ 開発区域内の水路は農地保全整備事業で整備して、そこは排水路を整備してある。
- ・ 排水路については時間雨量72ミリで設計しており、農場からの排水量が1日20トン程度であるので、排水路の排水能力に関しては何ら問題ないと判断している。
- ・ 枕崎市民の環境を守る条例第61条の中に勧告ということで事業所等の管理義務を怠ったことにより良好な環境を害していると認められるときは勧告ができるという規定があるが、今後強く指導していきたい。
- ・ 公害防止協定の素案について、いろいろ事業所と協議しながら詰めている段階であるが、その中で事業所としてはさまざまな悪臭対策改善を受けていろいろ講じている中で協定の締結に対して抵抗感があるということが最初の段階に事業所の方であって、再三協議していく中でいろんな問題が発生している事態において、住民への説明責任や今後の悪臭対策解決への必要性も含めて締結してもらうように前向きに検討している。
- ・ 市民生活課内で素案をつくり、これをもとに事業所、次に地元公民館等に話をした中で、ある程度方向づけができたときに庁内でもんで最終的に協議していこうと考えていた。
- ・ 美初公民館長、木原公民館長にはこの素案はまだ見せていないので、さっそく地元の関係公民館にも話をしていきたい。
- ・ 平成21年9月4日に土地開発に関する連絡会議を開いており、評議員会からの質疑については今、庁内で調整中であるので個々の問題についてはもう少しお待ち願いたい。
- ・ 実際に開発行為の届け出が出たときに計画図面とか出るが、実際の開発面積と符合しているかというのは現地に行って図面とも照合しながら、ある程度の測量とかも必要となるので現地に行って確認する。
- ・ 枕崎市民の環境を守る条例に基づく開発行為については、許可事項ではなく届け出事項であ

るので、許可面積というものは存在しない。

- ・ 畜舎は、屋根があって三方壁がある建物は家屋として課税することになっているが、通常豚舎は三方壁がないものが多いので構築物として償却資産として固定資産税を課税している。
- ・ 家屋の建っている土地は宅地として課税するが、構築物は雑種地として課税しており、この農場も畜舎の建っているところは雑種地として課税している。
- ・ 償却資産については毎年の申告で上がってきており、取得額と取得年月日は申告があるが面積については申告書には記載がないので、何年何月に取得した畜舎というような把握はできるが、面積とか細かいところまでは把握ができない。
- ・ 償却資産としての申告がきているのが19年度からであって、19年度の申告を見て現地の畜舎を確認して畜舎が建っているところは雑種地として課税地目の変更は行っているが、それが実際開発行為の面積と符合するかというのは税務課の方ではわかりかねる。
- ・ 養豚場の土地の雑種地で課税している面積については、畜舎が建っている土地は税務課で現地確認を行い、畜舎の敷地として利用されている土地は雑種地として課税している。面積については、固定資産税を課税する場合は畜舎が引っかかっている土地についてはその土地全体を雑種地として課税しているが、この11筆のうち10筆、8,589平方メートル、これについて雑種地として課税している。1筆については、現況を確認して165平方メートルであるが山林として課税している。雑種地として8,589平方メートルを課税しているが、これは課税台帳の面積であるので実際の開発面積と必ずしも一致するものではない。
- ・ 開発行為の届け出においては、実際開発する部分の面積を届け出ることになっているので、台帳面積と比べて実際の開発面積はそれよりも小さくなっている。開発行為で届け出られた土地のうち例えば2,600平米程度の大きな土地で、そのごく一部しか開発部分にかかっていない。こういう土地が何筆もあるので、実際の課税面積と開発行為の面積とは違う。
- ・ 雑種地で課税してあるのは法人と個人とあるが、それをあわせた雑種地と宅地と合計の課税の面積は、6,045平方メートルである。
- ・ 業者から出てきた開発行為の届け出面積は5291.77平米である。
- ・ 17年1月調査では頭数は出てきていない。19年1月調査では1,387頭である。20年の1月調査では780頭となっている。21年の1月現在の飼育数は、2,360頭である。
- ・ 届け出では母豚310頭一貫経営なので、3,100頭規模の養豚場と考えている。
- ・ 前の養豚場は、統計でいくと1戸の養豚場が平成13年ぐらいから出てきていない。もう1戸が14年から統計に出てきていないのでその前までは養豚をやっていたと思われる。
- ・ 平成16年8月4日と16年10月18日にもともとあった養豚場の2業者から施設を受け継いで、既存の豚舎が2棟建っており、そこに規模の小さい污水处理施設をつくっている。そして平成17年2月10日に有限会社を設立している。その日をもって継承となっている。設立を受け、既存豚舎を水洗式からスノコ式豚舎に改善している。平成17年8月からその豚舎で豚を飼い始めた。そして農政課で18年1月に頭数調査を実施しているが、その調査結果で1,008頭飼っているとなっている。そして、平成18年4月5日に現在使っている污水处理施設を設置して、平成18年8月15日に堆肥発酵施設を設置している。
- ・ 枕崎市民の環境を守る条例の中の第46条に承継ということがあるが、指定施設の届け出をした者からその届け出に係る指定施設を譲り受けまたは買い入れたものは、その継承があった日から30日以内にその旨を市長に届けなければならないと記載されている。
- ・ 承継届のときに今後の計画は出てなく、開発行為の平成19年9月10日から平成20年4月10日まで、本当は事前にすべきところが出てなくて指導として後から出てきた。対応についても後手に回ってきたということは、事実、認めなければならない。開発行為についてはこの件に限らず事後に出てくるケースが割とある。今後こういったことがないように特に悪臭問題と土

地の造成等についても十分注意していきたい。

- ・ 枕崎市環境保全審議委員会の委員として15名の方を9月1日付でお願いしている。
- ・ 審議会には関係行政機関ということで、県の加世田保健所及び南薩振興局の農林水産部、建設部、南薩家畜保健衛生所、枕崎警察署の関係行政機関が入っている。
- ・ 公害防止協定書は、庁内の中でも文言等についてもう少し整理するところもあるし、当事者それと両公民館長にもあわせて同じ文書を出して調整していく。それをまとめて合意の上で協定書を結ぶということで御理解を賜りたい。
- ・ 公害防止協定の素案等にも、今後当事者等の増設云々開発行為の面積にかかわらず、増設等がある場合についても地域住民の同意とか事前説明という文言を入れている関係で、もしこういうのができたときには環境を守る条例の改正案というのにつながっていくため、条文整理とかするために審議会に意見を審議していただきたい。
- ・ 堆肥舎におけるカーテン設置については、設置が終わったということで、ただまだ不十分であるのでしっかりした施設になるように指導していきたい。それから豚舎の換気扇の出口のところで細霧等でおいを消すということについても、今、1棟だけであるが、そういう散水設備を取りつけたところである。
- ・ 財団法人畜産環境整備機構が10月ぐらいには来てもらえるという内諾を得ているので、現場などを見てもらい専門的な指導をいただきながら悪臭を極力抑えられるよう指導していきたい。
- ・ 木原公民館評議員会からの質問状に対する市の考え方は、まだ現段階で部内の調整が整っていない点や調査を必要とする箇所もあるので、今後早急に協議を進めできるだけ早い時期に誠意のある回答ができるように努めていきたい。
- ・ 開発行為について全体的な完成は見えていないが、完成した部分について操業するという点については制限とかはない。ただ関係課で事業者が事業を行うに際しては、いろんな協議をしながら環境面にはできるだけ配慮したということで指導とかして対応してきている。
- ・ 開発行為は全体計画でいくと、現在開発行為の区域内に4棟建てて実際飼育していると説明したが、その下側にまだ豚舎をつくる計画があるが、周辺の環境的な問題とかいうのもあってストップしている状況と業者からは聞いている。
- ・ 公害防止協定については、庁内でももう少し文言の詰めもあるし、当事者あるいは地域の両公民館長との協議もある。したがってできるだけ早めに公害防止協定を結べるように努力したい。ただ時期的にいつと示されると困るが、現実的にできるだけ早めにしていきたい。
- ・ 農場の悪臭問題については、第一義的には畜産を始める業者が公害を出さないということが前提である。市の対応として承継届け出あるいは開発行為の届け出等が事後に行われて、市の対応が後手後手に回ってきたことについてはお詫び申し上げたい。
- ・ 改善計画書によると手動式で水中ポンプを作動させていたものがレベルスイッチを設けて自動運転が可能になるようし、また異常警報装置も設置して作動確認を怠らないような管理を行ったと聞いている。
- ・ 公害防止協定の素案も出しているが、もう少し市として検討し、それを事業者に提示し、さらに2つの公民館に提示して4者納得ができなければ、公害防止協定は結べないので、公害がもし出た場合には強力な指導なり営業停止なりが盛り込まれると思っている。
- ・ 承継の届け出とか開発行為の届け出とか、事前じゃなく事後に届け出が出てきた部分もあるので、そこら辺りがもう少し十分な届け出がきて、役所の関係課と協議をして指導すればこういうことも起きてこなかったわけなので、十分注意しながら対応していきたい。
- ・ 公害防止協定の内容はこれからであるが、私どもとしては岩戸の方との兼ね合いもあろうかと思うので、特に豚の頭数の配分とかその辺の調整はできないのか。そうすれば美原から

発生するにおいの量も減ってくると思うので、これだけ地域住民から悪臭苦情がきているというのを十分事業者を意識をしっかりと持ってもらって、その辺は本人と話していきたい。

委員からの意見・要望

- ・ 水質検査については、5年間ぐらいはデータをとって比較対照するようにしないと以前とったデータが御破算になって何のためのデータかとなる。
- ・ 宅配給食をとっている方は本当に喜んで栄養も行き届いた健康管理ができていいる食事をいただけるので大変喜んでいいるので、こういう制度があるというのをまだ知らない人もいいるんじゃないかと思う。ぜひ広げていただきたい。
- ・ 独自の町の取り組み事例はいっぱいある。例えば福祉バスと児童生徒の学校バスというのか、そういったもの等含めた取り組みをしているところもあるし、また近隣では南さつま市あたりでは上野とか中山とか意外と通学バスがいいるので若者が定住していいるという傾向もあるので、いいるんな問題も絡めて周辺部の活性化といったものを含めて検討していただきたい。
- ・ 火之神公園の方も柵等も新たに補修し、公園の先もいいろいろ手を加えられて来園者に楽しませるようなものもきれいにしてあるようであるが、今後もしっかく立派な景観のいいい公園なのでPRにも努めながら工夫も凝らしてもらいたい。
- ・ 火之神公園の放置車輦は、警察と連携をとって早めの処置をお願いしたい。
- ・ ある公民館が砂利散布をお願いに行ったところ、予算がないから断ったと聞いて集落で買入れて散布したと聞いていいる。できるだけ予算を減らさないようお願いします。トラクター等で農道を走るとき、道路がでこぼこになって危険である。砂利だけは絶やさずに農道に散布したいというのが各公民館の願いなのでお願いします。
- ・ 市道は以前に比べて管理状況が非常に悪いというのは否めない事実である。できる範囲内で一生懸命やっっているのは認める。だけど全体的に管理が悪い。
- ・ 長期的な総合的な本市漁港を取り巻くビジョンをぜひ取り組まないとい今の枕崎の水産業といいうのはかなり厳しい局面に立っているといいう認識を持っていいる。
- ・ 学校用務員等3年以上継続して仕事についた場合は、正規職員として採用することになっていいる。だから派遣切りとかの問題が起きたときに大問題になった。こいう自治体の公務労働の中で、こいう違法な雇用関係が行われているのは問題だと思いが、当然それはほかのところにもかかわるが、今後は給食センターの問題も出てくるが、こいうものもきちっとしないといいけないと思いが、これは宿題にしておく。
- ・ 小中一貫教育に当たっては、いつをめでに実現するといいうことを市民にわかりやすい形で早い段階で説明してもらいたい。
- ・ 3連休、5連休といいう休みが続くといいうのが多くなっけていいる。その間図書館が、完全にふさがると市民も枕崎の文化面でのサービスといいうのはどうなのかと苦情を聞くのに耐えられない。実際開けるとなるといいるんな作業が必要になると思いが、あまり近隣と差が出ないような対応を早急に取り組んでいただきたい。
- ・ 乗用草刈り機は、有効活用すれば市として賃借料で済ませないで新しい機械が入るのではないかと思うので検討してみしてほしい。
- ・ 当時審査の過程といいうか、議論があつたのは、石商組合なるものが枕崎市内に存在して、その中でたらい回し的に1年1年受注する業者がいたといいう過去の経緯がある。適正な入札ができていいるのかといいう懸念があつたこともあつて市外業者を入れた経緯があつたと思う。市内業者をもちろん優遇しないといいけないが、やはりその辺は十分留意しておかないとどこを基準点に持っていければいいかわからないが、平成16年、17年の70円が19年には115円になっていいる。原油高騰で今、130円から140円に現在なっているといいうことでもあるので、その辺は十分気

をつけていただきたい。

- ・ 公害防止協定は、庁内協議はまだしていないということであるが、私は乙である事業者はなぜ4条がひっかかるのか。当然本市の環境を守る条例からいけばこれに引っかかる必要はない。むしろ第2条の3、公害防止に関する施策に対し、積極的に協力するものとあるが、応じなければならないとすべきだと思う。

それと11条。甲は乙がこの協定に違反したときには必要な改善措置を講じることを指示することができる。別に乙はこれに協力するものとするという文言があるのか。当然改善措置に応じなければいけないことである。今の行政当局の姿勢をそのままあらわしているような内容だと思う。事業者の責任を逃れることができるような文言になっているのではないか。

- ・ 議会サイドとして、これまでの行政当局の対応とか事業者の届け出前の着手とか、そういったものを口やかましく言っているのは今後あいまいな形でこういったことが起こらないよう厳しく審査しているが、木原住民が2,360頭でも辟易としている中でまた5,500頭までふやしていくということになれば、非常に不安だと思う。その辺が甲、乙、丙3者合意のもとでの協定書になっていくので、素案をつくる時にその辺をしっかりと確認をとっていただきたい。
- ・ 監査委員も指摘しているように徴収努力を議会としても促さないといけないと思っている。先般の委員会でも財産収入等の住宅関係についてもお尋ねしたし、軒並みふえている。分担金負担金についても使用料手数料についても財産収入にしても諸収入にしても全部年々膨れ上がってきている。そういった部分をもうちょっと努力してほしい。ただ監査委員の結びの部分でも今の行財政改革について努力しているというようなことであるが、若干その辺が気になるので、今後注意していただきたい。

認定事項第2号平成20年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 当局説明

- ・ 平成20年度の当初予算は37億1,081万2,000円で、前年度当初予算と比較して約0.3%の減となり、その後4回の補正を行い、最終予算額は38億2,080万4,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額37億8,941万4,000円に対して、収入済額37億1,803万7,000円となり、不能欠損額が637万1,000円、収入未済額6,500万6,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額38億2,080万4,000円に対し、支出済額が36億9,539万8,000円で、不用額が1億2,540万6,000円となり、歳入歳出繰越額が2,263万9,000円となった。
- ・ 歳入の主なものは、国庫支出金の療養給付費等負担金については医療分と老人保健拠出金分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として予算現額8億5,873万1,000円に対し、6億9,512万9,296円の交付となった。
- ・ 国庫補助金は、特別調整交付金の中で特別事情分として20年度においても、収納率向上や保険事業への取り組みが認められ、引き続き3,600万円が交付され、合計では3億9,305万9,000円となった。
- ・ 退職者の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金については、3億6,633万円の予算額に対して3億8,016万6,504円が交付された。
- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額1,063万1,522円が国、県負担金としてそれぞれ交付された。
- ・ 前期高齢者の医療費等の財政措置として、平成20年度から新設された前期高齢者交付金は予算現額5億3,192万円に対し、5億3,192万0,206円の交付となった。
- ・ 共同事業交付金は、1件80万円以上の高額な医療費と1件30万円以上80万円未満の医療費に対する交付制度であって、予算現額4億4,960万1,000円に対して5億1,830万2,981円の交付となっている。

- ・ 他会計繰入金は、予算現額 1 億 8,357 万 7,000 円に対し 1 億 8,357 万 5,428 円の繰り入れとなっている。
- ・ 広域化等支援基金貸付金は、国保特別会計に赤字が見込まれる場合、その赤字額を一時的に補てんするための県貸付事業であり、2 億 5,000 万円の貸し付けを受けた。貸付金の返済条件は、貸付年度の翌々年度から 3 カ年の返済となっている。
- ・ 歳出予算の構成比は、保険給付費が 68.1%、後期高齢者支援金 8.2%、老人保健拠出金が 3.6%、介護納付金が 3.8% で合わせて 83.7% を占めている。このうち、保険給付費については 25 億 1,692 万 5,718 円になって、平成 19 年度と比較して一般被保険者の療養給付費は 44.1%、療養費は 51.2%、高額療養費は 36.5% のそれぞれ増となっている。
- ・ 退職被保険者等は、療養給付費で 71.2%、療養費で 71.3%、高額療養費で 55.3% の各々減となっている。被保険者 1 人当たり療養給付費で比較すると、昨年度より一般被保険者が 11.6% 増の 27 万 7,227 円、退職被保険者が 16.6% 減の 28 万 3,021 円となっている。
- ・ 被保険者数は年間平均で、一般被保険者が前年度より 1,592 人増の 7,062 人、退職被保険者等は 1,694 人減の 893 人になり、全体では 3,538 人減の 7,955 人となった。
- ・ 後期高齢者支援金は、平成 20 年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であり、3 億 0,391 万 2,250 円を支出した。
- ・ 老人保健拠出金は、医療費拠出金 1 億 3,175 万 5,438 円及び事務費拠出金 108 万 9,558 円の合計 1 億 3,284 万 4,996 円を拠出した。
- ・ 介護給付費は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者数の概算 3,202 人に 1 人当たり負担額 4 万 9,633 円を乗じた 1 億 5,892 万 4,866 円に平成 18 年度の精算額 1,981 万 8,501 円を減額した 1 億 3,910 万 6,365 円を納付した。
- ・ 共同事業拠出金は、国保連合会が事業主体となる高額医療費に対する再保険事業で、平成 18 年 10 月より 1 件 80 万円以上の医療費を対象とし、合わせて 30 万円以上 80 万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、それらを合わせて 4 億 4,195 万 677 円を拠出した。
- ・ 保健事業は、特定検診等の事業に要する経費として 617 万 3,262 円を支出した。その他に、健康づくり体験教室、市民健康教室、ウォーキング大会等も実施した。
- ・ 人間ドック助成では、1 日ドックが 117 名、脳ドックを合わせた 1 日ドックが 19 名、脳ドックが 17 名の計 153 名が受診した。
- ・ 医療費適正化特別対策事業は、従来からのレセプト点検の充実強化、看護師嘱託員 2 名による重複頻回受診者の訪問指導のほかに、特定検診の受診率向上を目的とし、保健推進員による特定検診に関するアンケート調査等を実施し、保健事業合計で 2,277 万 1,295 円を支出した。
- ・ 諸支出金は、保険税還付金 46 万 8,800 円と還付加算金 8,100 円、平成 19 年度療養給付費等負担金精算額 1,339 万 7,775 円及び会計検査院の指摘に基づく平成 14 年度から 16 年度分普通調整交付金及び特別調整交付金返納額 1,443 万 2,000 円を合わせて 2,830 万 6,675 円である。
- ・ 当初予算の退職被保険者等分は、医療給付費の現年課税分 5,194 万 1,000 円、滞納繰越分 48 万 7,000 円、介護納付金分の現年課税分 624 万 9,000 円、滞納繰越分 3 万 3,000 円、合計で 5,871 万 1,000 円を計上して、国民健康保険税合計で 5 億 7,010 万 4,000 円を計上した。その後、20 年 6 月議会において国保税の税率改定に伴う補正を行い、最終予算額を当初予算額より 688 万 7,000 円増額して 5 億 7,699 万 1,000 円とした。
- ・ 収納率は、平成 20 年度に後期高齢者保険制度が創設されて、全国的に国民健康保険税の収納率が低下したが、本市においては現年課税分で 95.7%、滞納繰越分で 19.1%、全体で 89.2% と県下 18 市の中で引き続きトップの座を維持できたところである。
- ・ 後期高齢者医療制度の創設により、徴収率 89.2% になった原因は、国民健康保険税の後期

高齢者制度に移行した75歳以上の被保険者について、非常に収納率が高くなっている。その75歳以上の収納率の高かった方が抜けたことで、前年より収納率が低下したと分析している。

- ・ 被保険者世帯数及び被保険者数と医療費の決算額比較表は平成20年度から制度改正によって、退職者医療制度がこれまでは75歳未満の方が加入していたが、制度改正によって65歳未満の方のみになって、その関係で65歳から74歳の退職者医療が一般医療に移行して、これだけ人数が変動している。
- ・ 後期高齢者の医療分の調定額、収納額を国保と合算して試算するというのもやってみた。それを比べれば、前年度より0.2%プラスの91.5%の徴収率になるようである。後期高齢者医療分を調定、収納合わせて試算した場合は、前年より0.2%プラスの収納率となる。
- ・ 国保、高齢者医療両方合算した場合には、それほど景気の落ち込みの影響は受けていないと分析しており、普通税は影響を受けていると思うが、税徴収の優先順位からも国保優先という形でとっているため、それほどの影響は受けていない。
- ・ 国保会計の介護分の関係の収支は、歳入合計が1億4,250万2,962円、歳出分で1億3,911万0,325円、差し引き339万2,637円の繰り越しとなっている。これは去年の税率改正をやったときに、ここ数年来3,000万から3,500万ぐらいの間の不足額が出ているということで、その金額に見合う金額を改定していただいた。一部、一般分については調整で若干下がった部分があったが、介護分のみでいうと繰り越しが339万2,000円出たということで、全体の予算額が1億4,000万前後、繰り越しが339万余りで適正な改正であったと考えている。

委員からの意見・要望

- ・ 納税意識の欠如、希薄、賦課等に異議については、税の公平負担という観点から見ても、どういった所得階層にあるのか、なぜ納めないのかというのが気になる。

認定事項第3号平成20年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算

当局説明

- ・ 平成20年度当初予算は3億6,645万4,000円で、前年度当初予算と比較して約90.59%の減となり、その後1回の補正を行い、最終予算現額は3億9,645万1,000円となった。
- ・ 収入済額は3億6,643万5,111円で、前年度に比較して90.6%の減となり、支出済額が3億7,109万8,829円となり前年度に比較して90.5%の減となり、歳入歳出不足額が466万3,718円となったが、翌年度繰上充用金で措置した。
- ・ 歳入の主なもの、医療諸費等に対してはそれぞれの負担割合に基づいて交付されている。支払基金交付金1億7,746万5,000円、国庫支出金1億2,804万9,965円、県支出金2,805万9,777円となっており、繰入金は3,070万円となった。
- ・ 歳出では、医療諸費が3億4,069万9,182円となり、前年度決算額に比較して対前年比91.2%の減で35億3,702万8,176円の減となっている。
- ・ 老人保健特別会計は、平成23年3月までとなっている。1年前にこの医療制度自体が後期高齢者に移行した。今現在も予算額も決算額もあるので、22年度末で会計を閉めたとしても若干の医療費払いの部分が残ると考えられているが、その部分については一般会計に繰り入れて経理をやっていくという方向性が示されている。

認定事項第4号平成20年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

当局説明

- ・ 平成20年度の当初予算は3億0,487万9,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は2億7,397万円となった。

- ・ 歳入は、調定総額 2 億 7,575 万 4,000 円に対し、収入済額 2 億 7,520 万 4,000 円となり、収入未済額が 55 万円となった。
- ・ 歳出は、予算現額 2 億 7,397 万円に対し、支出済額が 2 億 7,246 万 6,000 円で不用額が 150 万 4,000 円となり、歳入歳出繰越額が 273 万 8,000 円となった。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金については事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として 8,395 万 3,093 円の繰り入れとなった。国庫支出金については、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が 614 万 6,700 円交付された。後期高齢者医療広域連合交付金については、広報に対する広域連合からの交付金として 19 万 5,680 円が交付された。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は国の特別対策に対応するためのシステム改修委託料を含む事務経費として、767 万 7,601 円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料 1 億 8,343 万 0,650 円と基盤安定負担金 8,135 万 7,093 円の合計 2 億 6,478 万 7,743 円を支出した。
- ・ 後期高齢者保険料の滞納は 5 月末現在で 31 名、68 万 1,400 円だが、その後納付した方もいるし、この方々の所得を見ても、ある程度の年金収入あるいはほかの収入のある方が多いように見受けられる。それから納税意識の欠如といった方については税の方の滞納もあって、そちらも納めていただけないといった方々について、滞納原因で分けているところである。
- ・ 年金が少額である人の生活状態は、生活保護とか免除とかそこまでは適用ができないような方々で、納税相談を行っている。ただ、その方々については、もともと保険料自体も 8.5 割の軽減とかが適用されているので、保険料自体も滞納額自体も大きいというわけではない。
- ・ 死亡者は、相続人をお願いしていくというのが基本だが、その方々も担税能力がないという場合には執行停止という形で事務処理を行って、最終的には不納欠損という形になる方もいる。
- ・ 新しい政権ができて、公約でも後期高齢者の廃止とあるが、現行の法律改正について具体的な話はまだ一切出てきていないし、聞くところによると半年、1 年かけて数案を検討して云々というようなことは聞いているが、具体的なことはまだ一切流れてきていないし、指示も受けていない。

認定事項第 5 号平成 20 年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

当局説明

- ・ 平成 20 年度の当初予算は、19 億 2,503 万 8,000 円でその後 2 回の補正を行い、最終予算額は、20 億 6,547 万 2,000 円となった。
- ・ 歳入は、調定額 19 億 7,550 万 8,000 円に対し、収入済額 19 億 6,976 万 1,000 円、不納欠損額 131 万 4,000 円、還付未済額 23 万 1,000 円、収入未済額 466 万 4,000 円となっている。なお、保険料は調定額 3 億 0,909 万 0,150 円に対し、収入済額 3 億 0,334 万 3,400 円で、収納率 98.1% で前年度より 0.2 ポイント低下している。
- ・ 歳出は、予算現額 20 億 6,547 万 2,000 円に対し、支出済額 18 億 3,928 万 7,000 円で 2 億 2,618 万 5,000 円の不用額となり、収支残額は 1 億 3,047 万 4,000 円となった。
- ・ 歳入総額 19 億 6,976 万 1,000 円に対し、歳出総額 18 億 3,928 万 7,000 円で、差し引き 1 億 3,047 万 4,000 円の黒字となっている。
- ・ 総務費は介護保険の事務経費であり、5,639 万 7,000 円の事業費の大部分を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。
- ・ 保険給付費は、平成 20 年度の計画額 18 億 7,160 万 7,000 円に対し、16 億 0,591 万円の支出となり、計画額を 2 億 6,569 万 7,000 円下回ったが、平成 19 年度と比較すると約 5.5% の増となっている。
- ・ 財政安定化基金拠出金は、介護保険法の規定に基づく鹿児島県介護保険財政安定化基金への

拠出金であり、第3期事業運営期間の県給付見込額57億7,464万1,000円の1,000分の1の額を3年間で均等に拠出するものである。

- ・ 基金積立金は、介護給付費の財源等としての準備基金積立金と、介護報酬改定に伴う保険料の上昇抑制を主目的とする介護従事者処遇改善臨時特例基金への積み立てである。
- ・ 諸支出金は、介護保険料の返還金並びに平成19年度介護給付費負担金等の国県社会保険診療報酬支払基金への返還金及び一般会計繰入金金の精算返納分である。
- ・ 平成20年度の要介護認定者数は、一月に平均すると1,233名である。そのうち420名が要支援1、2の方であり、要介護1から要介護5の方については813名となっている。その認定者に対する利用者の割合であるが、要支援の部分については要支援1、2の認定者420名に対して利用者が325名であり、利用率は80%である。要介護1から5の部分については、認定者は813名であり、利用者は418名で利用率は82%である。また、要支援と要介護の方の全体の認定者に対する利用率は81%である。
- ・ 認定を受けながら、サービスを受けていない方たちに対する市の対応は、介護サービスを利用されるかどうかは認定を受けた方の判断。認定を受けてサービスを受けたい場合はケアマネージャーと相談しながらサービスの計画を立てるわけであるが、それ以前についてはサービスを受けたいという本人の意思表示が必要になってくるので、こちらからなぜ受けないのかというような調査はしたことがない。
今後、施設待機者も含めてどういう状況かという部分についてはまた包括支援センターも利用しながら調査等進めていきたい。
- ・ 施設待機者は、106名の方が現在待機中である。106名中、在宅は25名、老健施設が41名、医療機関が22名、グループホームに12名、介護療養型の医療施設で2名、有料老人ホームに2名、養護老人ホームに2名となっている。
- ・ 居宅介護サービス費及び介護予防サービスの給付減の要因は、見込みよりも利用者が少なかった。施設サービスは、介護療養型利用施設の利用者が見込みより少ないということである。
- ・ 20年度計画での給付費は18億7,160万程度であったが、給付費として16億0,590万程度で、比較として給付費では2億6,570万円程度が計画より利用が少なかった。計画額と比較して一番利用が見込みより少ないのは、施設介護サービス給付費の中の介護療養型の利用施設分で3,688万程度計画より少なくなっている。地域密着型の介護サービス給付費が認知症対応型の共同生活介護と小規模多機能型の居宅介護があるが、あわせて2つで3,700万程度。居宅介護は見込みより370万程度の減で、大体計画に近い利用がなされていると思っているが、地域密着型と施設介護の方で計画に対して利用が少ない。
- ・ 要支援1の認定者は1,233名のうち182名である。要支援2の方については143名、要介護1の方については151名、要介護2の方については157名、要介護3の方については146名、要介護4の方については128名、要介護5の方については91名である。

認定事項第6号平成20年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

当局説明

- ・ 平成20年度の最終予算額は、12億3,620万円である。収入済額は12億3,410万円で、調定総額12億5,085万円に対して収入割合は約98.7%である。支出済額は12億2,624万2,000円で、歳入歳出差し引き残額は、785万8,000円である。
- ・ 20年度の整備状況としては、補助事業が塩屋補助支線及び深浦補助支線の355.72メートル。単独事業が塩屋地区污水管路施設工事の239メートルで、当該年度は594.72メートルを敷設し、管路総延長は10万0,266.26メートルとなっている。
- ・ 平成19年度から着工している改築更新事業は、終末処理場汚泥処理施設の脱水設備の電

気・機械工事を行った。当該年度の整備面積としては、2.5ヘクタールの整備で整備済面積は377ヘクタールで現認可に対して92.3%の整備率である。水洗化戸数は105戸の増加で、平成20年度末現在で5,112世帯、水洗化率で83.8%である。

- ・ 受益者負担金関係の未納者に対しては戸別訪問等を実施しており、未納の方については現在下水道を利用していない方がほとんどであり、下水道に対する理解がまだ説明には回っているが理解されていない方が多いようである。
- ・ 受益者負担金の未収は、現年度が5人、過年度が156人である。使用料は、20年度末現在が192人、過年度が29人となっている。
- ・ 収入未済額は下水道使用料の合計が221人で、残高が98万3,595円。受益者負担金の方が161人で1,576万6,520円である。
- ・ 水洗化戸数は105戸ふえて、事業収入使用料は577万3,000円程度、前年度と比較して減っている原因は、1世帯当たりの使用水量が平均で月1トンほど減になっており、全体的に流入水量が減になったということである。
- ・ 事業費の維持管理費に対する回収率等が、前年度とすると0.9ポイントほど下がっているのは使用料の減が大きく響いている。
- ・ 地方公営企業等金融機構等からの借入先の利率等については、起債申請した段階で県及び国の方から起債の割当がある。その部分で地方公営企業金融公庫幾ら、財政融資資金幾らという形で割り振った額で許可がおりてくるといふ部分で金融機構の方は、あとのこの2%で、2.2%になっているのは借入時期の違いで利子が違っている。
- ・ 一般分については県、国からの割り当て分になる。財政融資資金一般分についてはすべて国、県の割当が来ている。公営企業借換債については、この地方公営企業等金融機構の部分については昨年6月に市中銀行ほか金融機構等に利率照会したときにここが一番安かったので、そのときに2.45%で借りている。あとの部分については、ことしの2月ごろ借換債ということで市中銀行及び金融機構等に問い合わせをした結果、市中銀行が安かったので借りかえしている。
- ・ 地方公営企業等金融機構は、国の制度で国庫が抜け地方公共団体で設立しただけであるので、それぞれの起債によって国からの認可がある分とそれから縁故債とする分と許認可事項で来るので、それに基づいて市中銀行と地方公営企業等と利子の調査をして決まるという形だと思ふ。
- ・ 金融機構の一般分の起債割当の部分は、もし借換債ですとすれば保証金が発生するので、この借換債については公的資金保証金免除ということで借りかえをしている。
- ・ 下水道区域外協力金は区域としては計画区域線を入れた外側になるが、取り付け管は道路の区域外も入れているので、それを利用する方は一応負担金と同様協力金という形で納めていただき接続することになっている。
- ・ 受益者負担の収入未済は、1次区域については219件の17人、2次区域については693件の50人、3次区域については1,361件の89人、過年度については合計156人である。
- ・ 未納者には、文書の発送および戸別訪問してお願いに回っているところである。19年度末の未収残高からすると20年度では過年度については、約240万程度支払いしているので、今後1件1件、説明しながら理解していただいで納付してもらおうということに努めたい。
- ・ 昭和59年度からの受益者負担の収入未済については、審査の段階で課の情報を十分聞いているが、下水道区域内で下水道を利用していない方々は認識が薄いというのもあると思うが、半分は意識の中には自分が下水道を利用するときに払えばいいぐらいの軽い気持ちの未納者というのが大部分いると聞いている。したがって条例で定めたことであるから当然100%とるべきだということはわかっているが、問題は区域内にありながら現在下水道に直結していない方々に大分努力している跡が見えている。なかなか掘り起しができないと、そういう形でこれはなかなか解消が無理だなという意味の仕方がないという言葉を使っただけであり、何か全体

を否定したようにとられるのは監査委員としては心外である。

委員からの意見・要望

- ・ 受益者負担については、公平負担ということで同意をもらった上で事業は推進する。監査委員として、そこはちゃんと認識してもらいたい。

認定事項第7号平成20年度枕崎市立病院事業決算

当局説明

- ・ 全国的な勤務医不足が言われる中で、常勤医が自己都合により12月に退職した後、大学からの医師派遣ができなかったため、常勤医は1名減の2名となり、非常勤医を2名増の6名としたが、年度末現在の換算医師数は2.92人、充足率は80.1%となり残された医師への負担が非常に大きくなっている。
- ・ 入院患者数は前年度より264人増の2万0,468人、病床稼働率は93.5%、外来患者数は前年度より1,325人増の2万0,655人、診療日数ベースでの1日平均患者数は85人となり、外来の実患者数は46人増の1万1,086人となっている。
- ・ 収益は、平成20年度診療報酬改正は薬価を含めた全体では0.82%マイナスであったものの診療報酬本体では0.38%のプラス改定となった。また、病床別の稼働率が一般病床で98.2%、医療型療養病床で91.7%、介護型療養病床で87.4%となり、病床全体での稼働率が前年度を1.5ポイント上回る93.5%になった。さらに約10年間減少し続けていた外来患者数も若干であるが増加したことなどがあり、入院収益、外来収益とも増加し、総収益は院外処方に移行した平成12年度以降最高の収益となった。
- ・ 費用は効率的な予算執行に努めたが、常勤医減に伴い給与費は減少したものの、医師の退職給与金の増加、重症患者への投与薬品の増加、原油高騰に伴う燃料費や光熱費の増加、委託職員の増員及び非常勤医師謝金等の必要経費が増加したため、費用も平成12年度以降最大の決算額となっている。
- ・ 老朽化した医療設備等の整備は、X線の一般撮影装置の更新のほか、乾式CT写真現像機、電動式ベッドなどそのほか車いす患者搬送用の公用車及び診療報酬請求オンライン化のためのパソコン購入なども行った。
- ・ 主要指標である経常収支比率は、前年度0.6ポイント下回る105.9%、医業収支比率も前年度を2.7ポイント下回る104.1%となったが、収支状況は純利益が約3,042万3,000円となり、4年連続して黒字決算となっている。
- ・ 平成19年12月に総務省から示された公立病院改革ガイドラインに基づく市立病院改革プラン策定のため、平成20年4月に枕崎市立病院改革有識者会議を設置し、9月には市立病院の役割及び今後取り組むべき事項のほか、経営形態の見直しを含む提言がなされたことを受けて、平成21年4月から地方公営企業法の全部を適用するための条例及び企業管理規定の整備も行った。
- ・ 事業収益のうち、医業収益は5億3,349万6,865円で前年度より3,101万8,836円、率にして6.2%の増となり、医業外収益は1,548万9,350円で387万0,852円、率に33.3%の増となっている。
- ・ 事業費用は医業費用が5億1,242万3,916円で前年度と比較して4,184万8,554円、率にして8.9%の増となり、医業外費用は公的資金補償金免除繰上償還に伴う低金利への借換債発行の影響等で613万9,204円、前年度より604万8,485円、率にして49.6%の減となった。
- ・ 総収益は5億4,898万6,215円で前年度より3,488万9,688円の増、総費用は5億1,856万3,120円で前年度より3,580万0,069円増となり、純利益が前年度比2.9%減の3,042万3,095円

となった。

- これまで費用の中でもっとも大きな割合を占めているのは給与費となっていたが、医師の減などの影響で非常勤謝金が増加したことや委託職員の増などで、経費が最も大きな割合となっている。
- 給与費の比率は事業収益に対して37.2%となり、前年度より2.4ポイント低くなり総費用に対しても39.4%で2.8ポイント低くなっているが、これは分母となる収益費用とも前年度を大きく上回ったことが影響している。
- 資本的収入及び支出は、収入額では一般会計繰入金178万5,000円で、これはX線一般撮影装置購入額の2分の1に相当する額である。支出額は、有形固定資産購入費としてX線一般撮影装置、乾式CT写真現像機、車いす患者搬送用の公用車購入ほかで、計825万1,617円。企業債償還金は、借りかえ後の通常償還元金1,224万2,189円となり、合計は2,049万3,806円となった。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,870万8,806円は、過年度分損益勘定留保資金1,000万4,307円及び当年度分損益勘定留保資金870万4,499円で補てんしている。
- 未処分利益剰余金は、平成19年度決算での繰越利益剰余金は2,997万5,254円となっていたが、20年度純利益が3,042万3,095円となり、当年度未処分利益剰余金は6,039万8,349円となったので、減債積立金と建設改良積立金に新たに積み立てようとするもので、減債積立金は20年度末現在高1,000万あるが、それに法定積立分と任意積立分を加算して300万円、建設改良積立金は全額任意積立金として平成20年度減価償却費に相当する1,900万円を予定している。翌年度への繰越利益剰余金は積立額を差し引いた3,839万8,349円となっている。
- 職員構成は6月に新たに看護師の採用をしたので、8月1日現在で、常勤医師1名、事務職4名、薬剤師1名、理学療法士が1名、正看護師が11名、准看護師が1名、合計19名。これが正規職員である。その他非正規職員として、非常勤医師7名、事務職1名、放射線技師1名、管理栄養士が1名、正看護師7名、准看護師が10名、看護助手17名、医療事務4名、守衛4名、厨房の職員が企業委託7名、合計59名。トータル78名で運営している。
- 8月1日現在で非常勤医師は7名と言ったが、8月8日から毎週1人非常勤医師が来ている。非常勤医師も当直をするので、24時間体制の非常勤医が月曜日と火曜日、木曜日の夜から金曜日にかけてできているし、土曜日、日曜日についても今度の土日は大学から来てくれるということで、県ともいろいろ調整して、それ以外に県の方からもお願いできないかということで調整しているので、診療上の問題については患者へは影響は出ていないと思う。ただ、トータルの院長が拘束されている時間が長いということで、院長の疲労がどの程度なのかというのが相当心配な状況になっている。
- 入院・外来患者が増加したことに対して、院長の方針で、急患について電話等での連絡や救急車等からの依頼があった場合、一たん診察して外科の分野である場合は、外科の方にさらに搬送という形ですべて受け入れするということなので、外来関係はそういう面も少しは影響が出てきているかと思うが、特に大きな理由はない。
- 人工呼吸器は、大人用とか子供用という人工呼吸器はないので、対応の仕方というのは大人であっても子供であっても同じではないのかなと思っている。
- 医療機器のメーカーとは常に連携をとっているのですが、人工呼吸器以外のものであっても例えば心電図モニター等が不足するような状態になったときには業者の方にレンタルで持ってきてもらうという体制をとっているのですが、仮に人工呼吸器が必要な患者が増加した場合でも業者とのレンタル契約という形で対応は可能と思っている。
- 新型インフルエンザであっても季節性のインフルエンザであっても通常の病気であっても罹患したからといって、すべて人工呼吸器が必要ということではない。あくまでも重症になった場合なので、必要な方というのが皆さんということにはならない。今のところは特段、そこま

で厳しく考えていない状況である。

- ・ 15年度から20年度までの決算額あるいは決算見込み額を見てもらうとわかると思うが、収入がふえるためには費用もふえている。これが企業の原則なので、5億円台の収入を維持していくためには、経費は今後も伸びざるを得ないだろうと推計している。
- ・ 実際に運営する中では、経費の節減・削減については努力するが、企業会計の中では確実な収入増が見込まれる場合については、費用の制限はしないという考え方が一般的なので、そのやり方で推計している。
- ・ 主治医ということになると、入院している方はすべて院長が対応している。あくまでも院長がいないときに病気が急変したときには、その当直しているあるいは院長が訪問診療等で外に出ているときには、外来で診てもらっている非常勤の先生にお願いすることになるので、主治医という形では院長がカルテ関係はすべて把握している状況である。

認定事項第8号平成20年度枕崎市水道事業決算

当局説明

- ・ 平成20年度末における給水戸数は1万0,947戸、給水人口は2万1,236人で前年度に比べて給水戸数で7戸の増、給水人口で288人の減となった。年間配水量は、309万9,760トンで有収水量は285万4,692トンであった。前年度に比べて配水量で6万1,216トンの減、有収水量で10万5,700トンの減となった。また、有収率も92.1%となり前年度に比べ1.6ポイント低下した。
- ・ 建設改良工事について、平成20年度の建設改良費の決算額は1億5,909万4,392円となった。主な事業内容としては、配水管の新設改良を3,257メートル。導水管の新設を191メートル施工し、あわせて次年度の整備に向けて片平山配水池周辺の改修基本計画や測量設計並びにJR白沢駅付近の石綿セメント管改修に係る測量設計を行った。
また安定した水の供給管理を行うため、道野配水池の水位計を取りかえるなど施設の改修を進め、災害に強い施設づくりと有収率の向上に取り組んだ。
- ・ 経営状況について、収益的収入及び支出では税抜きで総収益4億6,291万6,217円、総費用4億4,669万4,106円で1,622万2,111円の純利益となった。これに前年度繰越利益剰余金1,135万9,400円を加えると平成20年度末における未処分利益剰余金は、2,758万1,511円となる。総収益のうち給水収益は4億4,666万3,696円で、前年度に比べ1,630万0,621円の大幅な減。営業外収益は前年度に比べて40万1,362円の増となった。
- ・ 総費用は、前年度に比べて営業費用が473万8,128円の増、営業外費用が69万6,345円の減、合計で404万1,783円の増となった。結果的に前年度と比較し収益が減少し、費用が増加したことで純利益が大幅に減少した。
- ・ 資本的収入及び支出では収入額が2,324万4,810円に対し、支出額2億3,083万5,855円となり、2億0,759万1,045円の不足が生じ過年度分損益勘定留保資金1億6,623万6,129円、当年度分損益勘定留保資金3,590万9,943円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額544万4,973円で補てんした。
- ・ 平成19年度決算で繰越利益剰余金は1,135万9,400円となっていたが、当年度純利益が1,622万2,111円となり、当年度末未処分利益剰余金は2,758万1,511円となったので、その一部を減債積立金と建設改良積立金に新たな積み立てをしようとするものである。
- ・ 戸数はふえているが給水人口が減少しているのは、戸数自体の中の家族構成が減ってきている。通常であれば人口が減少すれば戸数も減少するが、今現在、立神前水利組合という上水道でない区域の方々が随時上水道にかえてきているので、その分戸数はふえてきているが市全体としての人口減が非常に激しく、収益としては年間700万程度ずつ減少していく予定である。
- ・ 長期的な収支計画を立てると平成25年度から金山浄水場の急速ろ過機の改修を始める計画

であるので、平成26年度から赤字になる見込みである。資本的収入及び支出においても補てん財源が平成30年度には不足を生じるのではないかという見込みを立てている。

- ・ 金山浄水場については、昭和50年4月に稼動しており、現在35年が経過している。取水方法として深浦地区の井戸水の利用と花渡川の河川水の利用を半々で行っており、金山浄水場の場合、補修改良等を加えなければならないところもあるが、その中でも急速ろ過機が35年経過しているのので、その分は全面的な改修を行わなければならない。
- ・ 本市の場合は急速ろ過機を使用しているが、ろ過の方法には膜ろ過とか膜でろ過する方法とあって、今後改修を重ねるに当たってどの方法を用いるかというのは検討していかないといけない。ただ金山浄水場については、維持を続けるということである。
- ・ 金山浄水場の急速ろ過機の改修については、振興計画上は3年間単年度で2億ずつの6億をかける予定である。
- ・ 老朽管更新の進捗状況は本市の場合、平成20年度末で管路総延長が26万8,106メートル、268キロ程度ある。そのうち耐用年数が25年から40年経過した老朽管の割合が8万1,729メートルで30.6%ある。通常老朽管とは40年以上をいうが、本市の場合には材質の悪い時期に敷設した管もあって、それが25年で、25年から40年経過したものを老朽管ととらえており、まだ30.6%解消していかなければならない。ただし、それを解消するとその前のものは老朽管に早がわりするので、引き続き老朽管の改修は続けていかないといけない。
- ・ 金山地区は河川水を用いているので、川が流れている段階で温められ、さらに金山浄水場の薬品沈殿池を通るときに夏場であれば温められ、それが浄水になった時点で既に水温が高い傾向がある。さらに埋設が以前120以下にしてあったのを規定により60センチのところまで埋設しており、そうやって温められた。水温が高いということで御迷惑をかけているところである。ほかのところについては、岩戸の配水池に持っていった水が少々夏場で温められた。冷水を使いたいという利用者からちょっと高いという相談を受けたことがある。金山地区についてはあれこれ対策を施しているが、抜本的な対策としては浄水をつくる時点で井戸水なり追加補てんして水温を下げるということしか現在のところでは考えられない。
- ・ 給水原価と供給単価の差し引き損益がマイナスとなった要因は、供給単価については水道料という決まった単価があるので、さほど変化することはない。従量制をとっているののでたくさん使えばそれなりに単価が上がったような形にはなるが、さほど変動はない。
- ・ 給水原価については、水道課職員の人件費から動力費すべてが含まれており、今回、逆転が起きたのは歳出がふえたということで、その原因は修繕費である。金山浄水場の急速ろ過機が水漏れを起こして、4号ろ過機、1号ろ過機、内部防食塗装工事を施した。この防食塗装工事が大体453万円程度あった。
- ・ 歳入と歳出のバランスが乱れるとこういう逆転現象が起こってくる。収入は人口減少が避けられない事情により、年々700万程度減ってくるので、それに対して歳出も減少を心がけていかなければ、逆転現象になった時点で赤字になるので、何らかの対策を施さなければならない。
- ・ 平成21年度をもって石綿セメント管の改修が終了するので、その時点でこれまで問題になっていた職員数についても減らしていかなければならない。さらに、ほかの経費についても行政改革を進め節約に心がけ、できる限り料金の値上げは先送りしたい考え方は持っている。
- ・ 職員1人当たりの有収水量、営業収益、給水人口の指標に対して若干、本市の場合は労働生産性が悪いという状況であるが、この部分はすべて職員が多いということに尽きる。
- ・ 本市のような経営規模の水道事業体については、総合的な民間委託はかえって高くつく傾向がある。本年度、次年度を通して委託方法についても検討を進めていきたい。

委員からの意見・要望

- ・ ぬるいとか冷たいとか余りぜいたくを言うつもりはないが、将来に向かって地域住民のために頑張ってもらいたい。改善できるものであれば将来的に努力いただきたい。
- ・ 原価より安く水道水を売っているという状態というのは、事業としてはおかしいので、行政改革をして努力していただきたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 畠 野 宏 之

枕崎市議会議員 原 村 且 元

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子